本資料は次回の専門部会にもご持参ください。

愛媛地方最低賃金審議会

第１回愛媛県最低賃金専門部会資料

令和４年８月１日

愛媛労働局労働基準部賃金室

愛媛地方最低賃金審議会第１回愛媛県最低賃金専門部会

資　料　目　次

令和４年８月１日

１　愛媛地方最低賃金審議会愛媛県最低賃金専門部会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・　1

２　中央最低賃金審議会令和４年度第１回目安に関する小委員会資料（抜粋）
資料１　主要統計資料
【Ⅰ　全国統計資料編】
（１）主要指標の推移　・・　8
（２）有効求人倍率の推移　・・　10
（３）賃金・労働時間の推移　・・・　12
（４）春季賃上げ妥結状況　・・　19
（５）夏季賞与・一時金妥結状況　・・　21
（６）消費者物価指数の対前年上昇率の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
（７）地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
（８）賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
（９）地域別最低賃金と賃金水準との関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
(10) 企業の業況判断及び収益　・・・　28
(11) 法人企業統計でみた労働生産性の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
【Ⅱ　都道府県統計資料編】
（１）各種関連指標　・・・　38
（２）有効求人倍率の推移　・・・　39
（３）失業率の推移　・・・　40
（４）賃金・労働時間の実情と推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
（５）消費者物価指数等の推移　・・・　45
（６）労働者数等の推移　・・・　47
【Ⅲ　業務統計資料編】
（１）令和３年度　地域別最低賃金の審議・決定状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
（２）最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58

３　中央最低賃金審議会令和４年度第２回目安に関する小委員会資料（抜粋）
（１）令和４年賃金改定状況調査結果 ･････････････････････････････････ 61
（２）生活保護と最低賃金 ･･･ 71
（３）地域別最低賃金額、未満率及び影響率 ･････････････････････････ 75
（４）賃金分布に関する資料（抜粋） ･････････････････････････････････ 79
（５）最新の経済指標の動向 ･･･ 93

４　愛媛の工業・商業統計、経済指標
（１）工業統計 ･･･ 141
（２）商業統計 ･･･ 142
（３）経済指標 ･･･ 143

（別冊資料）
○ 資料集
○ 令和４年最低賃金に関する基礎調査の概要

愛媛地方最低賃金審議会愛媛県最低賃金専門部会委員名簿

令和４年７月 15 日任命

区 分	氏　　名	現　　職	備　考
公益代表	井上（いのうえ）　雄基（ゆうき）	弁護士	
	宮谷（みやたに）　しのぶ	特定社会保険労務士	
	森本（もりもと）　明宏（あきひろ）	弁護士	
労働者代表	上甲（じょうこう）　章史（あけし）	電機連合西四国地方協議会事務局長	
	白石（しらいし）　浩司（こうじ）	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	
	曽我（そが）　一樹（かずき）	ＵＡゼンセン愛媛県支部支部長	
使用者代表	小野（おの）　雄史（ゆうじ）	新居浜機械産業協同組合理事長 株式会社小野鐵工所代表取締役社長	
	小池（こいけ）　久志（ひさし）	浅川造船株式会社総務部長	
	八塚（やつづか）　洋（ひろし）	愛媛県経営者協会専務理事	

(注)　各側の委員の掲載順は５０音順です。

資料No.1

主 要 統 計 資 料

資料標題

Ⅰ　全国統計資料編

１　主要指標の推移（暦年・四半期・月）

(1)　ＧＤＰ、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率　・・・１

(2)　求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数　・・・２

２　有効求人倍率の推移

(1)　有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月）　・・・３

(2)　年齢別常用求人倍率の推移（暦年、年齢別）　・・・４

３　賃金・労働時間の推移

(1)　賃金

イ　賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月）　・・・５

ロ　パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月）　・・・６

ハ　初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別）　・・・７

(2)　賃金・労働時間

イ　賃金・労働時間指数の推移①［事業所規模30人以上］（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与）　・・・８

賃金・労働時間指数の推移②［事業所規模5～29人］（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与）　・・・９

ロ　一般労働者の賃金･労働時間の推移(暦年、規模別(10人以上･10～99人･5～9人)･所定内給与･所定内労働時間･時間当たり所定内給与)　・・・10

ハ　月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））　・・・11

４　春季賃上げ妥結状況

(1)　春季賃上げ妥結状況（令和４年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別））　・・・12

(2)　賃上げ額・率の推移　・・・13

イ　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）

ロ　賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和３年）

５　夏季賞与・一時金妥結状況（令和４年）（連合、経団連）　・・・14

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）　・・・15

７　地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移　・・・16

８　賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率　・・・17

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係
(1)　一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））　・・・18
(2)　短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））　・・・19
(3)　毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）　・・・20

10　企業の業況判断及び収益
(1)　日銀短観による企業の業況判断及び収益
イ　業況判断（ＤＩ）（企業規模別、四半期）　・・・21
ロ　経常利益増減（企業規模別、年度）　・・・22
ハ　売上高経常利益率（企業規模別、年度）　・・・22
(2)　法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度・四半期）　・・・25
(3)　中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）（産業別、暦年・四半期）　・・・26

11　法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）　・・・28

Ⅱ　都道府県統計資料編
１　各種関連指標（ランク別・都道府県別、１人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者(高卒)の所定内給与額）　・・・30

２　有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）　・・・31

３　失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）　・・・32

４　賃金・労働時間の実情と推移
(1)　賃金
イ　定期給与の推移［事業所規模30人以上］（ランク別・都道府県別、暦年）　・・・33

ロ　パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金平均額　・・・34
ハ　パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金下限額　・・・35
(2)　労働時間
常用労働者１人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移［調査産業計、事業所規模30人以上］（ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別（暦年））　・・・36

５　消費者物価指数等の推移
(1)　消費者物価対前年上昇率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・月）　・・・37
(2)　消費者物価地域差指数の推移（ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年）　・・・38

６　労働者数等の推移
(1)　常用労働者数［事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・39
(2)　雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・40
(3)　就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・41

Ⅲ　業務統計資料編
１　地域別最低賃金改定状況
(1)　令和３年度　地域別最低賃金の審議・決定状況
（ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額（引上げ額・率）・採決状況等）　・・・42
(2)　目安と改定額との関係の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・43
(3)　効力発生年月日の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・44
(4)　加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別、年度）　・・・45
(5)　最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差、年度）　・・・46
(6)　地域別最低賃金引上げ率の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・47

２　最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
(1)　監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）　・・・48
(2)　業種別法違反の状況（令和４年１月～３月、全国計）　・・・49

Ⅰ　全国統計資料編

1　主要指標の推移（1）GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	ＧＤＰ（国内総生産）					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数（月平均）		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	（億円）	（%）	（%）	（億円）	（%）	(H27年=100)	（%）	(H27年=100)	（%）	（件）	（%）	（万人）	（万人）	（%）
平成 24 年	5,004,747	0.6	－	5,178,644	1.4	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
25 年	5,087,006	1.6	－	5,282,481	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	－	5,298,128	0.3	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	－	5,380,812	1.6	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	－	5,421,374	0.8	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	－	5,512,200	1.7	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,562,938	0.6	－	5,544,395	0.6	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
令和 元 年	5,584,912	0.4	－	5,531,069	△ 0.2	101.1	△ 3.0	99.9	△ 3.1	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2 年	5,380,016	△ 3.7	－	5,280,568	△ 4.5	90.6	△ 10.4	87.1	△ 12.8	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
3 年	5,419,404	0.7	－	5,367,708	1.7	95.7	5.6	94.1	8.0	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
令和 2 年 1～3月	5,530,795	0.5	2.1	5,444,600	0.5	98.0	0.0	94.6	△ 1.0	2,164	12.9	167	1	2.4
4～6月	5,124,616	△ 7.3	△ 26.3	5,014,374	△ 7.9	81.5	△ 16.8	75.3	△ 20.4	1,837	△ 11.4	196	27	2.8
7～9月	5,390,650	5.2	22.4	5,279,336	5.3	88.8	9.0	85.1	13.0	2,021	△ 7.4	206	43	3.0
10～12月	5,464,704	1.4	5.6	5,372,293	1.8	93.9	5.7	92.6	8.8	1,751	△ 20.8	203	48	2.9
3 年 1～3月	5,427,106	△ 0.7	△ 2.7	5,350,880	△ 0.4	96.3	2.6	95.4	3.0	1,554	△ 28.2	195	28	2.8
4～6月	5,451,170	0.4	1.8	5,384,878	0.6	96.5	0.2	95.3	△ 0.1	1,490	△ 18.9	210	14	3.0
7～9月	5,393,833	△ 1.1	△ 4.1	5,341,939	△ 0.8	94.7	△ 1.9	90.5	△ 5.0	1,447	△ 28.4	193	△ 13	2.8
10～12月	5,411,574	0.3	1.3	5,394,436	1.0	94.9	0.2	94.7	4.6	1,539	△ 12.1	180	△ 23	2.6
4 年 1～3月	5,419,704	0.2	0.6	5,387,618	△ 0.1	95.7	0.8	93.2	△ 1.6	1,504	△ 3.2	182	△ 13	2.7
令和 4 年 1月	－	－	－	－	－	94.3	△ 2.4	92.8	△ 3.6	452	△ 4.6	191	4	2.8
2月	－	－	－	－	－	96.2	2.0	94.2	1.5	459	2.9	188	△ 3	2.7
3月	－	－	－	－	－	96.5	0.3	92.7	△ 1.6	593	△ 6.5	179	△ 9	2.6
4月	－	－	－	－	－	95.1	△ 1.5	92.7	0.0	486	1.9	176	△ 3	2.5
5月	－	－	－	－	－					524	11.0			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

（注）国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期（月、四半期）比（差）である。
なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数より推計した値である。

1　主要指標の推移（2）求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
							調査産業計					製造業				
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 24 年	1.28	0.80	93.3	0.0	97.7	△ 0.9	97.9	△ 1.0	104.9	△ 1.0	24.10	98.5	△ 0.7	105.6	△ 0.8	10.08
25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.3	97.9	△ 0.1	104.5	△ 0.6	24.37	98.4	△ 0.1	105.0	△ 0.6	10.30
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.1	98.9	1.1	102.2	△ 2.2	24.50	100.2	1.9	103.5	△ 1.5	10.40
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.0	0.1	101.2	△ 0.9	25.40	100.4	0.2	102.7	△ 0.7	11.52
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	100.1	1.1	102.5	1.3	25.22	101.1	0.8	103.5	0.9	11.32
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.7	0.5	102.4	△ 0.1	25.09	102.4	1.3	104.2	0.7	10.78
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.9	1.2	102.4	0.0	25.09	103.9	1.5	104.4	0.3	10.16
令和 元 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.7	△ 0.2	101.7	△ 0.8	25.59	104.1	0.2	104.1	△ 0.4	10.27
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.7	100.0	△ 1.7	25.28	100.0	△ 4.0	100.0	△ 3.9	10.63
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.5	4.5	100.9	1.0	101.2	1.2	25.05	102.2	2.2	102.5	2.5	10.55
3 年 1～3月	1.96	1.09	99.8	0.3	101.0	1.4	101.1	1.4	101.4	1.0	25.23	102.8	2.6	103.1	2.2	10.85
4～6月	2.05	1.11	99.2	△ 0.6	103.4	2.4	101.3	0.2	102.0	0.6	24.69	102.9	0.1	103.6	0.5	10.39
7～9月	2.03	1.15	99.8	0.6	105.6	2.1	101.2	△ 0.1	101.5	△ 0.5	25.02	102.5	△ 0.4	102.8	△ 0.8	10.54
10～12月	2.10	1.17	100.0	0.3	108.0	2.3	100.5	△ 0.7	100.6	△ 0.9	25.24	101.8	△ 0.7	101.8	△ 1.0	10.40
4 年 1～3月	2.18	1.21	100.8	0.8	110.3	2.1	103.7	3.2	102.9	2.3	24.35	103.2	1.4	102.4	0.6	10.70
令和 4 年 1月	2.16	1.20	100.4	0.3	109.3	0.8	102.7	3.2	102.5	3.1	24.52	103.3	3.3	103.2	3.4	10.66
2月	2.21	1.21	100.8	0.4	110.3	0.9	103.7	1.0	102.9	0.4	24.34	103.2	△ 0.1	102.4	△ 0.8	10.82
3月	2.16	1.22	101.3	0.5	111.3	0.9	104.8	1.1	103.3	0.4	24.20	103.1	△ 0.1	101.7	△ 0.7	10.62
4月	2.19	1.23	101.8	0.5	112.8	1.3	104.6	△ 0.2	102.6	△ 0.7	24.22	105.1	1.9	103.2	1.5	10.75
5月			102.1	0.3	112.8	0.0										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

（注）1　職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
2　毎月勤労統計調査は、事業所規模30人以上の結果であり、平成24年以降は再集計された公表値、平成23年以前は時系列比較のための推計値である。
3　求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
4　国内企業物価指数の令和４年５月分の数値は速報値であり、同指数令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均した。

２　有効求人倍率の推移

(1)　有効求人倍率の推移

（単位：倍）

区分＼年		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年	令和4年			
												1月	2月	3月	４月
全国		0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.20	1.21	1.22	1.23
	Ａランク	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.13	1.01	1.04	1.06	1.09	1.13
	Ｂランク	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.15	1.17	1.25	1.27	1.28	1.31
	Ｃランク	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.29	1.29	1.38	1.39	1.39	1.40
	Ｄランク	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.16	1.22	1.31	1.33	1.33	1.34

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　各ランクの算出に用いた有効求人倍率は、求人票を受理したハローワークの所在地で集計した受理地別の数値である。

２　各ランクにおける数値は、都道府県ごとの数値の単純平均である。

３　新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

４　各ランクは、各年における適用ランクである。

５　各月の数値は季節調整値である。

(2)　年齢別常用求人倍率の推移

（単位：倍）

区分	年齢計	１９歳以下	２０～２４歳	２５～２９歳	３０～３４歳	３５～３９歳	４０～４４歳	４５～４９歳	５０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.52	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

２　令和２年４月以降、年齢別常用求人倍率が公表されなくなったため、令和元年までの数値を掲載している。

3　賃金・労働時間の推移

(1)　賃金

イ　賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：%）

区分	年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年	令和４年			
									１月	２月	３月	４月
現金給与総額	30人以上	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	1.8	2.5	3.4	2.6
	500人以上	△ 0.2	0.5	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	1.2	2.1	2.7	1.6
	100～499人	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	2.3	2.9	4.7	3.6
	30～99人	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.2	3.1	3.6	3.4
	5～29人	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0
定期給与額	30人以上	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.0 (1.8)	2.3 (1.9)	2.2 (1.9)	2.5 (2.2)
	500人以上	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.6 (1.2)	1.7 (1.3)	1.7 (1.4)	1.3 (1.1)
	100～499人	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	2.6 (2.0)	3.0 (2.4)	3.1 (2.5)	3.5 (2.8)
	30～99人	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	2.9 (2.8)	3.2 (3.1)	3.0 (2.9)	3.5 (3.3)
	5～29人	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.7 (△ 0.7)	△ 1.0 (△ 1.1)

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

３　（　）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ　パートタイム労働者比率の推移

（単位：％）

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年	令和４年			
											１月	２月	３月	４月
パートタイム労働者比率	30人以上	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.52	24.34	24.20	24.22
	500人以上	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	15.23	15.19	14.32	14.86
	100～499人	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.80	23.33	22.78	23.08
	30～99人	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.09	30.10	30.69	30.24
	5～29人	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	40.65	40.78	40.82	40.56

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

ハ　初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、%）

区分	高校卒				高専卒	短大卒	大学卒			大学院
	（事務・技術）			（現業）	（技術）	（事務）	（事務・技術）			（修士）
	一律	差あり					一律	差あり		卒
年度		基幹職	補助職					基幹職	補助職	
平成24年度	162,047 140（0.1）	165,323 161（0.1）	157,745 91（0.1）	163,789 72（0.0）	181,656 91（0.1）	173,003 125（0.1）	204,095 207（0.1）	205,374 232（0.1）	181,773 30（0.0）	220,576 176（0.1）
25年度	162,195 141（0.1）	166,122 187（0.1）	158,603 125（0.1）	163,781 38（0.0）	182,112 153（0.1）	173,599 223（0.1）	204,149 132（0.1）	205,698 461（0.2）	182,228 175（0.1）	219,981 161（0.1）
26年度	162,381 702（0.4）	167,202 569（0.3）	159,446 544（0.3）	163,990 736（0.5）	182,401 842（0.5）	174,179 655（0.4）	204,863 806（0.4）	206,322 601（0.3）	183,060 464（0.3）	220,724 787（0.4）
27年度	163,737 1,239（0.8）	167,472 904（0.5）	159,382 706（0.4）	165,054 1,151（0.7）	184,173 1,579（0.9）	175,591 1,342（0.8）	205,914 1,574（0.8）	207,854 1,933（0.9）	184,169 1,318（0.7）	222,083 1,875（0.9）
28年度	164,828 824（0.5）	167,370 582（0.3）	159,246 616（0.4）	166,617 748（0.5）	185,186 995（0.5）	176,197 767（0.4）	207,163 880（0.4）	209,785 1,263（0.6）	184,691 631（0.3）	223,684 1,153（0.5）
29年度	165,977 1,093（0.7）	167,090 565（0.3）	159,497 532（0.3）	167,568 834（0.5）	186,402 966（0.5）	177,546 851（0.5）	208,235 1,109（0.5）	211,051 1,132（0.5）	186,004 745（0.4）	224,212 930（0.4）
30年度	168,286 1,361（0.8）	170,104 2,618（1.6）	161,889 2,385（1.5）	168,085 1,386（0.8）	187,652 1,660（0.9）	179,334 1,493（0.8）	208,929 1,637（0.8）	213,500 2,171（1.0）	188,362 1,511（0.8）	225,362 1,707（0.8）
令和元年度	168,696 1,670（1.0）	170,298 1,737（1.0）	161,058 1,641（1.0）	170,066 1,613（1.0）	187,941 1,490（0.8）	180,431 1,642（0.9）	209,173 1,544（0.7）	214,378 1,251（0.6）	188,111 1,041（0.6）	225,732 1,569（0.7）
２年度	170,663 1,681（1.0）	174,719 1,098（0.8）	163,383 1,160（0.7）	171,892 1,443（0.8）	190,068 1,597（0.8）	182,648 1,202（0.7）	209,561 1,408（0.7）	214,974 1,608（0.8）	189,037 1,231（0.7）	225,729 1,498（0.7）
３年度	171,550 634（0.4）	173,527 781（0.5）	162,731 603（0.4）	171,894 505（0.3）	190,262 867（0.5）	183,068 797（0.4）	210,092 727（0.3）	215,665 904（0.4）	189,113 544（0.3）	226,262 778（0.3）
４年度	175,234 2,676（1.6）	177,447 3,011（1.7）	167,371 3,067（1.9）	175,285 1,959（1.1）	193,976 2,119（1.1）	187,044 1,940（1.0）	216,637 2,574（1.2）	221,270 1,868（0.9）	195,904 1,485（0.8）	234,239 2,139（0.9）

資料出所　労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

（注）１　集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

２　調査対象は、東証プライム上場企業（令和３年度までは全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業）である。

３　令和４年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数（令和２年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成26年	97.5	0.0	104.8	△ 0.5	93.0	0.5	268,881	136.3	1,973
27年	98.0	0.6	104.8	△ 0.1	93.5	0.7	265,540	135.8	1,955
28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.7	268,736	135.7	1,980
30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.3	270,694	134.9	2,007
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.2	270,847	132.0	2,052
２年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	1.8	271,025	129.6	2,091
３年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	0.0	273,186	130.8	2,089
２年１～３月	99.4	0.4	98.7	△ 0.4	100.7	0.8	269,293	127.9	2,105
４～６月	100.1	△ 0.2	98.7	△ 4.0	101.4	3.8	271,250	127.9	2,121
７～９月	100.1	0.0	100.1	△ 2.1	100.0	2.1	271,292	129.7	2,092
10～12月	100.4	0.0	102.6	△ 0.6	97.9	0.6	272,270	133.0	2,047
３年１～３月	100.1	0.7	98.1	△ 0.6	102.0	1.3	271,181	127.2	2,132
４～６月	101.1	1.1	102.6	3.9	98.5	△ 2.8	274,127	132.9	2,063
７～９月	100.8	0.7	100.3	0.1	100.5	0.6	273,185	130.0	2,101
10～12月	101.2	0.8	102.6	0.0	98.6	0.8	274,251	133.0	2,062
４年１～３月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	1.7	276,252	127.2	2,172

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

３　四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数（令和２年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成26年	98.7	△ 0.4	108.5	△ 0.7	91.0	0.3	206,720	131.1	1,577
27年	98.9	0.2	107.8	△ 0.6	91.7	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	99.1	0.2	106.6	△ 1.0	93.0	1.2	207,447	128.9	1,609
29年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	99.3	△ 0.5	104.6	△ 1.3	94.9	0.8	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.3	207,780	123.5	1,682
２年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.8	209,379	120.9	1,732
３年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
２年１～３月	98.9	1.2	99.0	△ 0.3	99.9	1.5	207,151	119.7	1,731
４～６月	100.2	0.9	98.4	△ 4.3	101.8	5.2	209,852	118.9	1,765
７～９月	100.2	0.4	100.3	△ 2.1	99.9	2.5	209,834	121.3	1,730
10～12月	100.6	0.6	102.3	△ 1.2	98.3	1.8	210,663	123.7	1,703
３年１～３月	99.4	0.5	97.1	△ 2.0	102.4	2.5	208,120	117.4	1,773
４～６月	100.7	0.5	101.3	2.8	99.4	△ 2.3	210,778	122.4	1,722
７～９月	99.8	△ 0.4	99.0	△ 1.3	100.8	0.9	209,064	119.7	1,747
10～12月	100.0	△ 0.6	101.7	△ 0.6	98.3	0.0	209,441	122.9	1,704
４年１～３月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　事業所規模５～29人、調査産業計の数値である。

３　四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

ロ　一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				５～９人			
	所定内給与 ①	所定内実労働時間 ②	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内実労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④	前年比	所定内給与 ⑤	所定内実労働時間 ⑥	時間当たり所定内給与 ⑤／⑥	前年比
	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）
平成24年	297.7	165	1,804	0.9	258.2	172	1,501	0.3	255.5	174	1,468	0.6
25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
２年	307.7	165	1,865	－	278.0	170	1,635	－	282.0	171	1,649	－
３年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）１　数値は、各年とも６月について調査したものであり、調査産業計である。

２　一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、１日の所定労働時間又は１週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

３　前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

４　時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

５　賃金構造基本統計調査は、令和２年調査より集計方法の見直しが行われており、令和２年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ　月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		５～29人		30人以上				５～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
２年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
３年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
令和４年１月	125.1	0.7	112.8	0.0	11.8	7.1	15.5	9.0	6.8	1.5	8.1	13.8
２月	124.7	0.3	115.0	△ 2.4	11.9	7.0	16.6	10.6	7.0	1.4	9.7	16.4
３月	131.9	△ 0.9	119.0	△ 2.2	12.6	4.9	16.8	6.9	7.6	1.4	10.0	20.1
４月	136.1	△ 1.6	123.7	△ 2.4	12.9	6.4	16.7	6.2	7.7	2.7	9.5	12.7

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

３　各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

4　春季賃上げ妥結状況

(1)　春季賃上げ妥結状況（令和４年）

連合　　第7回(最終) 回答集計結果(令和４年７月５日)

	平均賃上げ方式（加重平均）	個別賃金方式（組合数による単純平均） 35歳	個別賃金方式（組合数による単純平均） 30歳
1,000人以上	304組合　1,480,050人 6,637円（6,051円） 2.18%（2.02%）	30組合　99,310人 2,308円（2,518円） 0.67%（0.74%）	29組合　121,026人 1,147円（356円） 0.40%（0.13%）
300～999人	533組合　291,462人 6,093円（5,522円） 2.25%（2.06%）	53組合　30,249人 3,002円（1,618円） 1.02%（0.56%）	42組合　22,626人 1,666円（917円） 0.67%（0.37%）
100～299人	740組合　135,270人 5,842円（5,291円） 2.27%（2.05%）	68組合　12,271人 1,861円（844円） 0.70%（0.32%）	69組合　12,112人 1,719円（558円） 0.71%（0.24%）
～99人	636組合　32,128人 5,461円（4,885円） 2.24%（2.01%）	86組合　4,122人 1,633円（855円） 0.64%（0.35%）	94組合　4,479人 1,464円（755円） 0.62%（0.33%）
規模計	2,213組合　1,938,910人 6,474円（5,831円） 2.20%（2.03%）	237組合　145,952人 2,090円（1,197円） 0.75%（0.44%）	234組合　160,243人 1,536円（679円） 0.62%（0.28%）

(注) 1　(　)内の数値は、令和３年7月5日付　第7回(最終)集計結果。
　　2　平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
　　3　個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
　　4　個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)　　第7回(最終) 回答集計結果(令和４年７月５日)

			単純平均	加重平均
時給	337組合 754,004人	賃上げ額	21.37円（16.38円）	23.43円（19.91円）
		平均時給	1,057.31円（1,023.96円）	1,047.00円（1,038.77円）
月給	100組合 27,425人	賃上げ額	3,728円（3,480円）	3,997円（3,667円）
		賃上げ率	1.75%（1.64%）	1.85%（1.72%）

(注) 1　(　)内の数値は、令和３年７月５日付　第７回(最終)回答集計結果。

経団連(大手企業)第１回集計(令和4年5月20日)

	平均賃上げ方式（加重平均）
主要21業種 大手252社	89社 7,430円（6,040円） 2.27%（1.82%）

(注) 1　原則として,従業員数500人以上の企業を対象。
　　2　158社(62.7%)の回答を把握したが、このうち77社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　3　(　)内の数値は、令和3年5月28日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第１回集計(令和4年6月10日)

	平均賃上げ方式（加重平均）
17業種 754社	249社 5,219円（4,444円） 1.97%（1.72%）

(注) 1　従業員数500人未満の企業を対象。
　　2　252社(33.4%)から回答を把握したが、このうち３社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　3　了承、妥結を含む。
　　4　(　)の数値は、令和３年6月11日付第1回集計結果。

（２）賃上げ額・率の推移

イ　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（%）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
２ 年	4,940	4,250	1.7	1.6
３ 年	4,694	4,087	1.6	1.5

資料出所　厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

（注）１　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、１か月当たりの１人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

２　加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ　賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和３年）

（単位：%）

	１人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	１人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(87.9) 100.0	(1.1) 100.0	(11.0) 100.0
企業業績	46.8	67.4	34.0
世間相場	3.2	－	0.5
雇用の維持	8.8	12.9	5.4
労働力の確保・定着	8.5	－	1.9
物価の動向	0.1	－	－
労使関係の安定	2.0	4.9	2.2
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	4.9	－	－
前年度の改定の実績	3.6	1.2	1.6
その他	4.5	4.1	0.6
重視した要素はない	17.0	5.4	49.7
不明	0.7	4.2	4.2

資料出所　厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

（注）1　（　）内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

2　表中の ― は当該集計値がないものを示す。

５　夏季賞与・一時金妥結状況

第7回(最終) 回答集計結果(令和4年7月５日)

一時金		2022年回答			2021年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.33ヶ月		0.15ヶ月	2.18ヶ月	
		2,509組合	1,820,757人		2,435組合	1,406,199人
	回答額	708,319円		48,070円	660,249円	
		1,862組合	1,030,274人		1,814組合	1,078,620人
年間	回答月数	4.87ヶ月		0.25ヶ月	4.62ヶ月	
		2,018組合	1,827,428人		1,933組合	1,781,130人
	回答額	1,560,045円		39,921円	1,520,124円	
		1,237組合	1,080,221人		1,136組合	1,183,121人

注　１ △はマイナスを表す。以下同じ。
　　２ 数値は組合員一人当たりの加重平均。
　　３ 2021年回答の数値は令和3年7月5日付第7回(最終)集計結果。

経団連第1回集計(令和4年6月21日)

	2022年夏季			2021年夏季		
	社　数	妥　結　額	増　減　率	社　数	妥　結　額	増　減　率
総　平　均	105社	929,259円	13.81%	104社	841,150円	△ 7.28%
製造業平均	93社	930,475円	15.11%	99社	842,115円	△ 6.52%
非製造業平均	12社	922,512円	6.99%	5社	832,485円	△ 13.46%

注１　調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手253社。
　　２　20業種164社(64.8%)の妥結を把握しているが、うち59社は平均額不明などのため集計より除外。
　　３　数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
　　４　増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分＼年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年	令和４年						（参考）令和４年１月～６月の各ランクの平均
											１月	２月	３月	４月	５月	６月	
全　国	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	0.6	1.1	1.5	3.0	2.9	2.8	
Ａランク	△ 0.1	0.4	3.1	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	0.4	1.0	1.3	3.0	2.9	2.7	1.88
Ｂランク	0.0	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	0.0	△ 0.4	0.5	1.0	1.4	2.8	2.7	2.5	1.82
Ｃランク	△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.2	0.4	0.8	1.2	2.7	2.7	2.7	1.75
Ｄランク	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	0.3	0.7	1.1	2.9	2.8	2.8	1.77

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

３　各ランクは、各年における適用ランクである。

７　地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年
地域別最低賃金（円）	７４９	７６４	７８０	７９８	８２３	８４８	８７４	９０１	９０２	９３０
未満率（％）	２．１	１．９	２．０	１．９	２．７	１．７	１．９	１．６	２．０	１．７
影響率（％）	４．９	７．４	７．３	９．０	１１．１	１１．９	１３．８	１６．３	４．７	１６．２

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

（注）１　最低賃金額は、全国加重平均である。

２　「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

３　「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

４　事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

8　賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値　（単位：%）

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年
未満率	１．８	２．０	１．９	１．９	１．５	１．５	１．６	１．９	－	－
影響率	２．８	３．６	３．６	４．０	４．５	４．９	５．１	６．０	－	－

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

２　「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

３　賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。

４　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。

５　賃金構造基本統計調査では、令和２年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和２年に変更された集計方法に基づく特別集計値　（単位：%）

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年
未満率	１．７	１．９	１．８	１．７	１．３	１．３	１．３	１．８	２．０	１．９
影響率	２．７	３．５	３．４	４．０	４．３	４．８	４．８	６．１	２．５	５．９

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。

２　平成24年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和２年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図

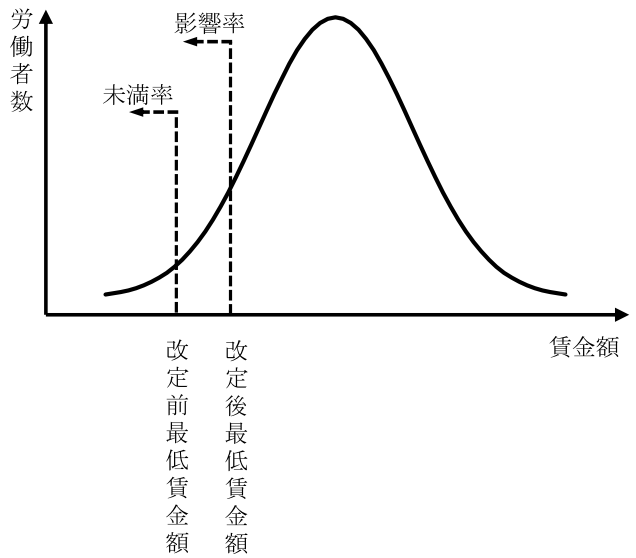

※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

（1）一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

	項目	地域別最低賃金（全国加重平均額）	一般労働者（男女計）							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	年	時間額 ①	所定内給与（月額） ②	所定内実労働時間 ③	時間当たり所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与（月額） ⑤	所定内実労働時間 ⑥	時間当たり所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
		（円）	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）
見直し前の集計方法	平成24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
	25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
	26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
	27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
	28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
	29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し後の集計方法	平成24年	749	296.9	165	1,799	41.6	259.6	172	1,509	49.6
	25年	764	294.8	164	1,798	42.5	262.8	170	1,546	49.4
	26年	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
	27年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
	28年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
	29年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	30年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	令和元年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	２年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	３年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）１　時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

２　賃金構造基本統計調査は、令和２年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和２年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成24年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

（２）短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

	項目	地域別最低賃金（全国加重平均額）	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	年	時間額 ①	所定内給与（時間額）（男女計） ②	時間額比 ①／②	所定内給与（時間額）（女性） ③	時間額比 ①／③	所定内給与（時間額）（男女計） ④	時間額比 ①／④	所定内給与（時間額）（女性） ⑤	時間額比 ①／⑤
		（円）	（円）	（%）	（円）	（%）	（円）	（%）	（円）	（%）
見直し前の集計方法	平成24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8
	25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
	26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し後の集計方法	平成24年	749	1,171	64.0	1,059	70.7	1,119	66.9	1,031	72.6
	25年	764	1,157	66.0	1,059	72.1	1,122	68.1	1,039	73.5
	26年	780	1,188	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1
	27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	２年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
	３年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）１　時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

２　賃金構造基本統計調査は、令和２年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和２年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成24年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

①　復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

②　短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で１時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

（３）毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模30人以上）

項目 年	地域別最低賃金 （全国加重平均額） 時間額 ①	厚生労働省「毎月勤労統計調査」 産業計・事業所規模３０人以上 所定内給与 （月額） ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②／③	時間当たり 所定内給与 ⑤＝②／④	時間額比 ①／⑤
	（円）	（円）	（日）	（時間）	（円）	（円）	（%）
平成26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6
令和元年	901	270,847	18.2	132.0	14,882	2,052	43.9
２年	902	271,025	17.9	129.6	15,141	2,091	43.1
３年	930	273,186	18.0	130.8	15,177	2,089	44.5

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

３　一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10　企業の業況判断及び収益

(1)　日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ　業況判断（ＤＩ）

（「良い」－「悪い」・%ポイント）

		平成31年	令和元年			令和２年				令和３年				令和４年３月	
		３月	６月	９月	12月	３月	６月	９月	12月	３月	６月	９月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	7	3	−1	−4	−12	−39	−37	−20	−6	2	5	6	2	0
	非製造業	15	14	14	11	1	−25	−21	−11	−9	−7	−7	0	−2	−5
大企業	製造業	12	7	5	0	−8	−34	−27	−10	5	14	18	18	14	9
	非製造業	21	23	21	20	8	−17	−12	−5	−1	1	2	9	9	7
中堅企業	製造業	7	5	2	1	−8	−36	−34	−17	−2	5	6	6	3	1
	非製造業	18	18	18	14	0	−27	−23	−14	−11	−8	−6	1	0	−3
中小企業	製造業	6	−1	−4	−9	−15	−45	−44	−27	−13	−7	−3	−1	−4	−5
	非製造業	12	10	10	7	−1	−26	−22	−12	−11	−9	−10	−4	−6	−10

28

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）１　調査対象　調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和４年３月調査の時点で、約9,400社である。

	資　本　金
大企業	10　億　円　以　上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

２　業況判断（ＤＩ）

(1)　回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近（回答時点）の状況」および「先行き（３か月後）の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、３つの選択肢（「１．良い」、「２．さほど良くない」、「３．悪い」）の中から１つを選び回答してもらう。

(2)　３つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス（Diffusion Index）を算出する。

DI＝（第１選択肢の回答者数構成百分比）－（第３選択肢の回答者数構成百分比）

ロ　経常利益増減

（前年度比・％）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度（計画）	令和4年度（計画）
規模計	製造業	−15.9	−3.8	39.7	−2.8
	非製造業	−5.1	−30.4	25.3	1.0
大企業	製造業	−17.5	−1.4	42.0	−2.9
	非製造業	−7.8	−37.9	34.1	0.5
中堅企業	製造業	−3.1	−11.5	28.1	−0.6
	非製造業	−2.8	−23.9	21.9	3.7
中小企業	製造業	−18.1	−10.2	37.1	−4.9
	非製造業	0.7	−16.1	10.3	0.0

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）経常利益増減

回答企業の経常損益（損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、年度の実績計数、および計画（予測）計数を回答してもらい、層別に１社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ　売上高経常利益率

（％）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度（計画）	令和4年度（計画）
規模計	製造業	6.14	6.39	8.16	7.71
	非製造業	4.78	3.61	4.47	4.45
大企業	製造業	7.00	7.48	9.70	9.21
	非製造業	6.18	4.22	5.93	5.90
中堅企業	製造業	5.22	4.93	5.79	5.46
	非製造業	3.70	3.03	3.34	3.36
中小企業	製造業	3.80	3.70	4.64	4.30
	非製造業	3.53	3.18	3.38	3.34

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

（参考）

（注）1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

▽業況判断の推移

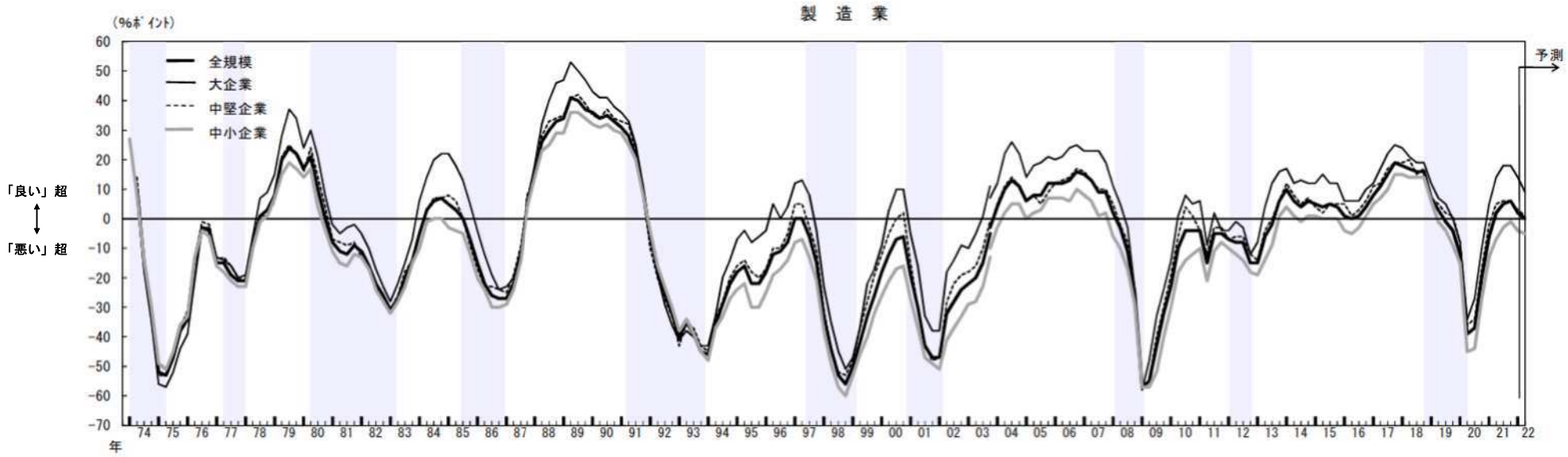

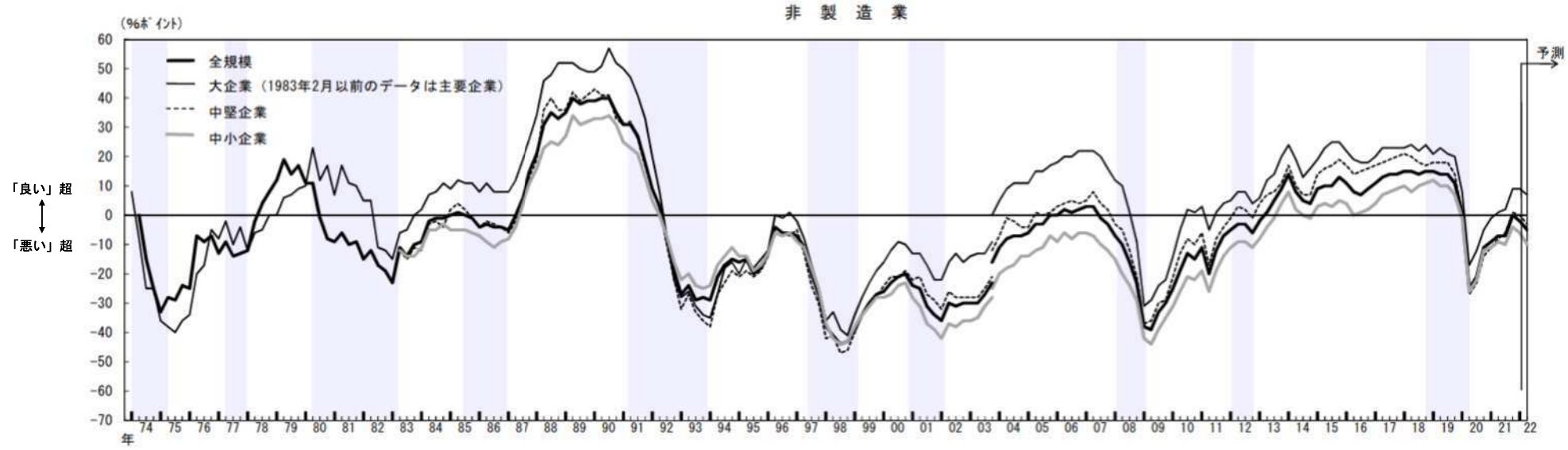

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2022年３月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製　造　業

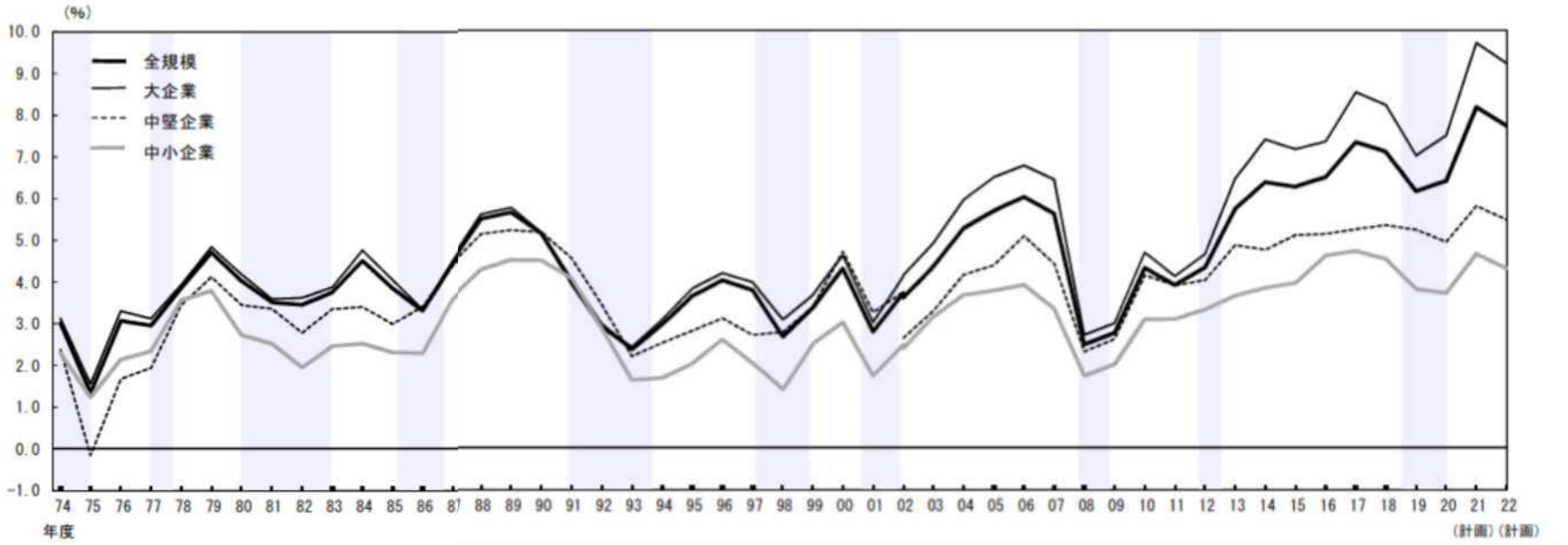

非 製 造 業

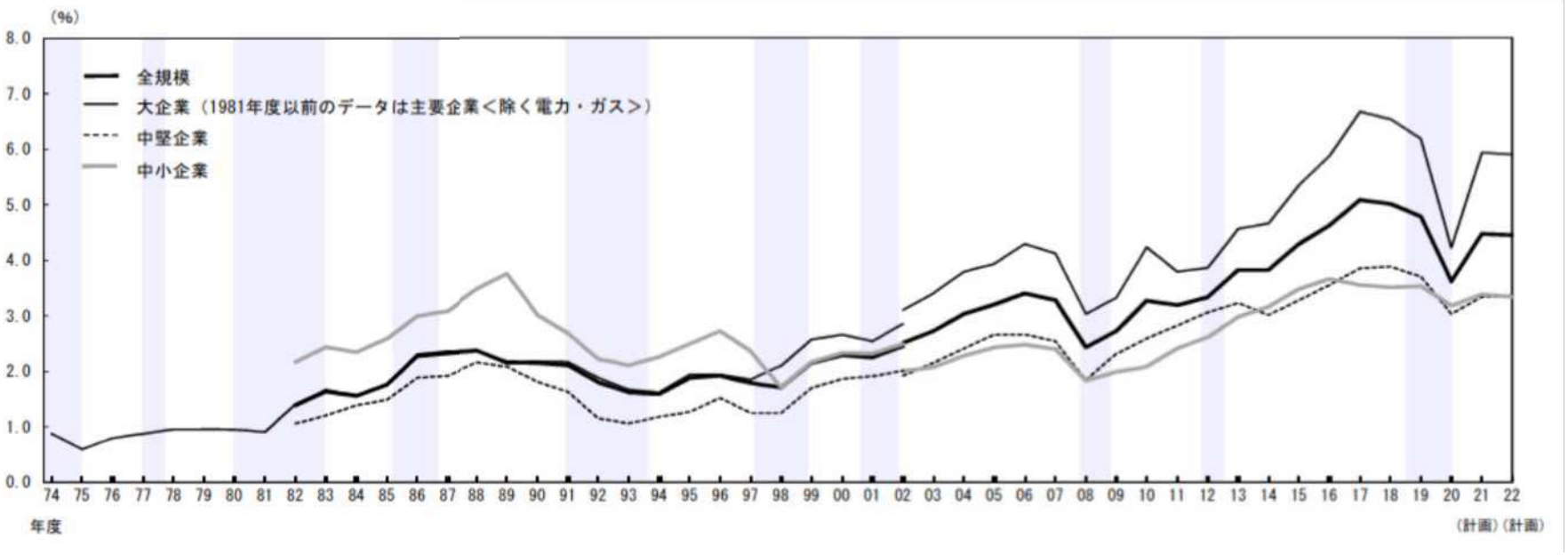

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2022年３月調査）

(2)　法人企業統計による企業収益

（単位：億円、％）

		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年				令和４年
					１～３月期	４～６月期	７～９月期	10～12月期	１～３月期
経常利益	規模計	839,177	714,385	628,538	200,746	240,736	167,508	230,145	228,323
	前年同期比	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	26.0	93.9	35.1	24.7	13.7
	資本金規模10億円以上	482,378	416,995	370,705	105,027	163,113	95,107	117,616	124,141
	前年同期比	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	48.9	61.7	41.3	25.4	18.2
	〃　１億円～10億円	136,617	115,306	104,222	33,773	32,015	30,947	41,416	40,289
	前年同期比	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	21.7	184.9	28.8	32.0	19.3
	〃　1,000万円～１億円	183,789	154,438	126,043	61,947	45,608	41,454	71,113	63,893
	前年同期比	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	1.6	278.6	26.9	19.8	3.1
売上高経常利益率	規模計	5.5	4.8	4.6	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
	資本金規模10億円以上	8.2	7.4	7.2	7.3	12.7	7.3	8.2	8.3
	〃　１億円～10億円	4.6	4.0	3.9	4.9	4.8	4.4	5.4	5.2
	〃　1,000万円～１億円	3.6	3.1	2.7	5.1	3.9	3.4	5.4	4.8

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）1　金融業、保険業を除く全産業。

2　年次別調査は規模計に資本金規模1000万円未満を含む（四半期別調査は含まず。）。

(3)　中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	令和元年			令和２年				令和３年				令和４年	
	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月
合計	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4
製造業	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6
建設業	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6
卸売業	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5
小売業	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0
サービス業	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2

資料出所　中小企業庁「中小企業景況調査」

33

（注）１　本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約１万９千社）である。

製造業、建設業：資本金３億円以下又は従業員３００人以下　　卸売業：資本金１億円以下又は従業員１００人以下

小売業：資本金５千万円以下又は従業員５０人以下　　サービス業：資本金５千万円以下又は従業員１００人以下

２　「ＤＩ」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移（5業種別）

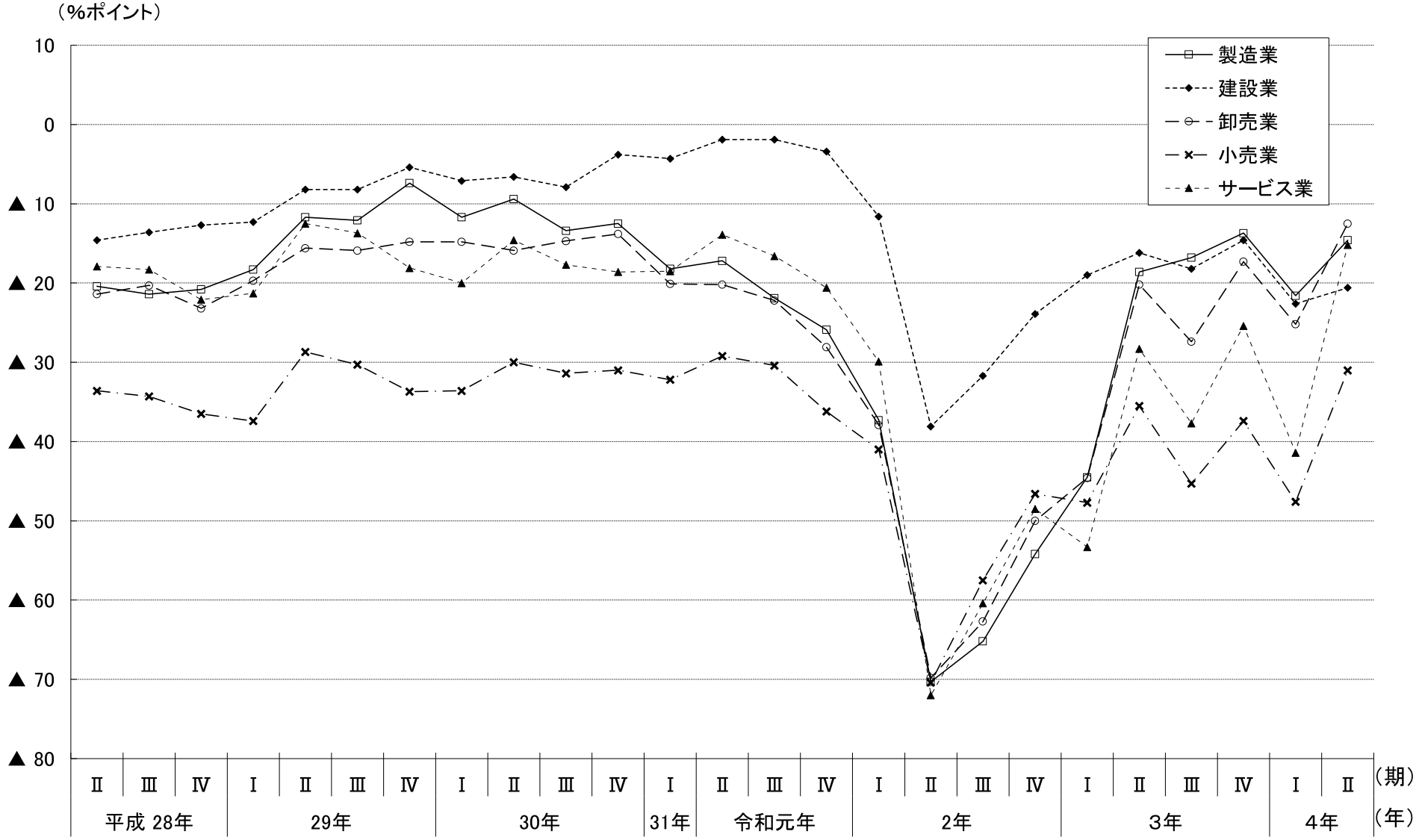

資料出所　中小企業庁「中小企業景況調査」

（注）前年同期比「好転」－「悪化」

11　法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

（単位：万円、％）

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6

（資料出所）　法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）　＝　付加価値額　／　従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移

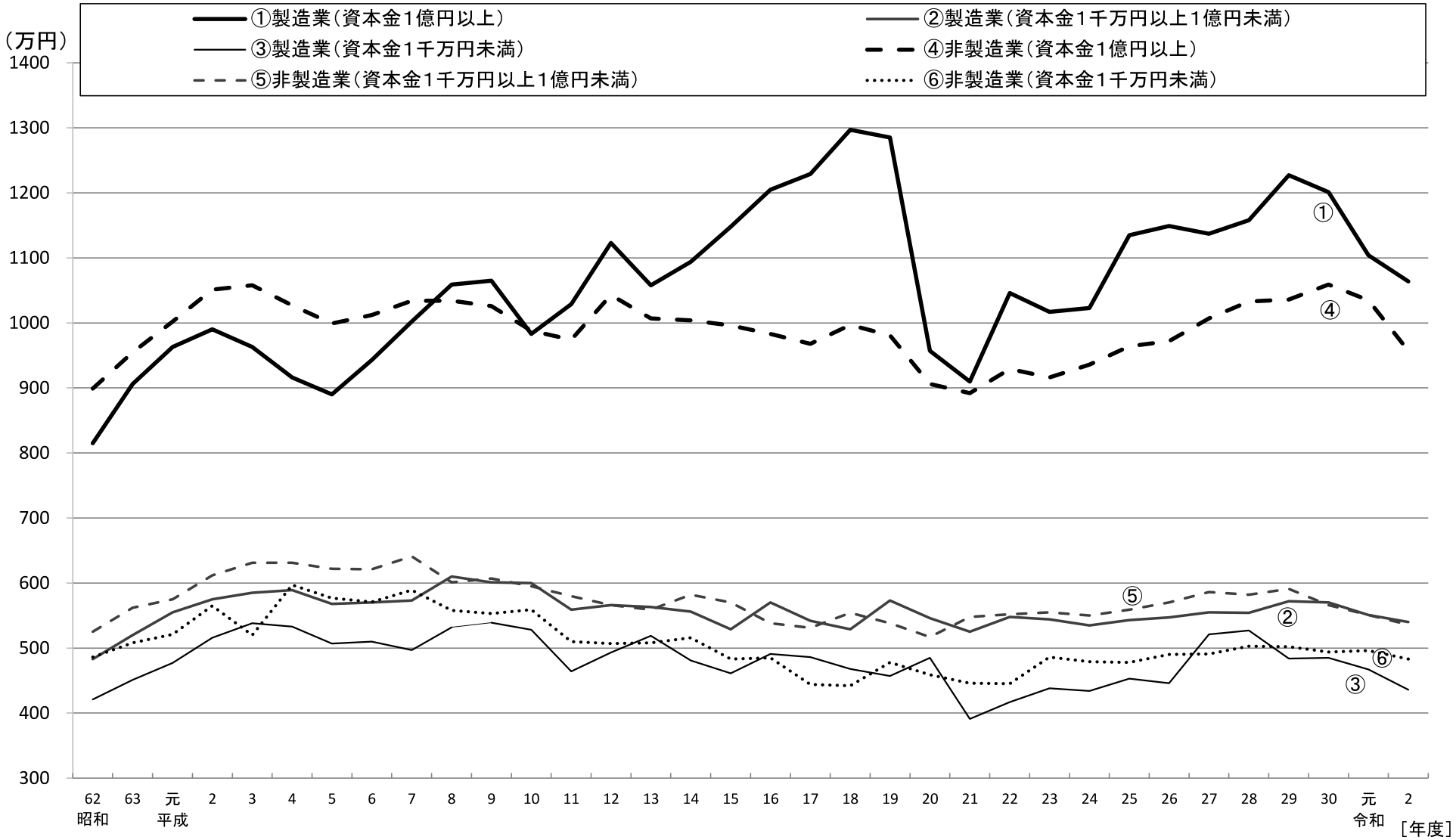

（資料出所） 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」
従業員一人当たり付加価値額（労働生産性） ＝ 付加価値額 ／ 従業員数
「付加価値額」の算出は下記のとおり

［平成18年度（2006年度）調査以前］
付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

［平成19年度（2007年度）調査以降］
付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

Ⅱ　都道府県統計資料編

1　各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	１人当たり県民所得（平成30年度）			標準生計費（月額、令和３年４月）			新規学卒者(高卒)の所定内給与額(産業計、企業規模10人以上、令和３年)					
			指数	順位	４人世帯	指数	順位	男性	指数	順位	女性	指数	順位
		（千円）	（東京=100）	（位）	（円）	（東京=100）	（位）	（千円）	（東京=100）	（位）	（千円）	（東京=100）	（位）
Ａランク	東京	5,415	100.0	1	263,130	100.0	2	192.3	100.0	2	211.7	100.0	1
	神奈川	3,268	60.3	10	229,340	87.2	11	201.2	104.6	1	191.0	90.2	2
	大阪	3,190	58.9	12	204,190	77.6	21	188.0	97.8	6	187.6	88.6	3
	愛知	3,728	68.8	2	218,510	83.0	15	182.1	94.7	14	175.7	83.0	14
	埼玉	3,047	56.3	18	255,640	97.2	5	183.5	95.4	11	176.5	83.4	12
	千葉	3,116	57.5	15	256,870	97.6	4	186.7	97.1	7	184.5	87.2	5
Ｂランク	京都	2,983	55.1	22	195,230	74.2	29	188.8	98.2	4	181.8	85.9	7
	兵庫	2,968	54.8	23	242,330	92.1	9	184.4	95.9	10	185.8	87.8	4
	静岡	3,432	63.4	4	228,162	86.7	12	178.8	93.0	19	172.4	81.4	20
	滋賀	3,318	61.3	7	202,400	76.9	24	189.7	98.6	3	173.4	81.9	18
	茨城	3,327	61.4	6	180,932	68.8	40	185.4	96.4	8	174.2	82.3	16
	栃木	3,479	64.3	3	187,281	71.2	35	179.5	93.3	18	169.1	79.9	29
	広島	3,109	57.4	16	189,597	72.1	33	176.8	91.9	25	163.5	77.2	41
	長野	3,010	55.6	21	210,330	79.9	20	177.7	92.4	22	183.5	86.7	6
	富山	3,398	62.8	5	250,106	95.1	6	176.5	91.8	26	175.5	82.9	15
	三重	3,121	57.6	14	211,690	80.5	19	180.8	94.0	15	172.2	81.3	22
	山梨	3,160	58.4	13	202,350	76.9	25	177.5	92.3	23	162.1	76.6	45
Ｃランク	群馬	3,283	60.6	8	197,680	75.1	27	180.2	93.7	16	172.3	81.4	21
	岡山	2,769	51.1	32	203,960	77.5	23	175.0	91.0	31	171.5	81.0	24
	石川	3,023	55.8	19	218,070	82.9	16	175.3	91.2	29	170.5	80.5	27
	香川	3,013	55.7	20	259,115	98.5	3	178.5	92.8	21	171.2	80.9	26
	奈良	2,632	48.6	41	243,620	92.6	8	168.2	87.5	42	176.4	83.3	13
	宮城	2,945	54.4	24	183,873	69.9	37	175.6	91.3	28	169.4	80.0	28
	福岡	2,885	53.3	30	195,080	74.1	30	182.9	95.1	12	177.4	83.8	10
	山口	3,199	59.1	11	186,407	70.8	36	176.3	91.7	27	163.6	77.3	40
	岐阜	2,919	53.9	26	179,570	68.2	41	175.2	91.1	30	172.8	81.6	19
	福井	3,280	60.6	9	170,690	64.9	44	188.2	97.9	5	181.8	85.9	7
	和歌山	2,913	53.8	28	173,840	66.1	42	176.9	92.0	24	164.1	77.5	38
	北海道	2,742	50.6	34	197,380	75.0	28	179.8	93.5	17	168.4	79.5	30
	新潟	2,916	53.9	27	245,620	93.3	7	182.2	94.7	13	177.5	83.8	9
	徳島	3,092	57.1	17	234,670	89.2	10	174.7	90.8	32	165.9	78.4	34
Ｄランク	福島	2,943	54.3	25	228,050	86.7	13	171.2	89.0	36	164.8	77.8	36
	大分	2,714	50.1	35	160,480	61.0	47	185.3	96.4	9	174.0	82.2	17
	山形	2,897	53.5	29	217,370	82.6	18	169.5	88.1	38	162.7	76.9	44
	愛媛	2,658	49.1	39	181,720	69.1	39	178.8	93.0	19	176.6	83.4	11
	島根	2,667	49.3	38	192,050	73.0	31	169.1	87.9	39	161.4	76.2	46
	鳥取	2,515	46.5	43	182,430	69.3	38	172.4	89.7	34	171.8	81.2	23
	熊本	2,667	49.3	37	217,904	82.8	17	167.5	87.1	44	164.4	77.7	37
	長崎	2,629	48.6	42	201,770	76.7	26	171.8	89.3	35	165.2	78.0	35
	高知	2,644	48.8	40	204,000	77.5	22	168.4	87.6	41	171.5	81.0	24
	岩手	2,841	52.5	31	268,020	101.9	1	168.9	87.8	40	168.4	79.5	30
	鹿児島	2,509	46.3	44	191,100	72.6	32	171.1	89.0	37	166.8	78.8	33
	佐賀	2,753	50.8	33	167,070	63.5	45	166.7	86.7	45	168.0	79.4	32
	青森	2,507	46.3	45	173,640	66.0	43	173.0	90.0	33	163.2	77.1	42
	秋田	2,697	49.8	36	165,292	62.8	46	163.7	85.1	47	163.2	77.1	42
	宮崎	2,468	45.6	46	220,960	84.0	14	166.5	86.6	46	157.6	74.4	47
	沖縄	2,391	44.2	47	187,980	71.4	34	167.9	87.3	43	164.1	77.5	38
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

（注）１　各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
　　２　各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
　　３　１人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

２　有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年
Aランク	東京	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45	1.19
	神奈川	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19	0.87	0.79
	大阪	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78	1.29	1.13
	愛知	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93	1.21	1.17
	埼玉	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33	1.31	1.00	0.93
	千葉	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31	0.98	0.85
Bランク	京都	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60	1.17	1.06
	兵庫	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43	1.04	0.93
	静岡	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57	1.04	1.10
	滋賀	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35	0.95	0.94
	茨城	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62	1.33	1.35
	栃木	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06	1.06
	広島	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05	1.42	1.32
	長野	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60	1.16	1.33
	富山	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.91	1.31	1.37
	三重	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66	1.16	1.20
	山梨	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42	1.05	1.19
Cランク	群馬	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70	1.26	1.26
	岡山	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02	1.59	1.39
	石川	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95	1.31	1.34
	香川	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80	1.42	1.36
	奈良	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49	1.21	1.17
	宮城	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63	1.26	1.30
	福岡	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57	1.15	1.06
	山口	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62	1.27	1.33
	岐阜	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01	1.39	1.43
	福井	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05	1.64	1.74
	和歌山	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41	1.05	1.09
	北海道	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24	1.03	1.00
	新潟	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70	1.64	1.28	1.34
	徳島	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	1.50	1.16	1.19
Dランク	福島	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51	1.25	1.28
	大分	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.19	1.16
	山形	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.54	1.15	1.27
	愛媛	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61	1.64	1.33	1.28
	島根	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72	1.70	1.46	1.49
	鳥取	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64	1.71	1.32	1.35
	熊本	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63	1.23	1.30
	長崎	0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22	0.98	1.06
	高知	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.29	1.03	1.08
	岩手	0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46	1.39	1.09	1.19
	鹿児島	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.14	1.25
	佐賀	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.09	1.20
	青森	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24	0.99	1.05
	秋田	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52	1.48	1.29	1.44
	宮崎	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18	1.32
	沖縄	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.19	0.81	0.73

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）１　新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
　　２　各都道府県における有効求人倍率は求人票を受理したハローワークの所在地で集計した受理地別の数値である。

３　失業率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年	4年1月～3月
Aランク	東京	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.8
	神奈川	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.9
	大阪	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	2.9
	愛知	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	1.9
	埼玉	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.3	2.9	3.1	2.9
	千葉	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5
Bランク	京都	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.4	2.7	2.8	3.0
	兵庫	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.5
	静岡	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2
	滋賀	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.4	2.5	2.4
	茨城	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.8
	栃木	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.5
	広島	3.6	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
	長野	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	2.0	2.1	2.4	2.5
	富山	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	2.1
	三重	3.2	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.2	1.3	1.8	2.0	1.5
	山梨	3.4	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	2.1
Cランク	群馬	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.4	2.4
	岡山	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.3	2.4	2.2	2.3	2.5
	石川	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.9	1.9	2.3
	香川	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.4	2.3
	奈良	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.7	2.5	2.5
	宮城	4.8	4.2	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	2.8
	福岡	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.8	3.0	3.0	2.9
	山口	3.5	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.6
	岐阜	3.4	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.3	1.3	1.6	1.7	1.2
	福井	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.6	1.7
	和歌山	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.5	2.6
	北海道	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.1
	新潟	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.8
	徳島	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	2.2	1.9	2.2	2.5	2.5
Dランク	福島	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.1	2.4	2.3	2.2
	大分	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	2.0
	山形	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.2	2.3
	愛媛	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.7	1.7	2.0	2.0	2.2
	島根	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	1.7	1.1
	鳥取	3.7	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.4
	熊本	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.7	2.7	2.8	2.8	2.7
	長崎	4.4	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.2	2.2	2.5	2.4	2.2
	高知	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.5	2.5
	岩手	3.9	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.5	2.4	2.4
	鹿児島	4.5	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	1.8
	佐賀	3.8	3.4	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.4
	青森	5.3	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	3.0	3.3
	秋田	4.4	4.0	3.7	3.5	3.0	2.8	2.6	2.6	2.8	2.6	2.7
	宮崎	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.4	1.4	1.9	2.3	2.5
	沖縄	6.8	5.7	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.9

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

（注）１　数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

２　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

３　毎年１～３月期平均公表時に，新たな結果を追加して再計算を行い，前年までの過去５年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4　賃金・労働時間の実情と推移

(1)　賃金

イ　定期給与の推移

（単位：円）

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年
Aランク	東　京	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	361,562	358,390	－
	神奈川	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	309,003	300,198	－
	大　阪	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470	297,353	295,199	－
	愛　知	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	309,457	303,422	－
	埼　玉	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493	267,480	257,748	－
	千　葉	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	269,050	275,330	271,345	－
Bランク	京　都	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	271,011	266,443	－
	兵　庫	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	284,184	270,450	－
	静　岡	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	276,851	274,972	－
	滋　賀	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	290,321	278,543	－
	茨　城	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	291,257	288,642	－
	栃　木	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	279,696	277,560	－
	広　島	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	289,705	282,376	－
	長　野	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	274,964	272,542	－
	富　山	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	272,536	269,880	－
	三　重	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	287,084	290,270	－
	山　梨	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	265,395	265,392	－
Cランク	群　馬	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	268,399	270,130	－
	岡　山	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	264,828	269,358	－
	石　川	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	270,271	271,705	－
	香　川	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	271,073	264,357	－
	奈　良	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	245,584	247,530	－
	宮　城	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	268,954	268,970	－
	福　岡	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	269,110	271,270	－
	山　口	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	260,022	256,769	－
	岐　阜	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	263,712	262,690	－
	福　井	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	279,463	273,558	－
	和歌山	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	254,271	252,589	－
	北海道	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	268,988	264,924	－
	新　潟	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	250,656	256,321	－
	徳　島	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	263,217	265,351	－
Dランク	福　島	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	270,601	267,665	－
	大　分	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	252,019	258,210	－
	山　形	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	258,975	246,311	－
	愛　媛	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	247,723	250,932	－
	島　根	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	260,841	261,702	－
	鳥　取	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	244,319	245,504	－
	熊　本	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	256,773	247,247	－
	長　崎	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	248,751	256,406	－
	高　知	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	259,220	254,550	－
	岩　手	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	250,867	249,563	－
	鹿児島	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388	233,038	242,699	－
	佐　賀	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	246,924	240,844	－
	青　森	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	230,562	227,720	－
	秋　田	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851	245,127	241,408	－
	宮　崎	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	237,612	238,656	－
	沖　縄	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	240,683	－

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
（注）１　事業所規模30人以上の数値である。
　　２　令和３年結果は、令和４年６月下旬公表予定。

ロ　パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金平均額

（単位：円）

ランク	都道府県	平成29年平均	平成30年平均	令和元年平均	令和２年平均	令和３年平均	令和４年３月	令和４年４月
Aランク	東京	1,151	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,204
	神奈川	1,152	1,169	1,201	1,236	1,256	1,262	1,264
	大阪	1,080	1,106	1,130	1,158	1,167	1,182	1,176
	愛知	1,085	1,101	1,124	1,149	1,158	1,156	1,162
	埼玉	1,063	1,090	1,117	1,146	1,155	1,171	1,164
	千葉	1,081	1,105	1,127	1,158	1,168	1,177	1,168
Bランク	京都	1,037	1,061	1,088	1,118	1,132	1,136	1,119
	兵庫	1,069	1,087	1,113	1,134	1,151	1,152	1,152
	静岡	1,032	1,051	1,071	1,093	1,103	1,123	1,110
	滋賀	1,004	1,020	1,042	1,078	1,082	1,094	1,108
	茨城	999	1,015	1,041	1,066	1,078	1,093	1,087
	栃木	1,002	1,022	1,041	1,069	1,075	1,071	1,096
	広島	981	997	1,019	1,037	1,042	1,062	1,044
	長野	965	977	1,000	1,022	1,025	1,038	1,026
	富山	974	994	1,018	1,040	1,050	1,040	1,049
	三重	999	1,025	1,046	1,069	1,073	1,097	1,081
	山梨	982	1,004	1,020	1,045	1,050	1,070	1,042
Cランク	群馬	997	1,012	1,035	1,052	1,056	1,052	1,056
	岡山	976	992	1,003	1,024	1,030	1,038	1,037
	石川	978	992	1,017	1,028	1,023	1,027	1,018
	香川	967	984	1,001	1,024	1,032	1,033	1,052
	奈良	1,016	1,033	1,047	1,076	1,092	1,090	1,105
	宮城	970	981	1,002	1,025	1,037	1,039	1,038
	福岡	964	986	1,010	1,030	1,065	1,073	1,058
	山口	938	958	980	1,003	1,011	1,032	1,020
	岐阜	984	998	1,025	1,047	1,054	1,063	1,063
	福井	948	964	986	1,005	1,013	1,019	1,026
	和歌山	969	994	1,008	1,034	1,043	1,046	1,048
	北海道	938	963	987	1,010	1,024	1,049	1,035
	新潟	942	958	978	1,001	1,007	1,027	1,015
	徳島	980	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,054
Dランク	福島	956	971	988	1,000	993	1,010	1,000
	大分	896	922	939	967	980	998	995
	山形	901	916	942	973	974	986	982
	愛媛	938	948	970	988	997	1,018	1,005
	島根	925	939	959	982	990	1,008	982
	鳥取	935	951	969	987	989	1,013	998
	熊本	913	944	971	990	1,005	1,028	1,019
	長崎	888	907	935	961	976	984	979
	高知	902	920	941	971	982	997	990
	岩手	878	898	914	945	947	965	950
	鹿児島	884	899	929	955	973	990	986
	佐賀	909	927	954	972	981	991	993
	青森	861	880	901	928	942	945	949
	秋田	879	894	915	938	956	981	977
	宮崎	877	902	929	946	960	994	971
	沖縄	919	944	974	1,010	1,030	1,045	1,024
	全国	1,018	1,037	1,059	1,082	1,092	1,101	1,095

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を１募集賃金として算出している。

ハ　パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金下限額

（単位：円）

ランク	都道府県	平成29年平均	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和３年平均	令和４年3月	令和４年4月
Aランク	東京	1,084	1,100	1,111	1,157	1,176	1,177	1,150
	神奈川	1,090	1,105	1,132	1,163	1,184	1,194	1,193
	大阪	1,026	1,051	1,074	1,099	1,108	1,124	1,118
	愛知	1,007	1,024	1,046	1,070	1,079	1,080	1,085
	埼玉	1,004	1,029	1,056	1,083	1,090	1,106	1,100
	千葉	1,024	1,049	1,070	1,097	1,106	1,116	1,109
Bランク	京都	980	1,002	1,029	1,057	1,069	1,074	1,064
	兵庫	1,009	1,025	1,052	1,071	1,086	1,090	1,094
	静岡	977	997	1,017	1,034	1,043	1,065	1,053
	滋賀	954	970	993	1,024	1,028	1,042	1,053
	茨城	944	958	983	1,003	1,017	1,028	1,027
	栃木	942	961	982	1,011	1,017	1,021	1,036
	広島	932	949	970	987	993	1,015	1,001
	長野	910	924	947	971	976	986	978
	富山	921	941	964	983	996	992	996
	三重	944	969	992	1,013	1,017	1,043	1,025
	山梨	922	945	963	983	987	1,010	988
Cランク	群馬	933	951	971	990	995	992	999
	岡山	915	932	949	968	975	985	987
	石川	919	932	956	970	970	975	969
	香川	911	927	945	968	974	975	987
	奈良	957	975	989	1,015	1,030	1,029	1,041
	宮城	919	931	953	974	982	986	991
	福岡	910	930	954	973	1,001	1,016	1,002
	山口	896	917	939	958	964	988	974
	岐阜	928	943	969	988	996	1,007	1,008
	福井	900	915	937	955	963	972	970
	和歌山	916	938	955	977	986	992	1,000
	北海道	901	925	949	969	982	1,004	994
	新潟	897	913	933	954	960	983	969
	徳島	918	935	958	970	982	997	989
Dランク	福島	902	918	935	950	944	966	952
	大分	854	880	899	924	934	953	953
	山形	858	873	899	923	928	940	938
	愛媛	885	896	917	936	945	970	959
	島根	884	899	917	932	942	957	940
	鳥取	884	903	918	935	941	967	951
	熊本	864	892	919	935	949	973	964
	長崎	851	870	896	917	934	943	937
	高知	866	888	910	930	942	954	953
	岩手	840	860	877	901	906	925	914
	鹿児島	841	858	887	909	925	946	940
	佐賀	870	886	914	925	936	946	947
	青森	829	847	868	893	906	914	917
	秋田	845	860	880	900	917	941	940
	宮崎	837	861	888	902	916	953	930
	沖縄	878	899	928	957	973	988	974
	全国	962	982	1,003	1,025	1,035	1,045	1,041

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を１募集賃金として算出している。

(2)　労働時間

常用労働者１人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年
Aランク	東京	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	143.2	139.7	－	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3	13.0	11.9	－
	神奈川	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	140.2	135.0	－	12.0	12.1	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6	13.6	10.7	－
	大阪	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	141.9	137.0	－	11.9	11.8	12.6	12.5	12.5	12.0	11.5	11.6	10.0	－
	愛知	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	147.8	143.8	－	13.9	14.5	15.2	16.3	16.2	16.1	16.3	15.5	13.5	－
	埼玉	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	139.8	132.9	－	11.3	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1	12.0	9.7	－
	千葉	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	140.5	138.4	133.7	－	11.7	11.5	11.5	12.5	12.5	12.5	11.8	11.6	9.4	－
Bランク	京都	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	136.1	129.9	－	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6	9.8	8.9	－
	兵庫	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	136.8	－	11.4	11.5	12.1	12.2	11.8	11.5	12.8	12.0	10.3	－
	静岡	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	148.2	142.1	－	12.2	12.7	13.5	14.2	14.5	14.7	13.4	12.6	10.4	－
	滋賀	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	145.4	138.4	－	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	14.6	10.9	－
	茨城	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	146.6	145.7	－	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3	13.3	12.6	－
	栃木	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	146.8	146.2	－	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3	12.3	10.6	－
	広島	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	153.3	151.7	144.6	－	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3	14.0	11.5	－
	長野	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	147.4	144.3	－	10.7	11.2	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6	10.5	9.0	－
	富山	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	154.8	151.0	146.9	－	12.3	11.8	12.4	13.3	13.5	13.6	12.9	11.7	9.2	－
	三重	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	147.4	144.9	－	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	14.6	12.9	－
	山梨	150.7	150.7	152.6	149.3	149.5	151.0	149.5	146.0	141.6	－	12.2	11.9	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2	12.6	10.6	－
Cランク	群馬	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	148.6	144.4	－	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9	13.2	11.9	－
	岡山	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	147.6	144.3	－	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2	12.5	10.8	－
	石川	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	149.0	144.9	－	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8	11.4	9.4	－
	香川	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	143.9	－	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	13.0	10.2	－
	奈良	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	134.6	134.3	－	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	8.7	7.4	－
	宮城	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	148.2	146.9	－	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3	12.3	11.4	－
	福岡	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	144.6	142.8	－	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	12.6	10.9	－
	山口	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	147.6	142.2	－	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9	12.4	10.7	－
	岐阜	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	148.6	142.3	－	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3	14.8	11.5	－
	福井	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	153.1	146.6	－	10.9	10.9	11.7	12.9	12.8	12.9	14.2	12.8	9.8	－
	和歌山	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	143.6	140.2	－	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	11.0	9.9	－
	北海道	150.8	150.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	145.4	140.0	－	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8	10.0	－
	新潟	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	143.6	145.2	－	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3	11.3	10.2	－
	徳島	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	147.8	146.0	－	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	9.7	8.7	－
Dランク	福島	157.1	157.0	157.3	160.1	158.2	158.1	157.9	152.6	149.5	－	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	10.8	－
	大分	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	149.0	146.7	－	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	11.0	9.8	－
	山形	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	153.6	148.3	－	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8	11.4	10.2	－
	愛媛	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	143.2	146.1	－	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5	9.8	9.8	－
	島根	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	150.5	150.0	－	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2	12.5	12.2	－
	鳥取	153.4	152.2	150.6	153.4	153.8	154.3	155.1	150.5	145.6	－	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8	11.5	8.6	－
	熊本	155.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	152.3	149.5	142.8	－	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8	11.1	9.7	－
	長崎	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	149.3	148.2	－	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3	10.9	10.8	－
	高知	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	148.2	146.4	－	10.5	10.2	10.7	11.1	10.4	9.5	9.5	10.7	9.3	－
	岩手	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	154.3	149.7	－	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4	12.7	10.5	－
	鹿児島	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	145.1	144.6	－	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6	9.8	9.4	－
	佐賀	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.7	158.8	152.8	144.6	－	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5	13.0	10.1	－
	青森	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	159.6	156.7	152.2	146.4	－	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6	12.1	10.1	－
	秋田	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	152.5	154.7	150.9	147.5	－	10.2	10.7	10.9	8.9	8.6	8.9	10.9	9.8	8.4	－
	宮崎	153.3	152.3	152.3	155.6	153.5	150.2	149.0	148.2	146.4	－	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0	10.1	9.1	－
	沖縄	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	144.0	139.6	－	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	9.9	9.5	－

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
（注）１　事業所規模30人以上の数値である。
　　２　令和３年結果は、令和４年６月下旬公表予定。

5　消費者物価指数等の推移

(1)　消費者物価対前年上昇率の推移

（単位：%）

ランク	都道府県（注1・2）	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
Aランク	東京	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	0.7	1.1	1.5	2.9	2.9	2.8
	神奈川	0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	0.5	1.2	1.7	3.1	2.9	2.6
	大阪	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.2	0.8	1.0	2.9	2.7	2.6
	愛知	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	0.4	0.9	1.4	2.9	3.1	2.7
	埼玉	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	0.7	1.2	1.6	3.2	3.2	2.8
	千葉	△ 0.2	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	0.0	0.7	1.1	2.9	2.5	2.4
Bランク	京都	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	0.8	1.5	1.5	3.1	2.9	2.7
	兵庫	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	0.8	1.1	1.1	2.7	2.3	2.2
	静岡	0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	0.2	0.7	1.2	2.7	2.8	2.6
	滋賀	0.0	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	0.5	0.9	0.8	2.5	2.2	1.8
	茨城	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.7	1.5	3.0	2.6	2.3
	栃木	0.4	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	0.3	0.7	1.3	3.0	3.1	2.0
	広島	△ 0.3	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	0.5	1.1	1.5	2.6	2.9	2.7
	長野	△ 0.2	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	1.1	2.0	2.2	3.4	3.2	3.7
	富山	△ 0.1	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	0.5	0.7	1.3	3.0	3.0	3.1
	三重	0.2	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	0.7	1.0	2.7	2.3	2.3
	山梨	0.3	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	0.8	1.1	1.5	2.6	2.6	2.7
Cランク	群馬	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.3	1.3	3.0	2.8	2.9
	岡山	△ 0.2	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	0.2	0.4	0.5	1.8	2.2	2.3
	石川	△ 0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	0.1	1.0	0.9	2.3	2.1	1.8
	香川	△ 0.1	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	0.1	0.6	1.0	2.7	2.5	2.4
	奈良	△ 0.3	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	1.0	1.1	1.4	3.1	3.4	3.2
	宮城	△ 0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	0.7	1.5	1.9	3.2	3.3	3.4
	福岡	△ 0.1	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	0.0	0.4	0.8	2.1	2.2	2.6
	山口	△ 0.1	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	1.2	1.3	1.3	2.9	3.0	3.2
	岐阜	0.0	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	0.2	0.9	1.0	2.7	2.5	2.4
	福井	0.5	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	△ 0.3	0.3	0.7	2.7	2.2	2.5
	和歌山	△ 0.2	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	0.1	0.2	0.5	2.3	2.2	2.3
	北海道	0.1	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	0.8	1.5	1.8	3.5	3.6	3.6
	新潟	0.4	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	1.2	1.4	1.9	3.5	3.5	3.3
	徳島	△ 0.2	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	0.6	0.9	1.3	2.3	2.0	1.9
Dランク	福島	0.3	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	0.4	1.0	1.6	3.4	3.3	3.3
	大分	0.3	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	△ 0.3	0.3	0.4	1.9	2.3	2.0
	山形	0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	0.2	0.4	1.1	2.8	2.8	2.8
	愛媛	0.5	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.1	0.6	0.9	2.0	2.0	2.5
	島根	0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	0.5	0.8	1.1	2.5	2.7	2.9
	鳥取	0.2	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	0.1	0.6	1.0	2.6	2.5	2.2
	熊本	△ 0.5	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.8	0.1	0.5	2.1	2.2	2.2
	長崎	0.1	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	0.1	0.4	1.0	2.4	2.5	2.4
	高知	0.1	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.4	0.5	2.3	2.4	2.4
	岩手	0.0	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	0.3	0.8	1.5	2.7	3.2	2.9
	鹿児島	△ 0.5	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	0.1	1.7	2.2	2.1
	佐賀	0.0	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.2	0.2	0.7	2.9	3.1	3.1
	青森	△ 0.8	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	1.5	2.1	2.2	6.8	3.8	4.3
	秋田	△ 0.3	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	2.3	2.3	2.7	4.1	4.1	4.2
	宮崎	0.2	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	0.2	0.6	1.0	2.6	2.5	2.3
	沖縄	△ 0.3	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	0.5	0.8	1.2	3.4	3.6	3.6

資料出所　総務省「消費者物価指数」
（注）1　数値は、都道府県庁所在都市のものである。
　　2　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2)　消費者物価地域差指数の推移

ランク・都道府県（注1、2）		消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年
	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Aランク	東京	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3
	神奈川	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6
	大阪	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7
	愛知	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9
	埼玉	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1
	千葉	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6
Bランク	京都	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1
	兵庫	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9
	静岡	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9
	滋賀	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4
	茨城	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6
	栃木	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5
	広島	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8
	長野	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0
	富山	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0
	三重	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2
	山梨	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3
Cランク	群馬	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5
	岡山	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0
	石川	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9
	香川	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3
	奈良	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9
	宮城	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6
	福岡	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0
	山口	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3
	岐阜	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1
	福井	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0
	和歌山	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1
	北海道	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6
	新潟	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7
	徳島	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1
Dランク	福島	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6
	大分	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1
	山形	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5
	愛媛	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6
	島根	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2
	鳥取	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8
	熊本	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0
	長崎	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9
	高知	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1
	岩手	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5
	鹿児島	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6
	佐賀	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0
	青森	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8
	秋田	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6
	宮崎	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9
	沖縄	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6

資料出所　総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）
（注）１　各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。
　　２　指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6　労働者数等の推移

(1)　常用労働者数［事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（%）				
		平成29年	30年	令和元年	２年	３年	平成29年	30年	令和元年	２年	３年
Aランク	東　京	750	797	812	806	－	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	－
	神奈川	276	299	303	302	－	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	－
	大　阪	392	389	394	394	－	2.0	△ 0.7	1.2	0.0	－
	愛　知	302	319	320	319	－	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	－
	埼　玉	209	211	214	215	－	0.3	1.2	1.5	0.2	－
	千　葉	169	174	172	172	－	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	－
Bランク	京　都	88	92	95	95	－	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	－
	兵　庫	172	180	182	180	－	△ 0.2	4.7	0.9	△ 1.0	－
	静　岡	140	140	141	141	－	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	－
	滋　賀	49	51	51	50	－	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	－
	茨　城	100	99	99	98	－	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	－
	栃　木	71	70	70	70	－	△ 0.5	△ 1.7	0.6	0.2	－
	広　島	101	105	107	107	－	0.4	4.6	1.7	0.2	－
	長　野	73	75	74	75	－	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	－
	富　山	42	42	42	42	－	1.1	0.1	0.1	0.9	－
	三　重	63	65	65	65	－	0.8	3.3	0.1	0.8	－
	山　梨	28	29	29	29	－	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	－
Cランク	群　馬	71	73	73	71	－	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	－
	岡　山	68	68	68	68	－	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	－
	石　川	44	43	44	43	－	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	－
	香　川	34	34	35	34	－	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	－
	奈　良	33	39	39	39	－	△ 1.7	16.4	0.2	1.1	－
	宮　城	83	81	80	80	－	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	－
	福　岡	166	180	180	182	－	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	－
	山　口	50	48	49	48	－	1.5	△ 2.5	0.2	△ 0.3	－
	岐　阜	66	68	68	68	－	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	－
	福　井	29	30	30	30	－	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	－
	和歌山	28	29	29	29	－	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	－
	北海道	177	177	179	180	－	0.9	△ 0.3	1.4	0.5	－
	新　潟	81	80	82	82	－	△ 0.2	△ 0.7	2.5	△ 0.2	－
	徳　島	23	24	23	24	－	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	－
Dランク	福　島	68	65	66	66	－	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	－
	大　分	39	38	38	38	－	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	－
	山　形	38	38	38	38	－	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	－
	愛　媛	43	45	46	45	－	0.4	3.8	1.4	△ 0.8	－
	島　根	24	23	24	23	－	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	－
	鳥　取	18	18	18	18	－	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	－
	熊　本	54	57	58	57	－	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	－
	長　崎	42	43	43	42	－	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	－
	高　知	22	23	23	23	－	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	－
	岩　手	41	42	42	42	－	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	－
	鹿児島	47	51	53	53	－	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	－
	佐　賀	25	28	28	28	－	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	－
	青　森	41	42	42	42	－	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	－
	秋　田	32	33	33	33	－	0.4	2.1	0.5	△ 1.3	－
	宮　崎	31	34	35	35	－	0.5	9.5	1.4	△ 0.7	－
	沖　縄	41	46	47	47	－	1.5	11.0	2.2	0.8	－
全国計		5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）１　事業所規模５人以上の数値である。

２　全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

３　各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

４　令和３年結果は、令和４年６月下旬公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（%）				
		平成29年	30年	令和元年	２年	３年	平成29年	30年	令和元年	２年	３年
Aランク	東　京	983	1,006	1,028	1,039	1,056	3.1	2.3	2.2	1.0	1.6
	神奈川	215	220	223	226	228	3.2	2.0	1.4	1.3	1.0
	大　阪	354	362	368	370	373	2.8	2.2	1.7	0.7	0.9
	愛　知	281	286	291	293	294	3.1	1.9	1.8	0.5	0.4
	埼　玉	148	151	154	156	159	4.1	2.4	1.7	1.5	1.7
	千　葉	119	122	124	126	128	4.6	2.4	2.0	1.5	1.3
Bランク	京　都	74	75	76	77	77	2.6	1.4	1.3	0.8	0.1
	兵　庫	138	141	142	143	144	3.3	1.8	1.3	0.6	0.3
	静　岡	115	117	118	118	119	3.0	1.5	1.2	0.2	0.5
	滋　賀	38	39	40	40	40	3.6	2.1	1.8	0.3	△ 0.0
	茨　城	78	79	80	81	82	3.1	1.8	1.3	0.9	1.0
	栃　木	56	57	58	58	59	2.9	1.8	1.3	0.8	1.0
	広　島	99	101	102	102	103	2.5	1.5	0.9	0.3	0.8
	長　野	62	63	64	64	64	2.5	1.6	1.0	0.2	0.3
	富　山	37	37	37	37	37	2.3	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4
	三　重	49	50	50	51	51	3.2	2.3	1.2	0.1	0.4
	山　梨	22	22	22	23	23	3.3	2.2	1.5	0.7	0.6
Cランク	群　馬	60	61	62	63	63	3.4	2.2	1.6	0.8	0.2
	岡　山	59	60	60	61	60	2.7	1.1	1.2	0.9	△ 0.4
	石　川	38	38	39	39	39	3.1	1.7	0.8	0.0	△ 0.3
	香　川	32	32	33	33	32	2.5	1.4	0.9	0.8	△ 2.8
	奈　良	24	25	25	25	25	3.7	1.9	1.3	0.8	0.2
	宮　城	72	73	74	74	74	2.8	1.4	0.9	0.0	0.1
	福　岡	168	172	174	177	178	3.6	2.0	1.5	1.4	0.6
	山　口	40	41	41	41	41	2.6	1.0	0.7	0.0	△ 0.2
	岐　阜	59	60	60	61	61	2.8	1.6	1.2	0.4	0.3
	福　井	26	26	26	26	26	2.8	1.1	0.9	0.3	△ 0.1
	和歌山	24	24	24	24	25	2.8	1.2	0.8	0.3	0.3
	北海道	152	154	156	157	157	2.7	1.2	1.1	0.8	0.1
	新　潟	72	73	73	73	73	1.6	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3
	徳　島	20	20	20	20	20	1.0	0.4	0.7	0.0	△ 0.4
Dランク	福　島	58	58	58	58	58	2.0	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3
	大　分	33	34	34	33	33	2.5	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5
	山　形	32	33	33	32	32	1.6	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4
	愛　媛	40	41	41	41	41	2.5	1.2	0.5	0.2	△ 0.8
	島　根	20	21	21	21	20	1.9	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5
	鳥　取	16	16	16	16	16	2.3	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.6
	熊　本	48	49	49	50	50	2.5	2.4	1.1	0.7	0.7
	長　崎	37	37	37	37	37	2.3	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5
	高　知	20	20	20	20	20	1.8	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0
	岩　手	37	37	37	37	37	1.6	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.7
	鹿児島	45	46	46	46	46	2.2	0.9	0.8	0.3	0.3
	佐　賀	24	24	24	24	24	1.9	1.2	0.6	0.4	0.2
	青　森	36	36	36	36	35	1.7	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.8
	秋　田	29	29	29	29	29	1.4	0.3	△ 0.2	0.4	0.0
	宮　崎	29	30	30	30	30	2.7	1.5	0.9	0.3	0.2
	沖　縄	41	42	43	44	45	4.4	2.7	2.2	2.0	1.2
全国計		4,256	4,335	4,399	4,430	4,461	3.0	1.8	1.5	0.7	0.7

資料出所　厚生労働省「雇用保険事業月報」

（注）１　労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
（＝雇用保険における一括適用）

２　一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

３　被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

４　一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（%）				
		平成29年	30年	令和元年	２年	３年	平成29年	30年	令和元年	２年	３年
Aランク	東　京	770	795	810	816	823	2.3	3.2	1.9	0.7	0.9
	神奈川	485	496	509	505	500	1.6	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0
	大　阪	435	443	459	463	463	1.1	2.0	3.6	0.7	0.0
	愛　知	396	408	414	414	417	1.1	2.9	1.6	0.0	0.6
	埼　玉	382	392	398	396	399	1.8	2.6	1.4	△ 0.4	0.6
	千　葉	328	333	337	337	337	1.1	1.6	1.1	0.2	△ 0.1
Bランク	京　都	134	135	136	136	136	1.4	1.0	0.8	0.0	△ 0.4
	兵　庫	272	275	276	275	277	1.5	1.2	0.3	△ 0.2	0.6
	静　岡	197	200	200	198	198	1.6	1.6	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3
	滋　賀	73	76	77	76	75	5.2	3.0	1.7	△ 0.8	△ 1.6
	茨　城	149	150	151	150	150	0.6	0.9	0.3	△ 0.2	△ 0.1
	栃　木	103	103	103	103	103	0.5	0.7	0.2	△ 0.3	△ 0.2
	広　島	143	144	145	145	145	1.1	0.6	0.7	0.3	△ 0.1
	長　野	112	114	114	114	112	0.8	1.4	0.3	△ 0.4	△ 1.3
	富　山	56	56	56	56	56	△ 0.2	0.5	0.2	△ 0.2	△ 0.4
	三　重	93	96	99	96	95	△ 2.1	3.6	3.2	△ 2.8	△ 1.3
	山　梨	44	45	45	44	44	5.3	3.2	△ 0.2	△ 2.9	0.7
Cランク	群　馬	101	102	103	103	103	0.7	1.6	0.6	△ 0.1	0.0
	岡　山	95	95	96	96	96	0.6	0.7	0.2	0.1	0.0
	石　川	61	62	62	61	61	0.2	1.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.8
	香　川	48	49	49	49	49	0.8	1.7	0.0	△ 0.2	△ 1.2
	奈　良	65	66	66	66	66	1.6	1.4	0.5	0.0	0.0
	宮　城	119	122	123	122	122	2.8	1.8	1.0	△ 0.4	△ 0.6
	福　岡	254	258	261	262	262	1.8	1.7	0.9	0.4	0.0
	山　口	69	70	69	68	68	0.6	1.2	△ 0.6	△ 1.4	△ 0.4
	岐　阜	111	112	113	113	113	1.0	1.3	0.3	0.0	0.1
	福　井	42	42	43	43	42	△ 1.2	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.9
	和歌山	49	48	48	48	46	0.6	△ 2.5	1.9	△ 1.4	△ 2.7
	北海道	258	264	267	263	261	0.4	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8
	新　潟	118	119	118	117	117	0.5	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.6
	徳　島	36	36	36	36	36	0.3	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6
Dランク	福　島	98	98	98	98	97	0.5	0.4	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.5
	大　分	58	59	59	59	59	0.3	1.2	1.0	0.0	△ 1.2
	山　形	57	58	59	58	58	△ 1.6	1.8	1.7	△ 1.9	0.2
	愛　媛	67	68	69	69	68	0.6	1.3	0.6	△ 0.3	△ 1.3
	島　根	35	36	36	35	35	0.9	4.9	△ 0.3	△ 3.6	△ 0.3
	鳥　取	30	30	30	30	30	1.7	1.3	0.0	△ 0.3	0.0
	熊　本	90	91	92	92	92	1.2	1.1	0.5	0.2	0.0
	長　崎	67	68	68	67	66	0.3	1.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.2
	高　知	35	36	36	36	35	0.0	0.6	0.3	△ 0.6	△ 0.6
	岩　手	66	67	66	66	65	0.3	1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.7
	鹿児島	81	81	80	80	80	1.8	0.4	△ 1.4	△ 0.5	0.3
	佐　賀	44	44	42	44	44	3.6	0.5	△ 3.2	3.3	0.9
	青　森	65	65	65	65	64	0.5	0.5	0.0	△ 0.6	△ 0.8
	秋　田	49	50	50	49	49	0.6	0.8	0.0	△ 1.6	0.0
	宮　崎	55	56	56	56	55	0.9	0.7	0.4	0.0	△ 1.4
	沖　縄	69	71	73	74	74	1.6	2.4	3.0	0.4	0.5
全国計		6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

（注）１　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

２　毎年１～３月期平均公表時に，新たな結果を追加して再計算を行い，前年までの過去５年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

３　全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

Ⅲ　業務統計資料編

(1)　令和３年度　地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額（円）	改定最低賃金額				結審月日（答申日）	採決状況	発効日
			最低賃金額（円）	前年度比（%）	引上げ額（円）	引上げ率（%）			
A	東　京	1013	1041	103	28	2.76%	7月21日	■ 使側退席３ 使側棄権３	10月1日
A	神奈川	1012	1040	103	28	2.77%	8月4日	●	10月1日
A	大　阪	964	992	103	28	2.90%	8月4日	●	10月1日
A	愛　知	927	955	103	28	3.02%	8月5日	●	10月1日
A	埼　玉	928	956	103	28	3.02%	8月5日	○	10月1日
A	千　葉	925	953	103	28	3.03%	8月5日	◐ 使側棄権１	10月1日
B	京　都	909	937	103	28	3.08%	8月5日	●	10月1日
B	兵　庫	900	928	103	28	3.11%	8月5日	●	10月1日
B	静　岡	885	913	103	28	3.16%	8月6日	●	10月2日
B	滋　賀	868	896	103	28	3.23%	8月4日	●	10月1日
B	茨　城	851	879	103	28	3.29%	8月5日	○	10月1日
B	栃　木	854	882	103	28	3.28%	8月5日	●	10月1日
B	広　島	871	899	103	28	3.21%	8月5日	●	10月1日
B	長　野	849	877	103	28	3.30%	8月5日	●	10月1日
B	富　山	849	877	103	28	3.30%	8月5日	●	10月1日
B	三　重	874	902	103	28	3.20%	8月5日	●	10月1日
B	山　梨	838	866	103	28	3.34%	8月5日	●	10月1日
C	群　馬	837	865	103	28	3.35%	8月6日	●	10月2日
C	岡　山	834	862	103	28	3.36%	8月6日	●	10月2日
C	石　川	833	861	103	28	3.36%	8月11日	○	10月7日
C	香　川	820	848	103	28	3.41%	8月5日	●	10月1日
C	奈　良	838	866	103	28	3.34%	8月5日	●	10月1日
C	宮　城	825	853	103	28	3.39%	8月5日	●	10月1日
C	福　岡	842	870	103	28	3.33%	8月5日	●	10月1日
C	山　口	829	857	103	28	3.38%	8月5日	●	10月1日
C	岐　阜	852	880	103	28	3.29%	8月3日	●	10月1日
C	福　井	830	858	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	和歌山	831	859	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	861	889	103	28	3.25%	8月5日	●	10月1日
C	新　潟	831	859	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	徳　島	796	824	104	28	3.52%	8月5日	●	10月1日
D	福　島	800	828	104	28	3.50%	8月5日	◐ 使側棄権１	10月1日
D	大　分	792	822	104	30	3.79%	8月10日	●	10月6日
D	山　形	793	822	104	29	3.66%	8月6日	●	10月2日
D	愛　媛	793	821	104	28	3.53%	8月5日	●	10月1日
D	島　根	792	824	104	32	4.04%	8月6日	◐	10月2日
D	鳥　取	792	821	104	29	3.66%	8月10日	●	10月6日
D	熊　本	793	821	104	28	3.53%	8月5日	●	10月1日
D	長　崎	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	高　知	792	820	104	28	3.54%	8月6日	●	10月2日
D	岩　手	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	鹿児島	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	佐　賀	792	821	104	29	3.66%	8月10日	▲	10月6日
D	青　森	793	822	104	29	3.66%	8月10日	●	10月6日
D	秋　田	792	822	104	30	3.79%	8月5日	●	10月1日
D	宮　崎	793	821	104	28	3.53%	8月10日	●	10月6日
D	沖　縄	792	820	104	28	3.54%	8月12日	▲	10月8日
全国加重平均額		902	930	103	28	3.12%	―		―

備考

1　全国加重平均額　930円

2　答申時の裁決状況　○全会一致３件　●使用者側反対38件　▲労働者側反対 ２件

◐使側一部反対 ３件　■使用者側退席 １件

3　答申時期　前年より早い 20件　前年より遅い 15件　前年と同じ 12件

4　発効日　前年より早い 14件　前年より遅い 25件　前年と同じ 8件　（前年据え置きであった場合は、前々年と比較）

5　目安との比較　目安を上回る 7件（前年度引き上げは40）

6　異議申出状況　44局（前年度46局）

(2)　目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

（単位：円）

	年度 / 都道府県名	平成２４	２５	２６	２７	２８	２９	３０	令和元	２	３	都道府県名
A ランク	東　京											東　京
	神奈川				－１					＋１		神奈川
	大　阪				＋１							大　阪
	愛　知	＋３	＋３	＋１	＋１					＋１		愛　知
	埼　玉		＋２	＋２		＋１				＋２		埼　玉
	千　葉	＋２	＋２	＋２						＋２		千　葉
B ランク	京　都		＋２	＋１								京　都
	兵　庫					＋１		＋１	＋１	＋１		兵　庫
	静　岡	＋３	＋２	＋１								静　岡
	滋　賀	＋３	＋２	＋１						＋２		滋　賀
	茨　城	＋３	＋２	＋１						＋２		茨　城
	栃　木	＋１	＋１							＋１		栃　木
	広　島		＋２	＋２	＋１							広　島
	長　野	＋２	＋１							＋１		長　野
	富　山	＋４		＋１						＋１		富　山
	三　重	＋３	＋１	＋１						＋１		三　重
	山　梨	＋１	＋１	＋１						＋１		山　梨
C ランク	群　馬	＋２	＋１					＋１		＋２		群　馬
	岡　山	＋２	＋２	＋２				＋１		＋１		岡　山
	石　川	＋２	＋１		＋１					＋１		石　川
	香　川	＋３	＋２	＋２	＋１	＋１		＋１		＋２		香　川
	奈　良	＋２	＋１							＋１		奈　良
	宮　城		＋１					＋１		＋１		宮　城
	福　岡	＋２	＋１	＋１					＋１	＋１		福　岡
	山　口	＋２	＋１						＋１			山　口
	岐　阜	＋２	＋１							＋１		岐　阜
	福　井	＋２	＋１	＋１						＋１		福　井
	和歌山	＋１	＋１					＋１	＋１	＋１		和歌山
	北海道											北海道
	新　潟	＋２	＋２				＋１		＋１	＋１		新　潟
	徳　島	＋３	＋２					＋１	＋１	＋３		徳　島
D ランク	福　島	＋２	＋１	＋１				＋１		＋２		福　島
	大　分	＋２	＋１		＋１			＋２	＋２	＋２	＋２	大　分
	山　形	＋３	＋１	＋２				＋１	＋１	＋３	＋１	山　形
	愛　媛	＋３	＋２	＋１				＋２		＋３		愛　媛
	島　根	＋２	＋２	＋２	＋１	＋１		＋１		＋２	＋４	島　根
	鳥　取	＋３	＋１			＋１	＋１	＋１	＋２	＋２	＋１	鳥　取
	熊　本	＋２	＋１		＋１			＋２	＋２	＋３		熊　本
	長　崎	＋３	＋１		＋１			＋２	＋２	＋３		長　崎
	高　知	＋３	＋２			＋１		＋２	＋２	＋２		高　知
	岩　手	＋４	＋２		＋１			＋１	＋２	＋３		岩　手
	鹿児島	＋３	＋１					＋１	＋３	＋３		鹿児島
	佐　賀	＋３	＋１	＋１				＋２	＋２	＋２	＋１	佐　賀
	青　森	＋２	＋１	＋１				＋１	＋２	＋３	＋１	青　森
	秋　田	＋３	＋１	＋１				＋１	＋２	＋２	＋２	秋　田
	宮　崎	＋３	＋１				＋１	＋２	＋２	＋３		宮　崎
	沖　縄	＋４	＋１				＋１	＋２	＋２	＋２		沖　縄

（注）令和２年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3)　効力発生年月日の推移

	年度 都道府県名	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	都道府県
A	東　京	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	東　京
ラ	神奈川	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川
ン	大　阪	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	大　阪
ク	愛　知	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛　知
	埼　玉	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼　玉
	千　葉	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千　葉
B	京　都	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1		10.1	京　都
	兵　庫	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵　庫
ラ	静　岡	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4		10.2	静　岡
ン	滋　賀	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	滋　賀
ク	茨　城	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨　城
	栃　木	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃　木
	広　島	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	広　島
	長　野	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	長　野
	富　山	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富　山
	三　重	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三　重
	山　梨	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	山　梨
C	群　馬	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	群　馬
	岡　山	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	岡　山
ラ	石　川	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	石　川
ン	香　川	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香　川
ク	奈　良	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	奈　良
	宮　城	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	宮　城
	福　岡	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	福　岡
	山　口	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5		10.1	山　口
	岐　阜	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐　阜
	福　井	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	福　井
	和歌山	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和歌山
	北海道	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3		10.1	北海道
	新　潟	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	新　潟
	徳　島	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	徳　島
D	福　島	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	福　島
	大　分	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	大　分
ラ	山　形	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	山　形
ン	愛　媛	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	愛　媛
ク	島　根	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	島　根
	鳥　取	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	10.6	鳥　取
	熊　本	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊　本
	長　崎	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	長　崎
	高　知	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	高　知
	岩　手	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	岩　手
	鹿児島	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	鹿児島
	佐　賀	10.21	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	佐　賀
	青　森	10.12	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	青　森
	秋　田	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	秋　田
	宮　崎	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	10.6	宮　崎
	沖　縄	10.25	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	沖　縄

(4)　加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

（単位：円）

ランク＼年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
全　国	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)
Aランク	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)
Bランク	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)
Cランク	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)
Dランク	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)

（注）１　金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
２　(　　)内は引上げ率(%)を示す。
３　各ランクは、各年度における適用ランクである。
４　平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え（例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5)　最高額と最低額及び格差の推移

年度 ランク	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
①　最高額 （円）	708 東　京	708 東　京	710 東　京	714 東　京	719 東　京	739 東　京	766 東　京 神奈川	791 東　京	821 東　京	837 東　京
②　最低額 （円）	604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄
格差 ②／①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1

年度 ランク	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
①　最高額 （円）	850 東　京	869 東　京	888 東　京	907 東　京	932 東　京	958 東　京	985 東　京	1,013 東　京	1,013 東　京	1,041 東　京
②　最低額 （円）	652 島根 高知	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄
格差 ②／①×100	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8

(6)　地域別最低賃金引上げ率の推移

（単位：％）

	都道府県＼年度	平成２４	２５	２６	２７	２８	２９	３０	令和元	２	３
Aランク	東　京	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76
	神奈川	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77
	大　阪	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90
	愛　知	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02
	埼　玉	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02
	千　葉	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03
Bランク	京　都	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08
	兵　庫	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11
	静　岡	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16
	滋　賀	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23
	茨　城	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29
	栃　木	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28
	広　島	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21
	長　野	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30
	富　山	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30
	三　重	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20
	山　梨	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34
Cランク	群　馬	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35
	岡　山	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36
	石　川	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36
	香　川	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41
	奈　良	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34
	宮　城	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39
	福　岡	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33
	山　口	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38
	岐　阜	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29
	福　井	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37
	和歌山	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37
	北海道	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25
	新　潟	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37
	徳　島	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52
Dランク	福　島	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50
	大　分	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79
	山　形	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66
	愛　媛	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53
	島　根	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	4.04
	鳥　取	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.66
	熊　本	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53
	長　崎	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53
	高　知	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.54
	岩　手	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53
	鹿児島	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	3.53
	佐　賀	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66
	青　森	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66
	秋　田	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.79
	宮　崎	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53
	沖　縄	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.54

２　最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

（１）監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（%）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（%）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（%）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和２	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
３	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
４	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7

（注）各年とも１月～３月の結果である。

※ 令和３年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

（２）業種別法違反の状況（令和４年１月～３月、全国計）

業　　種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違　反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違　反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違　反事業場数	違反率%
01　製造業	4,616	506	11.0%	4,269	467	10.9%	347	39	11.2%
01　食料品製造業	1,292	131	10.1%	1,285	131	10.2%	7	0	0.0%
02　繊維工業	276	35	12.7%	276	35	12.7%	0	0	－
03　衣服その他の繊維製品製造業	413	42	10.2%	413	42	10.2%	0	0	－
04　木材・木製品製造業	114	9	7.9%	113	9	8.0%	1	0	0.0%
05　家具・装備品製造業	70	6	8.6%	70	6	8.6%	0	0	－
06　パルプ・紙・紙加工品製造業	122	15	12.3%	122	15	12.3%	0	0	－
07　印刷・製本業	171	20	11.7%	171	20	11.7%	0	0	－
08　化学工業	367	49	13.4%	365	49	13.4%	2	0	0.0%
09　窯業土石製品製造業	94	10	10.6%	79	8	10.1%	15	2	13.3%
10　鉄鋼業	16	1	6.3%	10	1	10.0%	6	0	0.0%
11　非鉄金属製造業	24	3	12.5%	18	2	11.1%	6	1	16.7%
12　金属製品製造業	230	13	5.7%	228	13	5.7%	2	0	0.0%
13　一般機械器具製造業	175	18	10.3%	128	12	9.4%	47	6	12.8%
14　電気機械器具製造業	328	40	12.2%	132	16	12.1%	196	24	12.2%
15　輸送用機械等製造業	111	9	8.1%	51	5	9.8%	60	4	6.7%
16　電気・ガス・水道業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	－
17　その他の製造業	812	105	12.9%	807	103	12.8%	5	2	40.0%
02　鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
03　建設業	174	15	8.6%	174	15	8.6%	0	0	－
01　土木木工事業	43	5	11.6%	43	5	11.6%	0	0	－
02　建築工事業	80	7	8.8%	80	7	8.8%	0	0	－
03　その他の建設業	51	3	5.9%	51	3	5.9%	0	0	－
04　運輸交通業	45	10	22.2%	45	10	22.2%	0	0	－
02　道路旅客運送業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	－
03　道路貨物運送業	36	8	22.2%	36	8	22.2%	0	0	－
05　貨物取扱業	8	3	37.5%	8	3	37.5%	0	0	－
１号～５号　計	4,845	534	11.0%	4,498	495	11.0%	347	39	11.2%
06　農林業	114	17	14.9%	114	17	14.9%	0	0	－
01　農業	109	17	15.6%	109	17	15.6%	0	0	－
02　林業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	－
07　畜産･水産業	33	6	18.2%	33	6	18.2%	0	0	－
01　畜産業	21	4	19.0%	21	4	19.0%	0	0	－
02　水産業	12	2	16.7%	12	2	16.7%	0	0	－
08　商業	5,655	598	10.6%	5,611	589	10.5%	44	9	20.5%
01　卸売業	985	88	8.9%	985	88	8.9%	0	0	－
02　小売業	3,849	442	11.5%	3,805	433	11.4%	44	9	20.5%
03　理美容業	721	61	8.5%	721	61	8.5%	0	0	－
04　その他の商業	100	7	7.0%	100	7	7.0%	0	0	－
09　金融・広告業	67	5	7.5%	67	5	7.5%	0	0	－
01　金融業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	－
02　広告・あっせん業	62	4	6.5%	62	4	6.5%	0	0	－
10　映画・演劇業	6	2	33.3%	6	2	33.3%	0	0	－
11　通信業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	－
12　教育・研究業	79	5	6.3%	79	5	6.3%	0	0	－
13　保健衛生業	740	79	10.7%	740	79	10.7%	0	0	－
01　医療保健業	212	24	11.3%	212	24	11.3%	0	0	－
02　社会福祉施設	494	50	10.1%	494	50	10.1%	0	0	－
03　その他の保健衛生業	34	5	14.7%	34	5	14.7%	0	0	－
14　接客娯楽業	2,752	292	10.6%	2,752	292	10.6%	0	0	－
01　旅館業	507	53	10.5%	507	53	10.5%	0	0	－
02　飲食店	2,120	226	10.7%	2,120	226	10.7%	0	0	－
03　その他の接客娯楽業	125	13	10.4%	125	13	10.4%	0	0	－
15　清掃・と畜業	321	26	8.1%	321	26	8.1%	0	0	－
16　官公署	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	－
17　その他の事業	350	42	12.0%	350	42	12.0%	0	0	－
01　派遣業	29	1	3.4%	29	1	3.4%	0	0	－
02　その他の事業	321	41	12.8%	321	41	12.8%	0	0	－
６号～１７号　計	10,120	1,073	10.6%	10,076	1,064	10.6%	44	9	20.5%
合計	14,965	1,607	10.7%	14,574	1,559	10.7%	391	48	12.3%

資料 No. 1

令和４年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　15,861 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（令和２年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

４．集計労働者　30,533 人

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和４年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和４年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和４年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和２年度分、令和３年度分〕
ホ　賃金改定の状況〔令和４年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和４年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和３年６月分、令和４年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和３年６月分、令和４年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和３年６月分、令和４年６月分〕

６．利用上の注意

（１）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（２）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（３）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（４）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	100.0	30.4	3.1	50.2	16.3	100.0	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	100.0	37.3	0.5	45.6	16.6	100.0	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	100.0	37.4	0.8	45.1	16.8	100.0	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	100.0	42.7	0.0	41.8	15.5	100.0	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
R3年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	100.0	24.3	1.1	54.0	20.7	100.0	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	100.0	24.1	1.2	59.7	15.0	100.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	100.0	24.9	2.5	55.6	17.0	100.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	100.0	30.9	0.6	56.1	12.4	100.0	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
R3年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	−15.5	−9.0	−12.7	−16.3	−19.6	−16.7	−45.8	−15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	−14.7	−2.0	−8.5	−11.6	−30.0	−15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	−10.8	−6.5	−5.8			−21.9	−18.6	−9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	−23.0		−15.6		−50.0	−21.5	−13.8	−35.0	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9
計	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	−15.6	−8.2	−11.8	−15.1	−27.6	−18.9	−36.7	−17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1
R3年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	−14.0	−14.9	−21.1	−5.1	−14.7	−10.2	−23.9	−4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.3%	2.5%	4.5%	0.64	1.4%	2.3%	4.0%	0.57	1.5%	2.2%	3.6%	0.48	1.5%	3.0%	4.3%	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R3年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	2.0%	4.0%	7.8%	0.73	1.8%	3.0%	5.0%	0.53	1.0%	2.0%	4.0%	0.75	1.0%	2.0%	3.7%	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R3年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 $= \dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
男女計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、%）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
一般パート計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R３年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7
R３年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R３年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和３年	令和４年
40.1	40.9

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和３年	令和４年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和２年度	令和３年度
243.3	242.9

資料No.2

生活保護と最低賃金

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

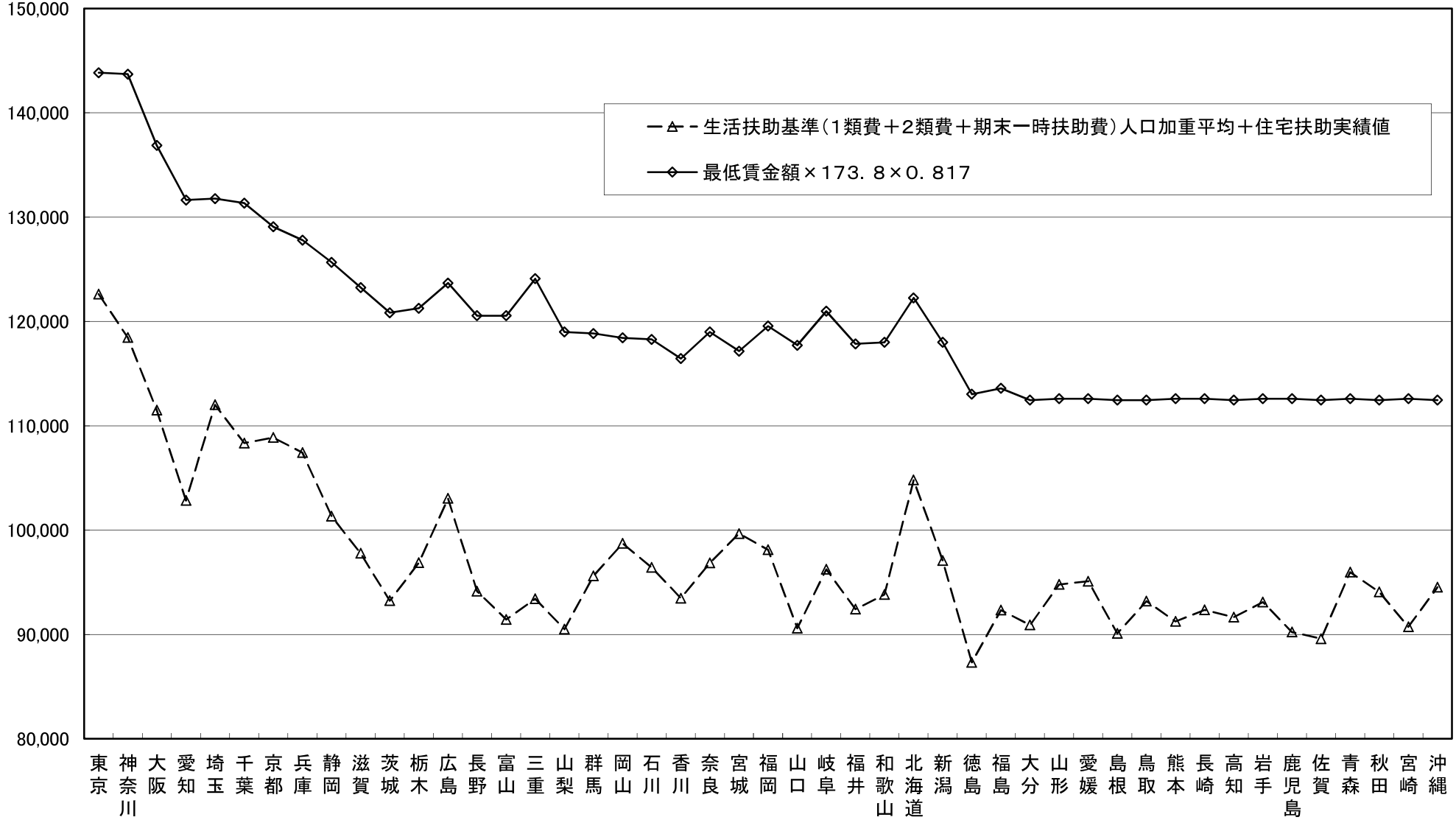

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和2年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
注4）0．817は時間額792円で月173．8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和3年度最低賃金
改定額反映版

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

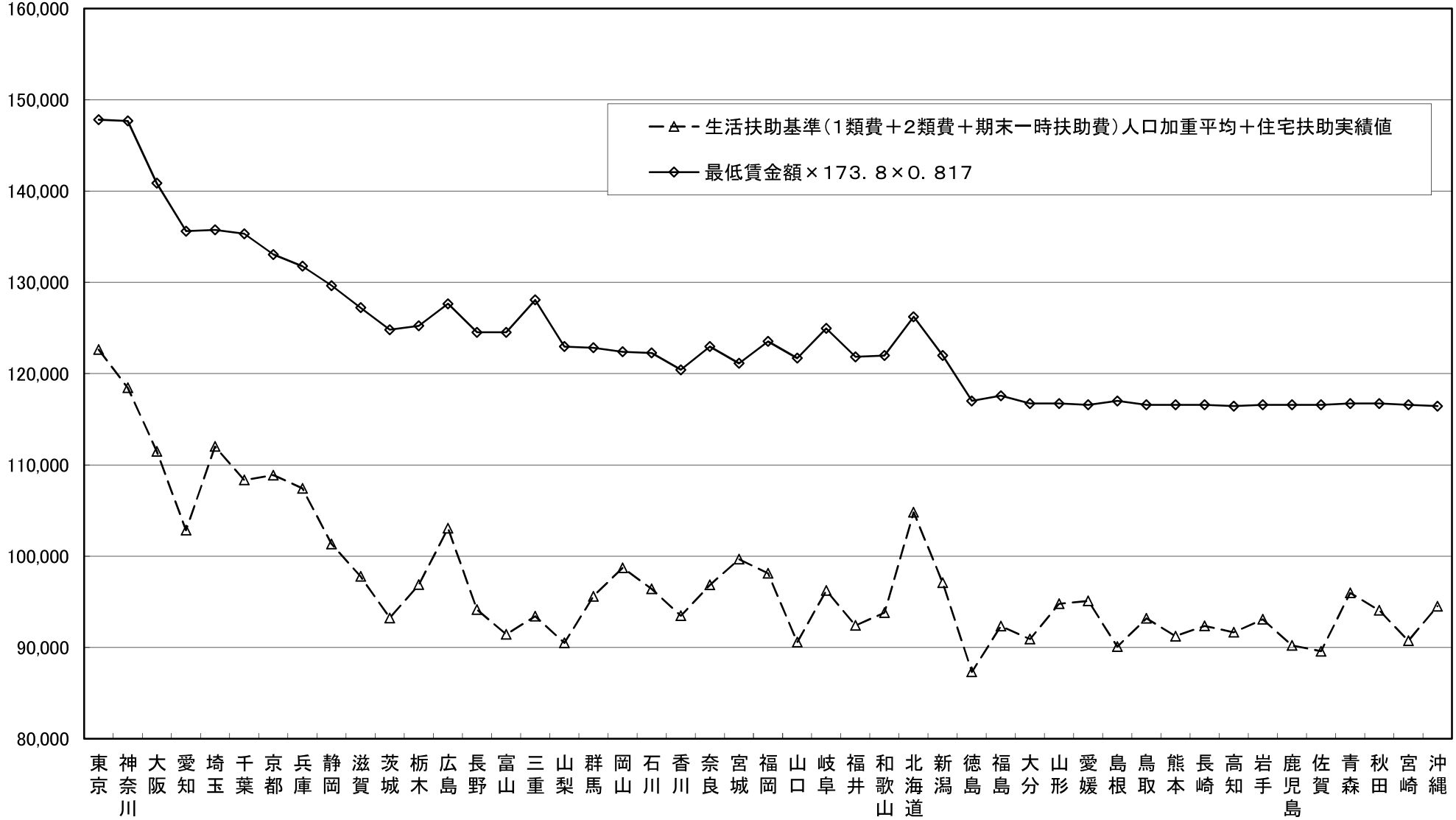

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは令和2年度（ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。）、最低賃金のデータは令和3年度のもの。
注4）0．817は時間額792円で月173．8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和２年度データに基づく乖離額	令和３年度地域別最低賃金引上げ額	最新の乖離額	昨年度の目安小委で示した乖離額	乖離の変動額				
	（Ａ）	（Ｂ）	（Ｃ）（＝Ａ－Ｂ）	（Ｄ）	（Ｅ）（＝Ｃ－Ｄ）	最低賃金の引上げによる影響額（e①）	可処分所得比率の変動（0.817→0.817）による影響額（e②）	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額（e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額（e④）
北海道	△123	28	△151	△119	△32	△28	0	△4	0
青森	△117	29	△146	△117	△29	△29	0	0	0
岩手	△137	28	△165	△137	△28	△28	0	0	0
宮城	△123	28	△151	△120	△31	△28	0	△3	0
秋田	△130	30	△160	△129	△30	△30	0	0	0
山形	△125	29	△154	△125	△29	△29	0	0	0
福島	△150	28	△178	△150	△28	△28	0	0	0
茨城	△194	28	△222	△195	△27	△28	0	1	0
栃木	△172	28	△200	△171	△29	△28	0	△1	0
群馬	△164	28	△192	△162	△29	△28	0	△1	0
埼玉	△139	28	△167	△136	△32	△28	0	△4	0
千葉	△162	28	△190	△158	△32	△28	0	△4	0
東京	△149	28	△177	△143	△34	△28	0	△6	0
神奈川	△178	28	△206	△171	△34	△28	0	△6	0
新潟	△147	28	△175	△146	△29	△28	0	△1	0
富山	△205	28	△233	△203	△30	△28	0	△2	0
石川	△154	28	△182	△153	△29	△28	0	△1	0
福井	△179	28	△207	△178	△29	△28	0	△1	0
山梨	△201	28	△229	△201	△28	△28	0	0	0
長野	△186	28	△214	△185	△29	△28	0	△1	0
岐阜	△174	28	△202	△174	△28	△28	0	0	0
静岡	△171	28	△199	△170	△30	△28	0	△2	0
愛知	△203	28	△231	△200	△31	△28	0	△3	0
三重	△216	28	△244	△215	△29	△28	0	△1	0
滋賀	△179	28	△207	△178	△30	△28	0	△2	0
京都	△142	28	△170	△138	△32	△28	0	△4	0
大阪	△179	28	△207	△173	△34	△28	0	△6	0
兵庫	△143	28	△171	△139	△32	△28	0	△4	0
奈良	△156	28	△184	△155	△29	△28	0	△1	0
和歌山	△170	28	△198	△170	△29	△28	0	△1	0
鳥取	△136	29	△165	△135	△30	△29	0	△1	0
島根	△158	32	△190	△157	△33	△32	0	△1	0
岡山	△139	28	△167	△134	△33	△28	0	△5	0
広島	△145	28	△173	△140	△34	△28	0	△6	0
山口	△191	28	△219	△190	△29	△28	0	△1	0
徳島	△181	28	△209	△181	△28	△28	0	0	0
香川	△162	28	△190	△161	△29	△28	0	△1	0
愛媛	△123	28	△151	△123	△28	△28	0	0	0
高知	△147	28	△175	△147	△28	△28	0	0	0
福岡	△151	28	△179	△147	△32	△28	0	△4	0
佐賀	△161	29	△190	△162	△29	△29	0	0	0
長崎	△143	28	△171	△142	△29	△28	0	△1	0
熊本	△150	28	△178	△151	△28	△28	0	0	0
大分	△152	30	△182	△151	△31	△30	0	△1	0
宮崎	△154	28	△182	△154	△28	△28	0	0	0
鹿児島	△158	28	△186	△157	△29	△28	0	△1	0
沖縄	△126	28	△154	△126	△28	△28	0	0	0

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和２年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
※３　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

資料 No.3

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

１．地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成24～令和３年度）

年度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	２年度	３年度
地域別最低賃金額（対前年度差）		７４９ (12)	７６４ (15)	７８０ (16)	７９８ (18)	８２３ (25)	８４８ (25)	８７４ (26)	９０１ (27)	９０２ (1)	９３０ (28)
Ａランク	未満率（%）	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9
	影響率（%）	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4
Ｂランク	未満率（%）	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7
	影響率（%）	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9
Ｃランク	未満率（%）	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7
	影響率（%）	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4
Ｄランク	未満率（%）	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5
	影響率（%）	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9
計	未満率（%）	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7
	影響率（%）	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成24～令和３年）

（注）１　地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
４　各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

２．地域別最低賃金の未満率と影響率

（1）都道府県別未満率と影響率（令和3年）

未満率（全国加重平均）１．７％
影響率（全国加重平均）１６．２％

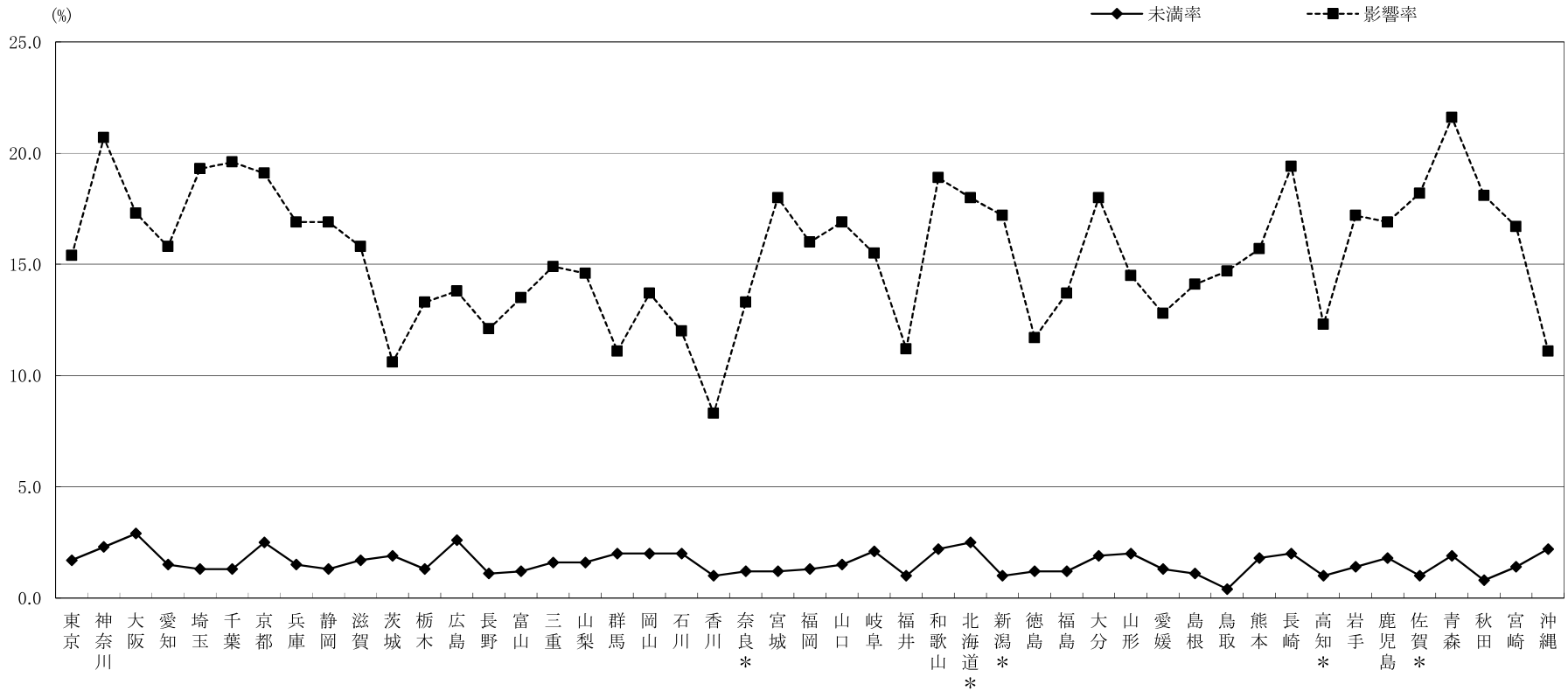

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良＊	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道＊	新潟＊	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知＊	岩手	鹿児島	佐賀＊	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	1.7	2.3	2.9	1.5	1.3	1.3	2.5	1.5	1.3	1.7	1.9	1.3	2.6	1.1	1.2	1.6	1.6	2.0	2.0	2.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.5	2.1	1.0	2.2	2.5	1.0	1.2	1.2	1.9	2.0	1.3	1.1	0.4	1.8	2.0	1.0	1.4	1.8	1.0	1.9	0.8	1.4	2.2	1.7
影響率	15.4	20.7	17.3	15.8	19.3	19.6	19.1	16.9	16.9	15.8	10.6	13.3	13.8	12.1	13.5	14.9	14.6	11.1	13.7	12.0	8.3	13.3	18.0	16.0	16.9	15.5	11.2	18.9	18.0	17.2	11.7	13.7	18.0	14.5	12.8	14.1	14.7	15.7	19.4	12.3	17.2	16.9	18.2	21.6	18.1	16.7	11.1	16.2

資料出所　厚生労働省「令和３年最低賃金に関する基礎調査」
（注１）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注２）上記の影響率、未満率は、令和３年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

（2） 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率（令和3年）

未満率（全国加重平均） １．９％
影響率（全国加重平均） ５．９％

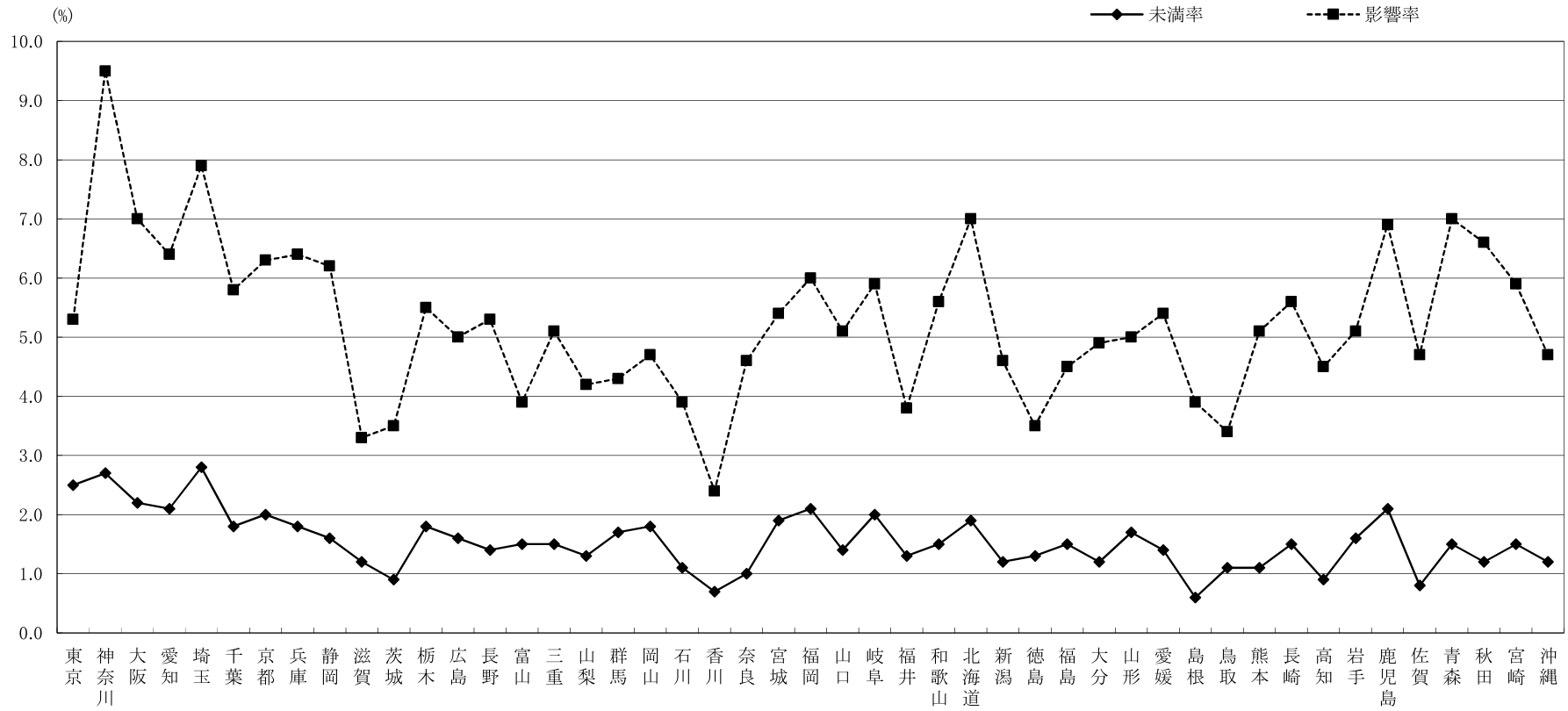

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	2.5	2.7	2.2	2.1	2.8	1.8	2.0	1.8	1.6	1.2	0.9	1.8	1.6	1.4	1.5	1.5	1.3	1.7	1.8	1.1	0.7	1.0	1.9	2.1	1.4	2.0	1.3	1.5	1.9	1.2	1.3	1.5	1.2	1.7	1.4	0.6	1.1	1.1	1.5	0.9	1.6	2.1	0.8	1.5	1.2	1.5	1.2	1.9
影響率	5.3	9.5	7.0	6.4	7.9	5.8	6.3	6.4	6.2	3.3	3.5	5.5	5.0	5.3	3.9	5.1	4.2	4.3	4.7	3.9	2.4	4.6	5.4	6.0	5.1	5.9	3.8	5.6	7.0	4.6	3.5	4.5	4.9	5.0	5.4	3.9	3.4	5.1	5.6	4.5	5.1	6.9	4.7	7.0	6.6	5.9	4.7	5.9

資料出所　厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）１　事業所規模５人以上の民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）を対象としている。
　　２　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。

資料No.4

賃金分布に関する資料（抜粋）

（都道府県別、総合指数順）

資料No.4-1　時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）　・・・ 1

資料No.4-2　時間当たり賃金分布（一般労働者）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

資料No.4-3　時間当たり賃金分布（短時間労働者）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

Dランク　時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）

福島（D）

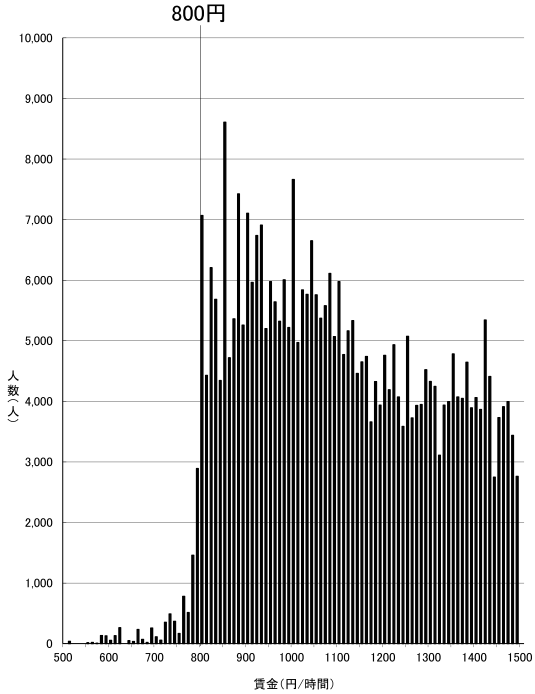

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

大分（D）

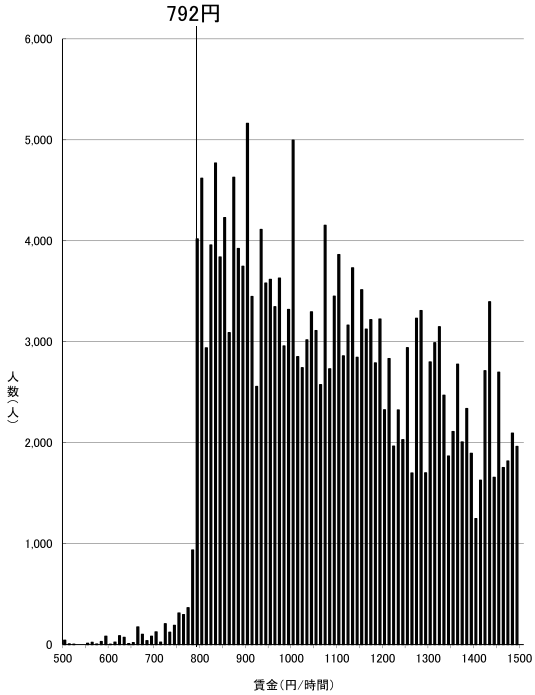

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

山形（D）

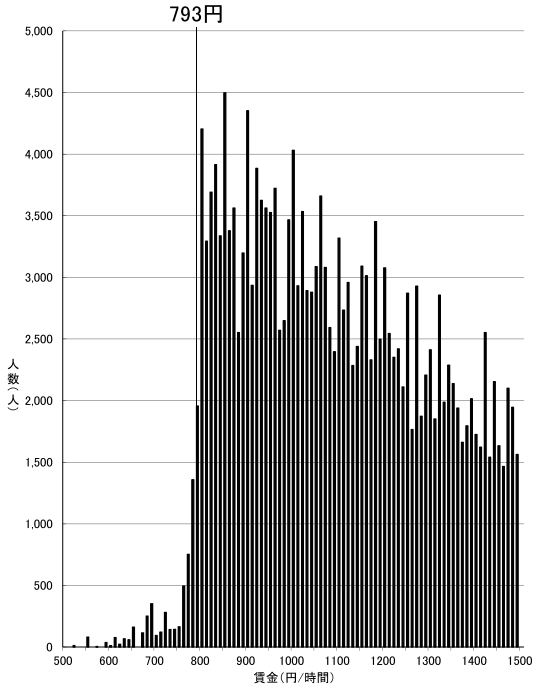

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

愛媛（D）

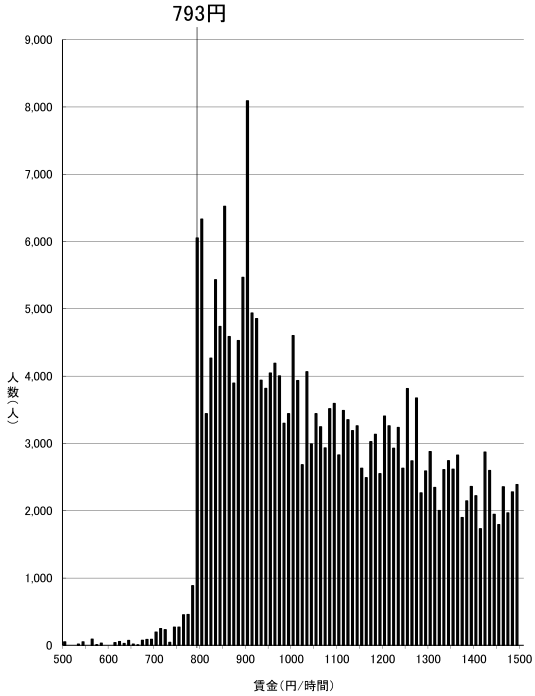

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

島根（D）

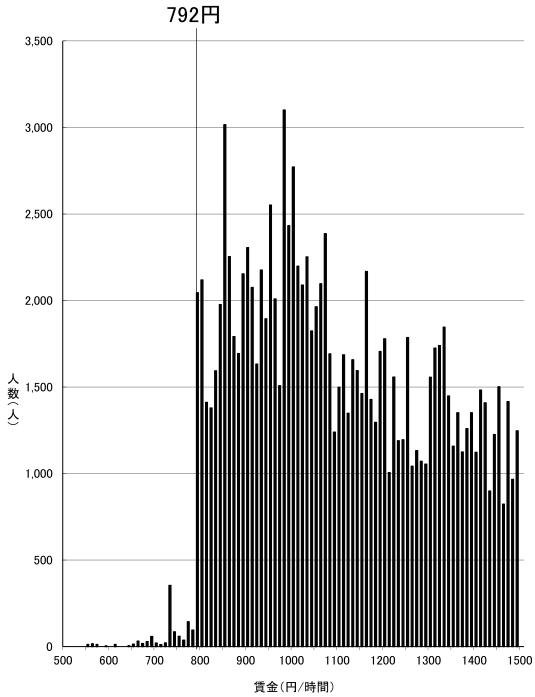

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

鳥取（D）

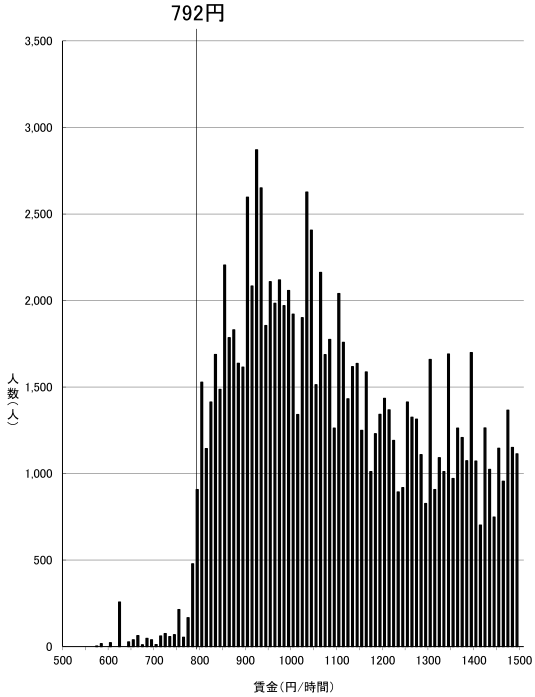

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

熊本（D）

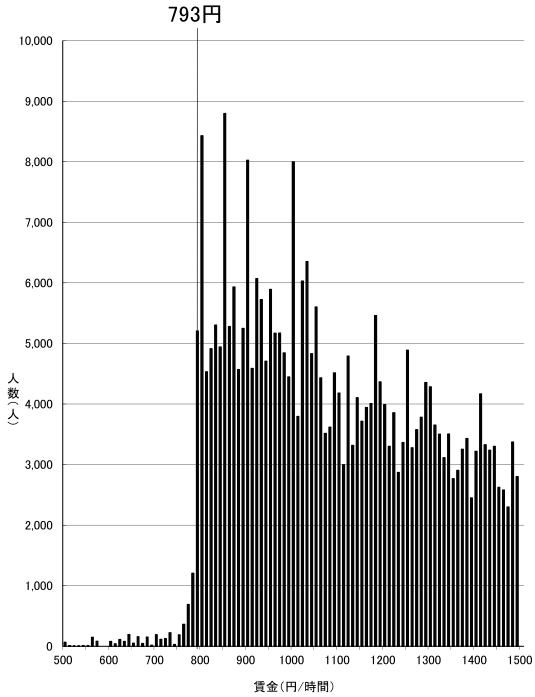

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

長崎（D）

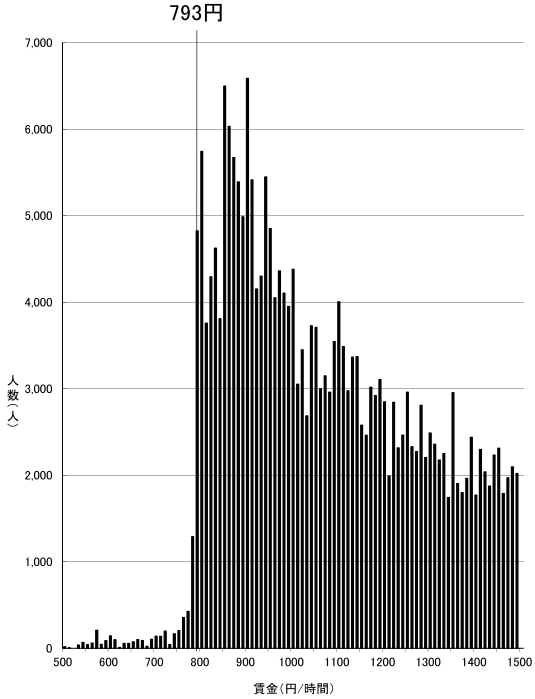

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

高知（D）

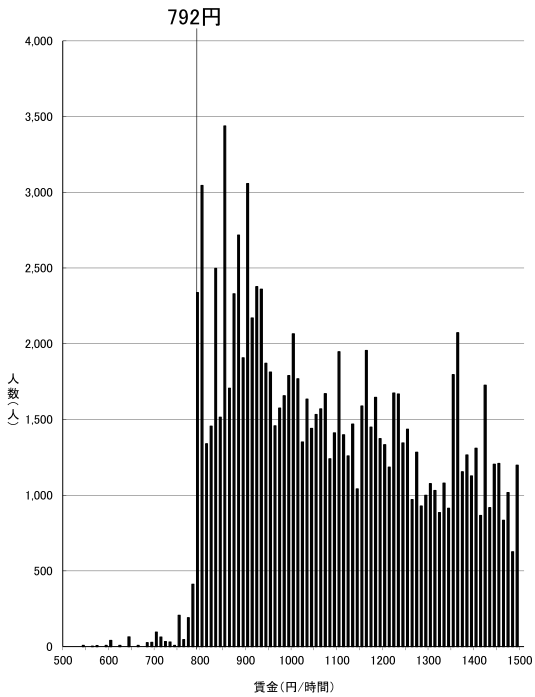

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手（D）

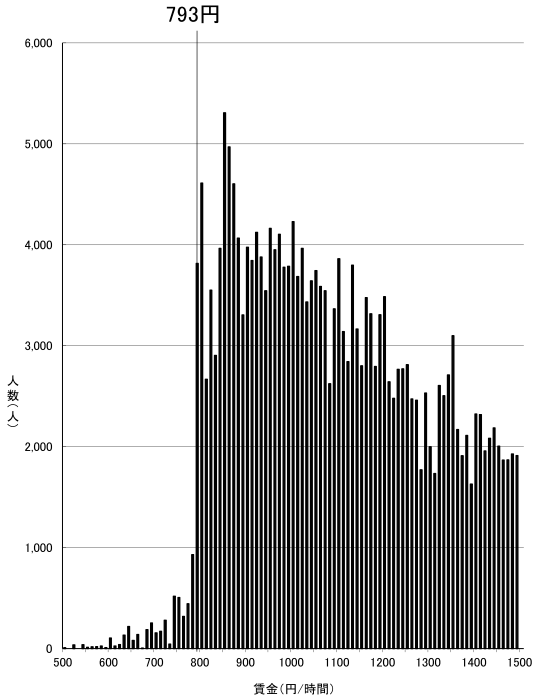

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島（D）

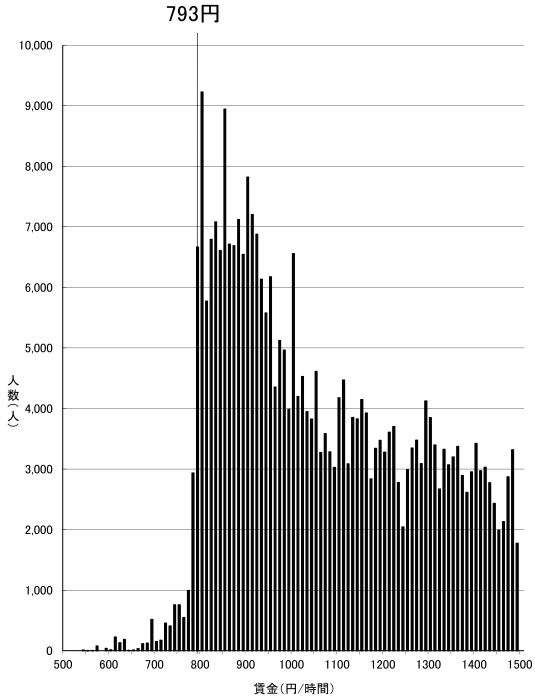

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀（D）

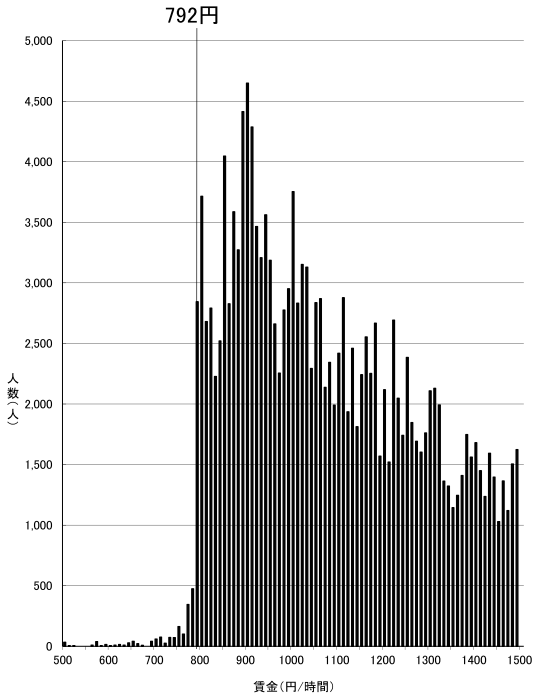

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森（D）

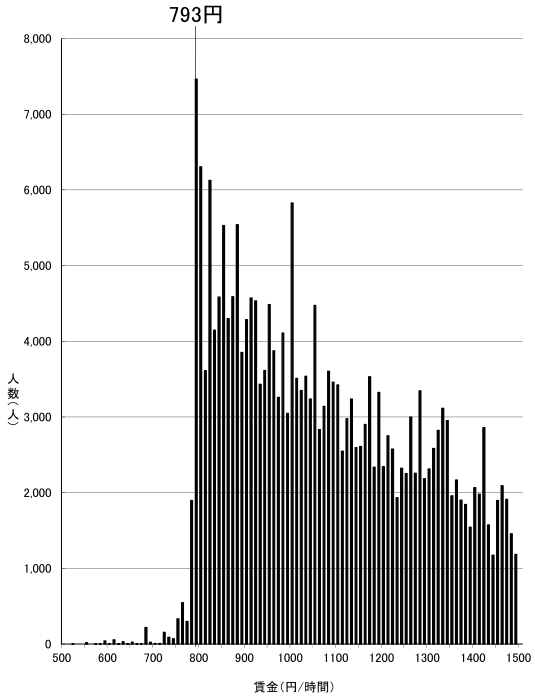

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田（D）

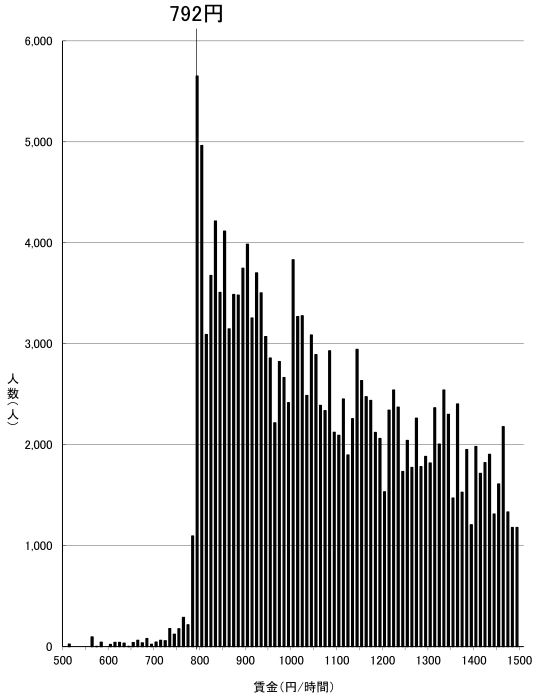

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎（D）

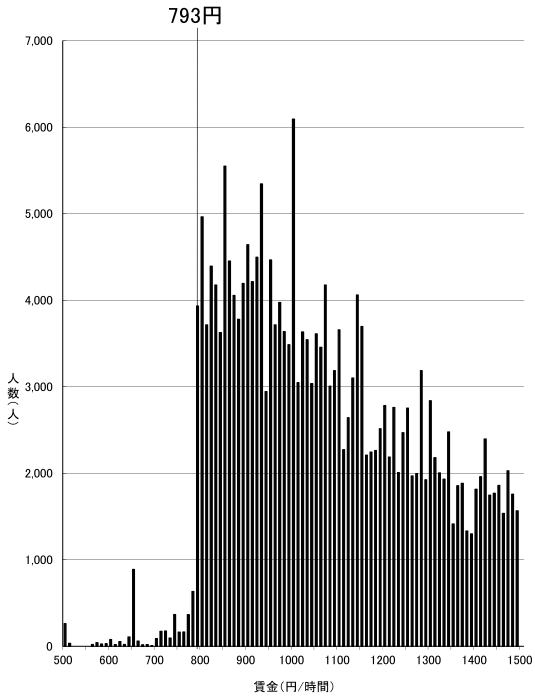

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄（D）

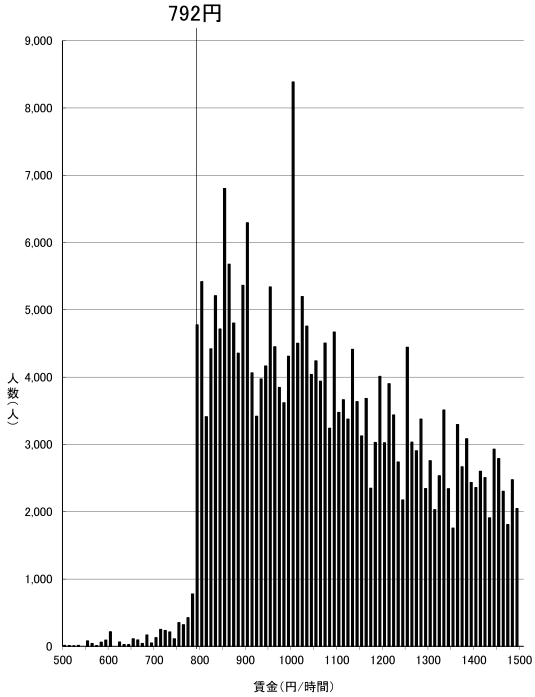

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

Dランク　時間当たり賃金分布（一般労働者）

福島（D）

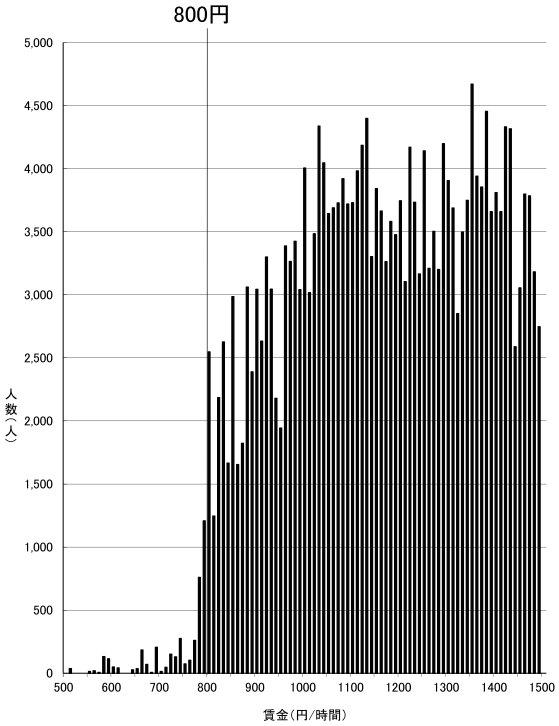

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

大分（D）

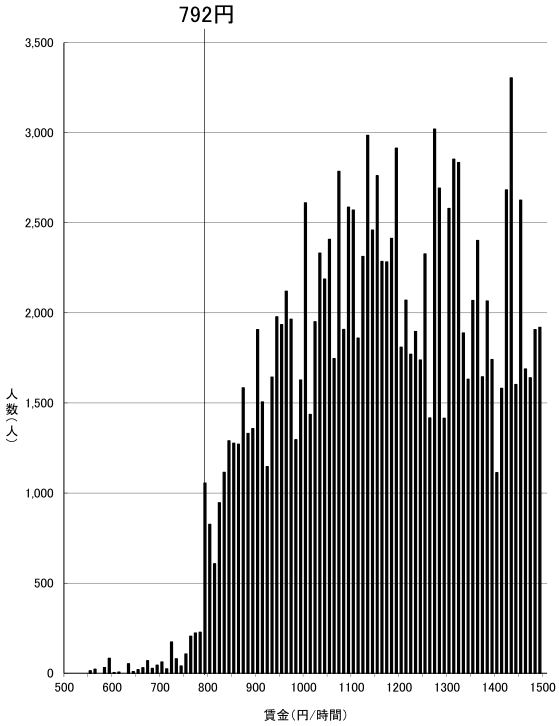

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

山形（D）

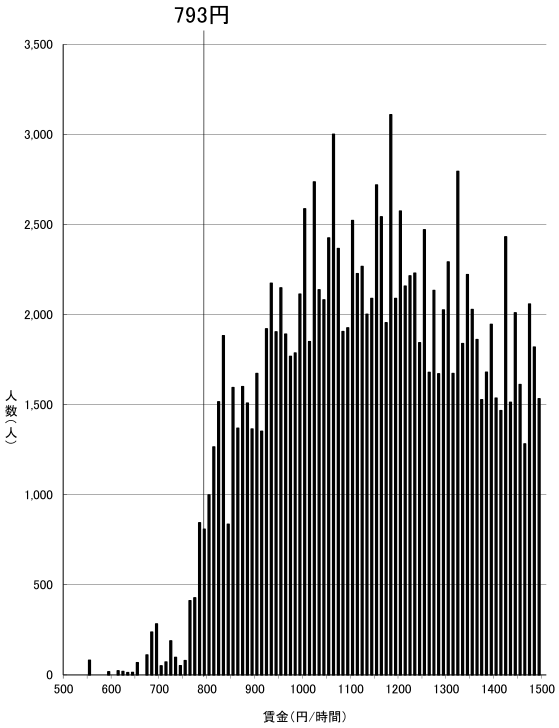

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

愛媛（D）

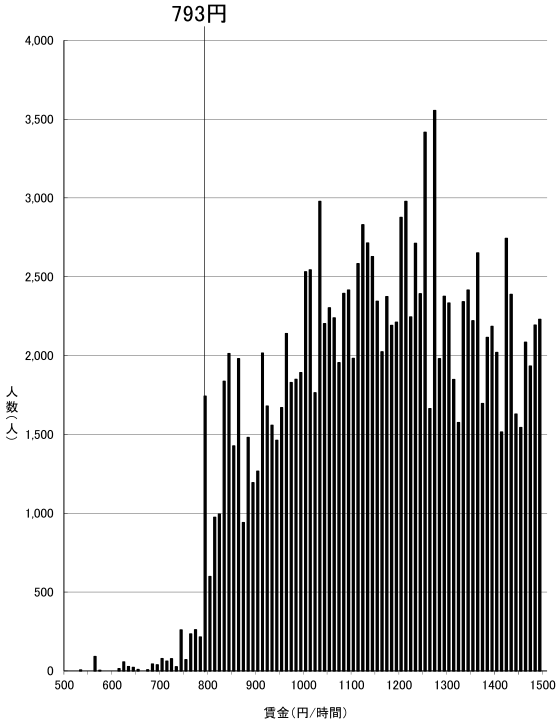

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

島根（D）

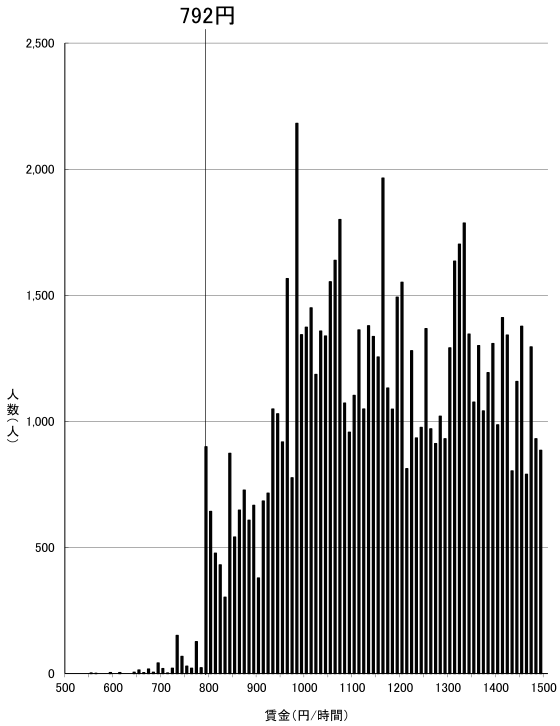

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

鳥取（D）

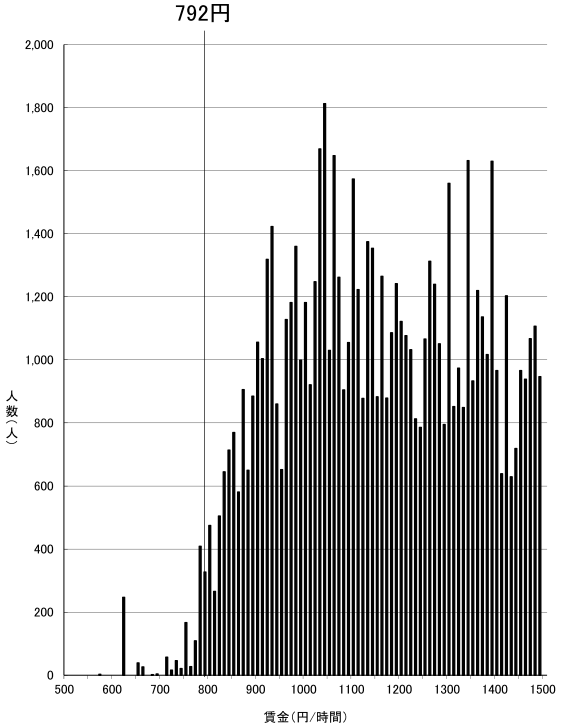

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

熊本（D）

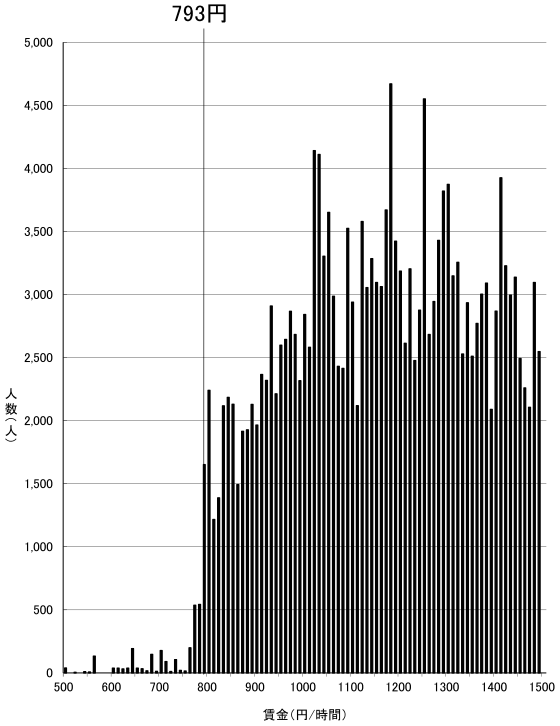

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

長崎（D）

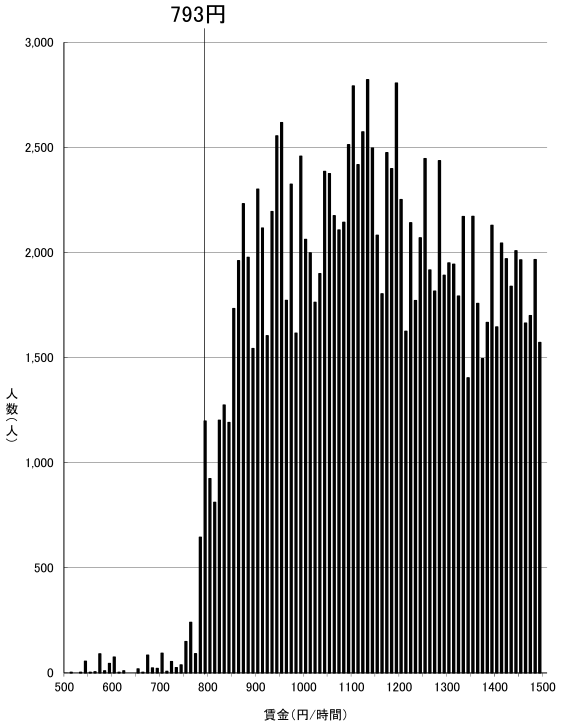

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

高知（D）

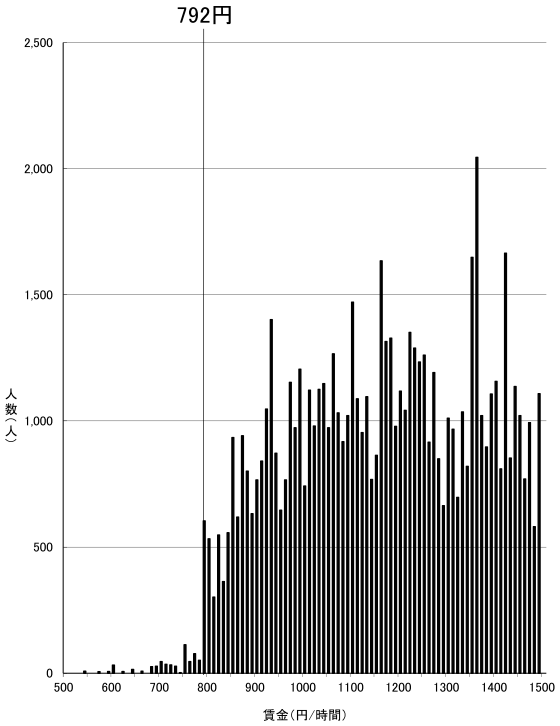

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

岩手（D）

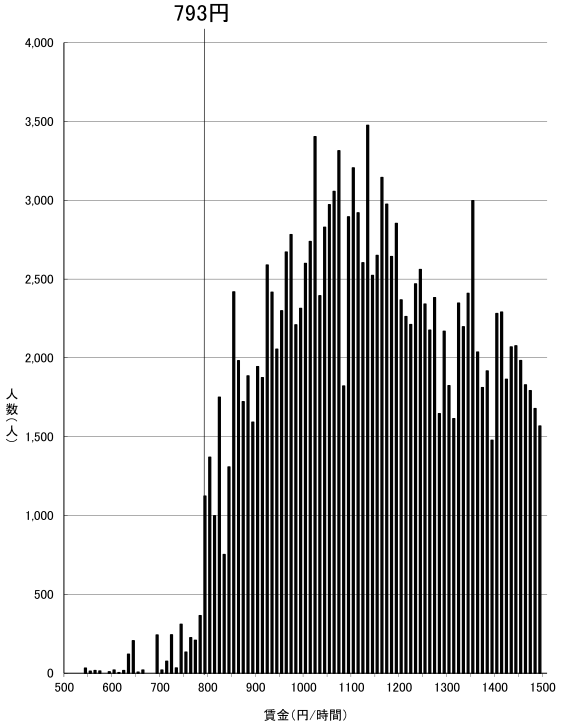

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

鹿児島（D）

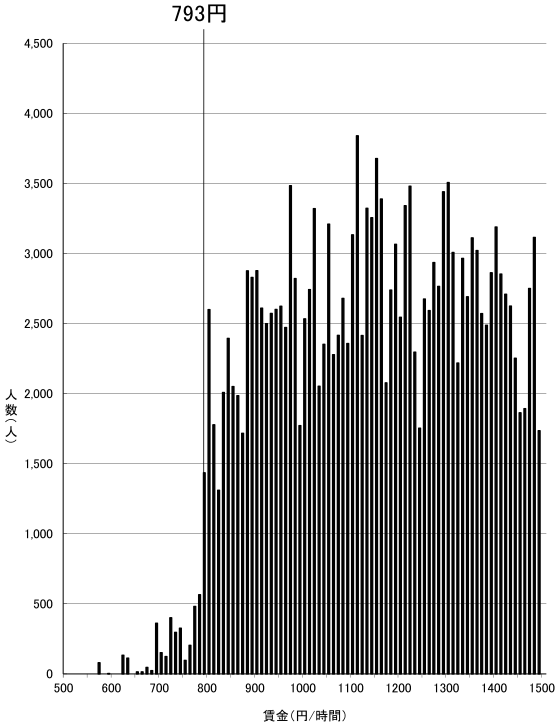

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

佐賀（D）

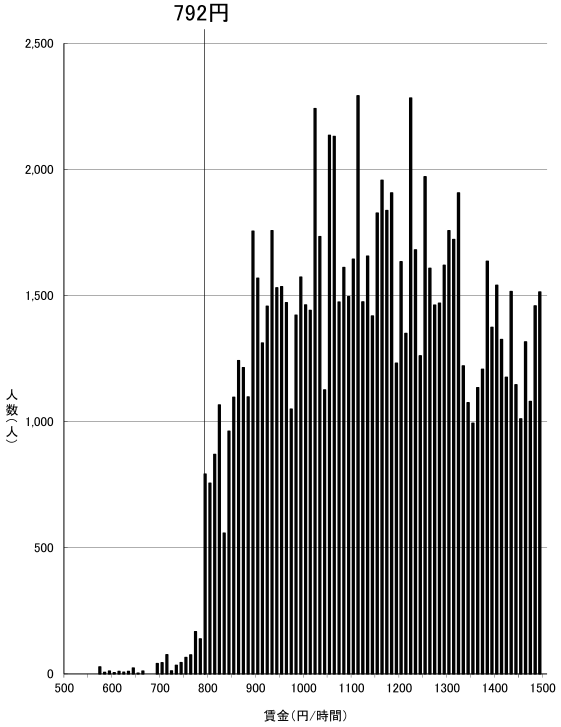

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

青森（D）

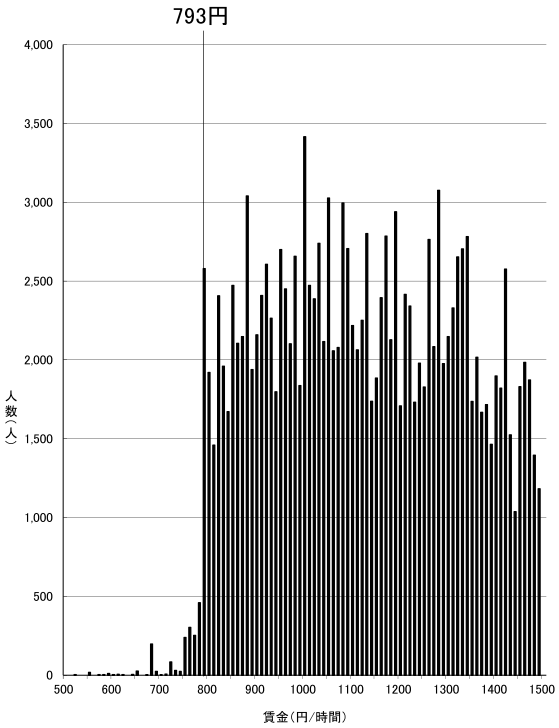

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田（D）

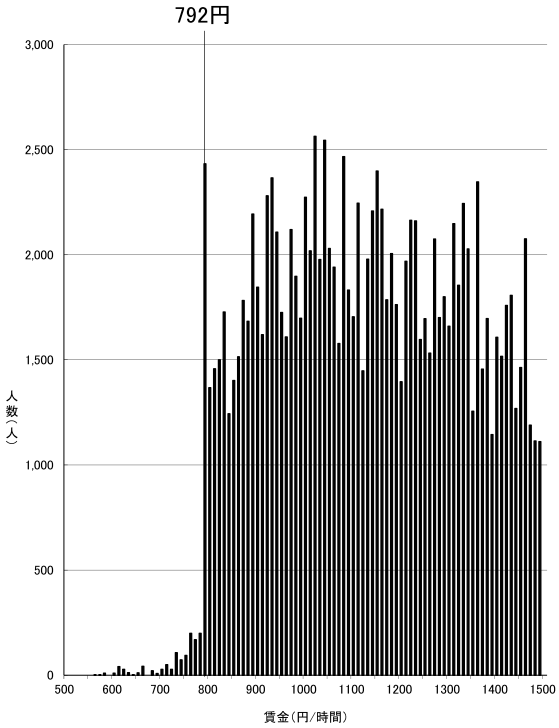

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎（D）

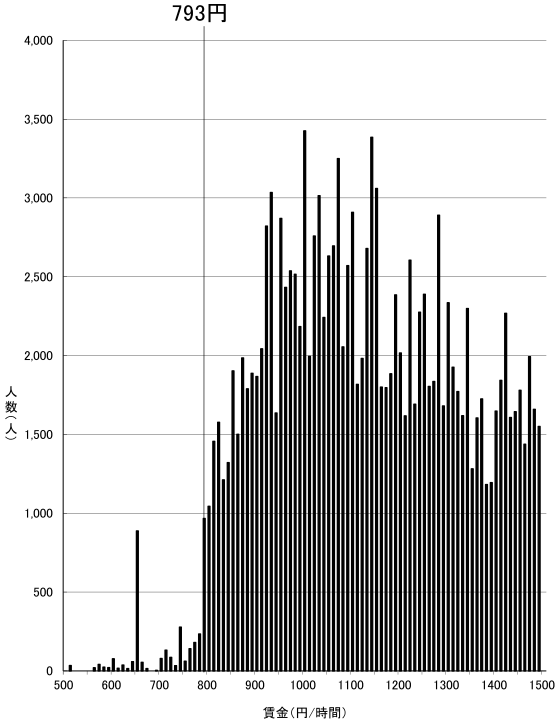

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄（D）

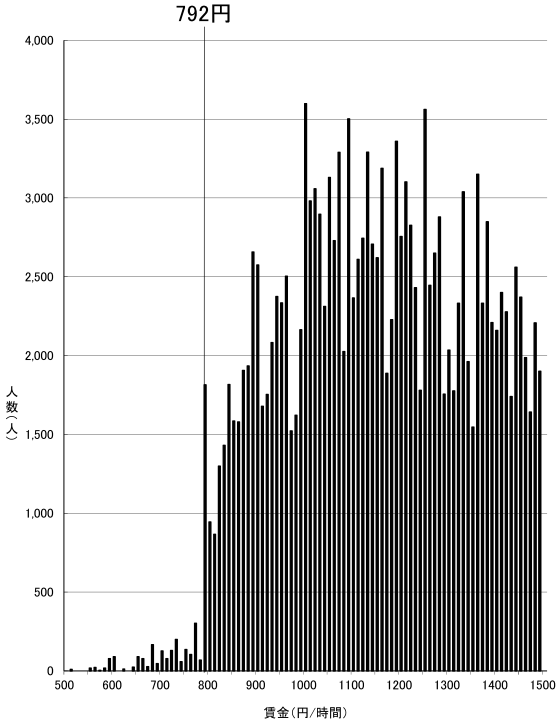

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

Dランク　時間当たり賃金分布（短時間労働者）

福島（D）

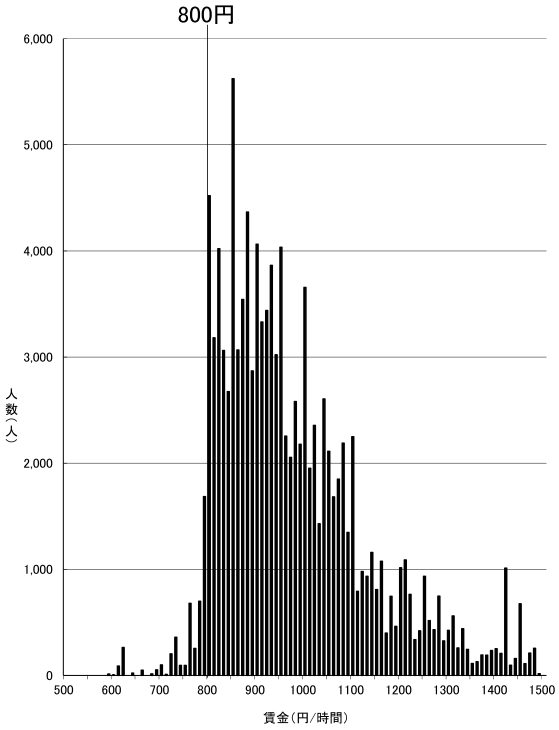

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分（D）

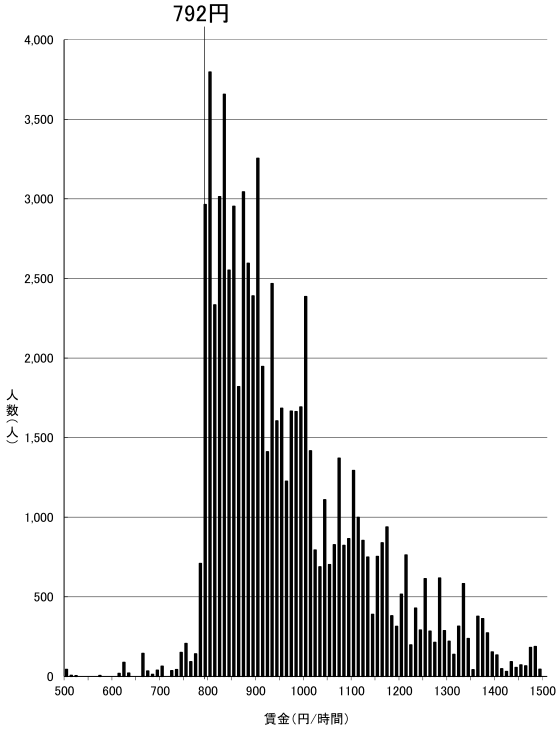

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形（D）

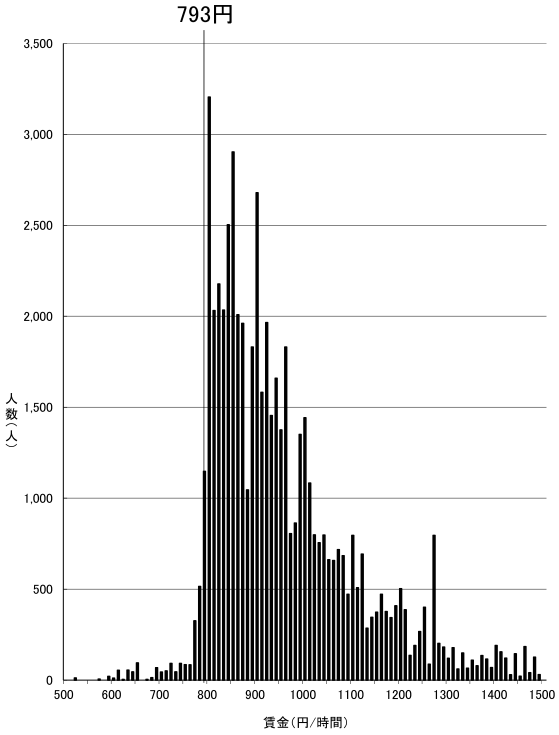

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛（D）

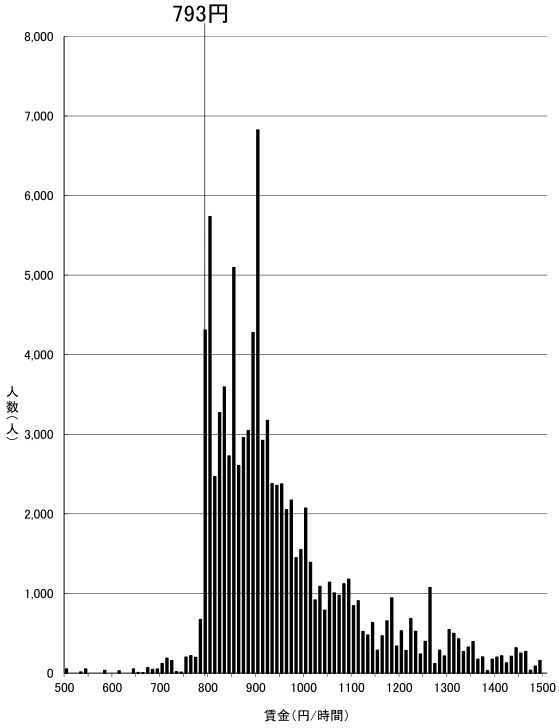

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根（D）

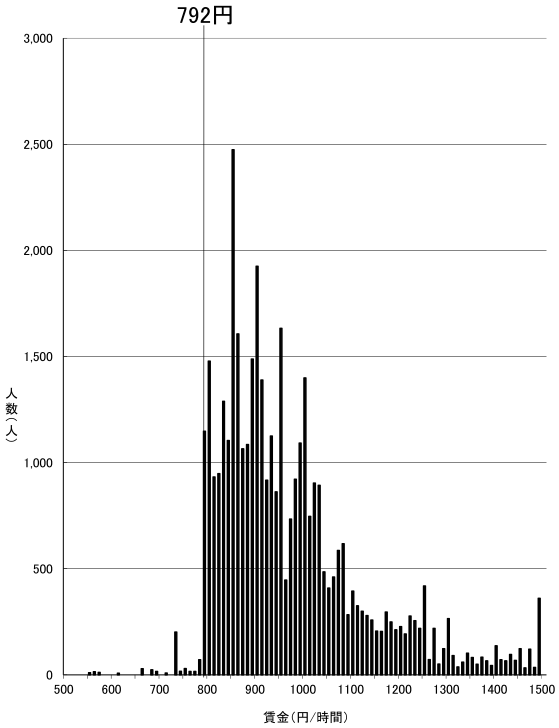

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取（D）

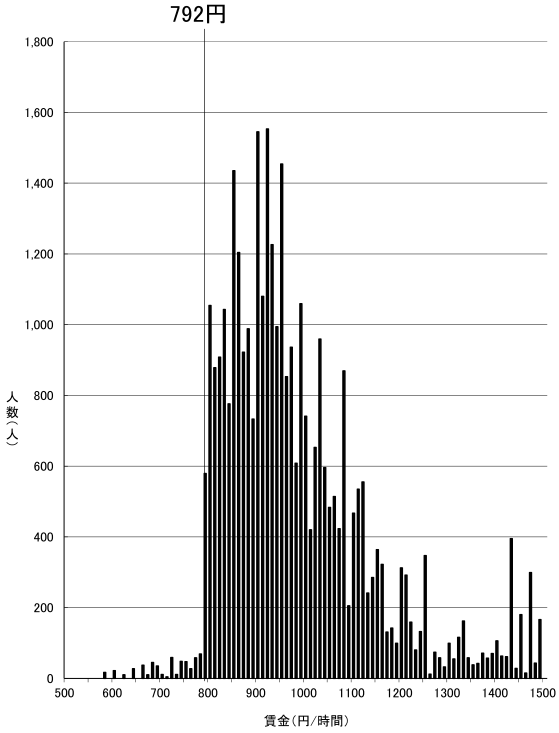

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本（D）

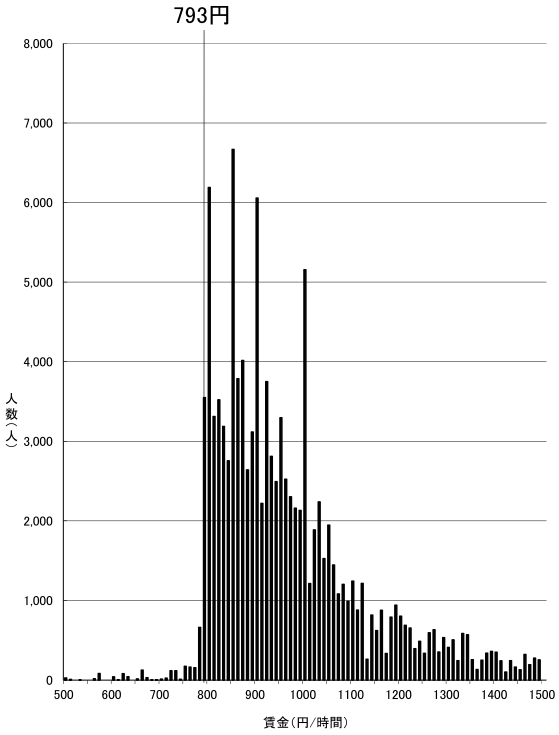

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎（D）

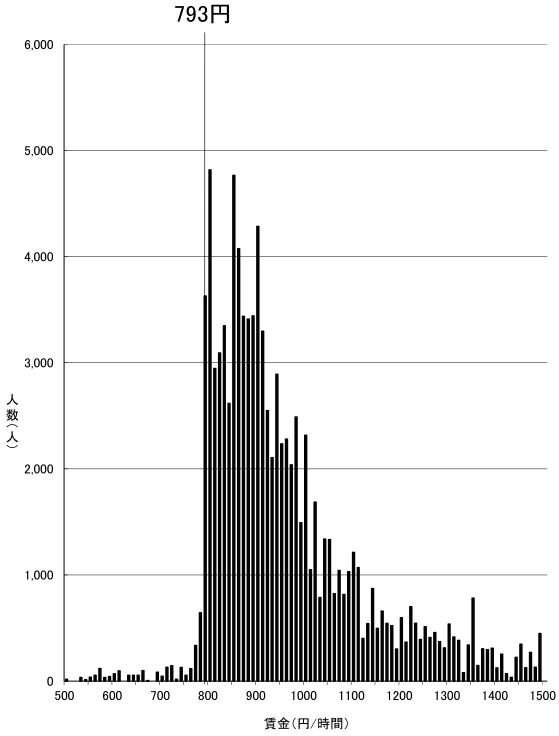

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知（D）

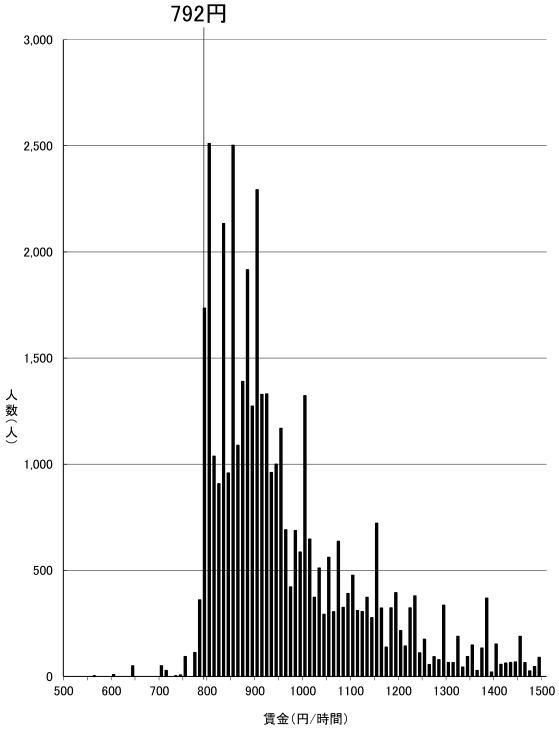

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手（D）

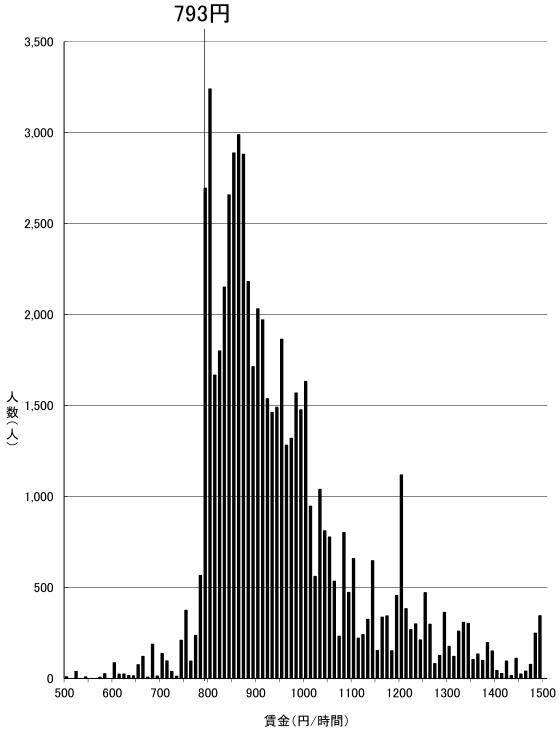

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島（D）

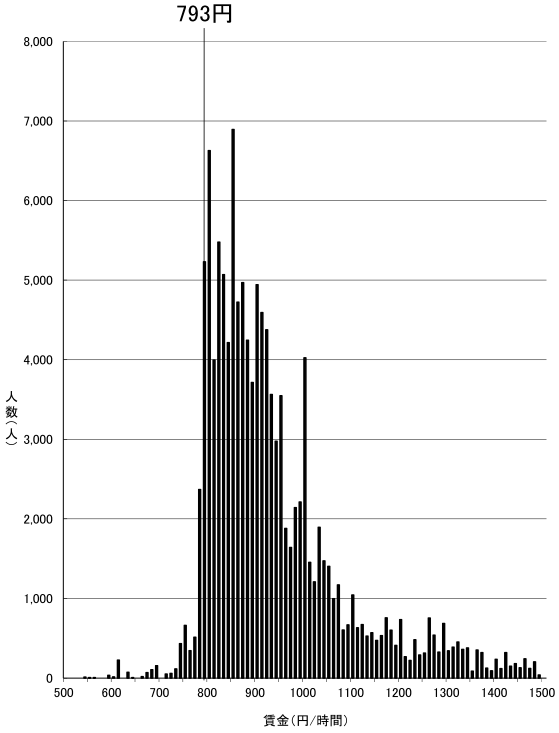

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀（D）

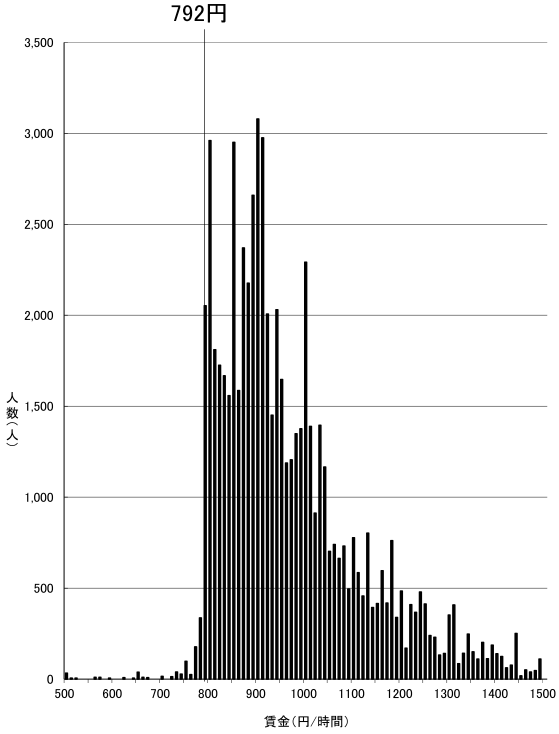

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森（D）

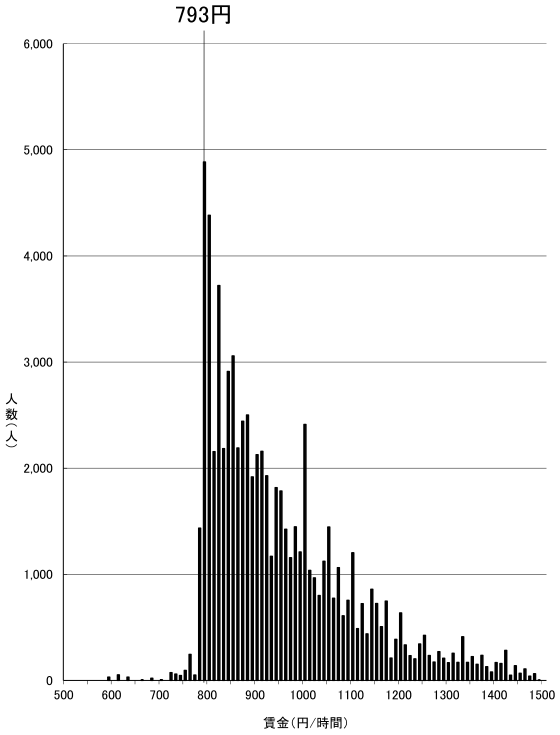

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田（D）

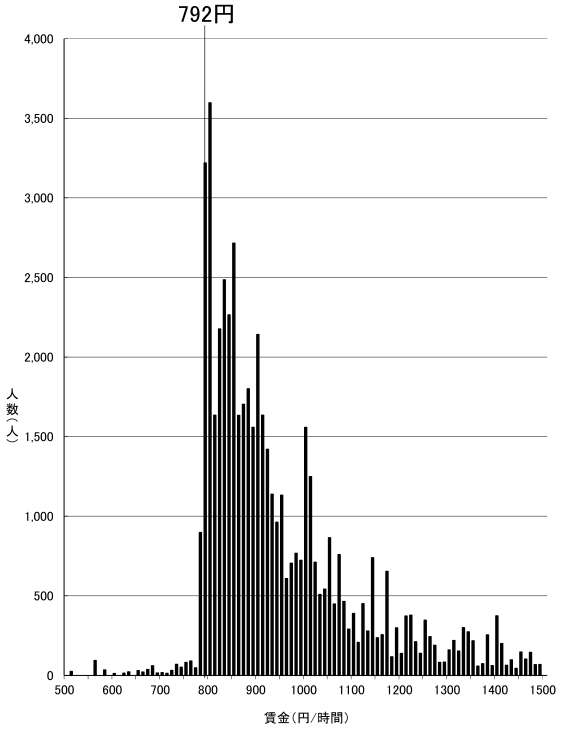

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎（D）

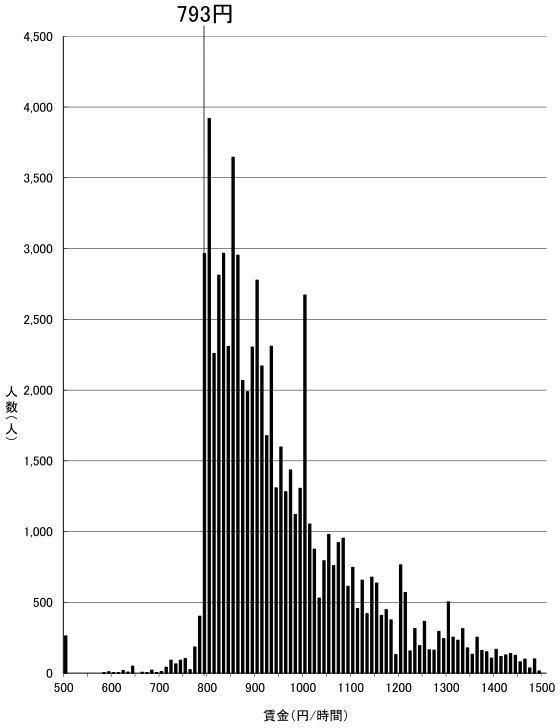

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄（D）

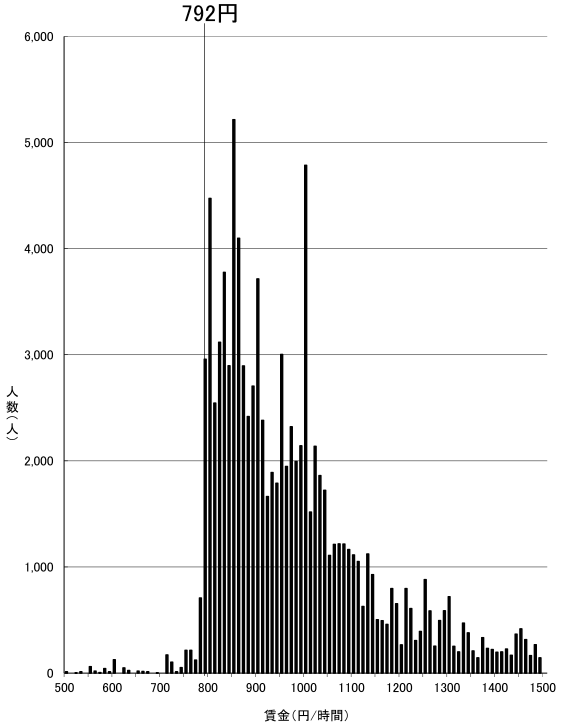

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

資料 No. 5

最新の経済指標の動向

（内閣府　月例経済報告（令和４年６月）主要経済指標）

Ⅰ　我が国経済

１　四半期別 GDP 速報
２　個人消費
３　民間設備投資
４　住宅建設
５　公共投資
６　輸出・輸入・国際収支
７　生産・出荷・在庫
８　企業収益・業況判断
９　倒産
１０　雇用情勢
１１　物価
１２　金融
１３　景気ウォッチャー調査

Ⅱ　海外経済

１　アメリカ
２　アジア地域
３　ヨーロッパ地域
４　国際金融

Ⅰ．我が国経済

１．四半期別ＧＤＰ速報

2022年１－３月期（２次速報）の実質国内総生産は、前期比0.1%減（年率0.5%減）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、%）

	2020年（令和２年）	2021年（令和３年）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2021年				2022年	
					１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	（寄与度）
実質国内総支出（ＧＤＰ）	▲ 4.5	1.7	▲ 4.5	2.2	▲ 0.4	0.6	▲ 0.8	1.0	▲ 0.1	－
（前期比年率）					▲ 1.6	2.6	▲ 3.2	4.0	▲ 0.5	－
（前年同期比）					▲ 1.7	7.3	1.2	0.4	0.4	－
国内需要	(▲ 3.7)	(0.6)	(▲ 3.9)	(1.4)	(▲ 0.5)	(0.9)	(▲ 0.9)	(0.9)	0.3	(0.3)
民間需要	(▲ 4.4)	(0.4)	(▲ 4.7)	(1.5)	(▲ 0.4)	(0.9)	(▲ 0.9)	(1.2)	0.5	(0.4)
民間最終消費支出	▲ 5.2	1.3	▲ 5.4	2.6	▲ 0.8	0.7	▲ 1.0	2.4	0.1	(0.0)
民間住宅	▲ 7.9	▲ 1.9	▲ 7.8	▲ 1.6	1.0	1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 1.2	(▲ 0.0)
民間企業設備	▲ 6.5	▲ 0.7	▲ 7.5	0.8	0.5	2.0	▲ 2.4	0.1	▲ 0.7	(▲ 0.1)
民間在庫変動	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	－	(0.5)
公的需要	(0.7)	(0.2)	(0.8)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(0.0)	(▲ 0.3)	▲ 0.4	(▲ 0.1)
政府最終消費支出	2.3	2.1	2.5	2.0	▲ 0.7	0.8	1.1	▲ 0.3	0.5	(0.1)
公的固定資本形成	3.9	▲ 3.7	5.1	▲ 9.4	▲ 0.0	▲ 3.7	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 3.9	(▲ 0.2)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.8)	(1.0)	(▲ 0.6)	(0.8)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.1)	－	(▲ 0.4)
財貨・サービスの輸出	▲ 11.7	11.8	▲ 10.2	12.5	2.6	2.8	▲ 0.3	0.9	1.1	(0.2)
財貨・サービスの輸入	▲ 6.9	5.1	▲ 6.5	7.2	1.8	4.3	▲ 0.8	0.3	3.3	(▲ 0.6)

最終需要	▲ 4.4	1.8	▲ 4.4	2.1	▲ 0.3	0.4	▲ 0.9	1.1	▲ 0.6	－
実質国民総所得（ＧＮＩ）	▲ 3.9	0.5	▲ 3.9	0.6	▲ 1.1	0.3	▲ 1.6	0.5	▲ 0.2	－
実質雇用者報酬	▲ 1.7	2.2	▲ 1.7	2.1	1.1	0.2	▲ 0.2	0.3	▲ 0.3	－

（名目値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、%）

	2020年（令和２年）	2021年（令和３年）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2021年 １－３月	2021年 ４－６月	2021年 ７－９月	2021年 10－12月	2022年 １－３月	2022年 （寄与度）	2022年 （実額）
名目国内総支出（ＧＤＰ）	▲ 3.7	0.7	▲ 3.9	1.2	▲ 0.7	0.4	▲ 1.1	0.3	0.2	－	－
（前年同期比）					▲ 1.8	6.1	0.0	▲ 0.9	▲ 0.1	－	－
（実額）	538.0	541.9	535.5	541.8	542.7	545.1	539.4	541.2	－	－	542.0
国内需要	(▲ 3.7)	(1.0)	(▲ 4.2)	(2.4)	(▲ 0.2)	(1.1)	(▲ 0.4)	(0.9)	1.1	(1.1)	555.2
民間需要	(▲ 4.3)	(0.6)	(▲ 4.8)	(2.1)	(▲ 0.1)	(0.9)	(▲ 0.6)	(1.3)	1.3	(1.0)	409.0
民間最終消費支出	▲ 5.0	0.8	▲ 5.5	2.4	▲ 0.5	0.3	▲ 0.8	2.2	1.0	(0.5)	298.5
民間住宅	▲ 6.9	3.0	▲ 7.3	5.5	2.3	3.3	1.6	1.0	0.0	(0.0)	21.1
民間企業設備	▲ 6.7	0.7	▲ 8.0	3.1	0.9	2.8	▲ 1.6	0.9	▲ 0.0	(▲ 0.0)	87.1
民間在庫変動	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	－	(0.5)	2.3
公的需要	(0.6)	(0.5)	(0.6)	(0.3)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.2)	(▲ 0.3)	0.5	(0.1)	146.2
政府最終消費支出	1.7	2.6	1.7	3.1	▲ 0.3	1.3	1.9	▲ 0.8	1.4	(0.3)	118.5
公的固定資本形成	4.7	▲ 1.4	5.5	▲ 6.3	0.7	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 3.1	(▲ 0.2)	27.7
財貨・サービスの純輸出	(0.0)	(▲ 0.3)	(0.3)	(▲ 1.2)	(▲ 0.5)	(▲ 0.6)	(▲ 0.7)	(▲ 0.6)	－	(▲ 1.0)	▲ 13.3
財貨・サービスの輸出	▲ 14.0	19.3	▲ 11.8	22.8	5.0	6.0	1.7	4.2	2.4	(0.5)	108.1
財貨・サービスの輸入	▲ 13.9	20.9	▲ 13.2	30.3	8.8	9.8	5.4	7.0	6.8	(▲ 1.4)	121.3
最終需要	▲ 3.5	0.8	▲ 3.7	1.1	▲ 0.6	0.2	▲ 1.1	0.4	▲ 0.3	－	－
ＧＤＰデフレーター	0.9	▲ 0.9	0.6	▲ 1.0	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	0.3	－	－
（前年同期比）					▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 0.5	－	－

（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。
体系基準年（名目値のベンチマークとなる年）：2015年
基準年（デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年）：前暦年
実額は季節調整系列（単位：兆円）

実質・名目ＧＤＰの推移

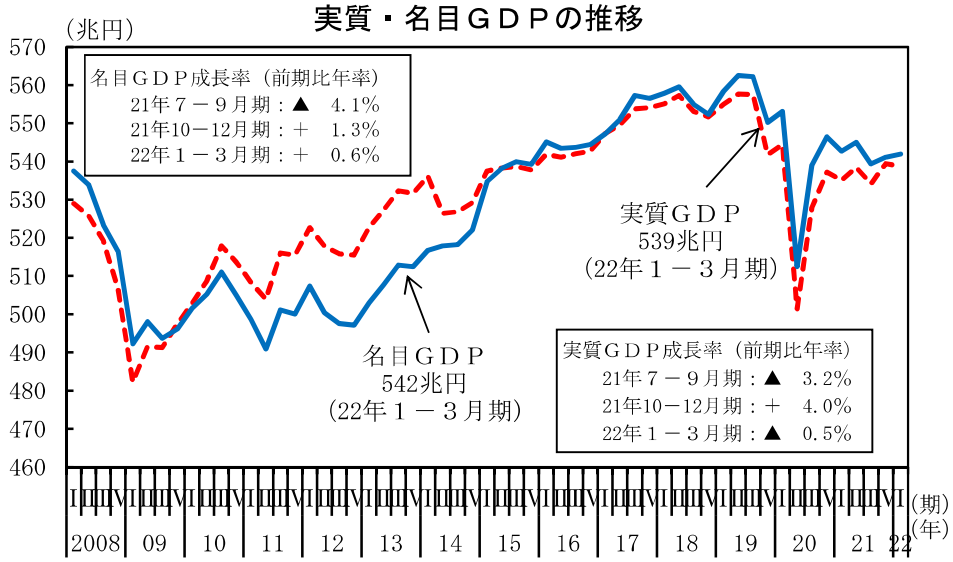

ＧＤＰギャップ

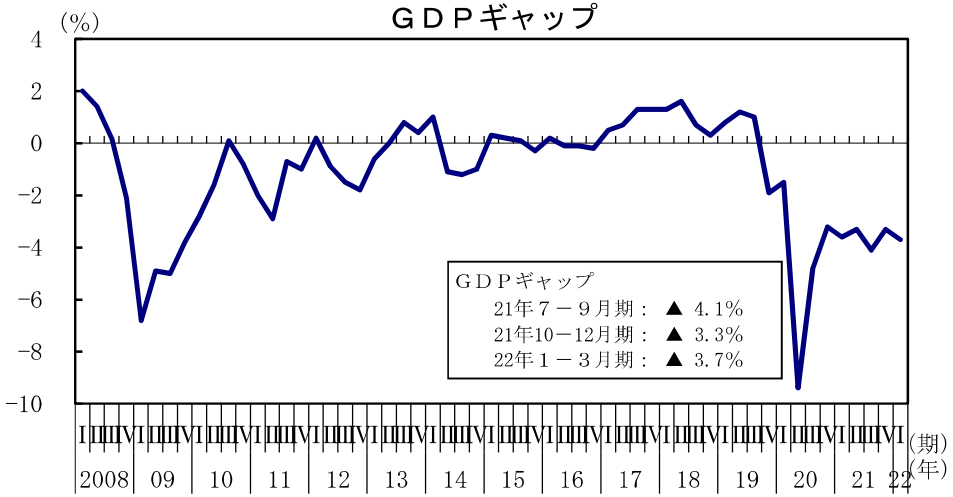

（備考）上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
　　値は「2022 年１－３月期四半期別ＧＤＰ速報（２次速報値）」による。
　　下図：内閣府「2022 年１－３月期四半期別ＧＤＰ速報（１次速報値）」等に基づく内閣府試算値。

（参考）経済見通し等

（（　）内は寄与度）

	2020年度（令和２年度）実績（%）	2021年度（令和３年度）実績見込み（%程度）	2022年度（令和４年度）見通し（%程度）
実質国内総生産	▲ 4.5	2.6	3.2
国内需要	(▲ 3.9)	(2.0)	(3.0)
民間需要	(▲ 4.7)	(1.7)	(3.0)
民間最終消費支出	▲ 5.5	2.5	4.0
民間住宅	▲ 7.8	▲ 0.5	0.9
民間企業設備	▲ 7.5	2.5	5.1
公的需要	(0.8)	(0.2)	(0.0)
政府最終消費支出	2.5	2.1	0.2
公的固定資本形成	5.1	▲ 3.6	▲ 0.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.7)	(0.6)	(0.2)
財貨・サービスの輸出	▲ 10.5	11.4	5.5
（控除）財貨・サービスの輸入	▲ 6.6	7.4	4.1
名目国内総生産	▲ 3.9	1.7	3.6
ＧＤＰデフレーター	0.7	▲ 0.8	0.4
消費者物価上昇率	▲ 0.2	▲ 0.1	0.9

（備考）内閣府「令和４年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

２.個人消費

個人消費は、持ち直しの動きがみられる。

（前年同期比（％）、［　］内は暦年前年比（％）、（　）内は季調済前期比（％）、〈　〉は季調済前月差（ポイント））

		（金額等） ［2021年］ 2021年度	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年７－９月	2021年10－12月	2022年１－３月	2022年２月	３月	４月	５月
消費総合指数（実質）		—	［▲5.9］ ▲6.1	［1.1］ 2.6	(▲1.1)	(2.5)	(▲0.1)	(▲0.7)	(0.2)	—	—
実質総雇用者所得		—	［▲1.8］ ▲2.0	［1.2］ 1.3	(▲0.1) 2.0	(▲0.1) 0.2	(0.1) 0.0	(0.1) ▲0.5	(0.8) 0.8	(▲0.3) ▲0.5	— —
名目総雇用者所得		—	［▲1.4］ ▲2.0	［0.7］ 1.0	(0.1) 1.3	(▲0.4) 0.0	(1.3) 0.7	(0.7) 0.3	(1.4) 1.8	(0.2) 2.4	— —
消費者態度指数		—	—	—	—	—	—	〈▲1.3〉	〈▲2.4〉	〈0.2〉	〈1.1〉
家計調査	実質消費支出	—	［▲5.3］ ▲4.9	［0.7］ 1.6	(▲4.7) ▲1.5	(5.2) ▲0.7	(▲1.8) 1.8	(▲2.8) 1.1	(4.1) ▲2.3	(1.0) ▲1.7	— —
家計調査	実質消費支出（除く住居等）	—	［▲5.5］ ▲4.7	［0.4］ 1.2	(▲3.3) ▲1.4	(4.2) ▲0.6	(▲1.9) 1.4	(0.5) 1.7	(3.0) ▲1.5	(0.9) ▲0.6	— —
販売側統計	小売業販売額（商業動態統計、名目）	［150.5兆円］ 150.6兆円	［▲3.2］ ▲2.8	［1.9］ 1.8	(0.5) ▲0.4	(1.5) 1.3	(▲0.9) 0.3	(▲0.9) ▲0.9	(1.7) 0.7	(1.0) 3.1	— —
販売側統計	百貨店販売額（全店、名目）	［4.9兆円］ 5.0兆円	［▲25.5］ ▲24.5	［4.5］ 8.9	(8.0) ▲4.8	(9.7) 6.4	(▲6.5) 5.6	(4.2) ▲1.8	(8.5) 4.2	(0.1) 18.2	— —
販売側統計	スーパー販売額（全店、名目）	［15.0兆円］ 15.0兆円	［3.4］ 2.9	［▲0.3］ ▲0.3	(0.1) ▲0.4	(▲0.6) ▲0.2	(1.0) 0.7	(2.4) 1.2	(▲0.6) 1.3	(▲1.2) 0.6	— —
販売側統計	コンビニエンスストア販売額（全店、名目）	［11.8兆円］ 11.8兆円	［▲4.4］ ▲5.0	［1.3］ 2.4	(▲0.4) 2.0	(2.1) 0.9	(0.3) 1.8	(▲1.4) 0.6	(1.5) 1.7	(0.4) 2.7	— —
販売側統計	機械器具小売業販売額	［10.0兆円］ 9.9兆円	［2.6］ 6.6	［0.7］ ▲3.7	(▲4.9) ▲6.6	(1.5) ▲6.3	(▲0.3) ▲5.1	(▲0.9) ▲8.1	(6.0) ▲3.3	(1.1) 0.8	— —
販売側統計	新車販売台数（登録・届出）（乗用車、軽を含む）	［367.6万台］ 346.8万台	［▲11.4］ ▲7.5	［▲3.5］ ▲10.1	(▲12.2) ▲16.3	(▲2.9) ▲19.1	(▲1.4) ▲17.4	(▲7.9) ▲19.9	(5.4) ▲16.5	(6.6) ▲15.3	(▲10.8) ▲19.0

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」、「家計調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Ｐは速報値。なお、消費総合指数及び総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。

２．名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター（除く持ち家の帰属家賃）（月次の値は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合））で除することにより作成。

３．消費総合指数及び総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

４．2021年の名目消費支出は279,024円(月平均)。家計調査の実質消費支出（除く住居等）は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。

５．小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計（経済産業省）により作成。なお、2021年３月より、調査の見直しによりコンビニエンスストアで不連続性が生じている。リンク係数（経済産業省公表）を用いて内閣府で算出した場合の、コンビニエンスストアの2021年暦年は11.8兆円。

消費総合指数と実質総雇用者所得

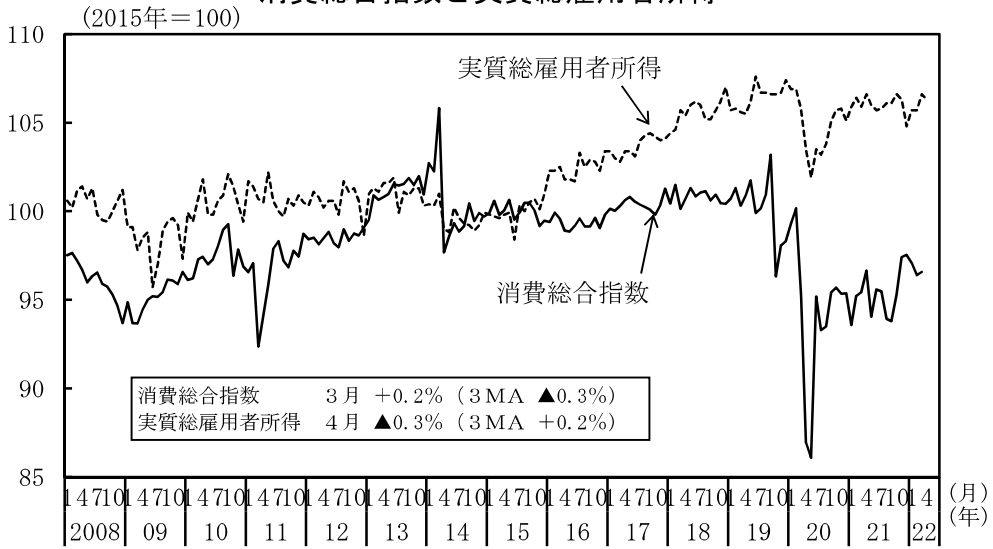

新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額

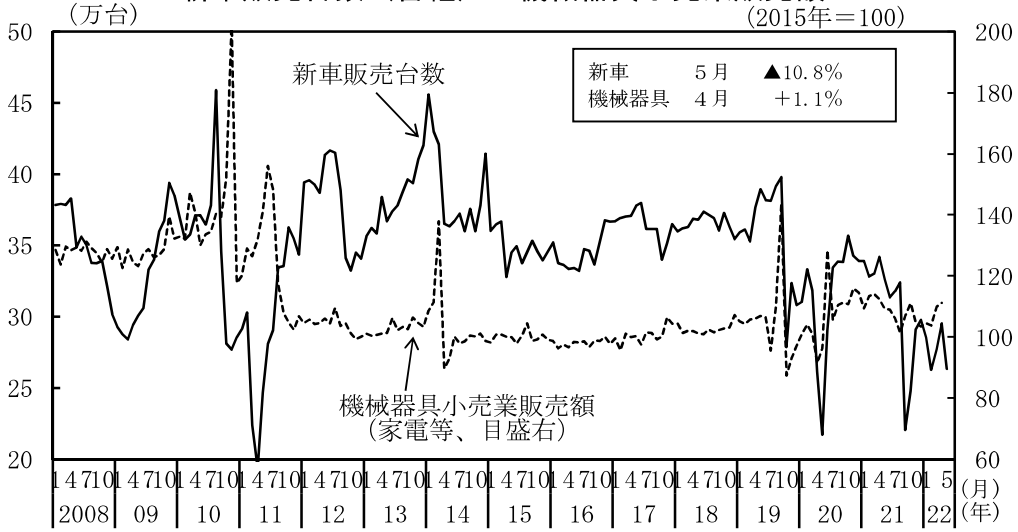

消費者態度指数と平均消費性向

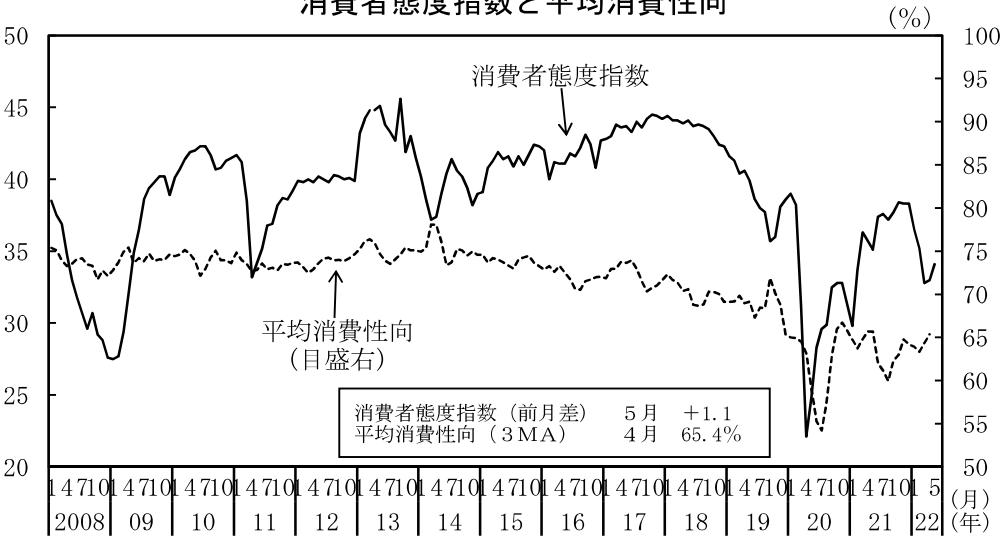

外食売上高と日本人延べ宿泊者数

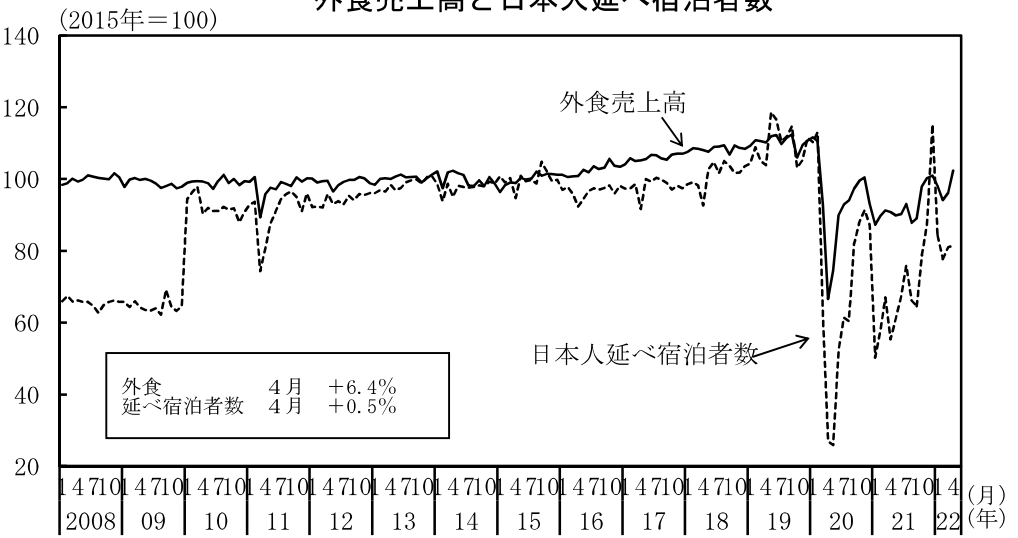

（備考）上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整値。
下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
平均消費性向（季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は後方３か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
消費者態度指数（季節調整値、二人以上の世帯）は、2013年４月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年４月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

（備考）上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。日本人延べ宿泊者数は、観光庁「宿泊旅行統計調査」により作成。2021年１月以降は速報値。内閣府による季節調整値。2010年４月～６月調査から、従業者数９人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしているため、不連続が生じている（なお2010年１月～３月は、拡充した母集団施設数を基に遡及推計が行われている）。

３．民間設備投資
設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

（前年同期比、（　）内は季調済前期比、％）

法人企業統計季報	［2021年実額］ 2021年度実額	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年度 上期	2021年度 下期	2021年 ４－６月期	７－９月期	10－12月期	2022年 １－３月期
全産業	［47.1兆円］ 47.5兆円	［▲ 6.1］ ▲ 8.5	［▲ 0.2］ 3.4	3.1	3.6	(2.8) 5.3	(▲ 2.9) 1.2	(3.1) 4.3	(0.3) 3.0
製造業	［16.0兆円］ 16.3兆円	［▲ 8.2］ ▲ 8.6	［0.3］ 4.1	2.3	5.5	(3.1) 4.0	(▲ 1.6) 0.9	(2.9) 5.1	(1.7) 5.9
非製造業	［31.1兆円］ 31.2兆円	［▲ 4.9］ ▲ 8.5	［▲ 0.5］ 3.0	3.5	2.6	(2.7) 5.9	(▲ 3.5) 1.4	(3.2) 3.8	(▲ 0.3) 1.6
大中堅企業	［35.1兆円］ 35.3兆円	［▲ 4.6］ ▲ 8.9	［▲ 3.7］ 0.7	▲ 0.9	P 1.9	(2.9) ▲ 0.9	(0.3) ▲ 0.9	(1.6) 1.5	(▲ 1.1) 2.2
中小企業	［12.0兆円］ 12.2兆円	［▲ 10.7］ ▲ 7.5	［11.5］ 12.0	15.2	9.2	(2.5) 23.7	(▲ 11.6) 7.5	(7.6) 12.8	(4.5) 6.1

（備考）１．年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
２．ソフトウェア投資を含む。

（前年同期（月）比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［2021年実額］ 2021年度実額	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年 ７－９月	10－12月	2022年 １－３月	2022年 ２月	３月	４月
資本財出荷指数 （除く輸送機械）	－	［▲ 9.5］ ▲ 6.6	［13.2］ 12.8	(▲ 0.7) 19.2	(▲ 1.5) 9.5	(0.0) 4.4	(▲ 5.1) 0.8	(1.7) 5.5	(1.9) ▲ 2.5
資本財総供給指数 （除く輸送機械）	－	［▲ 6.7］ ▲ 4.3	［11.3］ 12.4	(0.0) 16.9	(1.3) 12.8	(2.9) 10.1	(▲ 12.1) 2.2	(▲ 0.7) 6.1	P (6.0) P 7.5
機械受注 （船舶・電力を除く民需）	［10.2兆円］ 10.4兆円	［▲ 8.4］ ▲ 8.8	［6.8］ 9.3	(1.1) 13.3	(5.1) 6.4	(▲ 3.6) 6.1	(▲ 9.8) 4.3	(7.1) 7.6	(10.8) 19.0
建築着工　工事費予定額 （民間非居住用）	［9.7兆円］ 9.6兆円	［▲ 9.2］ ▲ 7.7	［12.2］ 9.5	(▲ 20.6) 2.9	(38.0) 34.7	(▲ 28.3) ▲ 7.3	(14.3) ▲ 6.6	(▲ 6.4) ▲ 5.5	(47.3) 33.4

４－６月期見通し
（▲ 8.1）

（備考）１．Ｐは速報値。
２．建築着工工事費予定額（民間非居住用）は、建築着工統計調査報告（国土交通省）を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、（ ）内は原数値の前期（月）比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

（前年度比、％）

機関名	日本銀行						日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査						全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金１億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度
全産業	5.2	3.2	6.2	3.4	4.2	▲ 6.7	▲ 10.2	12.6	▲ 9.3	11.0	2.4	16.0
（除く電力）	8.2	3.1	8.6	3.4	5.2	▲ 6.7	▲ 9.7	12.8	－	－	2.6	15.7
製造業	6.5	6.8	6.3	5.7	7.6	3.3	▲ 11.6	18.6	▲ 12.6	16.3	2.3	26.4
非製造業	3.7	▲ 0.7	6.0	0.6	2.2	▲ 13.2	▲ 9.5	9.7	▲ 4.6	4.1	2.4	11.2
（除く電力）	6.2	▲ 1.4	7.9	▲ 0.0	4.6	▲ 13.3	▲ 8.6	9.6	－	－	2.7	10.5
電力	▲ 3.8	4.1	▲ 3.5	3.4	18.5	1.3	▲ 13.1	10.9	－	－	▲ 6.7	25.5
調査時点	2022年２月～３月						2021年６月		2021年10月		2022年５月	
発表時期	2022年４月						2021年８月		2021年12月		2022年６月	
回答社数	9,362		1,828		4,913		1,823		1,092		11,013	

（備考）１．日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。
２．日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
３．内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額（除く土地購入額）。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。

製造業・非製造業の設備投資（名目額）

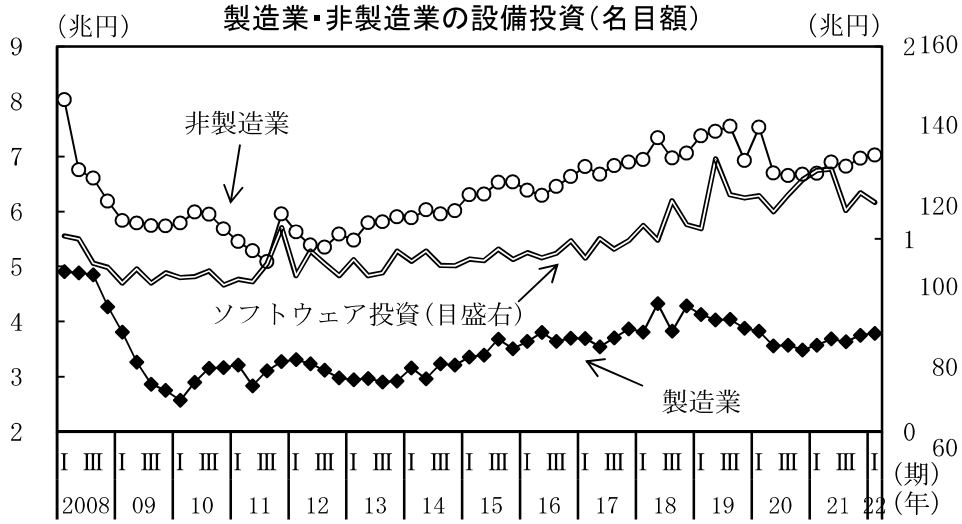

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資（当期末）、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。

資本財総供給と機械受注

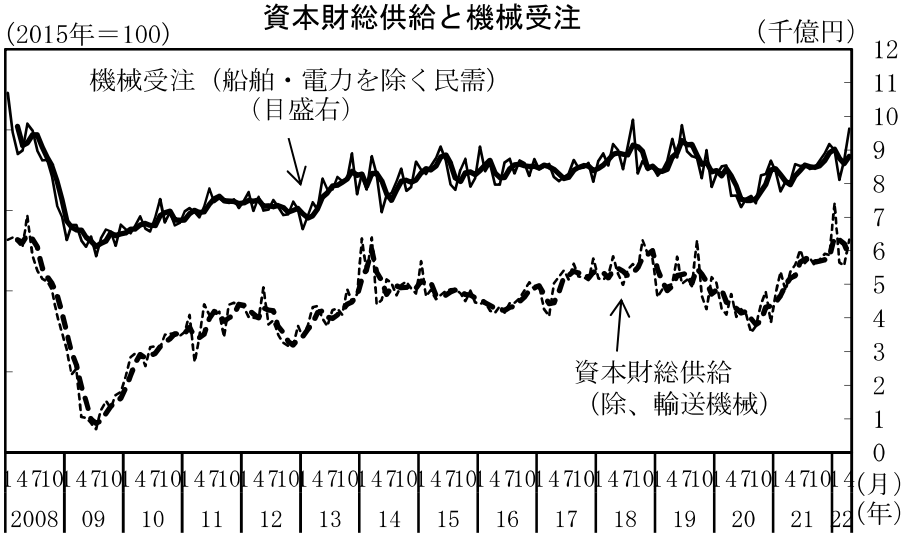

（備考）１．経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
２．太線は後方３か月移動平均。

建築着工工事費予定額（民間非居住用）

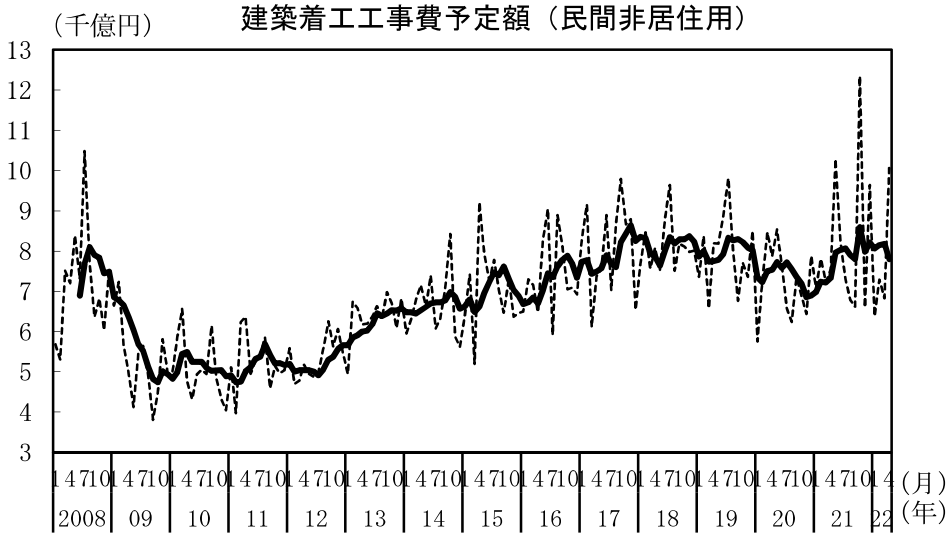

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」により作成。
２．太線は後方６か月移動平均。

設備投資計画

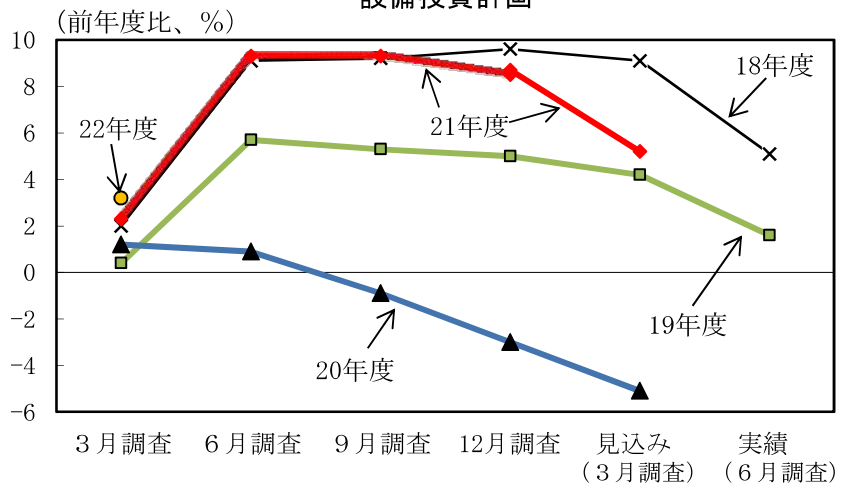

（備考）１．日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
２．2022年３月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、
2021年度のグラフが不連続となっている。

４．住宅建設
住宅建設は、底堅い動きとなっている。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［　2020年　］ 2020年度	［　2021年　］ 2021年度	2021年 ７－９月	10－12月	2022年 １－３月	2022年 ２月	３月	４月
新設住宅着工戸数　（万戸）	［　81.5］	［　85.6］						
（万戸）	81.2	86.6	86.7	85.5	87.3	87.2	92.7	88.5
	［▲ 9.9］	［　5.0］	（　0.2）	（▲ 1.3）	（　2.1）	（　6.4）	（　6.3）	（▲ 4.6）
	▲ 8.1	6.6	7.2	6.1	4.9	6.3	6.0	2.4
建築主が民間	［▲ 10.0］	［　5.2］	（　0.4）	（▲ 0.9）	（　1.8）	（　6.7）	（　4.8）	（▲ 4.0）
	▲ 7.9	6.6	7.1	6.2	5.3	7.2	6.0	3.2
持　　家	［▲ 9.6］	［　9.4］	（　4.7）	（▲ 3.1）	（▲ 8.8）	（　2.6）	（▲ 0.1）	（▲ 2.3）
	▲ 7.1	6.9	14.7	7.2	▲ 6.9	▲ 5.6	▲ 9.4	▲ 8.0
貸　　家	［▲ 10.4］	［　4.8］	（▲ 1.1）	（▲ 2.8）	（　10.1）	（　1.3）	（　18.7）	（▲ 11.8）
	▲ 9.4	9.2	7.2	6.4	13.5	4.6	18.6	2.4
分　　譲	［▲ 10.2］	［　1.5］	（▲ 2.7）	（　2.6）	（　5.3）	（　17.7）	（▲ 2.7）	（　3.2）
	▲ 7.9	3.9	▲ 0.3	6.4	7.6	23.3	6.0	12.1
一戸建て	［▲ 11.5］	［　7.8］	（　2.3）	（　0.3）	（　1.5）	（　4.1）	（　2.5）	（▲ 2.2）
	▲ 11.6	11.4	17.2	12.4	9.4	10.9	9.7	7.7
マンション	［▲ 8.7］	［▲ 6.1］	（▲ 9.4）	（　6.1）	（　10.6）	（　38.5）	（▲ 8.7）	（　10.1）
	▲ 3.2	▲ 5.0	▲ 18.0	▲ 1.9	5.4	42.2	2.1	16.9
着工床面積	［▲ 11.2］	［　6.3］	（　1.4）	（▲ 0.8）	（▲ 0.6）	（　3.8）	（　2.6）	（▲ 2.4）
	▲ 9.3	7.3	9.5	8.1	3.2	4.7	2.0	1.1
建築主が民間	［▲ 11.3］	［　6.5］	（　1.5）	（▲ 0.5）	（▲ 0.7）	（　4.0）	（　1.7）	（▲ 2.0）
	▲ 9.2	7.4	9.4	8.1	3.4	5.3	2.1	1.7
工事費予定額平米単価　（万円）	［　20.1］	［　20.1］						
（万円）	20.1	20.3	20.1	20.2	21.0	20.9	20.5	21.1
	［　0.6］	［　0.4］						
	0.5	1.0	▲ 1.8	2.6	3.5	5.2	▲ 0.3	6.0

（備考）　１．国土交通省「建築着工統計」により作成。
２．「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。
３．「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。
４．「工事費予定額平米単価」は、「居住専用＋居住産業併用×０．７」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

住宅着工戸数（季節調整値）

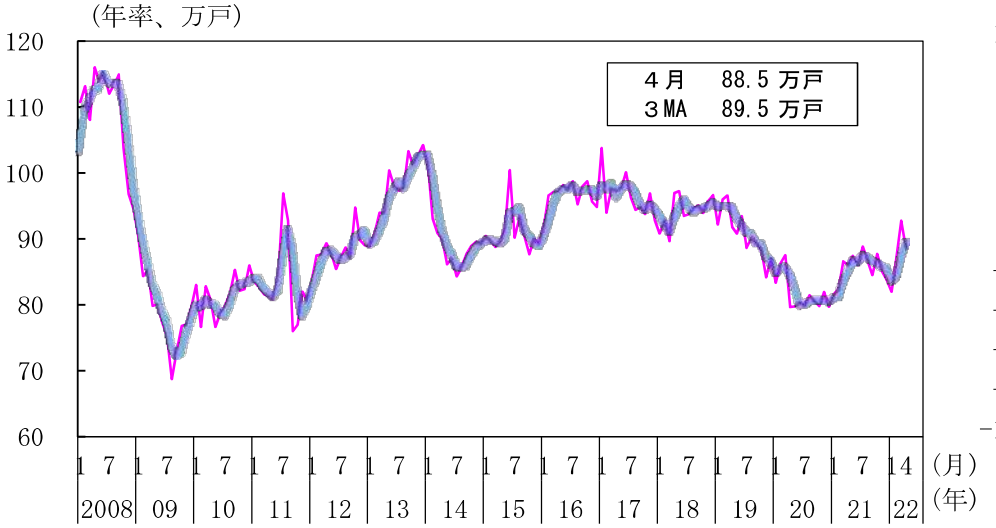

住宅景況判断指数（受注戸数）

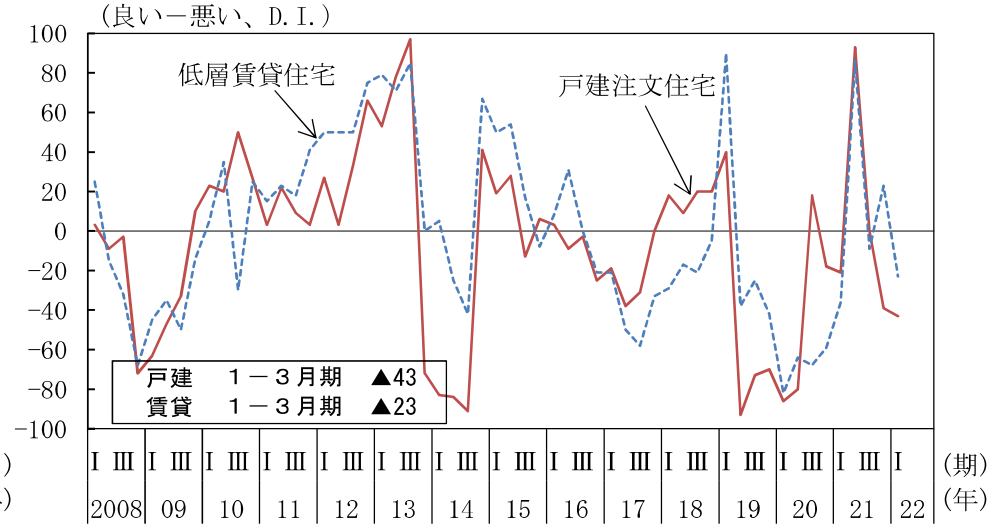

利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）

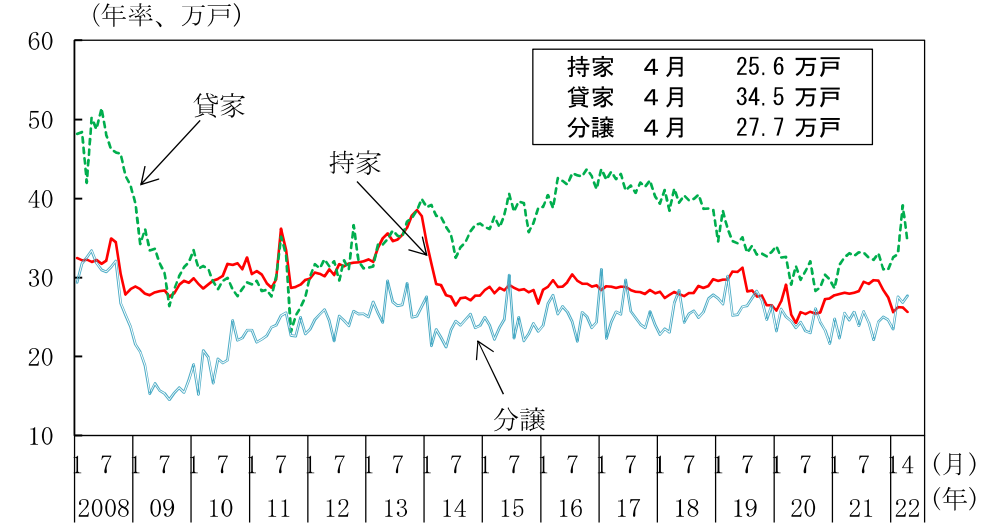

首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）

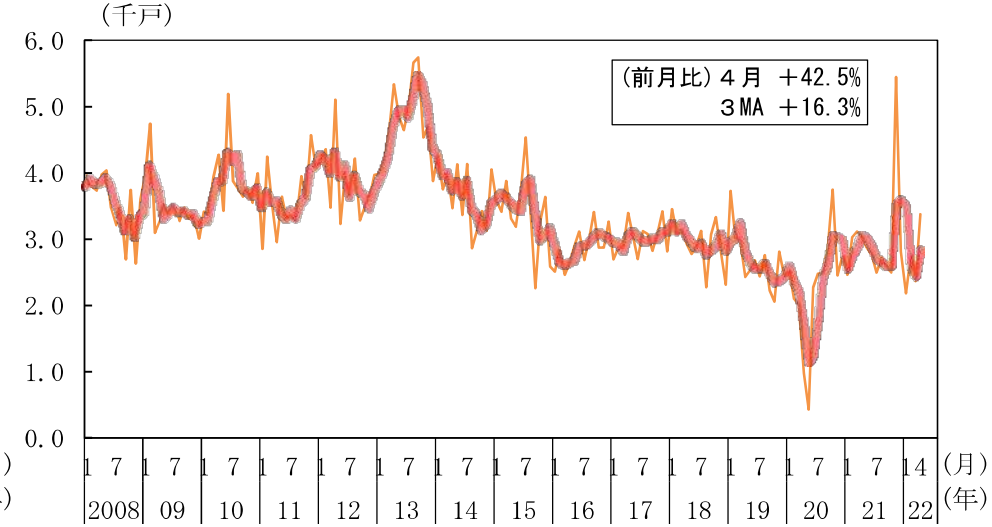

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」、（一社）住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、（株）不動産経済研究所資料により作成。太線は後方３か月移動平均。
２．住宅景況判断指数（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の５段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値（-100～+100）。
３．首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

５．公共投資

公共投資は、このところ底堅い動きとなっている。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年10-12月	2022年1-3月	2022年２月	３月	４月	５月
公共工事受注額	－ －	［▲ 0.9］ ▲ 6.2	（▲ 4.3） ▲ 13.9	（2.3） ▲ 9.9	（▲ 1.9） ▲ 11.8	（15.2） ▲ 2.2	（15.6） 0.4	－ －
公共工事受注額（大手50社）	［ 18.3］ 29.6	［ 7.4］ ▲ 14.2	（ 9.0） ▲ 17.3	（6.6） ▲ 28.8	（▲ 30.0） ▲ 30.8	（60.5） ▲ 29.5	（4.6） 32.5	－ －
公共工事請負金額	［ 3.8］ 2.3	［▲ 7.2］ ▲ 8.6	（▲ 6.3） ▲ 15.0	（2.7） ▲ 8.5	（0.7） ▲ 9.1	（13.6） ▲ 4.3	（▲ 3.4） ▲ 4.0	（▲ 2.0） ▲ 10.3
公共工事出来高	［ 7.0］ 6.4	［▲ 2.3］ ▲ 8.0	（▲ 5.5） ▲ 10.4	（▲ 4.5） ▲ 14.8	（▲ 0.7） ▲ 14.9	（1.1） ▲ 14.8	－ －	－ －
公的固定資本形成（名目）	［ 4.7］ 5.5	［▲ 1.4］ ▲ 6.3	（▲ 3.6） ▲ 8.0	（▲ 3.1） ▲ 11.9				

（備考）１．内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
２．公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における１件500万円以上の工事。
３．「建設工事受注動態統計調査」（大手50社除く）は、2021年４月分から推計方法を変更したため、2021年３月までの数値と４月以降の数値は推計方法が異なる。
なお、2022年３月以前の前年同期（月）比は、新推計方法に基づき参考値として再集計した前年同期（月）の額に対する比。
４．公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

（参考）

①国の公共事業関係費（一般会計）

年度		2019	2020	2021	2022
当初予算	（億円）	－ ［60,596］	－ ［60,669］	60,549 ［60,695］	60,575
	（前年度比、％）	－ ［1.3］	－ ［0.1］	－ ［0.0］	0.0
補正後予算	（億円）	84,752	92,692	80,663	60,575
	（前年度比、％）	12.2	9.4	▲ 13.0	▲ 24.9

②地方の普通建設事業費　（前年度比、％）

調査機関	総務省		時事通信社		日経グローカル	
区分	（当初予算）		（当初予算）		（当初予算）	
年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
普通建設事業費	－	▲ 10.9	▲ 12.0	1.4	▲ 12.9	2.4
うち補助事業費	－	▲ 18.1	▲ 16.6	▲ 1.5	▲ 16.5	2.8
うち単独事業費	－	▲ 0.9	▲ 5.8	4.2	▲ 8.7	1.9
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

（備考）１．財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、（株）時事通信社調査、（株）日本経済新聞社「日経グローカル」調査などにより作成。
２．①の当初予算には、デジタル庁に一括計上している情報システム関係経費は含まない。なお、［　］内は、河川情報システム等の情報システム関係経費を含む計数とその比較。
３．②の日経グローカルのうち補助事業費、単独事業費は未回答の自治体を除き算出。

公共工事出来高（金額・季節調整値）

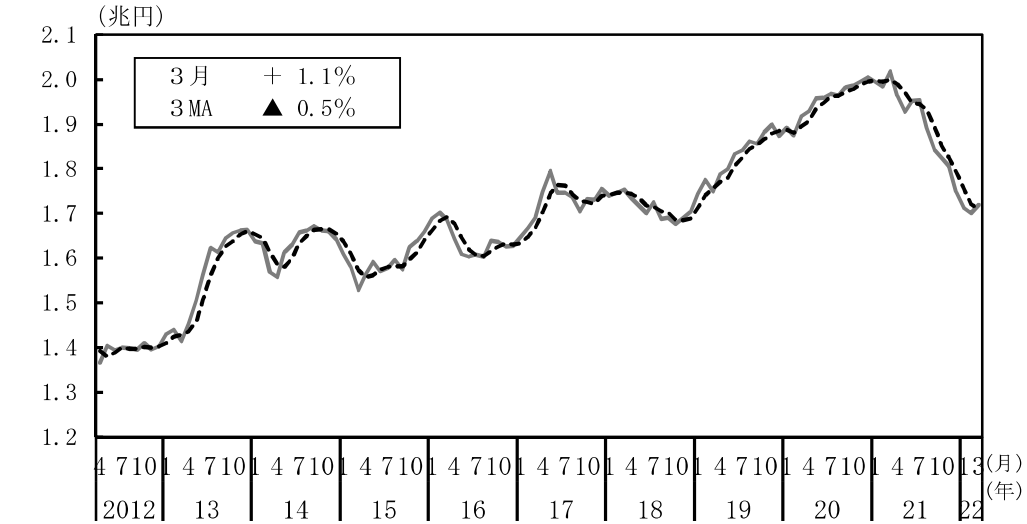

公共工事手持ち工事高（金額・季節調整値）

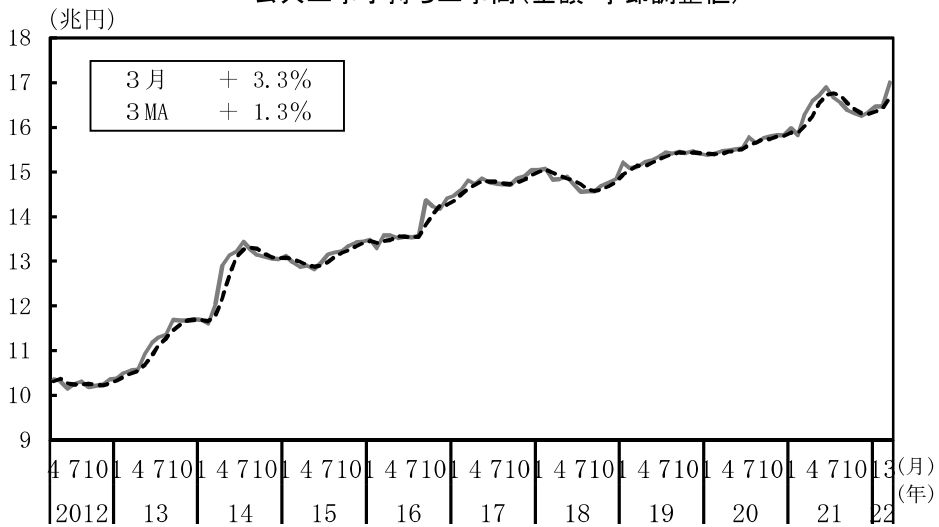

公共工事請負（金額・季節調整値）

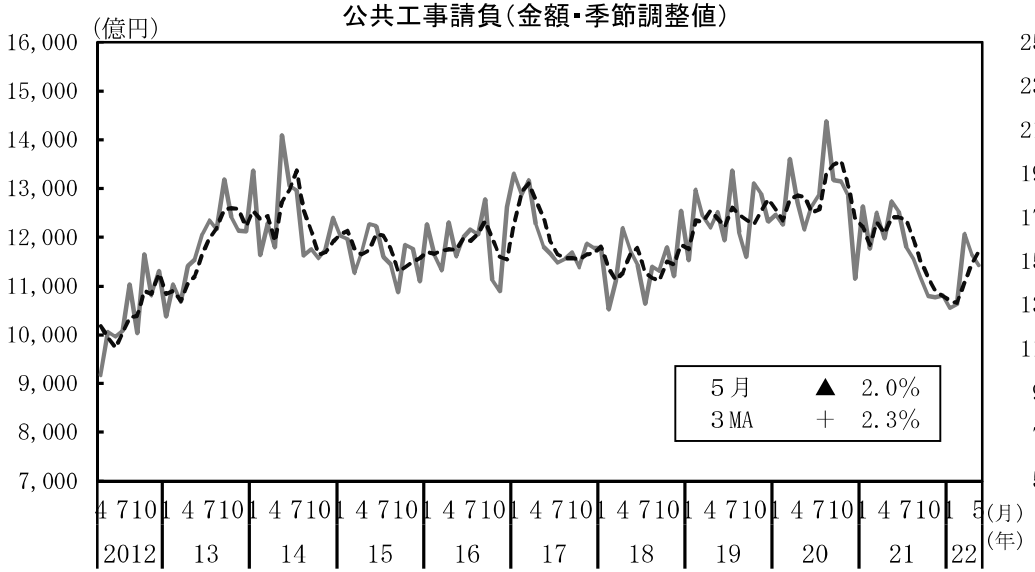

公共工事請負（金額・原数値）

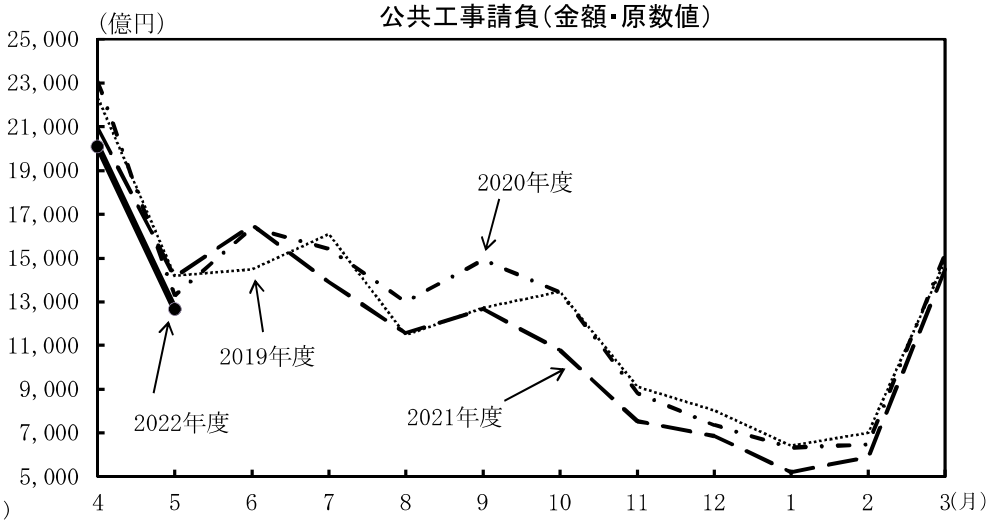

（備考）
左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。

（備考）
右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

６．輸出・輸入・国際収支

輸出は、おおむね横ばいとなっている。
輸入は、下げ止まっている。
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季節調整済前期（月）比、％、Ｐは速報値）

	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年 10-12月	2022年 1-3月	2022年 3月	4月	5月
輸出数量	［▲11.7］ ▲9.3	［12.2］ 10.5	（0.9） 1.3	（0.2） ▲0.8	（▲0.0） ▲1.4	（▲3.1） ▲4.4	P（1.8） P▲3.5
輸入数量	［▲6.4］ ▲3.3	［5.1］ 3.8	（▲1.6） 1.4	（2.6） 1.3	（▲1.3） 0.0	P（▲2.9） P▲9.0	P（7.0） P4.7
貿易・サービス収支(億円)	［▲8,773］ 2,364	［▲25,615］ P▲64,468	▲18,270	P▲32,152	P▲10,291	P▲13,955	—
貿易収支（億円）	［27,779］ 37,770	［16,701］ P▲16,507	▲7,155	P▲17,215	P▲5,619	P▲9,861	—
第一次所得収支（億円）	［191,209］ 188,252	［204,781］ P215,883	52,444	P61,728	P28,203	P21,558	—
経常収支（億円）	［156,739］ 162,673	［154,877］ P126,442	28,396	P22,574	P15,559	P5,115	—
金融収支（億円）（原数値）	［138,073］ 138,276	［107,527］ P99,142	▲4,748	P37,837	P15,159	P▲8,340	—

地域別輸出入数量指数

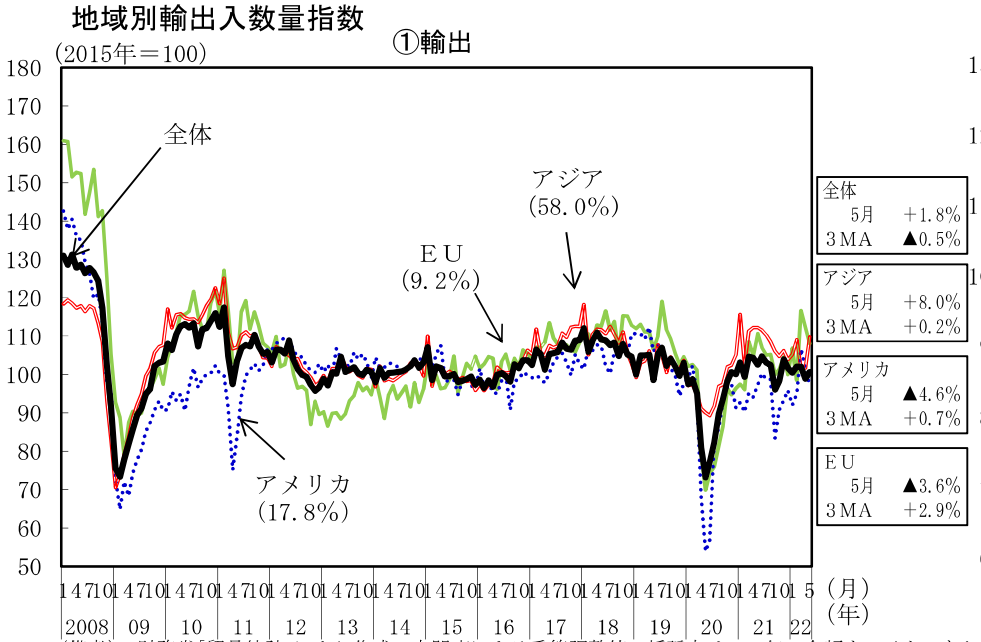

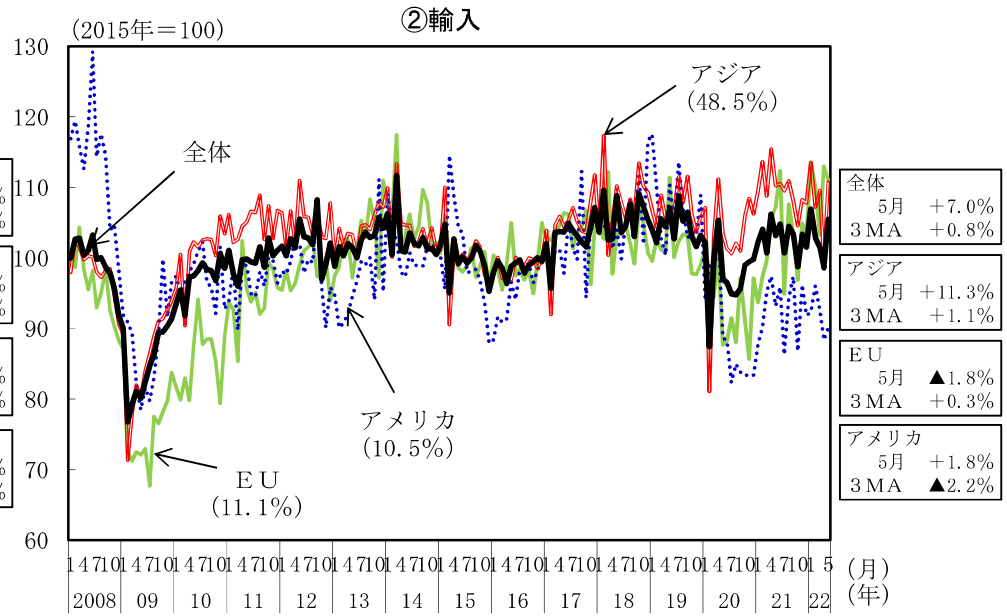

（備考）　財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2021年の金額ウェイト。なお、ＥＵは27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

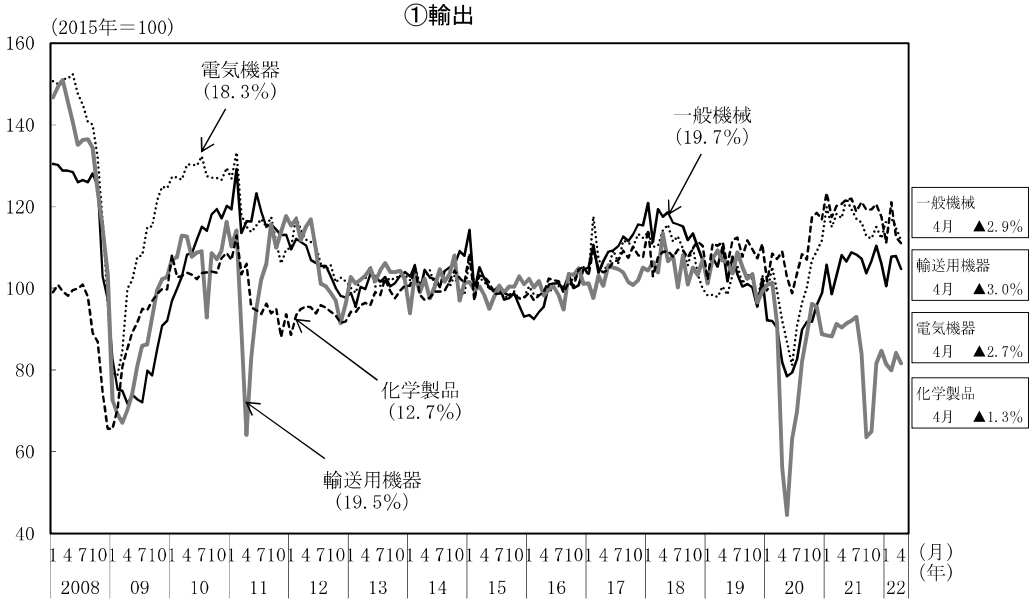

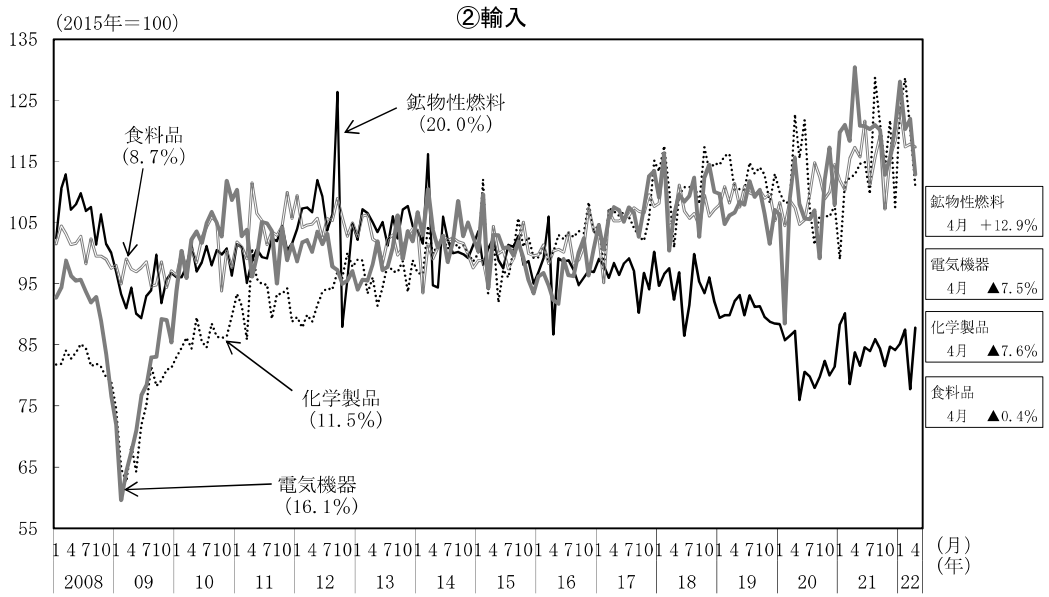

（備考）財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2021年の金額ウェイト。

経常収支

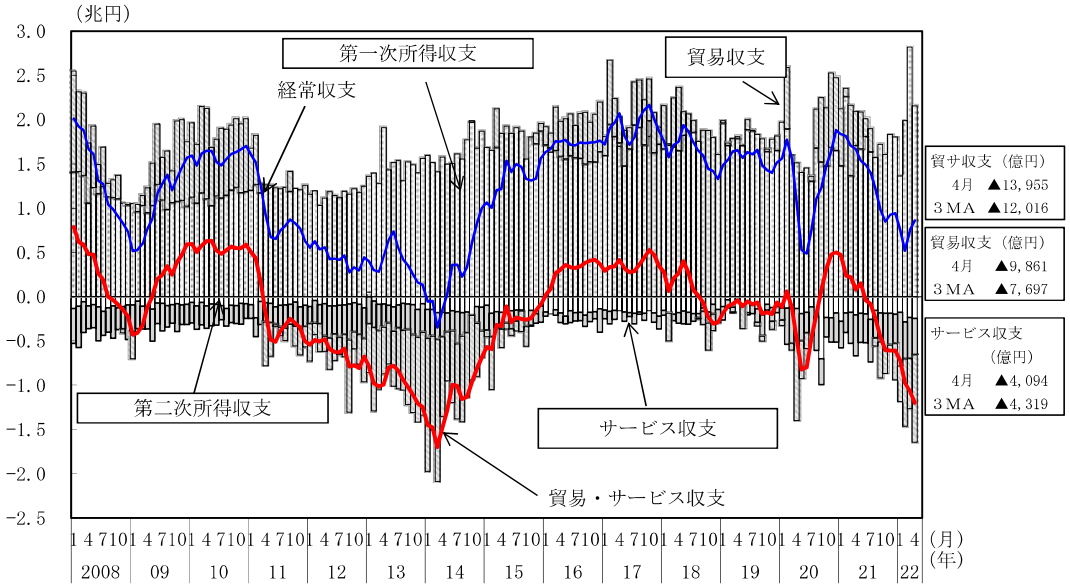

サービス収支

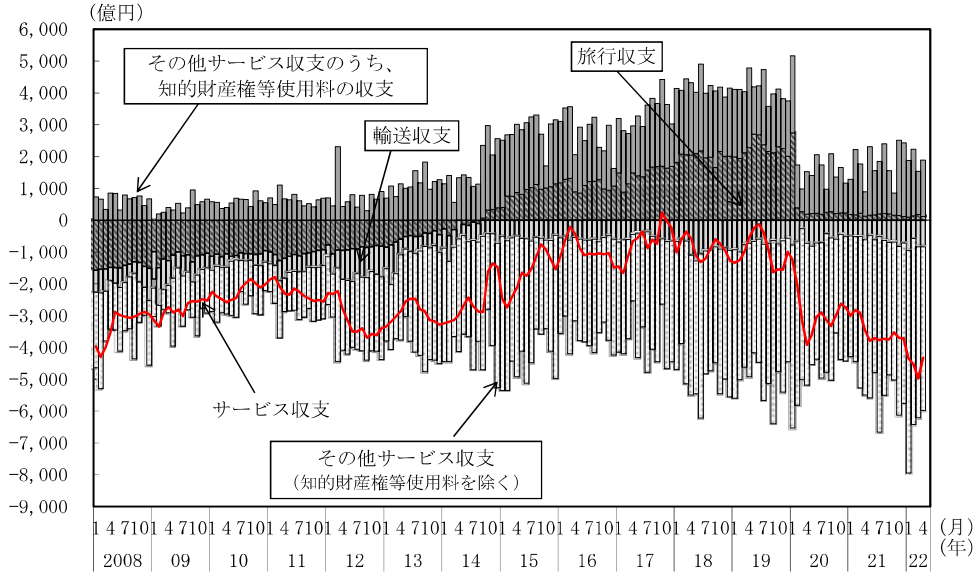

（備考） 1．財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支（知的財産権等使用料を除く）は、内閣府による季節調整値。
2．積上げは単月の値。折線は後方３か月移動平均の値。

７．生産・出荷・在庫

生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

（%）

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 ７－９月期	10－12月期	2022年 １－３月期	2022年 ２月	３月	４月
鉱工業生産指数	[▲ 10.4] ▲ 9.6	[5.6] 5.8	(▲ 1.9) 5.4	(0.2) 0.9	(0.8) ▲ 0.6	(2.0) 0.5	(0.3) ▲ 1.7	(▲ 1.5) ▲ 4.9
鉱工業出荷指数	[▲ 10.6] ▲ 9.8	[4.6] 4.6	(▲ 3.3) 3.9	(0.2) 0.0	(0.5) ▲ 1.8	(0.0) ▲ 1.5	(0.6) ▲ 2.4	(▲ 0.3) ▲ 4.6
鉱工業在庫指数	[▲ 8.4] ▲ 10.0	[4.9] 6.8	(2.3) 0.4	(2.0) 4.9	(1.0) 6.8	(2.1) 7.1	(▲ 0.4) 6.8	(▲ 2.3) 4.1
製造工業生産能力指数 (2015年＝100)	[97.3] 97.0	[96.2] 95.8	96.2	96.2	95.8	95.7	95.8	95.4
製造工業稼働率指数 (2015年＝100)	[87.1] 87.3	[94.1] 93.5	(90.5)	(94.7)	(93.2)	(94.2)	(92.7)	(92.7)
第３次産業 活動指数	[▲ 6.9] ▲ 6.8	[1.5] P 2.3	(▲ 0.5) 0.7	(1.5) 0.8	P (▲ 0.9) P 0.4	(▲ 1.9) 0.0	P (1.7) P ▲ 0.5	P (0.7) P 0.3

予測調査
５月　4.8%
６月　8.9%

（備考）１．経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第３次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
２．鉱工業生産・出荷・在庫指数、第３次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の［］内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の（）内は季節調整済前期（月）比。
３．製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
４．製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整値。

鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移

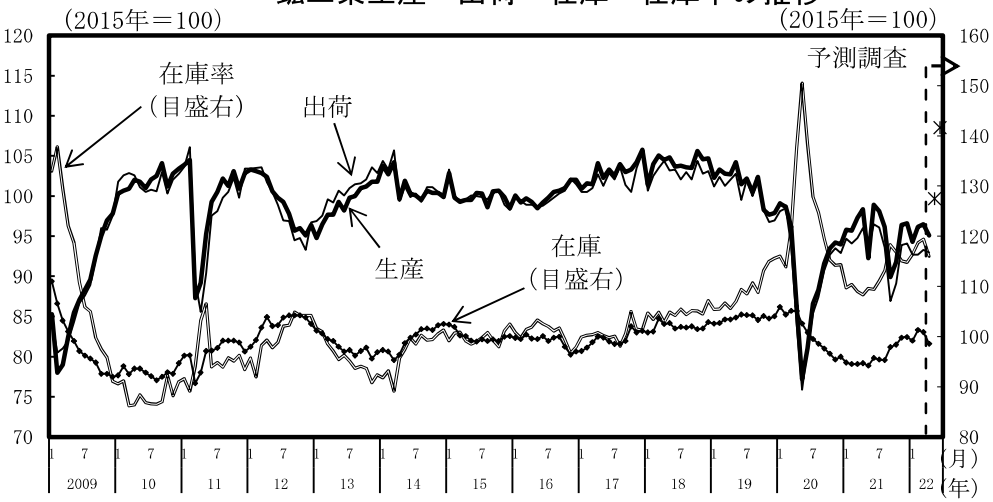

業種別の動向①

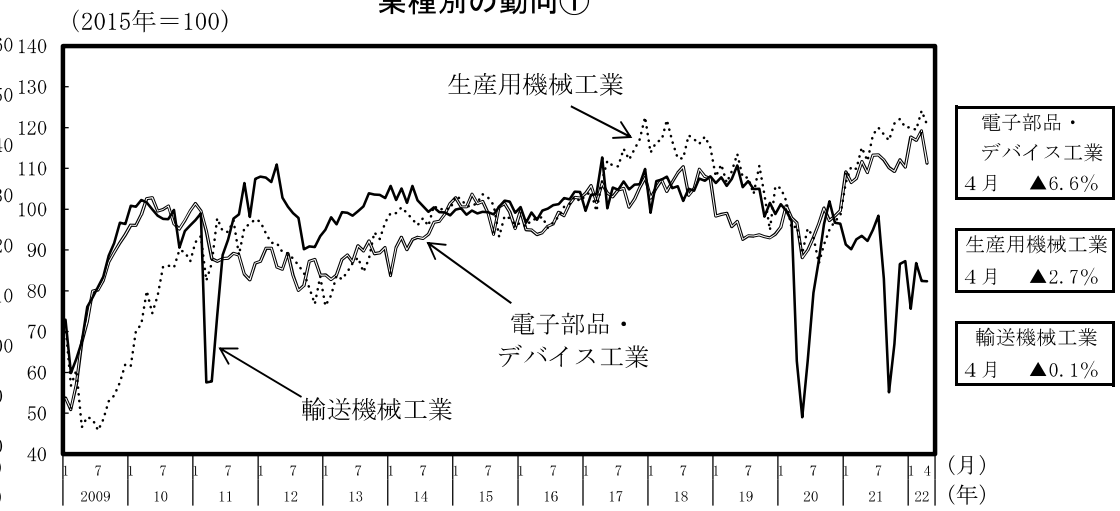

出荷・在庫ギャップの推移

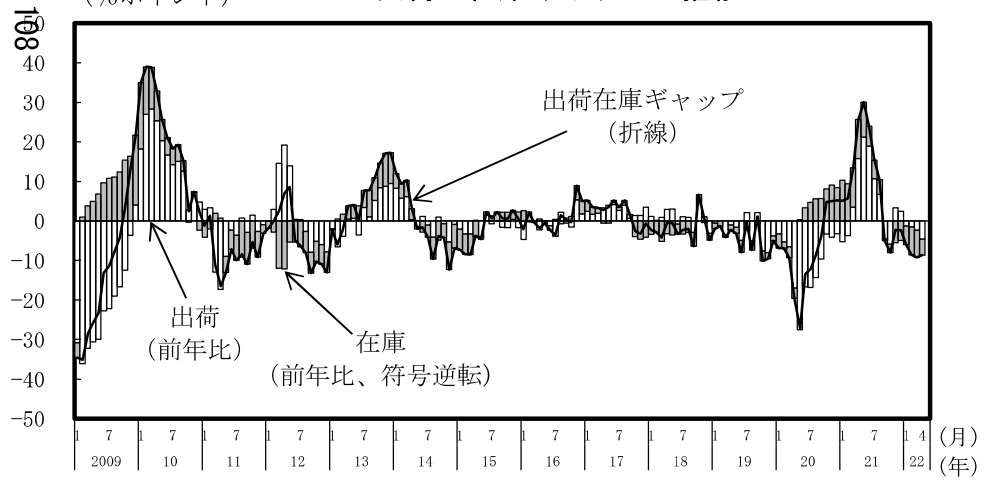

業種別の動向②

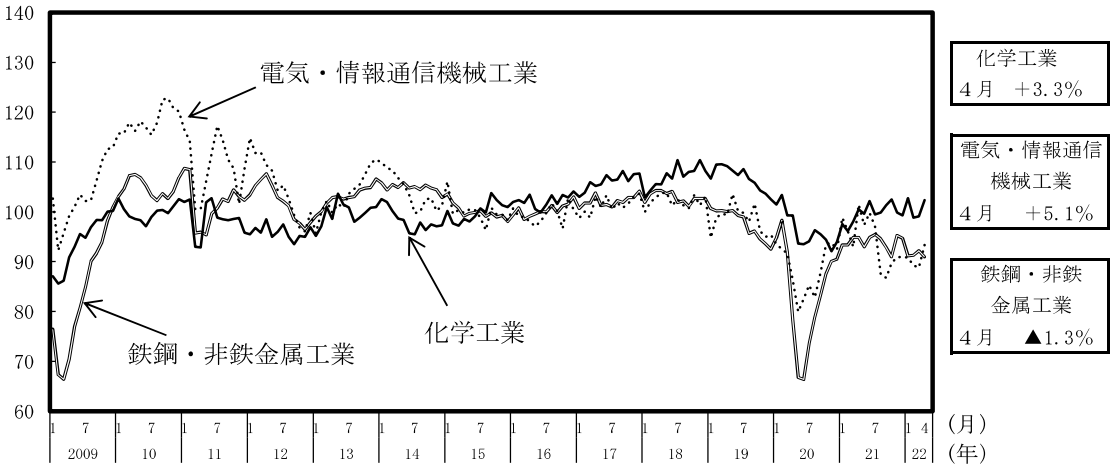

（備考）経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ＝出荷（前年比）－在庫（前年比）。

８．企業収益・業況判断

企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。
企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2022年３月調査）」　（前年同期比、％）

経常利益		2019年度	2020年度	2021年度　実績見込み			2022年度　計画		
		実　績	実　績		上期	下期		上期	下期
全規模	全産業	▲ 9.6	▲ 20.1	32.0	69.8	6.6	▲ 0.9	▲ 2.5	0.9
大企業	製造業	▲ 17.5	▲ 1.4	42.0	110.5	0.8	▲ 2.9	▲ 4.3	▲ 1.0
	非製造業	▲ 7.8	▲ 37.9	34.1	33.1	35.1	0.5	1.7	▲ 0.8
中小企業	製造業	▲ 18.1	▲ 10.2	37.1	114.3	▲ 0.4	▲ 4.9	▲ 12.9	3.5
	非製造業	0.7	▲ 16.1	10.3	45.5	▲ 7.5	0.0	0.1	0.0

財務省「法人企業統計季報」　（前年同期比、(　)内は季調済前期比、％）

経常利益	2020年	2021年	2020年度	2021年度	2021年４－６月	７－９月	10－12月	2022年１－３月
全規模全産業	▲ 27.3	41.8	▲ 15.6	36.8	93.9 (2.8)	35.1 (▲ 6.4)	24.7 (17.4)	13.7 (0.2)
製造業	▲ 21.7	68.7	▲ 4.3	53.2	159.4 (7.5)	71.0 (▲ 7.3)	22.1 (11.0)	18.4 (5.9)
非製造業	▲ 29.8	28.2	▲ 20.9	27.7	64.2 (▲ 0.2)	17.0 (▲ 5.7)	26.4 (21.8)	10.9 (▲ 3.4)
大中堅企業	▲ 26.8	45.0	▲ 12.2	37.9	74.1 (9.4)	38.0 (▲ 10.0)	27.1 (9.8)	18.5 (8.6)
中小企業	▲ 28.4	33.4	▲ 23.9	33.8	278.6 (▲ 15.0)	26.9 (6.5)	19.8 (40.1)	3.1 (▲ 19.6)

（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

（％ポイント）

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2022年３月調査）」　→　見込み

業況判断ＤＩ		2020年9月	12月	2021年3月	6月	9月	12月	2022年3月	6月
全規模	全産業	▲ 28	▲ 15	▲ 8	▲ 3	▲ 2	＋ 2	＋ 0	▲ 3
	製造業	▲ 37	▲ 20	▲ 6	＋ 2	＋ 5	＋ 6	＋ 2	＋ 0
	非製造業	▲ 21	▲ 11	▲ 9	▲ 7	▲ 7	＋ 0	▲ 2	▲ 5
大企業	製造業	▲ 27	▲ 10	＋ 5	＋ 14	＋ 18	＋ 18	＋ 14	＋ 9
	非製造業	▲ 12	▲ 5	▲ 1	＋ 1	＋ 2	＋ 9	＋ 9	＋ 7
中小企業	製造業	▲ 44	▲ 27	▲ 13	▲ 7	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 5
	非製造業	▲ 22	▲ 12	▲ 11	▲ 9	▲ 10	▲ 4	▲ 6	▲ 10

（備考）ＤＩ＝「良い」とみる企業の割合（％）－「悪い」とみる企業の割合（％）

＜企業収益＞

経常利益額の推移

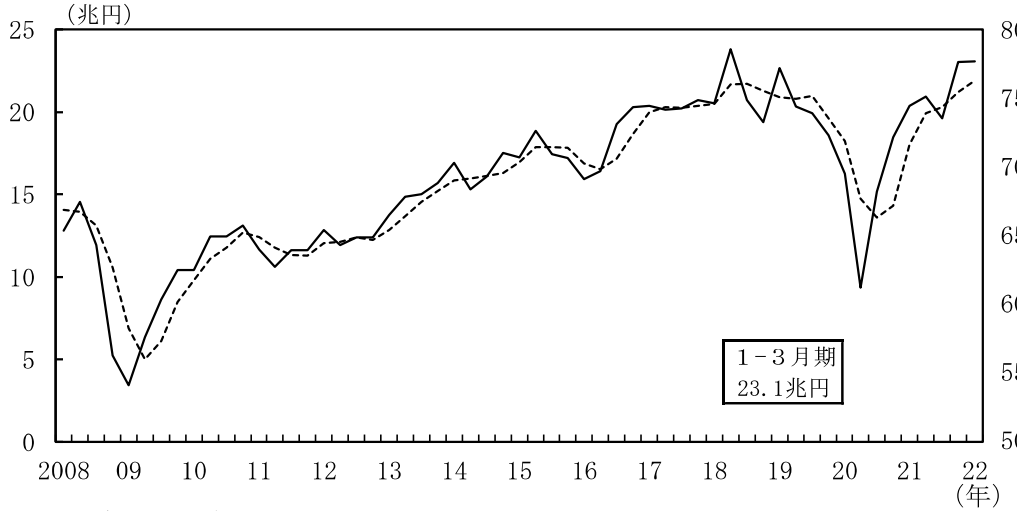

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．季節調整値。点線は後方３四半期移動平均。

労働分配率の推移

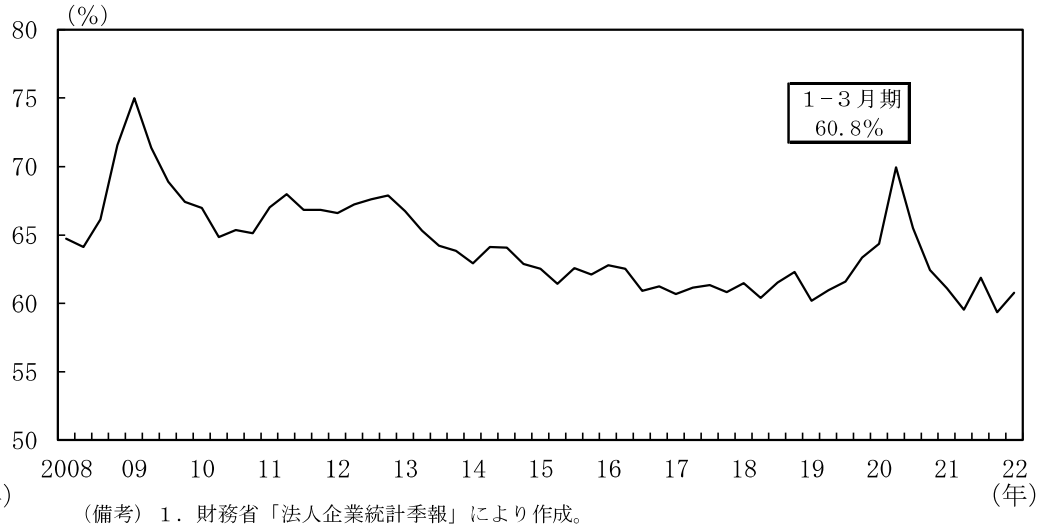

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．労働分配率＝人件費／（人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息）
３．内閣府の試算による季節調整値。

＜企業の景況感＞

日銀短観の業況判断ＤＩの推移

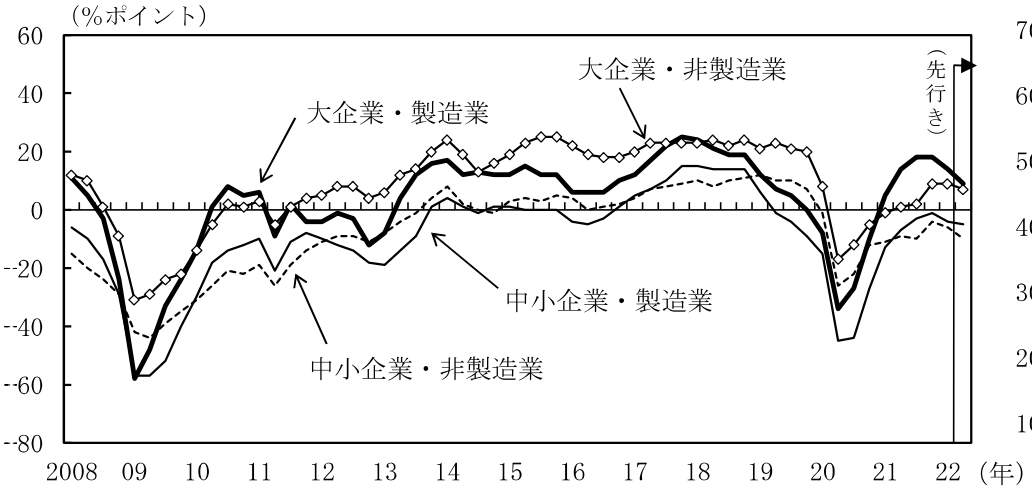

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。ＤＩは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移

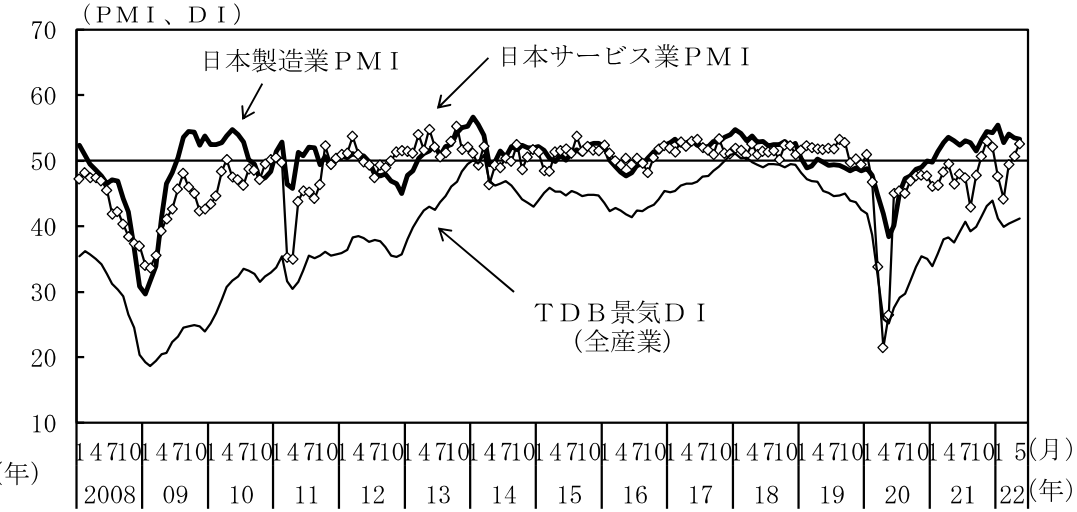

（備考）１．S&P Global社、（株）帝国データバンク「ＴＤＢ景気動向調査（全国）」により作成。
２．ＰＭＩは、「前月に比べ増加（改善）」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を２で除した値を足した値（季節調整値）。ＤＩは、景気の現状について７段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

９．倒産
倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」　　（前年比は原数値、［　］内は暦年前年比、（ ）内は季調済前期（月）比、％）

	［2019年］ 2019年度	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年10-12月期	2022年1-3月期	2022年3月	４月	５月
企業倒産件数	［8,383］ 8,631	［7,773］ 7,163	［6,030］ 5,980	1,539	1,504	593	486	524
前年比（％）	［1.7］ 6.4	［▲7.2］ ▲17.0	［▲22.4］ ▲16.5	▲12.1	▲3.2	▲6.4	1.8	11.0
前月比（％）				(4.2)	(3.0)	(4.7)	(▲7.0)	(2.3)
負債金額（億円）	［14,232］ 12,647	［12,200］ 12,084	［11,507］ 11,679	2,857	3,076	1,696	812	873
前年比（％）	［▲4.1］ ▲21.8	［▲14.2］ ▲4.4	［▲5.6］ ▲3.3	▲10.4	5.9	19.9	▲3.3	▲48.1
大型倒産除く（億円）	［6,958］ 7,065	［6,112］ 5,563	［4,984］ 4,964	1,283	1,260	484	455	451
前年比（％）	［▲0.1］ 2.0	［▲12.1］ ▲21.2	［▲18.4］ ▲10.7	▲1.6	▲1.6	▲4.6	31.3	18.7

倒産件数の推移

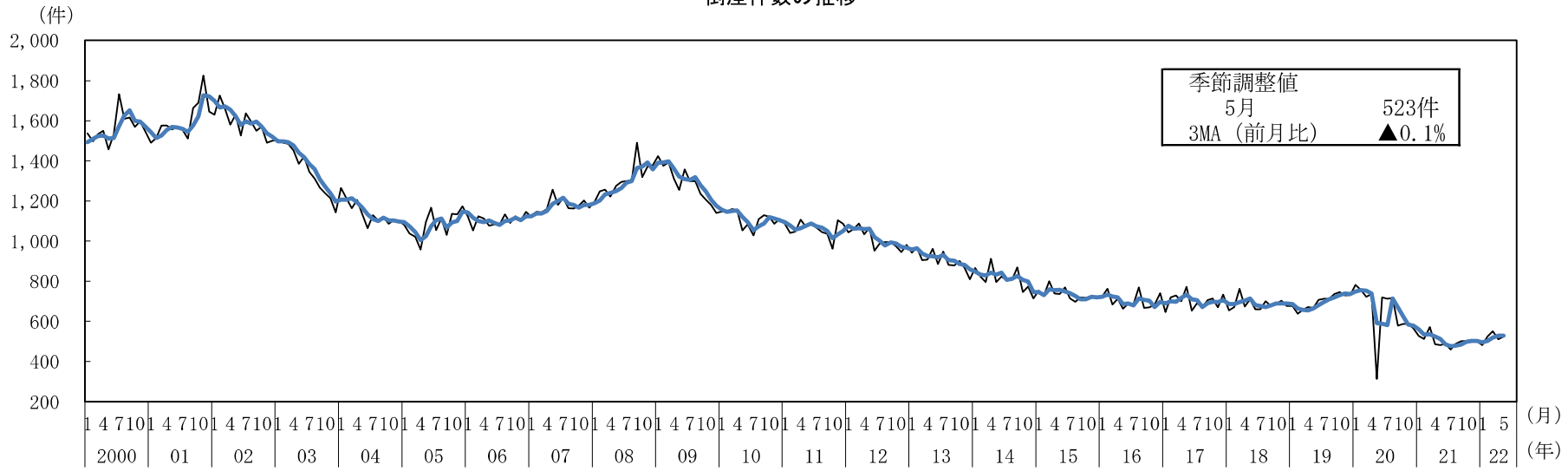

（備考）１．（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。
２．内閣府による季節調整値。太線は後方３か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）

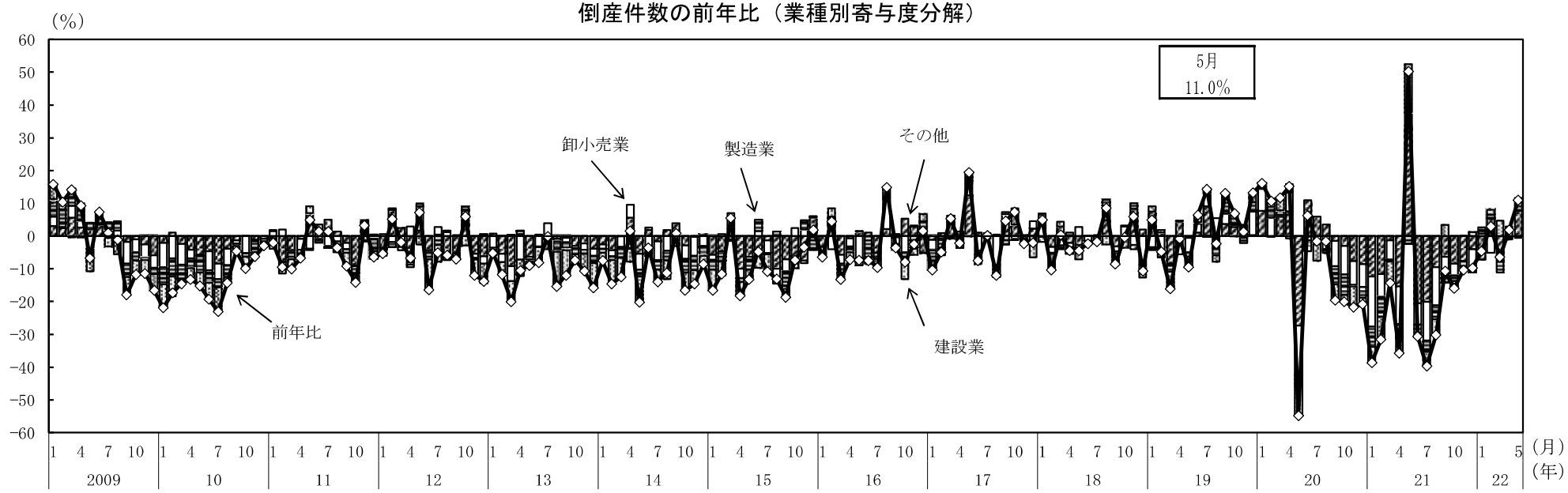

（備考）（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。

中小企業資金繰りＤＩ推移

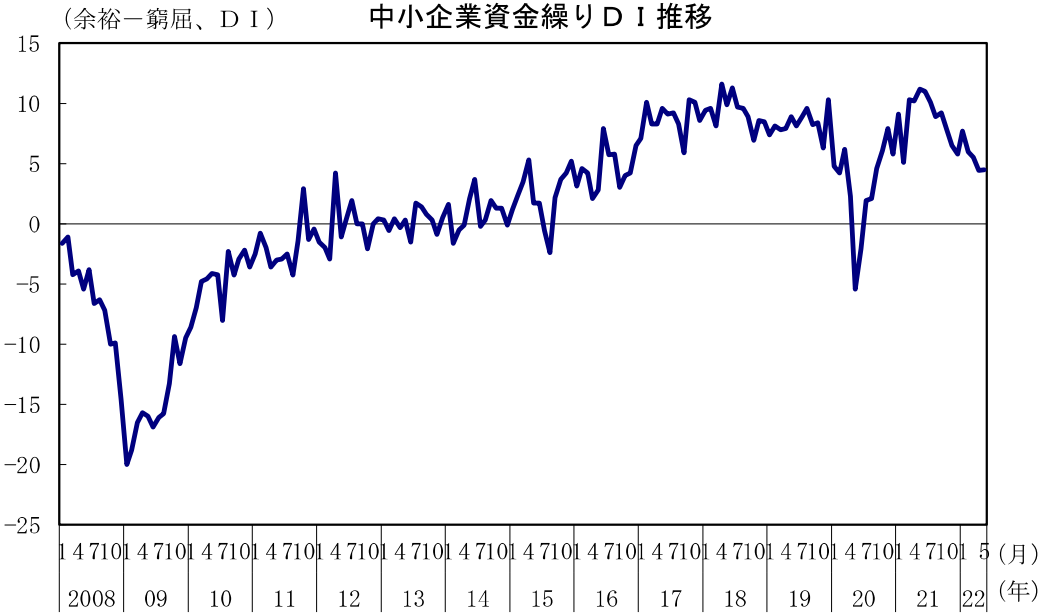

（備考）（株）日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

中小企業仕入・販売価格ＤＩ推移

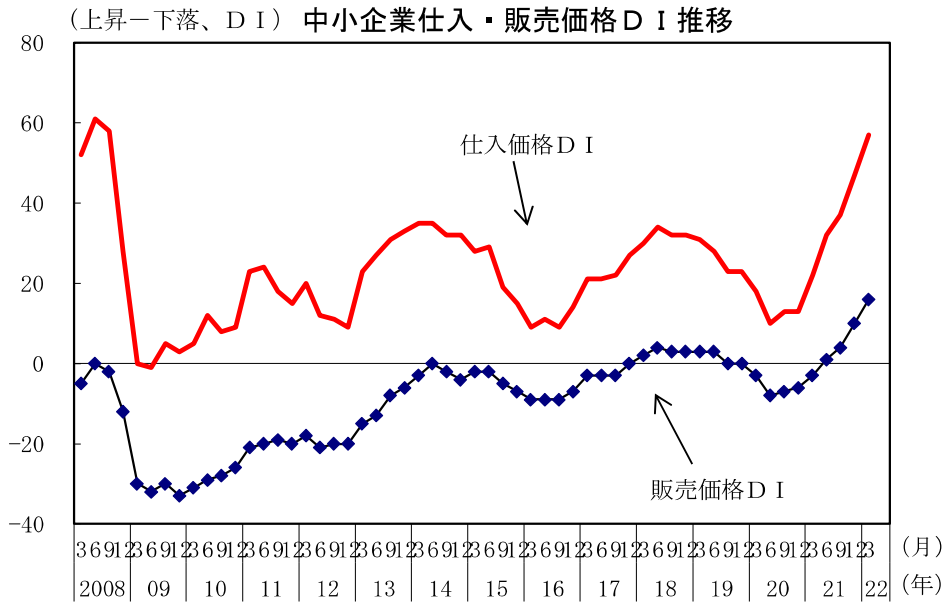

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

雇用情勢は、持ち直しの動きがみられる。

（前年同期（月）比、[ ]内は暦年ベース、（）内は季調済前期（月）比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値）

	2020年度[年]	2021年度[年]	2021年７－９月	2021年10-12月	2022年１－３月	2022年２月	３月	４月
完全失業率 (%)	2.9 [2.8]	2.8 [2.8]	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.5
うち15～24歳	4.8 [4.6]	4.4 [4.6]	4.3	4.7	4.1	3.8	4.0	4.1
完全失業者数総数 (万人)	199 [192]	191 [195]	192	188	186	188	179	176
うち非自発的な離職による者	59 [55]	56 [57]	55	51	58	60	55	43
雇用者数	▲0.8 [▲0.4]	0.3 [0.2]	0.7 (0.1)	▲0.3 (▲0.2)	▲0.2 (0.1)	▲0.4 (0.4)	0.2 (0.6)	1.0 (0.5)
常用労働者数（労働者計）	0.7 [1.0]	1.1 [1.2]	1.4 (0.1)	1.1 (0.2)	0.6 (▲0.1)	0.5 (▲0.1)	0.5 (0.4)	p 0.5 (0.1)
新規求人数	▲20.8 [▲21.7]	9.8 [4.1]	8.2 (2.0)	11.0 (4.7)	10.5 (3.2)	9.5 (▲4.8)	7.5 (4.4)	12.3 (2.5)
有効求人数	▲22.3 [▲21.0]	9.5 [1.6]	9.2 (2.9)	10.3 (3.4)	12.9 (4.1)	13.0 (▲0.2)	11.7 (0.2)	11.8 (0.9)
有効求人倍率 (倍)	1.10 [1.18]	1.16 [1.13]	1.15	1.17	1.21	1.21	1.22	1.23
正社員 (倍)	0.83 [0.88]	0.90 [0.88]	0.90	0.90	0.93	0.93	0.94	0.97
求人広告掲載件数 (万件)	78.8 [95.3]	99.1 [90.8]	90.9	101.5	120.8	120.9	131.3	137.8
所定外労働時間（残業時間等）	▲13.9 [▲13.2]	8.2 [5.1]	7.3 (▲1.1)	4.1 (▲0.9)	4.3 (2.4)	5.1 (0.5)	3.8 (2.7)	p 5.7 (4.1)
製造業	▲19.8 [▲20.7]	18.9 [14.1]	27.9 (2.3)	9.2 (▲6.4)	10.7 (6.8)	12.4 (▲1.8)	9.8 (2.0)	p 6.1 (0.3)
現金給与総額（１人当たり・名目）	▲1.5 [▲1.2]	0.7 [0.3]	0.5 (▲0.3)	0.0 (▲0.6)	1.5 (2.2)	1.2 (0.7)	2.0 (1.0)	p 1.7 (0.2)
※共通事業所	－	－	－	－	－	0.9	1.6	p 1.5
定期給与（名目）	▲0.8 [▲0.7]	0.8 [0.5]	0.6 (▲0.2)	0.3 (▲0.1)	1.1 (1.2)	1.0 (0.0)	1.2 (0.4)	p 1.5 (0.4)
※共通事業所	－	－	－	－	－	0.7	0.9	p 1.3

（備考）１．常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列（2019年５月以前は抽出調査、６月以降は全数調査）を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年１月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年１月に標本の部分入替え、同年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年１月及び2021年１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Ｐは速報値。
２．定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
３．求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年１月より集計開始。

完全失業率と有効求人倍率の推移

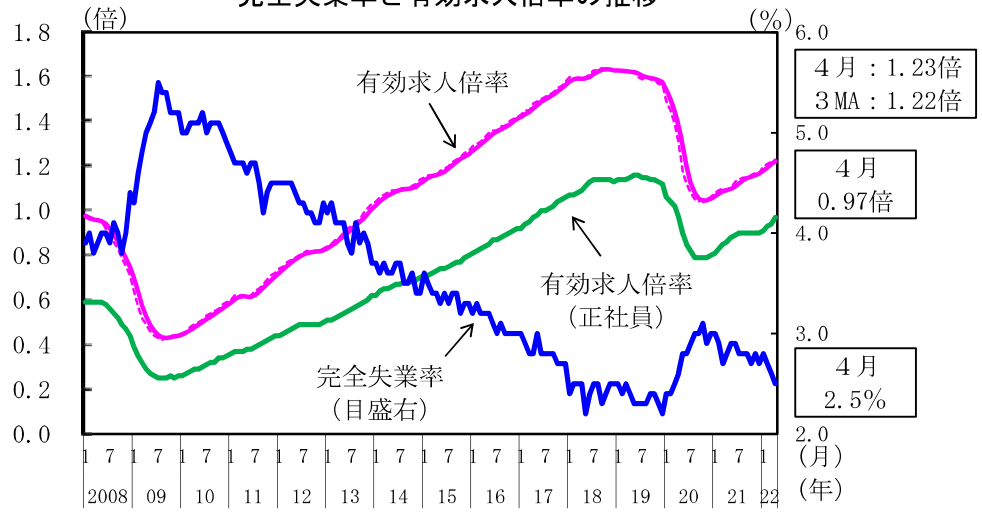

現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移

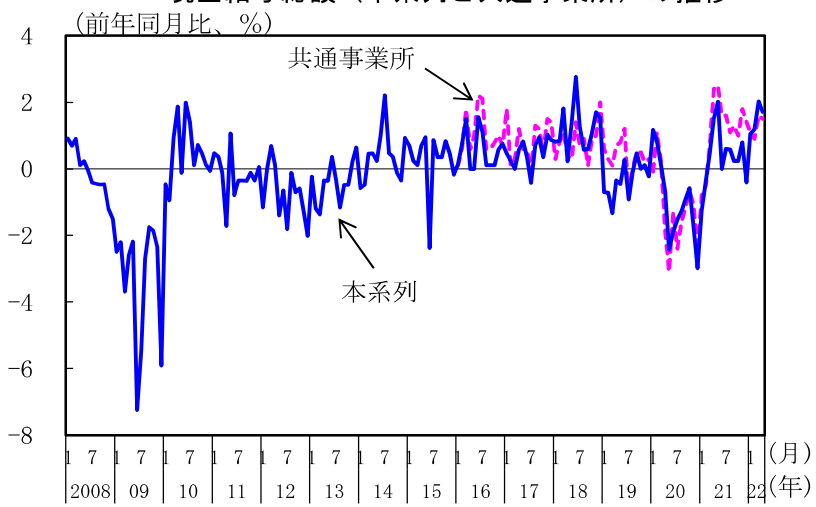

雇用者数、就業者数の推移

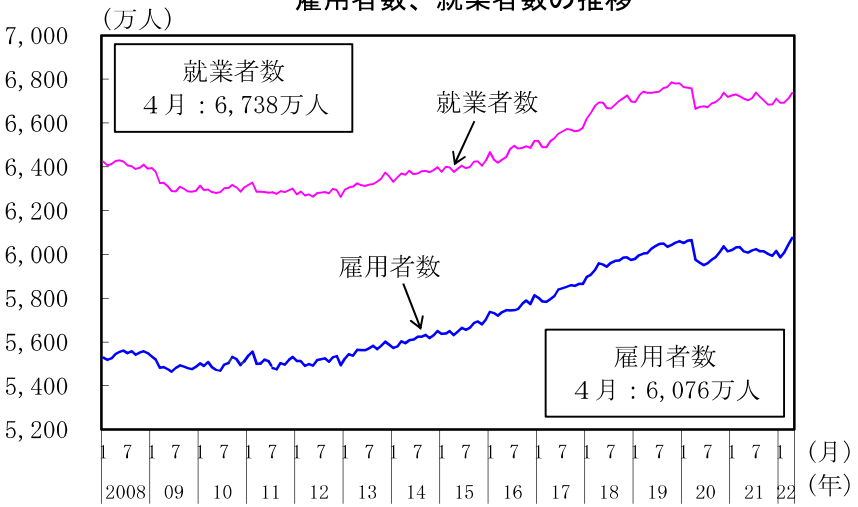

賃上げ率の推移

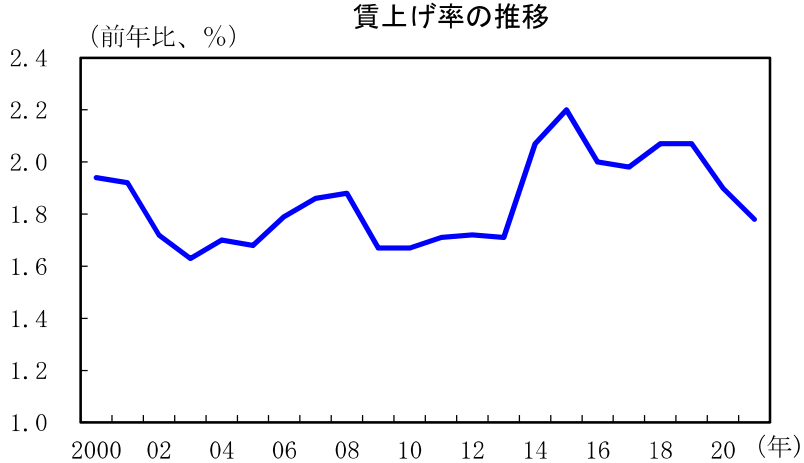

（備考）１．総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
２．総務省「労働力調査」の2011年３～８月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
３．有効求人倍率について、点線は単月、実線は３か月移動平均。

（備考）１．上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
２．本系列は、2018年１月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年１月に標本の部分入替え、同年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年１月及び2021年１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年１月より公表。
３．賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当込の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、このところ上昇している。

（前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、（ ）内は前期(月)比、＜＞内は季節調整済前期(月)比、%）

			[2020年] [2020年度]	[2021年] [2021年度]	2021年 7－9月	10－12月	2022年 1－3月	2022年 3月	4月	5月
国内企業物価			[▲ 1.2] ▲ 1.5	[4.5] 7.0	(2.1) 5.8	(2.3) 8.4	(2.1) 9.2	(0.9) 9.3	(1.3) 9.8	P (0.0) P 9.1
夏季電力料金調整後			[▲ 1.1] ▲ 1.4	[4.5] 7.0	(1.9) 5.8	(2.5) 8.4	(2.1) 9.2	(0.9) 9.3	(1.3) 9.8	P (0.0) P 9.1
輸出物価			[▲ 3.2] ▲ 2.2	[8.3] 11.2	(1.6) 10.0	(3.1) 13.2	(2.2) 12.4	(3.0) 12.6	(5.5) 16.9	P (1.0) P 16.7
輸入物価			[▲ 10.3] ▲ 10.0	[21.5] 31.2	(6.8) 28.7	(9.7) 39.9	(4.2) 33.4	(3.3) 32.3	(10.3) 42.2	P (3.0) P 43.3
契約通貨ベース			[▲ 9.3] ▲ 8.7	[18.7] 25.4	(6.5) 25.4	(7.0) 31.5	(2.6) 24.7	(1.2) 23.9	(5.0) 27.4	P (1.3) P 26.3
企業向けサービス価格			[0.9] 0.4	[0.9] 1.2	(0.3) 1.1	(0.7) 1.1	(0.2) 1.2	(0.9) 1.3	P (0.0) P 1.7	(－) －
国際運輸を除くベース			[1.0] 0.5	[0.7] 0.9	< 0.2 > 0.8	< 0.4 > 0.8	< 0.3 > 0.9	< 0.2 > 0.9	P < 0.2 > P 1.2	< － > －
消費者物価 総合	固定基準		[0.0] ▲ 0.2	[▲ 0.2] 0.1	< 0.4 > ▲ 0.2	< 0.3 > 0.5	< 0.7 > 0.9	< 0.4 > 1.2	< 0.4 > 2.5	< － > －
総合	連鎖基準		[0.0] －	[▲ 0.2] －	－ －	－ －	－ －	< 0.4 > 1.2	< 0.3 > 2.5	< － > －
生鮮食品	固定基準		[3.3] 3.5	[▲ 1.2] 1.1	(4.3) ▲ 3.7	(0.1) 3.2	(5.8) 9.4	(▲ 1.1) 11.6	(0.0) 12.2	(－) －
エネルギー	固定基準		[▲ 4.2] ▲ 5.8	[3.9] 10.7	(3.2) 6.3	(4.4) 14.4	(5.4) 19.8	(2.5) 20.8	(0.5) 19.1	(－) －
生鮮食品を除く総合	固定基準		[▲ 0.2] ▲ 0.4	[▲ 0.2] 0.1	< 0.5 > 0.0	< 0.3 > 0.4	< 0.6 > 0.6	< 0.4 > 0.8	< 0.2 > 2.1	< － > －
生鮮食品を除く総合	連鎖基準		[▲ 0.2] －	[▲ 0.2] －	－ －	－ －	－ －	< 0.3 > 0.8	< 0.4 > 2.1	< － > －
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準		[0.2] 0.1	[▲ 0.5] ▲ 0.8	< 0.2 > ▲ 0.5	< ▲ 0.2 > ▲ 0.7	< 0.3 > ▲ 0.9	< 0.2 > ▲ 0.7	< 0.2 > 0.8	< － > －
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	連鎖基準		[0.2] －	[▲ 0.5] －	－ －	－ －	－ －	< 0.2 > ▲ 0.8	< 0.2 > 0.8	< － > －
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	（政策等による特殊要因を除く）		[0.3] －	[0.3] －	－ －	－ －	－ －	< 0.2 > 0.4	< 0.2 > 0.7	< － > －

消費者物価（東京都区部）	4月	5月(P)
総合	< 0.3 > 2.4	< 0.2 > 2.4
生鮮食品を除く総合	< 0.4 > 1.9	< 0.1 > 1.9
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	< 0.4 > 0.8	< 0.1 > 0.9

（備考）１．企業向けサービス価格は2015年基準。国内企業物価及び消費者物価は2020年基準。Ｐは速報値。
２．企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送（除外航タンカー）、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期（月）比は、内閣府試算値。
３．消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。
４．消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、Ｇｏ Ｔｏトラベル事業及び2021年４月の通信料（携帯電話）下落等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

企業物価の推移

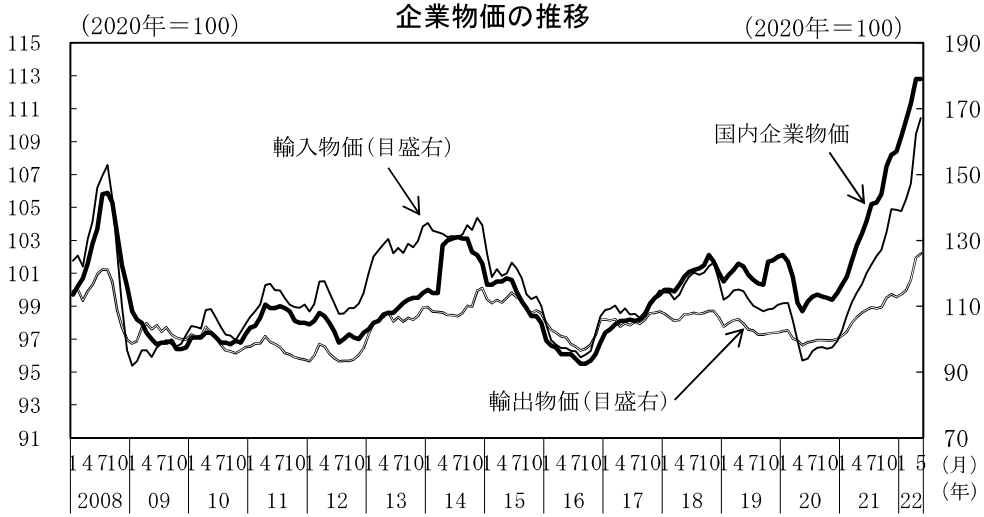

（備考）日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。

燃料価格の推移

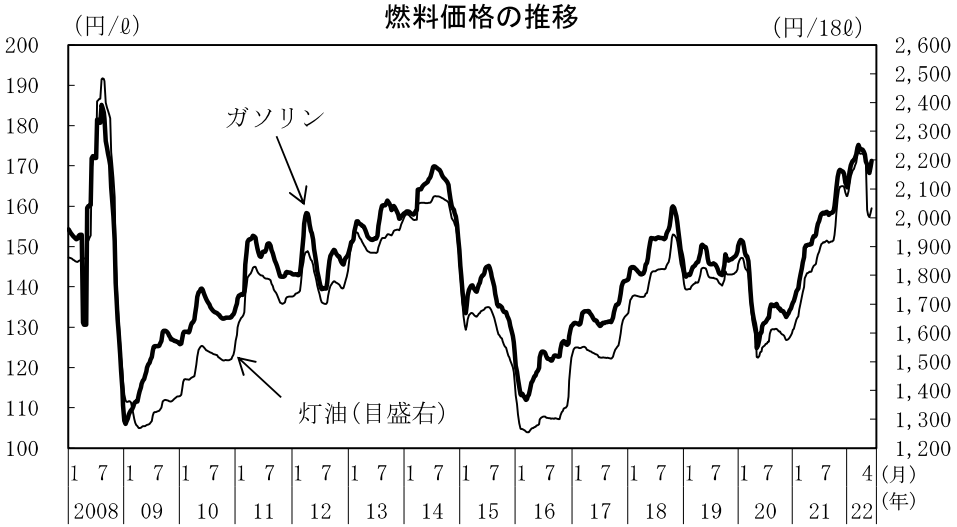

（備考）資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。

消費者物価の推移

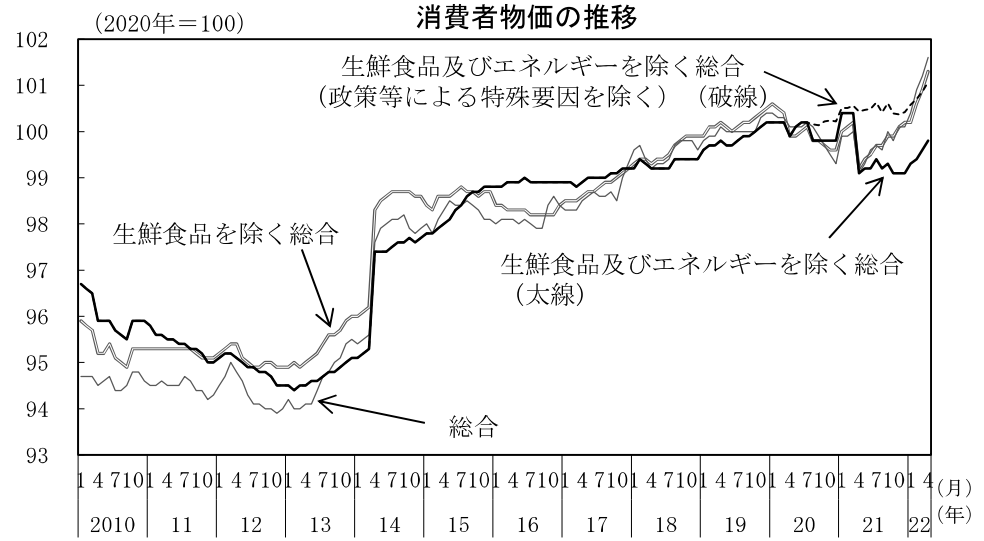

（備考）１．総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
２．「政策等による特殊要因を除く」とは、Ｇｏ Ｔｏトラベル事業及び2021年４月の通信料（携帯電話）下落等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

予想物価上昇率と１年後の物価上昇予想世帯割合

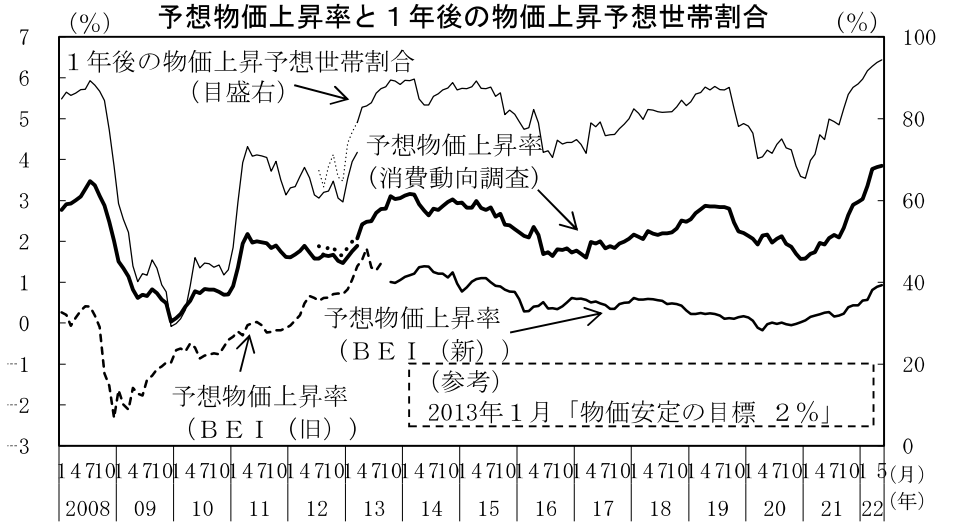

（備考）１．内閣府「消費動向調査」（二人以上の世帯）、Bloombergにより作成。
２．「消費動向調査」は、2013年４月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部（2012年７月から2013年３月）は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
３．予想物価上昇率（消費動向調査）は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
４．ＢＥＩ（ブレーク・イーブン・インフレ率）は、物価連動国債売買参加者による物価予想。
それぞれの時点で残存期間が最長のもの（ＢＥＩ(旧)は旧物価連動国債、ＢＥＩ(新)は新物価連動国債（残存10年物））を使用。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、26,600円台から28,200円台まで上昇した後、26,400円台まで下落した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、127円台から134円台まで円安方向に推移した。

（%、ポイント、円）

	2020年	2021年	2020年度	2021年度	2021年		2022年	2022年			
					７－９月	10－12月	１－３月	３月	４月	５月	
コールレート（無担保翌日物）	-0.035	-0.024	-0.031	-0.024	-0.031	-0.031	-0.015	-0.008	-0.012	-0.018	6/16 -0.042
ユーロ円TIBOR（３か月物）	-0.034	-0.064	-0.051	-0.063	-0.072	-0.064	-0.049	-0.049	-0.049	-0.049	6/16 -0.022
国債流通利回り	0.002	0.061	0.030	0.086	0.026	0.067	0.177	0.195	0.233	0.234	6/16 0.255
株式相場											6/16
東証株価指数(TOPIX)	1,597	1,953	1,675	1,956	1,974	1,996	1,917	1,885	1,902	1,879	1,867
日経平均株価	22,705	28,836	24,459	28,389	28,553	28,810	27,156	26,584	27,043	26,653	26,431
円相場											6/16
（対米ドル）	106.73	109.89	106.09	112.38	110.09	113.70	116.32	118.51	126.04	128.78	134.26
（対ユーロ）	121.87	129.90	123.74	130.53	129.82	130.00	130.40	130.61	136.71	136.08	139.56
（韓国ウォン・1円当たり）	11.05	10.42	10.94	10.39	10.54	10.41	10.36	10.29	9.78	9.83	6/15 9.56
日銀当座預金残高（億円）	4,418,178	5,237,058	4,666,015	5,347,929	5,346,918	5,362,369	5,396,396	5,515,753	5,610,040	5,463,040	
（前年比）	11.3	18.5	16.7	14.6	15.8	10.3	9.0	8.3	6.0	4.2	
マネタリーベース（億円）	5,552,289	6,434,962	5,804,620	6,557,140	6,556,206	6,589,419	6,606,743	6,621,323	6,874,736	6,800,213	
					(3.2)	(5.4)	(9.2)	(14.5)	(9.1)	(▲14.3)	
（前年比）	9.1	15.9	13.2	13.0	14.0	9.2	8.0	7.9	6.6	4.6	
マネーストックM2（億円）	10,926,297	11,626,959	11,174,430	11,728,097	11,690,288	11,748,440	11,811,999	11,833,218	12,018,440	12,048,644	
					(2.8)	(2.9)	(3.9)	(3.7)	(4.6)	(1.4)	
（前年比）	6.5	6.4	8.1	5.0	4.7	4.0	3.5	3.5	3.4	3.2	
マネーストック広義流動性（億円）	18,759,434	19,801,769	19,020,614	20,007,146	19,987,873	20,068,629	20,112,017	20,136,402	20,492,005	20,643,726	
					(3.1)	(2.5)	(2.2)	(4.4)	(13.3)	(6.0)	
（前年比）	4.1	5.6	4.9	5.2	5.2	4.8	4.3	4.3	4.1	3.6	
銀行貸出	4.8	2.3	5.8	1.0	0.4	0.6	0.4	0.5	1.0	0.9	
普通社債発行額	0.3	▲2.6	28.2	▲4.6	▲18.8	▲0.5	▲9.7	▲37.0	▲11.4	▲7.4	

（備考）１．コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
２．国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。
３．円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物ＮＹ17時時点。
４．日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。
５．マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。
６．マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。
７．銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。
８．普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。
９．マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。

為替

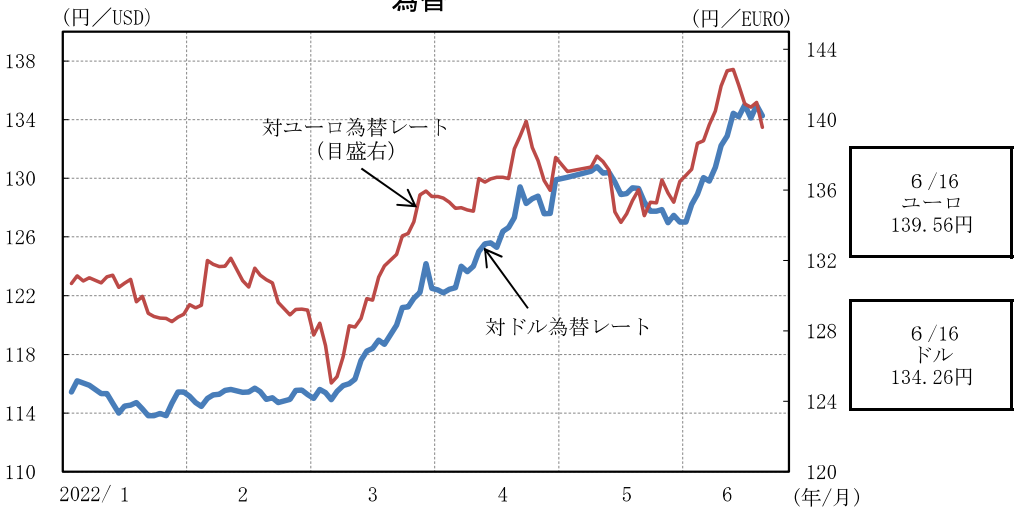

（備考）１．日経NEEDSにより作成。
２．対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。

日経平均株価

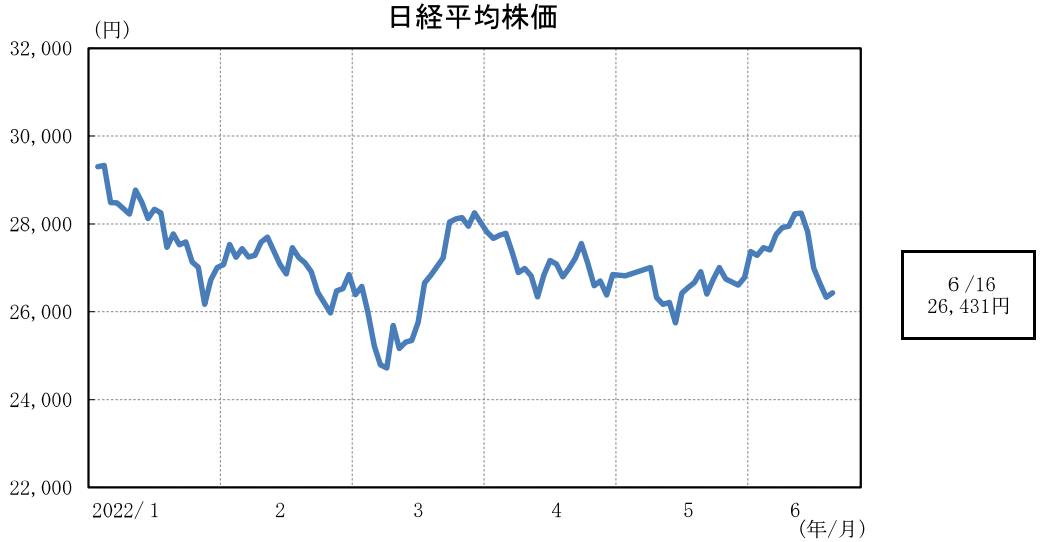

（備考）日経NEEDSにより作成。

金利

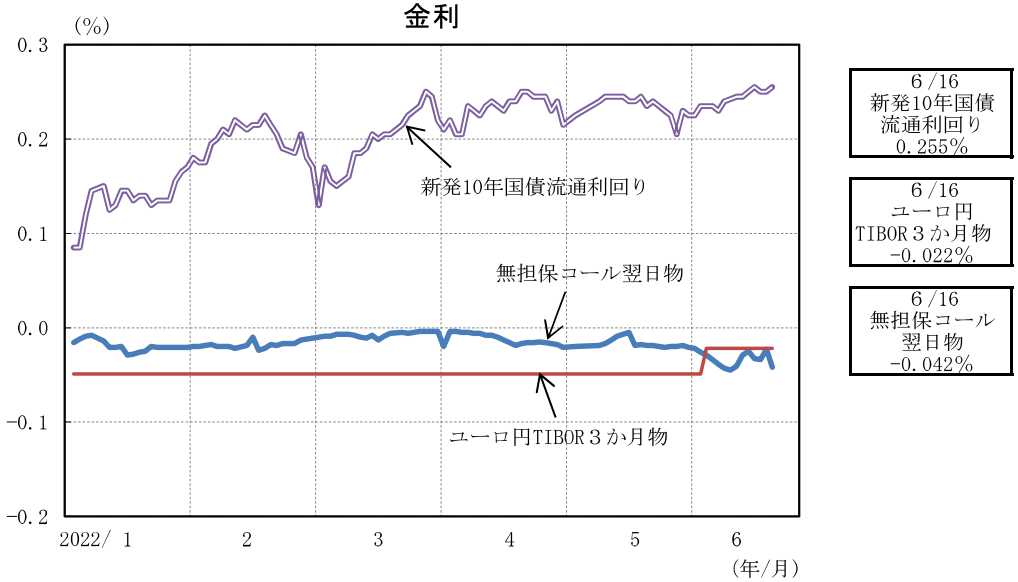

（備考）日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド

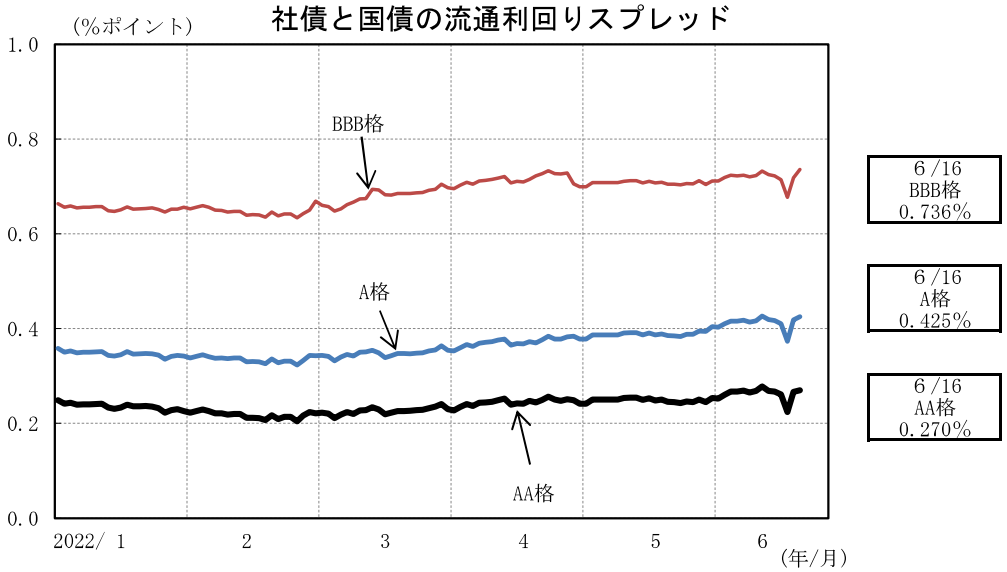

（備考）１．Bloombergにより作成。
２．社債は残存年数３年以上７年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数５年の流通利回りを使用。
３．格付けは格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）ベース。

日本銀行バランスシート・マネタリーベース

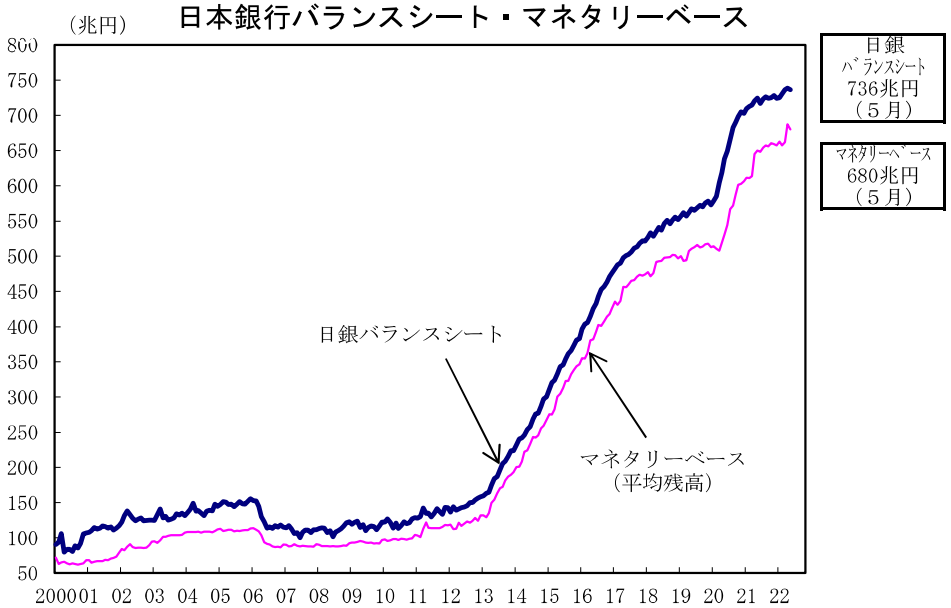

(備考) 日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行勘定」により作成。

Ｍ２および銀行貸出（前年同月比）

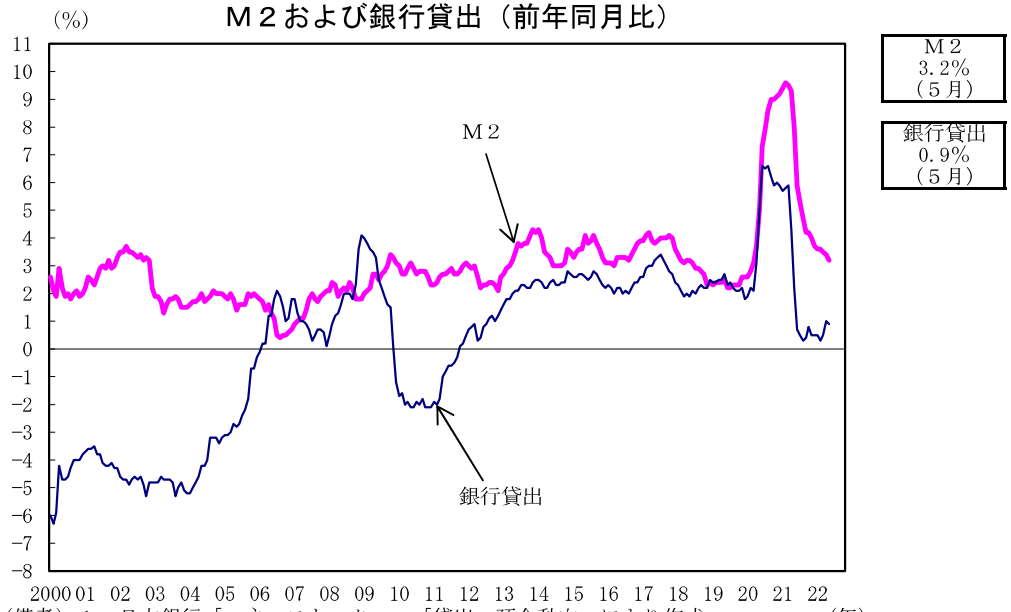

(備考) １．日本銀行「マネーストック」、「貸出・預金動向」により作成。
２．銀行貸出は、銀行計（都銀等、地銀、地銀Ⅱの合計）の平残の前年同月比。

為替レート（長期系列）

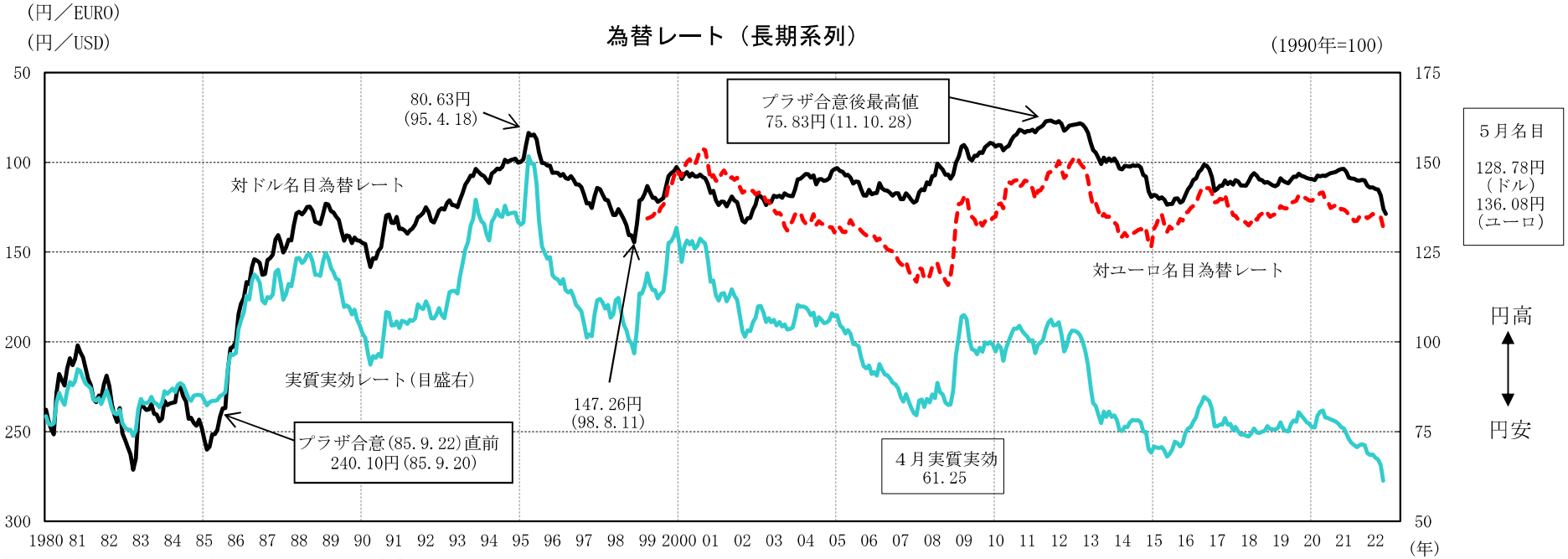

(備考) １．日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
２．対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場（月中平均）。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点（月中平均）。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。
ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

株価（長期系列）

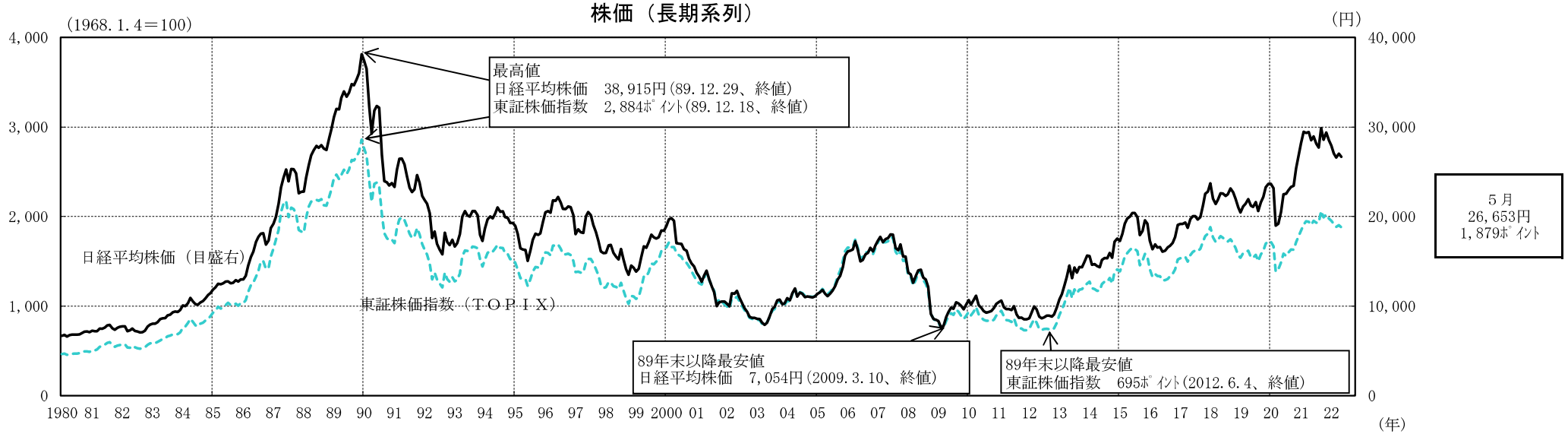

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
２．東証株価指数は、1968年１月４日時点を100として算出。

金利（長期系列）

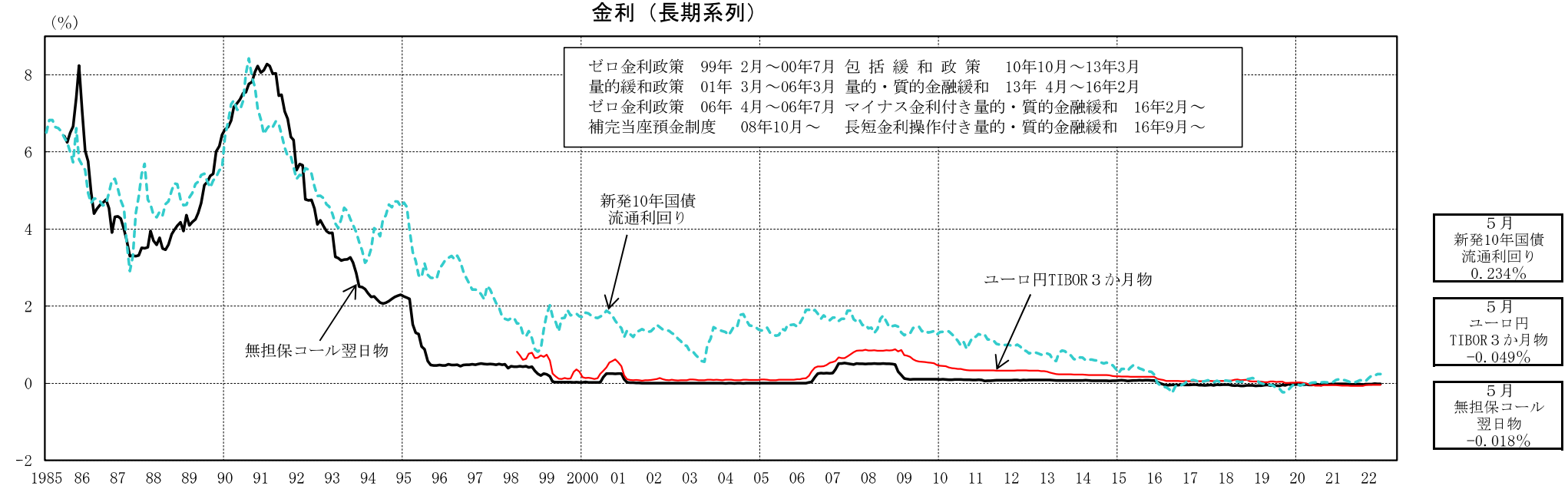

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。
２．新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR３か月物ともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査

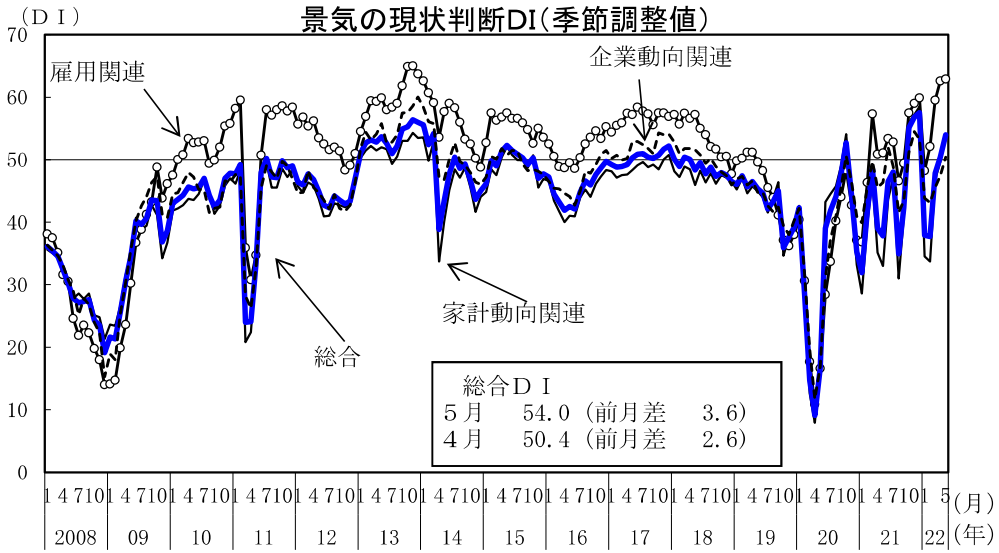

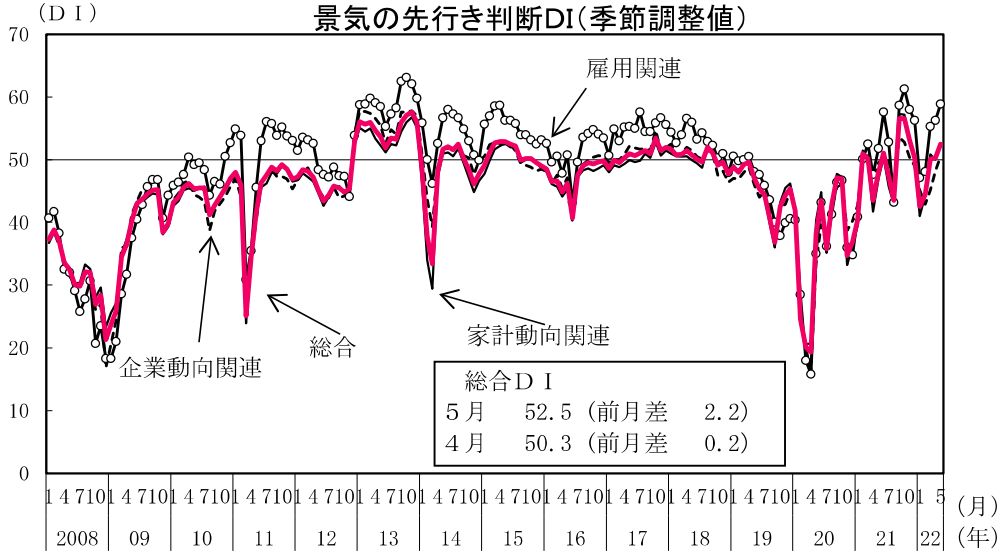

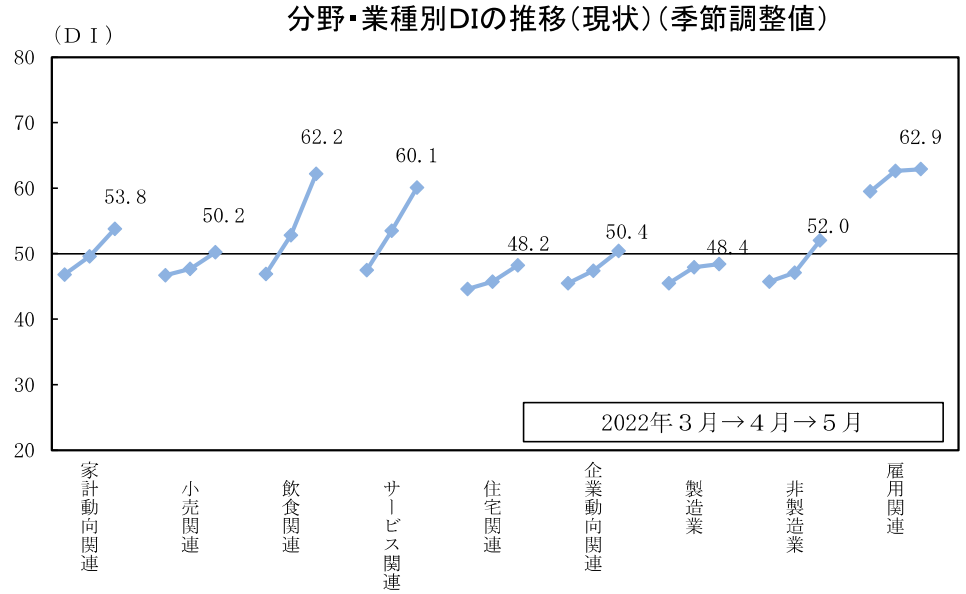

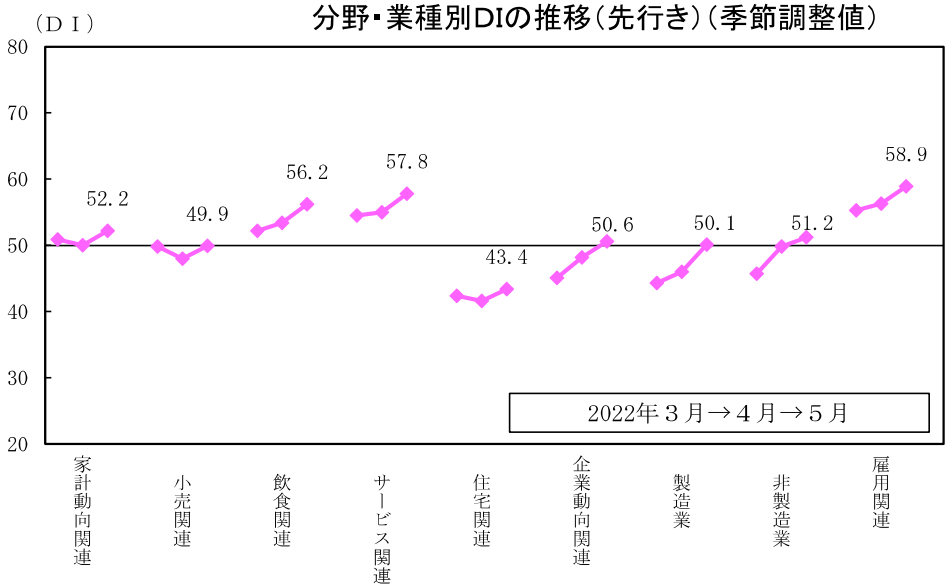

（備考）現状判断ＤＩ、先行き判断ＤＩは各々、景気ウォッチャーによる、３か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した２～３か月先の景気の良し悪しの判断である。

（参考１）　景気動向指数

ＣＩの推移（長期）

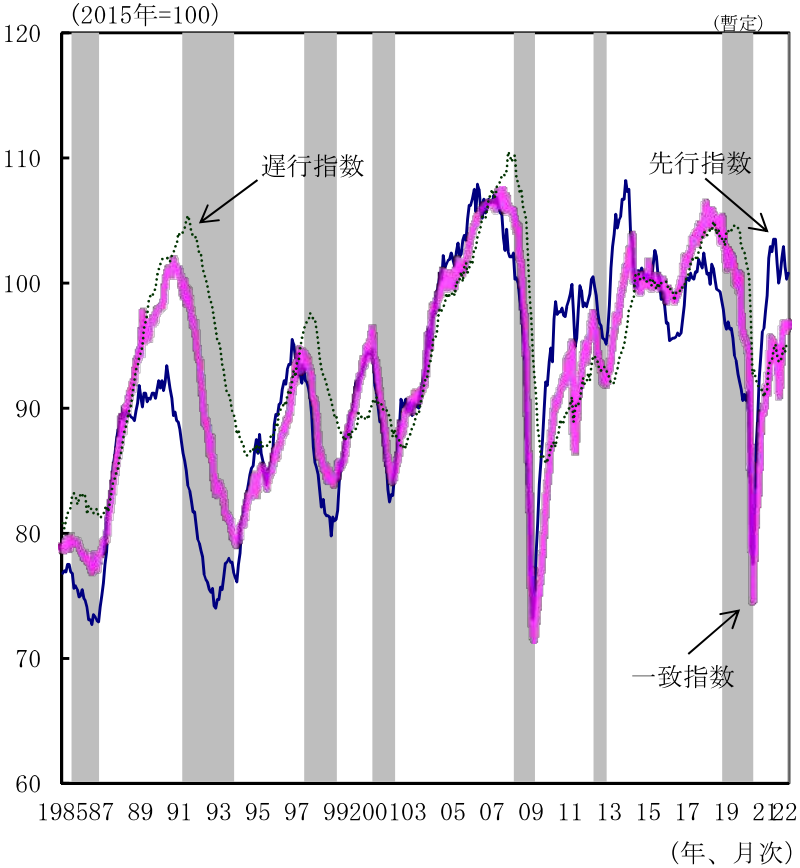

（直近５か年）

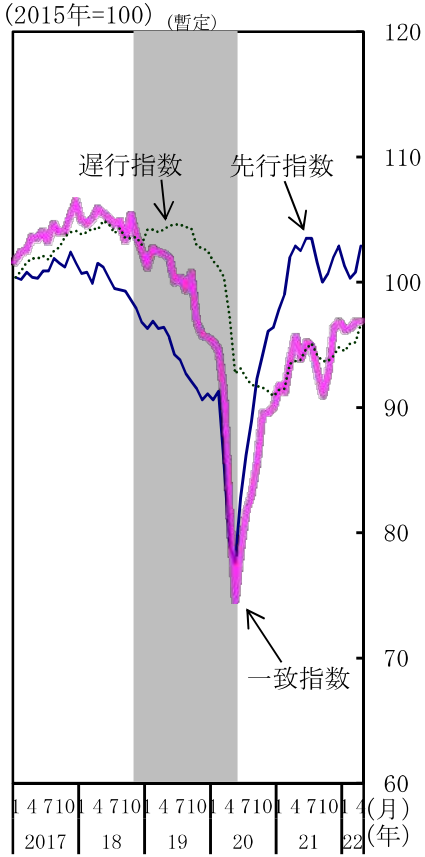

（備考）内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。
ただし、「神武（景気）」・「岩戸（景気）」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
なお、グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。また、2018年10月の山及び2020年５月の谷は暫定。

一致指数採用系列の寄与度

		22年1月	2月	3月	4月
一致指数		96.1	96.3	96.8	96.8
寄与度	生産指数(鉱工業)	-0.29	0.24	0.04	-0.20
	鉱工業用生産財出荷指数	-0.32	0.24	0.05	-0.21
	耐久消費財出荷指数	-0.44	0.37	-0.19	0.01
	労働投入量指数(調査産業計)	-0.01	-0.29	0.42	-0.01
	投資財出荷指数(除輸送機械)	0.12	-0.35	0.16	0.30
	商業販売額(小売業、前年比)	-0.01	-0.18	0.14	0.24
	商業販売額(卸売業、前年比)	0.06	-0.04	-0.09	-0.05
	営業利益(全産業)	-0.10	-0.10	-0.11	0.01
	有効求人倍率(除学卒)	0.36	0.13	0.13	0.17
	輸出数量指数	-0.11	0.13	-0.00	-0.32

景気基準日付

循環	谷（年/月）	山（年/月）	谷（年/月）	期間（か月）		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31（神武）	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42（岩戸）	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57（いざなぎ）	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51（バブル）	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	（暫定）18/10	（暫定）20/5	71	19	90
第2～第16循環の平均				38.5	16.3	54.9

（参考２）　地価・住宅価格の推移

地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）

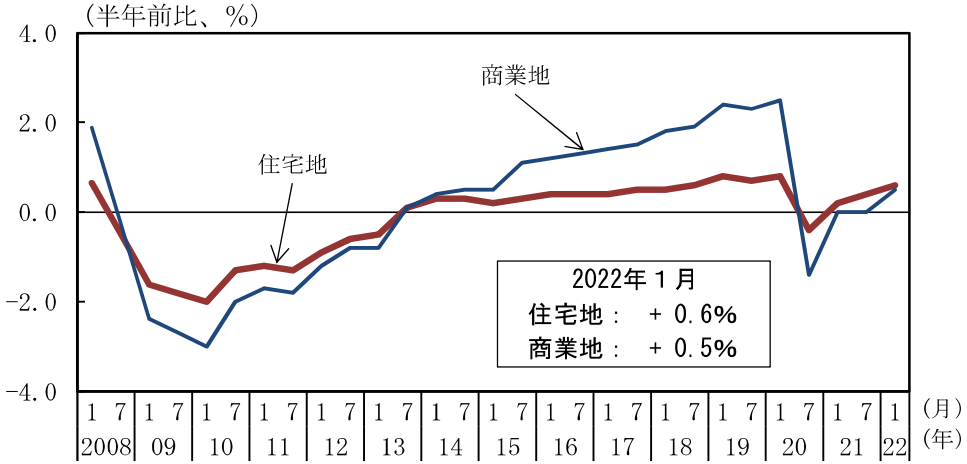

市街地価格指数

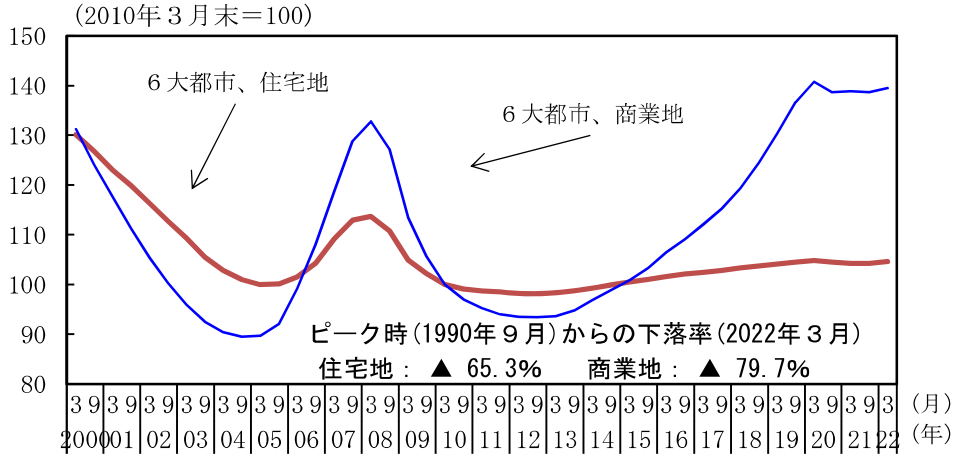

主要都市の高度利用地地価

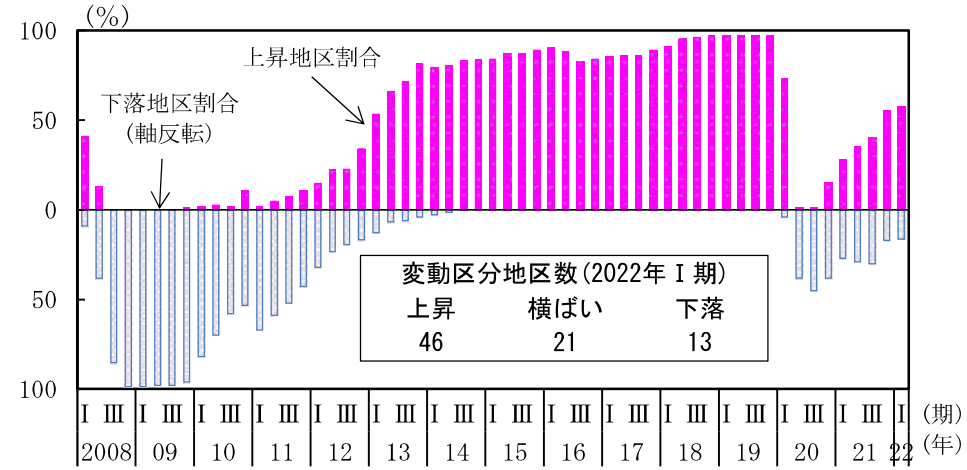

不動研住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）

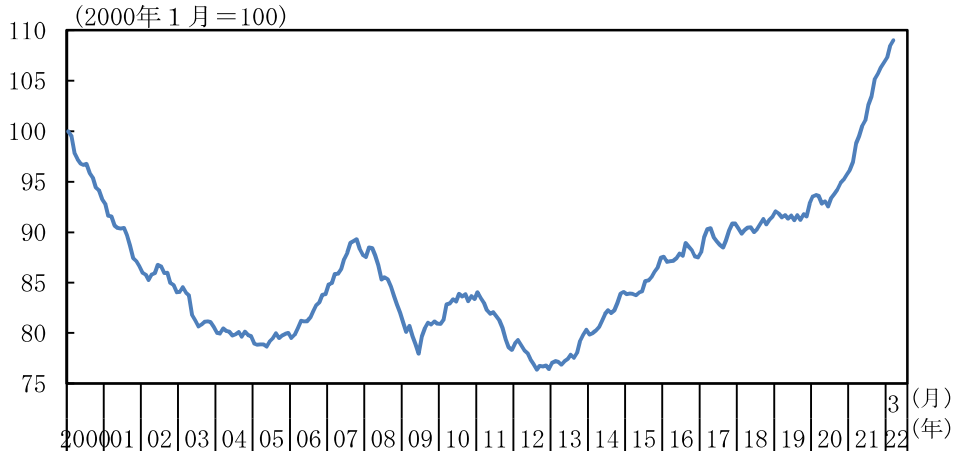

（備考）１．国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
（一財）日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動研住宅価格指数」により作成。
２．地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
３．６大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（６大都市）のピークは1990年９月。
４．四半期は、Ⅰ期：1/1～4/1、Ⅱ期：4/1～7/1、Ⅲ期：7/1～10/1、Ⅳ期：10/1～1/1。

（参考3） 地域経済

(1) 鉱工業生産

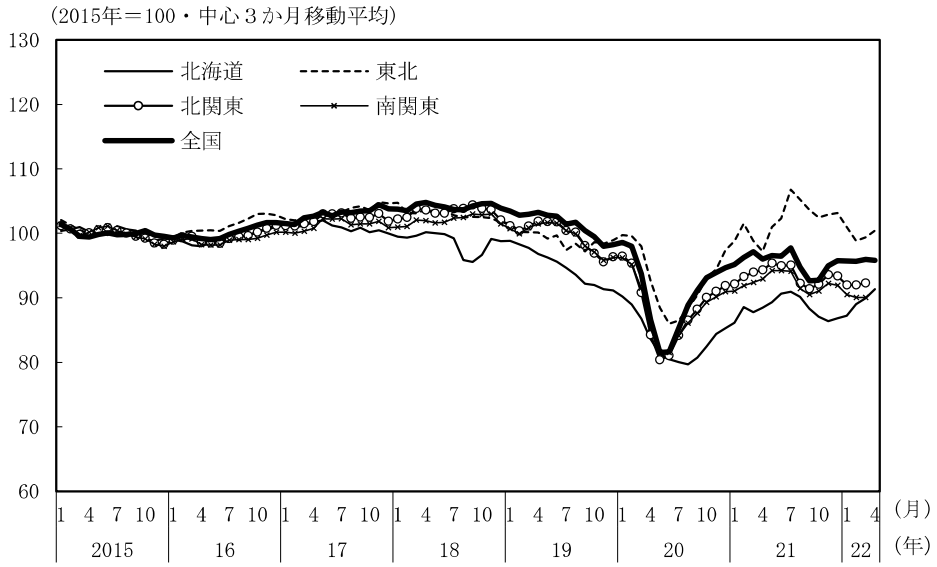

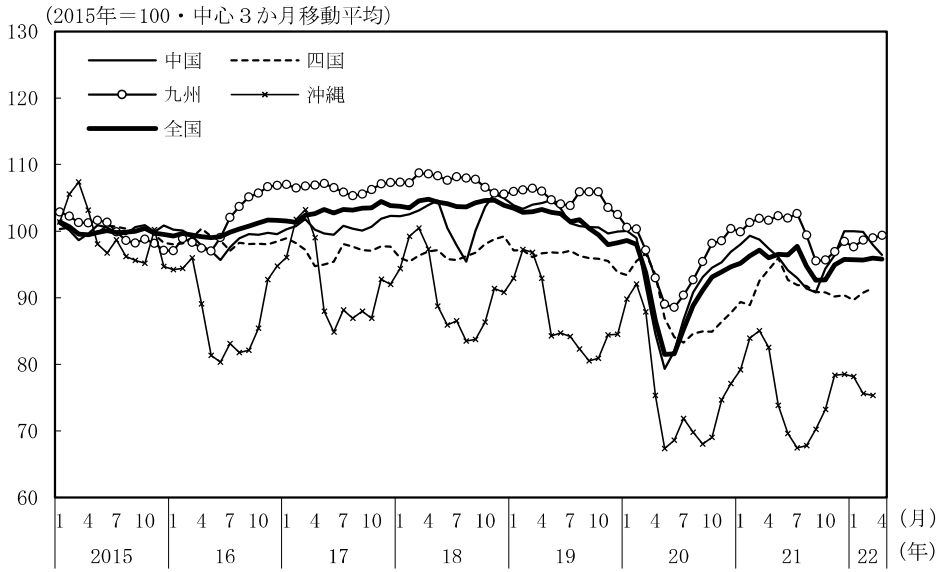

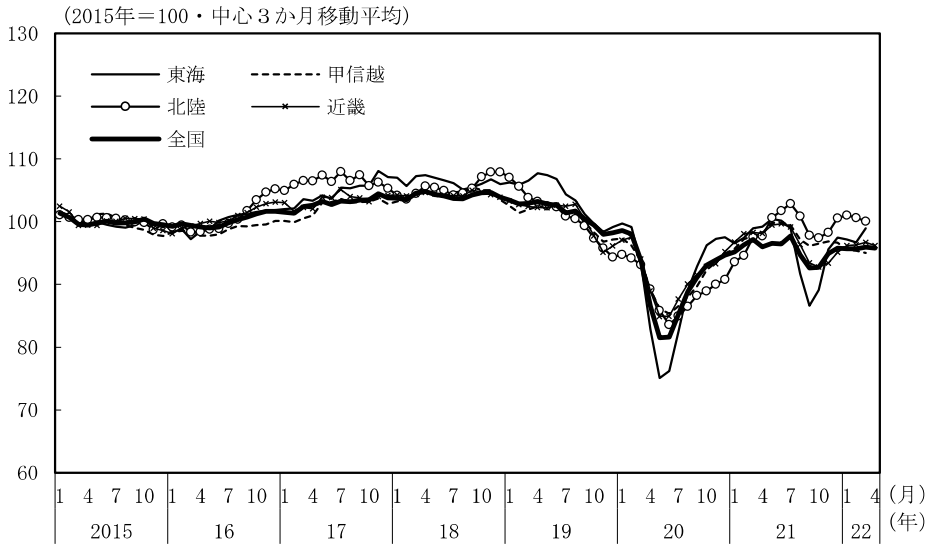

(備考)

1．経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2．北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3．基準年は平成27年。
4．直近月は、２か月平均。
5．全国、北海道、東北、近畿、中国、九州は、４月まで更新。その他地域は、３月まで更新。

地域名		都道府県名
北海道		北海道
東北		青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越		新潟、山梨、長野
東海		静岡、岐阜、愛知、三重
北陸		富山、石川、福井
近畿		滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国		徳島、香川、愛媛、高知
九州		福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄		沖縄

(2) 完全失業率

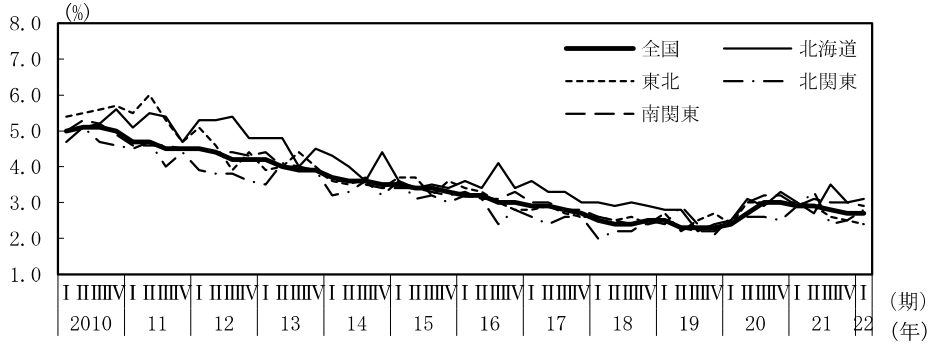

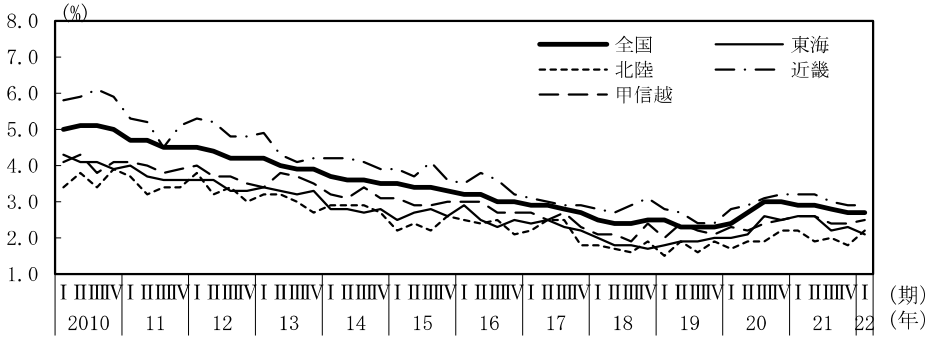

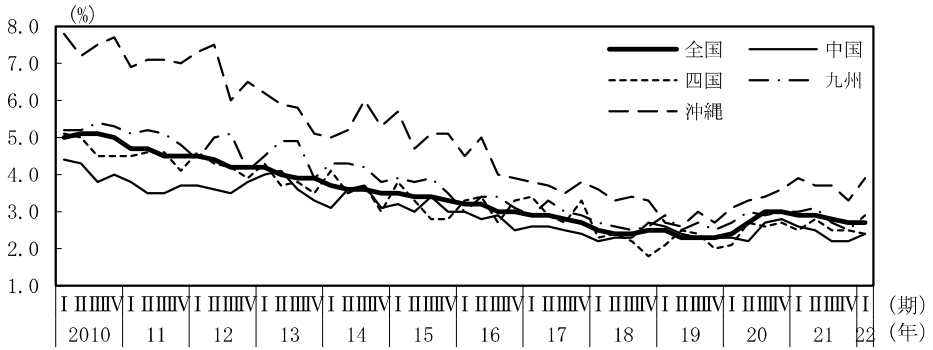

（備考）
1．総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2．北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3．季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率

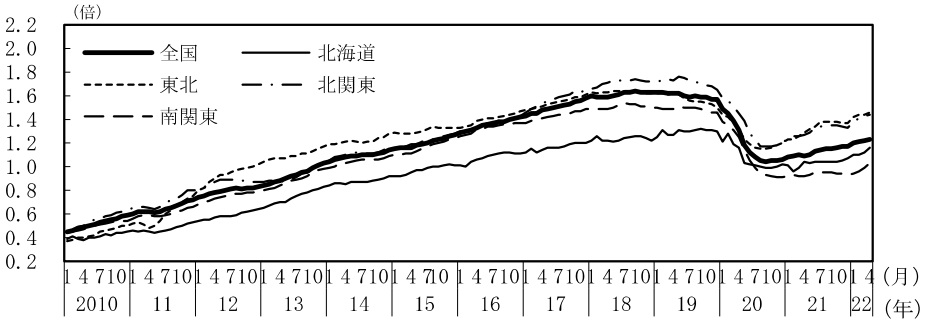

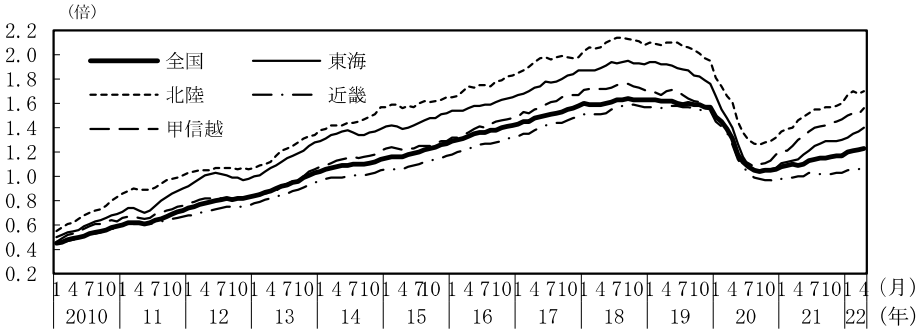

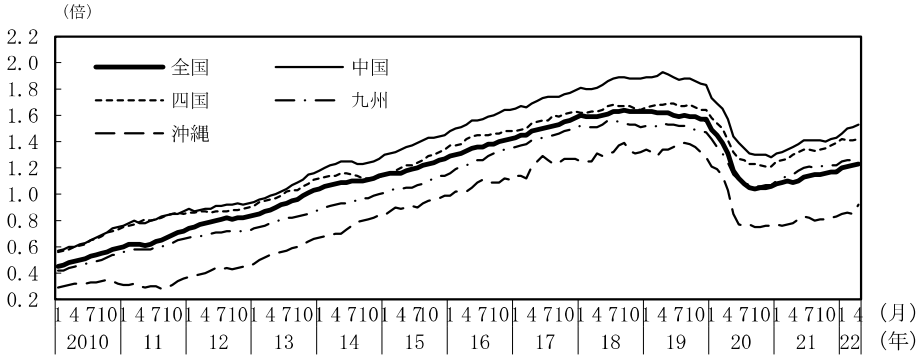

（備考）
1．厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2．すべての地域でパートタイムを含む。
3．有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

Ⅱ．海外経済

		５月月例	６月月例
世界経済		世界の景気は、一部の地域において足踏みがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、**中国での感染の再拡大や**ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や**金融資本市場の変動、**供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。	世界の景気は、一部の地域において足踏みがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる**ほか、中国で経済活動抑制の影響が残る**中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。**また、世界的に金融政策正常化が進む中で、金融資本市場の変動等による下振れリスクに留意する必要がある。**
アメリカ		アメリカでは、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響**や金融政策正常化の影響**等を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、**金融政策正常化が進む中で、**金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は**感染の再拡大の影響により、**一部地方で経済活動**が**抑制**されており**、持ち直しの動きに足踏みがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が**続く**と見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	中国では、景気は一部地方で**の**経済活動**の**抑制**の影響が残り**、持ち直しの動きに足踏みがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が**残る**と見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。	ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。
	英国	英国では、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。	英国では、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。

（注）下線部は先月から変更した部分。

１．アメリカ

○アメリカでは、景気は持ち直している。

①実質ＧＤＰ成長率（第２次推計値）
2022年１－３月期は前期比年率▲1.5%成長

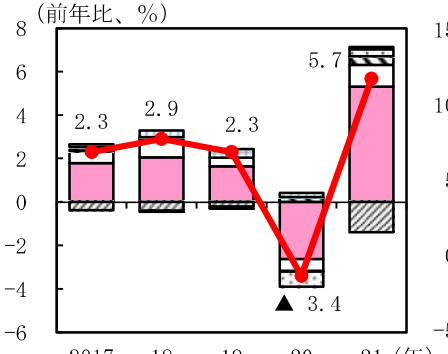

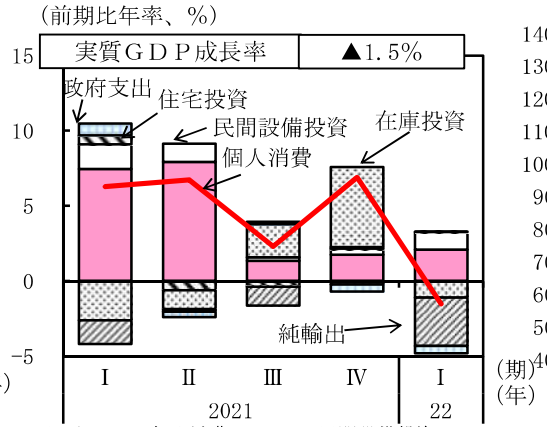

（備考）2022年１－３月期の寄与度（%）は以下のとおり。個人消費：＋2.1、民間設備投資：＋1.2、住宅投資：＋0.0、在庫投資：▲1.1、政府支出：▲0.5、純輸出：▲3.2。

消費者信頼感指数

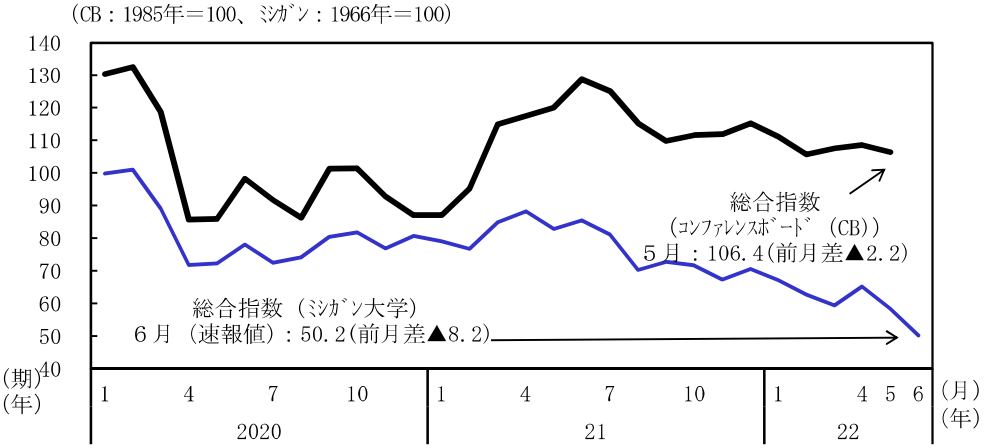

②消費　　：緩やかに持ち直し、
自動車販売台数：このところ弱い動き

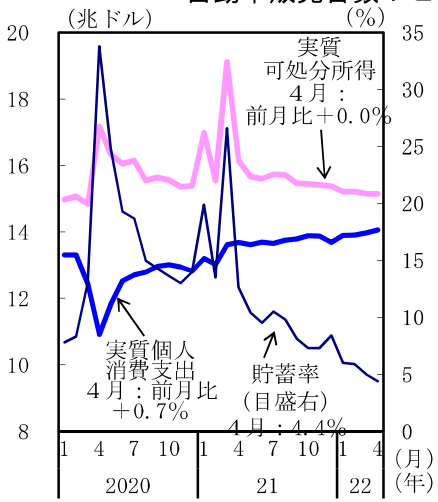

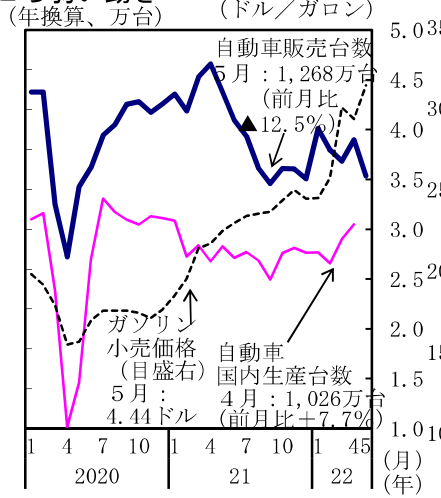

（備考）月次の値は年率換算。

③住宅着工：緩やかに増加、
住宅価格：大幅に上昇

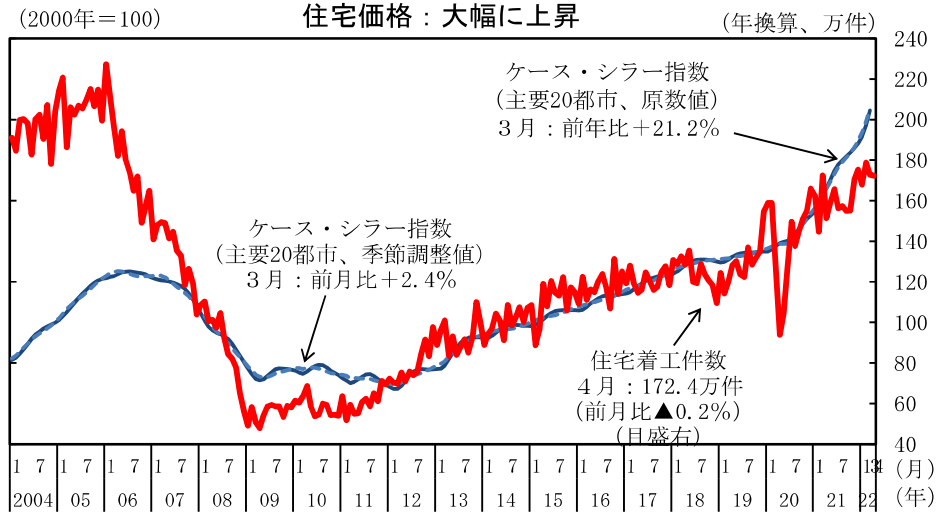

④設備投資は緩やかに増加

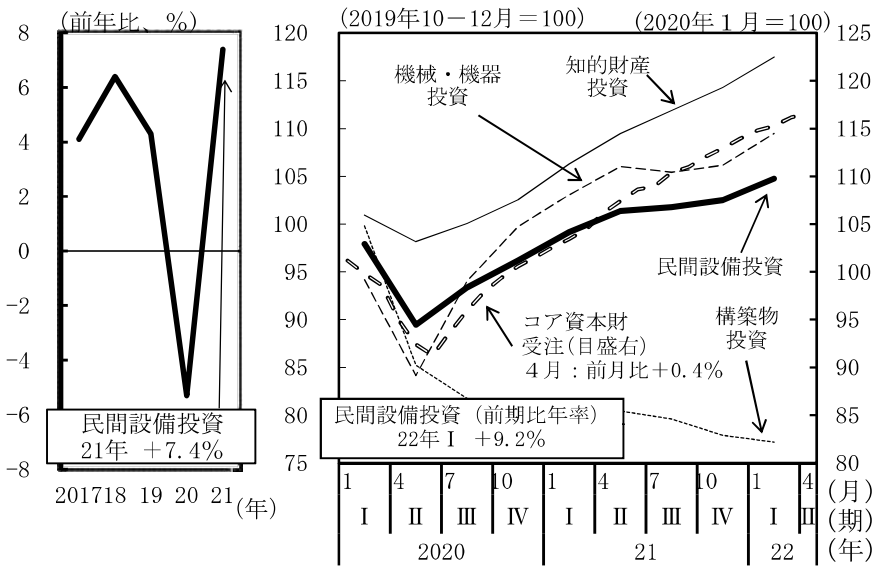

（備考）コア資本財受注は３か月移動平均値。

⑤生産は緩やかに増加

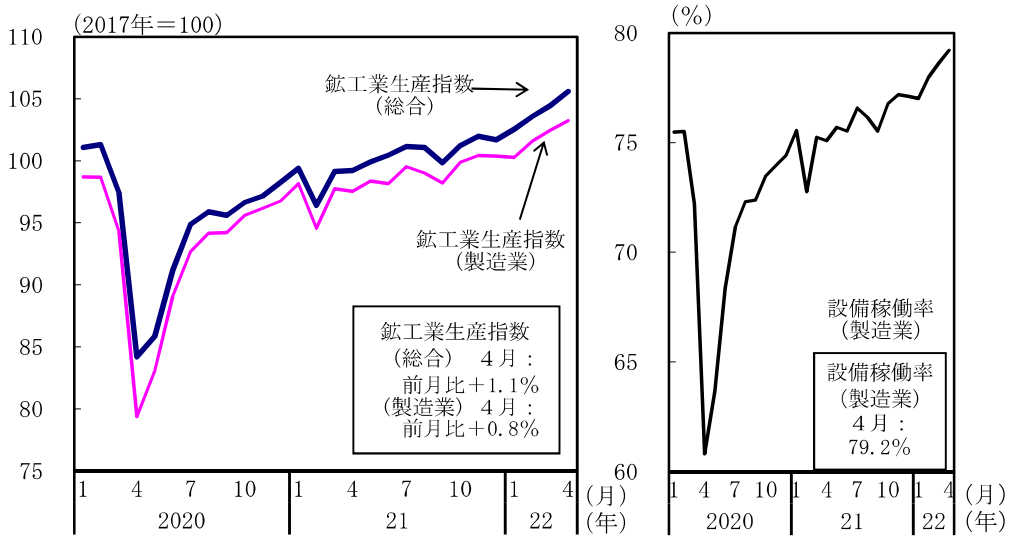

製造業 ：景況指数は低下
非製造業：景況指数は低下

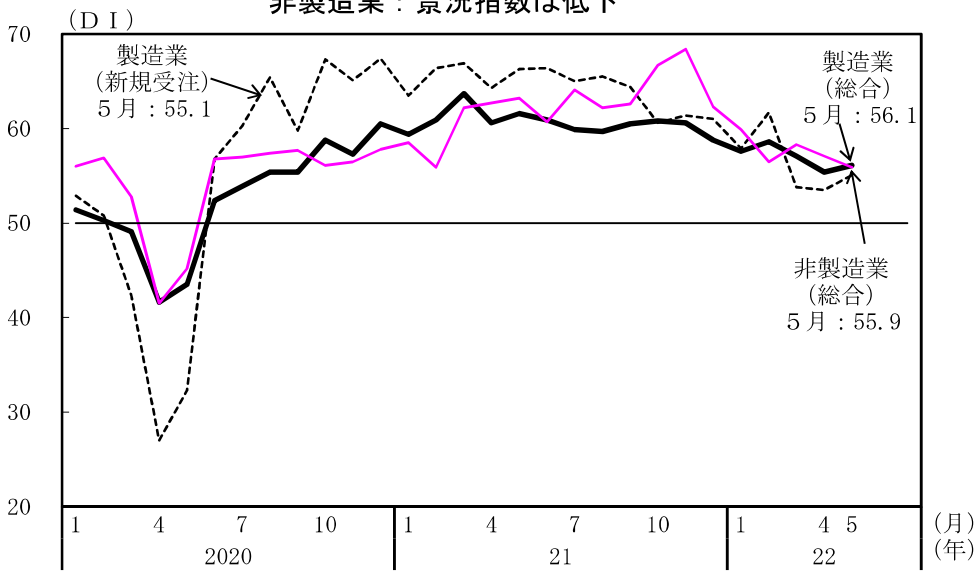

⑥財輸出は緩やかに増加

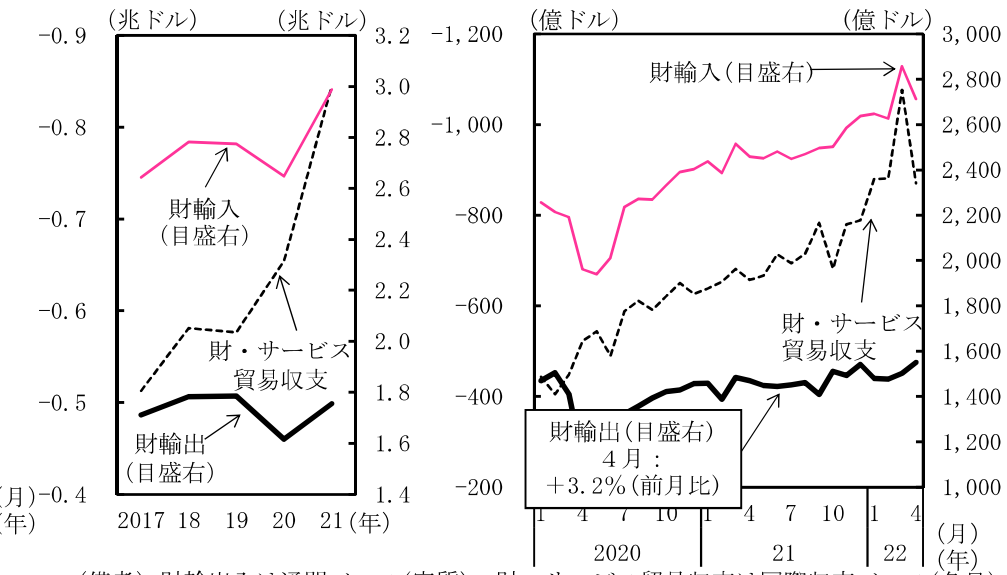

（備考）財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加、失業率はおおむね横ばい

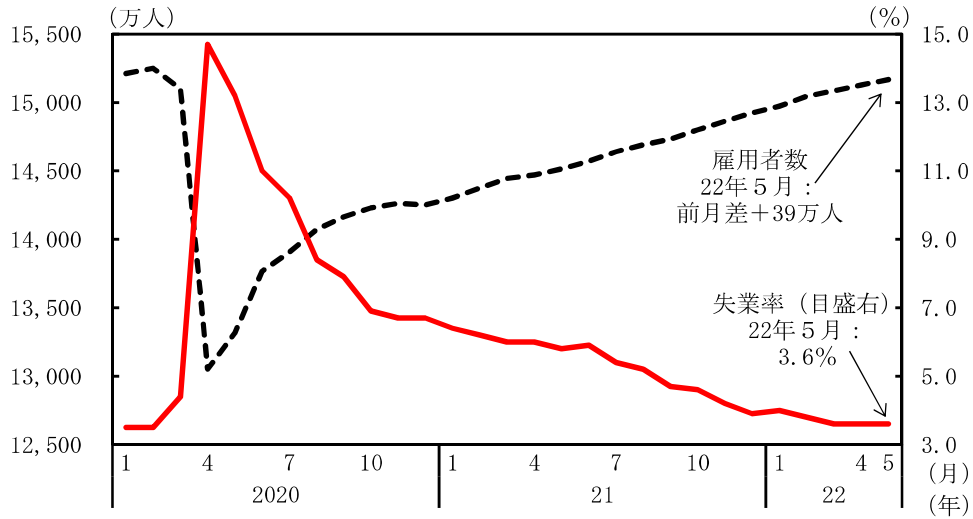

（備考）　雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率は高水準でおおむね横ばい

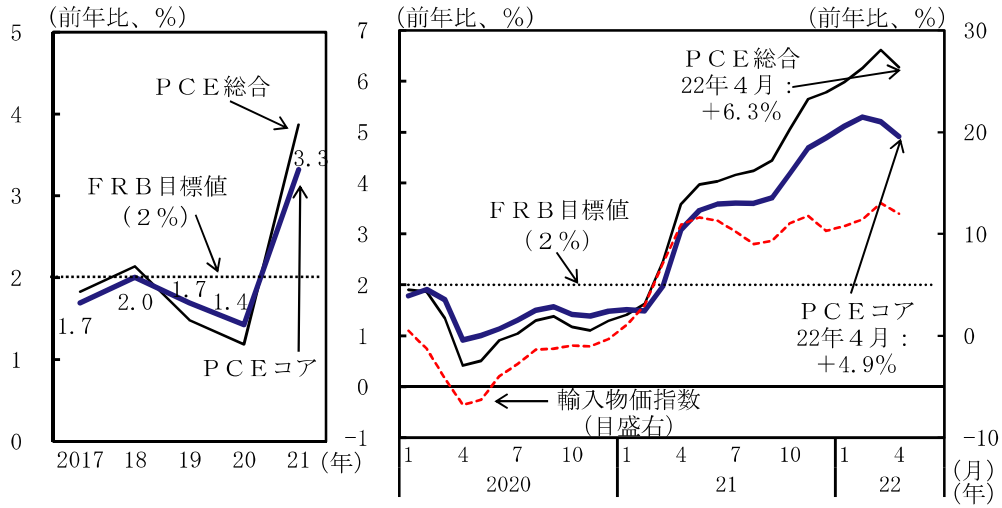

（備考）１．上図のＰＣＥは、個人消費支出デフレーターを指す。
２．コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びはおおむね横ばい

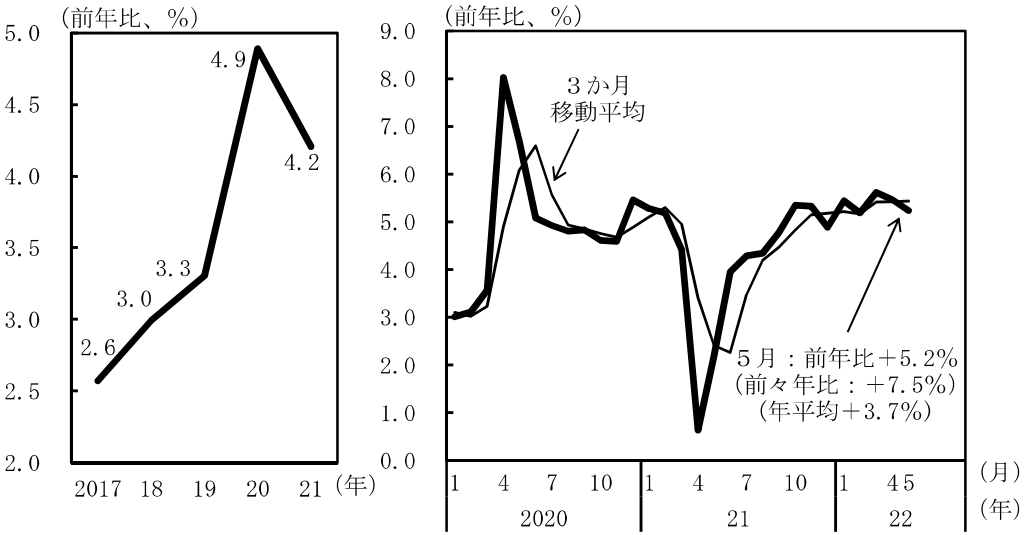

（備考）賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策

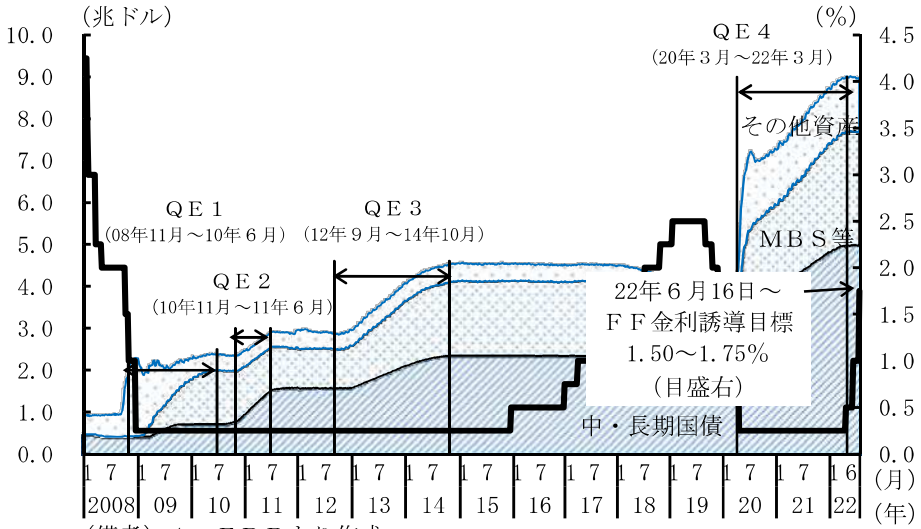

（備考）１．ＦＲＢより作成。
２．ＦＦ金利誘導目標については、上限を指す。

２．アジア地域

中国：

○中国では、景気は一部地方での経済活動の抑制の影響が残り、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

①実質ＧＤＰ成長率

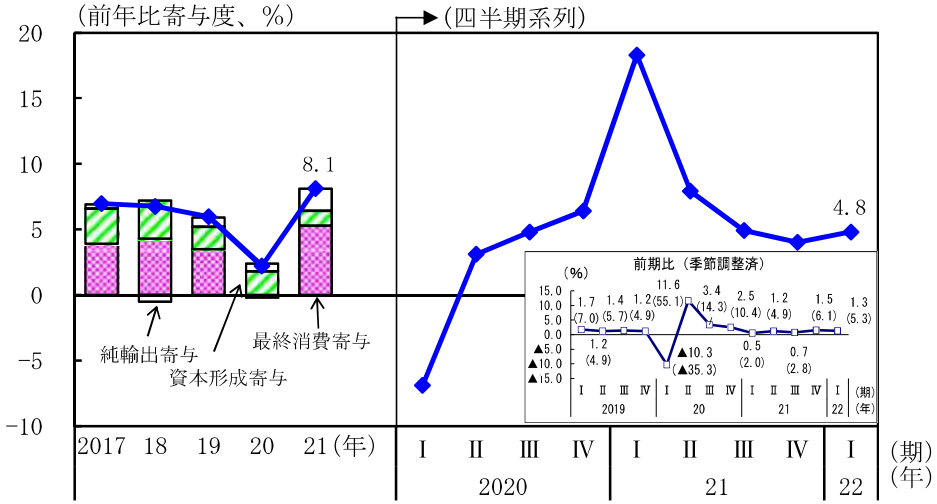

（備考）前期比のグラフの（　）内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送（自動車、鉄道）

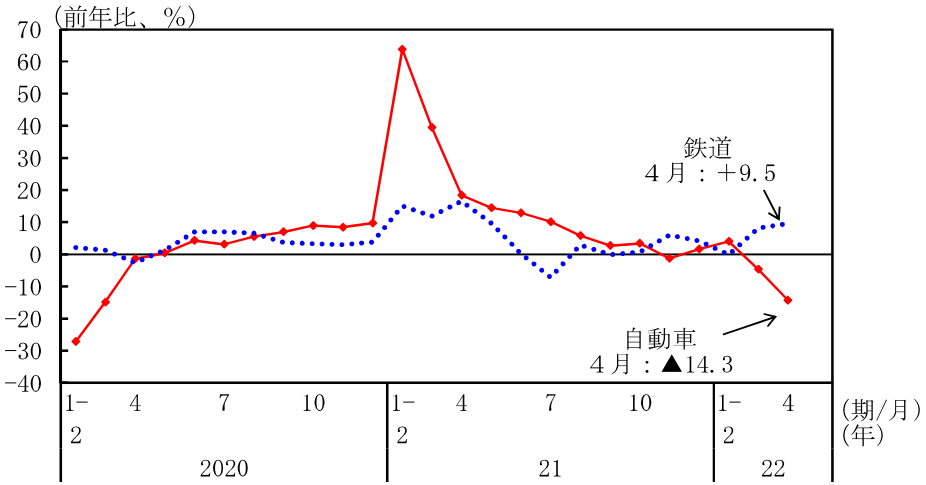

（備考）輸送量ベースの前年比。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）は持ち直しの動き

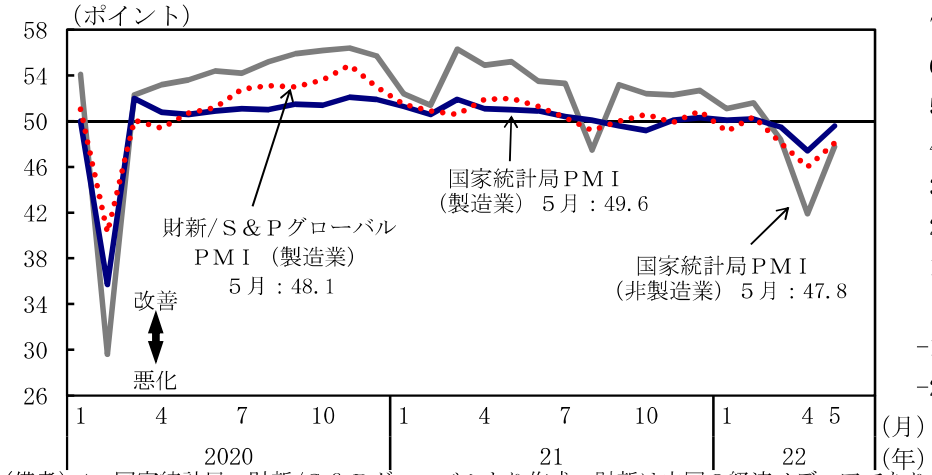

（備考）1. 国家統計局、財新/Ｓ＆Ｐグローバルより作成。財新は中国の経済メディアであり、Ｓ＆Ｐグローバル社との共同調査により、独自にＰＭＩを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社（製造業）、4,000社（非製造業）、財新/Ｓ＆Ｐグローバルが500社以上。

②輸出は増加している

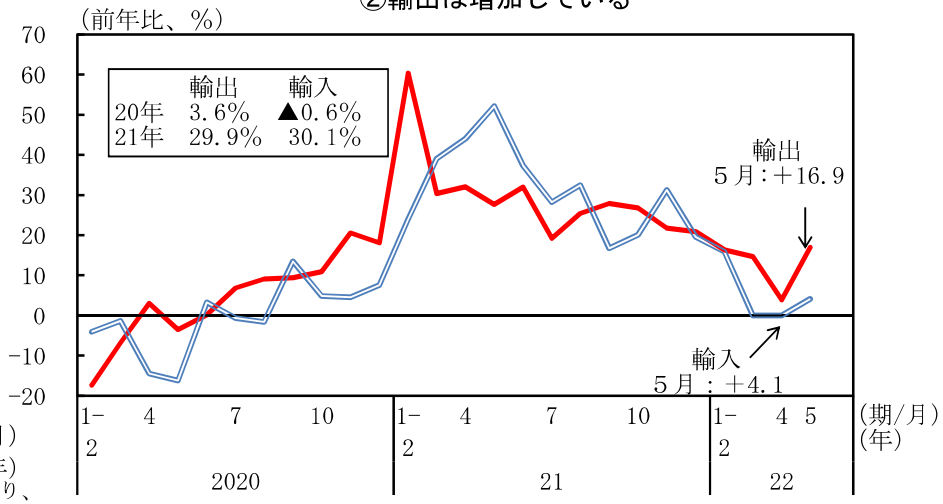

（備考）1. 輸出入ともドルベースの金額。
2. 春節（旧正月）休暇は、19年２月４～10日、20年１月24～２月２日、21年２月11～17日、22年１月31日～２月６日。

③消費はこのところ弱い動きとなっている

社会消費品小売総額

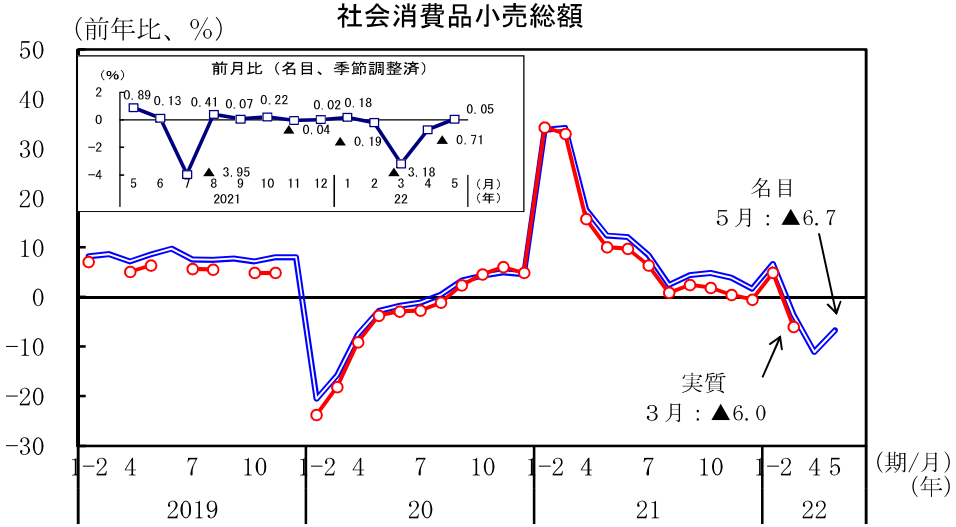

（備考）22年４月、５月の実質値は未公表。

④生産はこのところ持ち直しの動きがみられる

鉱工業生産

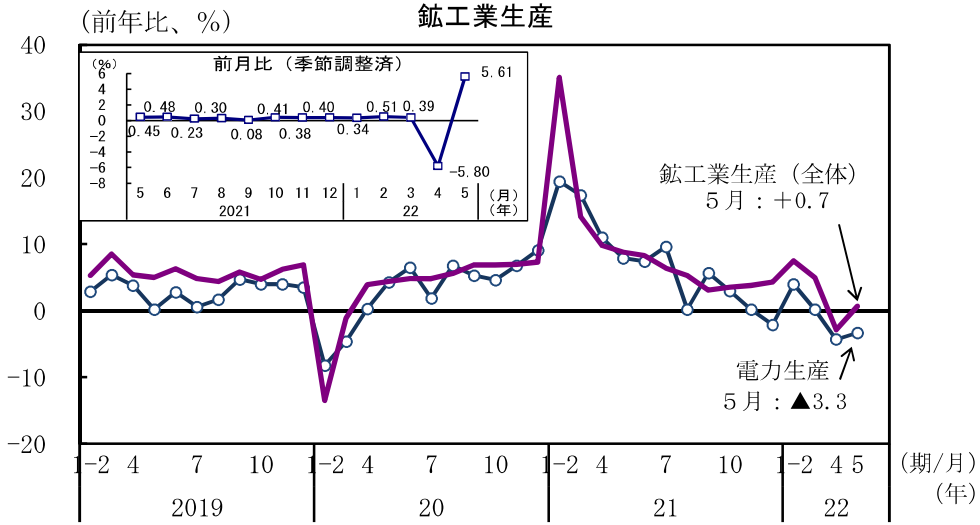

都市部調査失業率はおおむね横ばい
乗用車販売台数は大幅な減少からは持ち直している

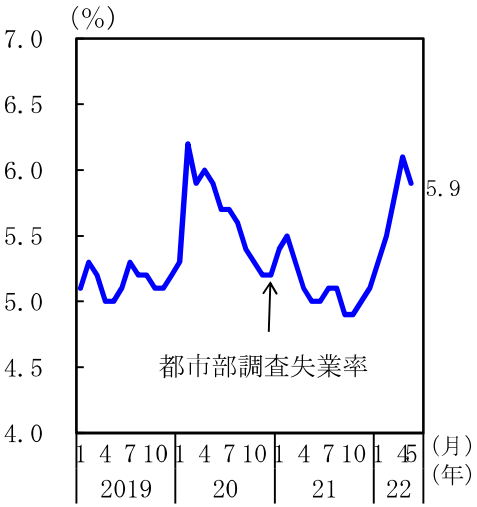

（備考）乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数（前年比）は、19年9.6％減、20年6.0％減、21年6.5％増。

⑤固定資産投資はこのところ伸びがやや低下している

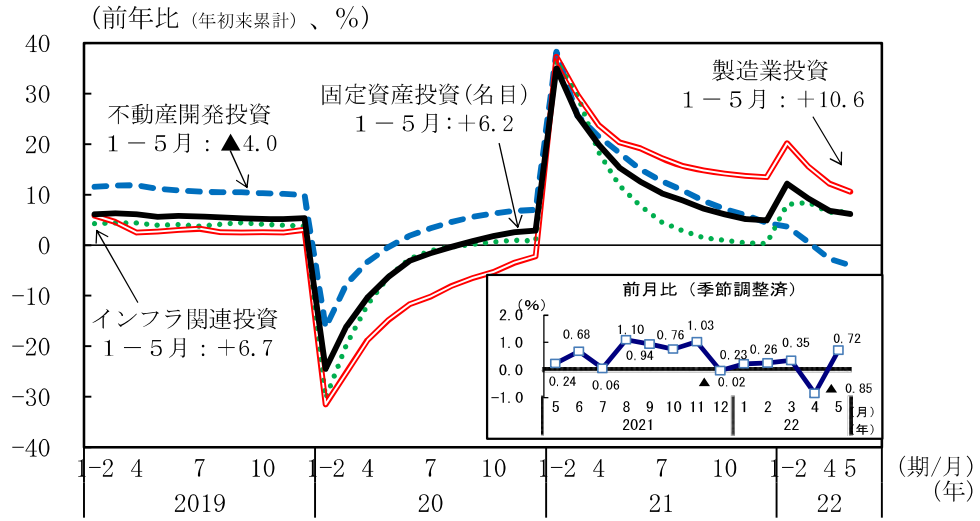

新築住宅販売価格は低下している

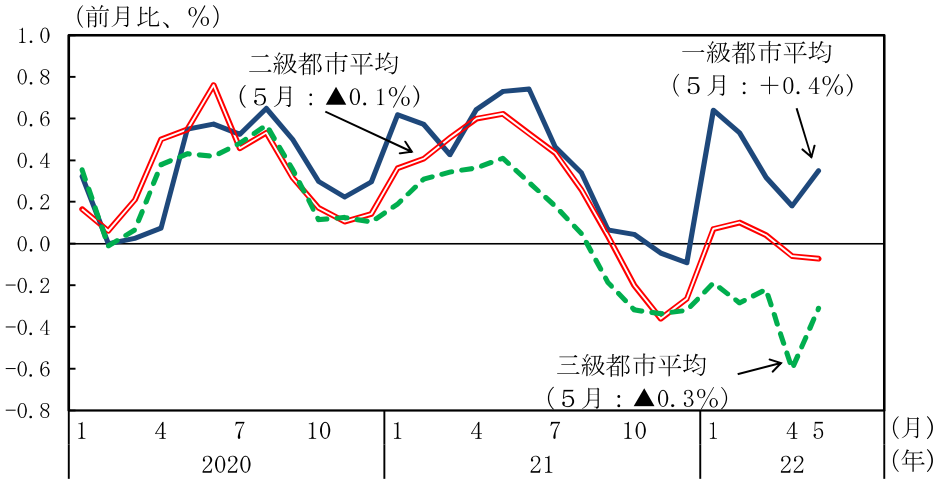

（備考）一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向

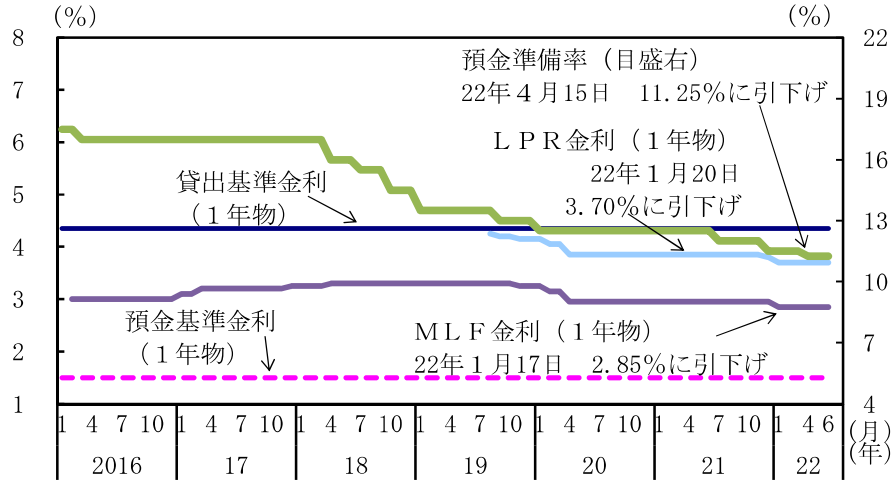

（備考）1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. ＭＬＦとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。１年物は16年より実施。
3. ＬＰＲとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した18の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価上昇率はこのところ上昇している

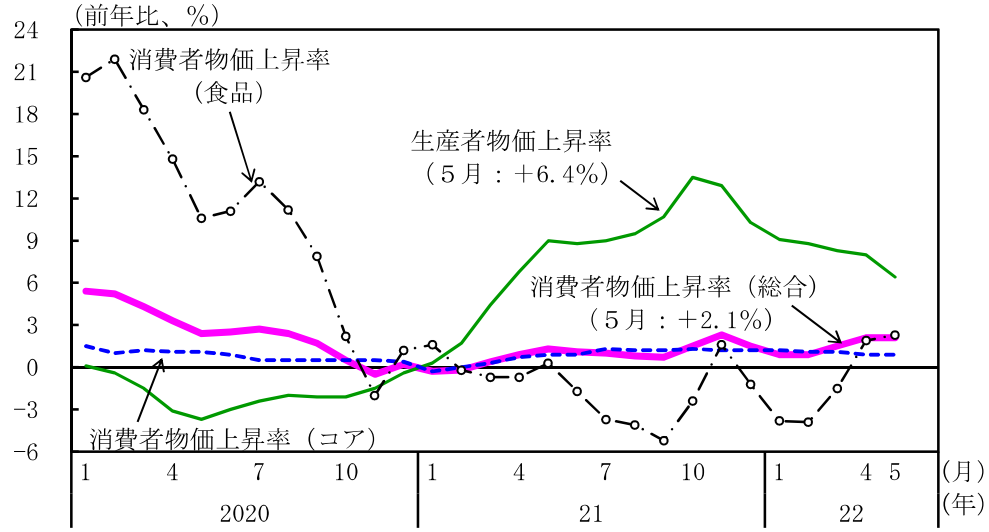

（備考）コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

人民元名目為替レート

その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。
　インドネシアでは、景気は持ち直している。
　タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。
　インドでは、景気は持ち直している。

①実質GDP成長率

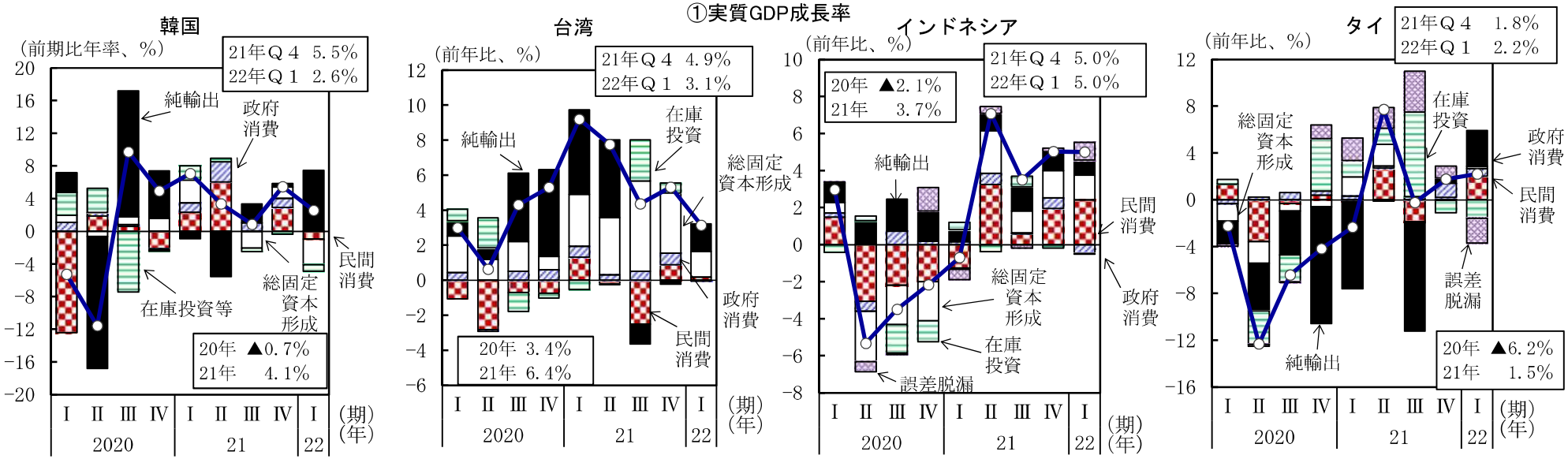

②鉱工業生産　　③輸出

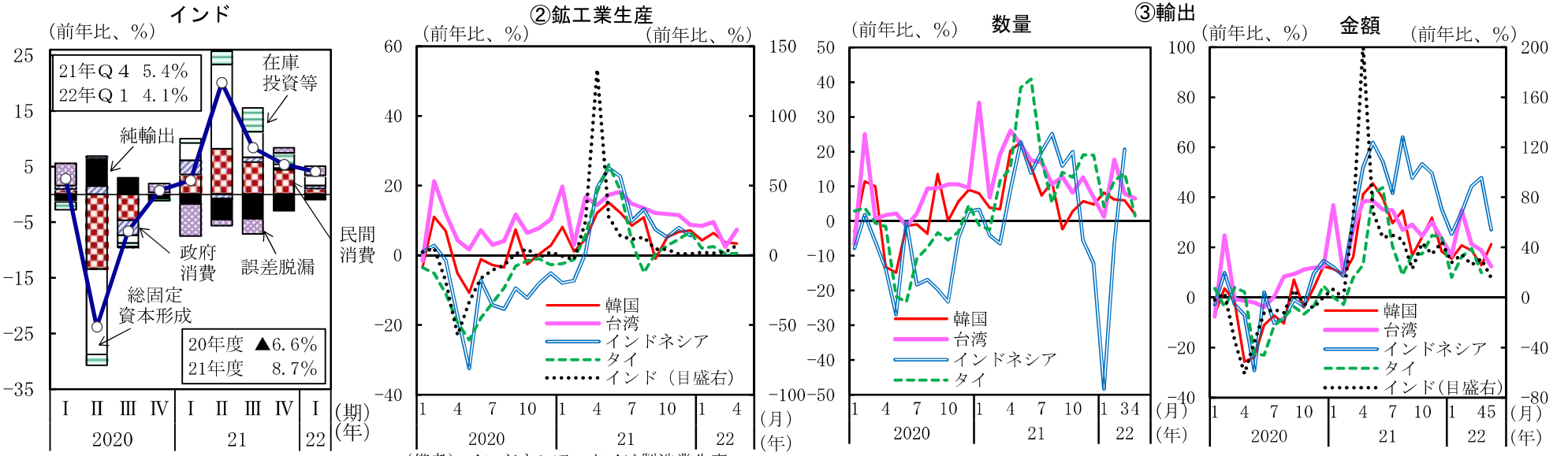

（備考）年度は、４月～翌年３月。

（備考）インドネシア、タイは製造業生産。

（備考）インドの数量は未公表。

（備考）ドルベース。

３．ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。
ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。
英国では、景気は持ち直している。

①ＧＤＰ　ユーロ圏：22年１－３月期は前期比年率2.5%成長
英　　国：22年１－３月期は前期比年率3.0%成長

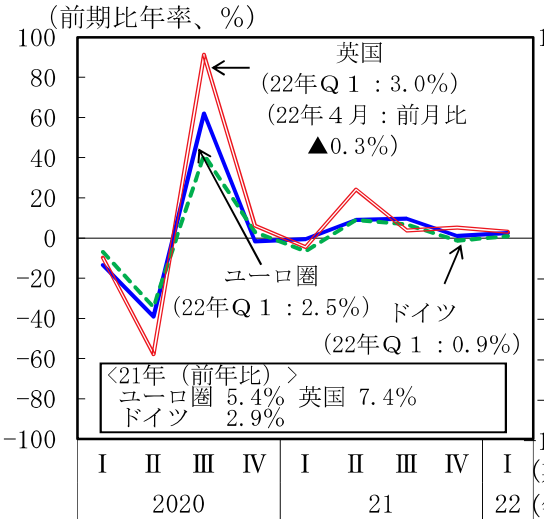

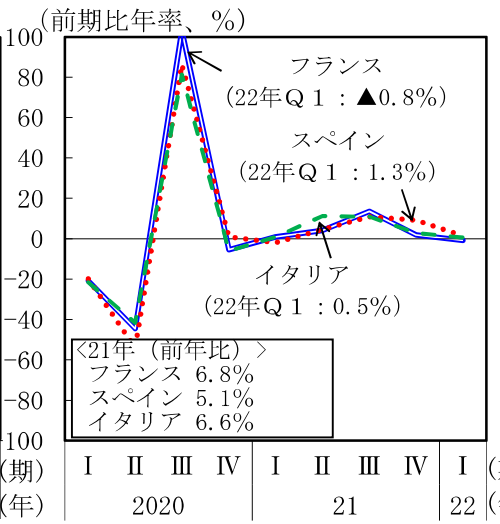

②個人消費

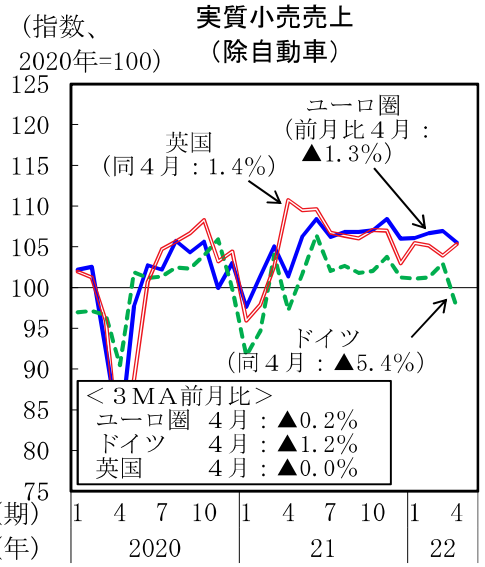

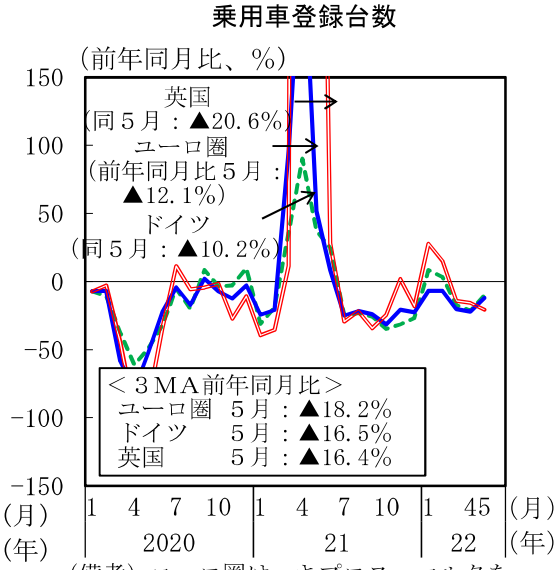

（備考）ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

②個人消費　ユーロ圏：持ち直しに足踏みがみられる
英　　国：持ち直しに足踏みがみられる

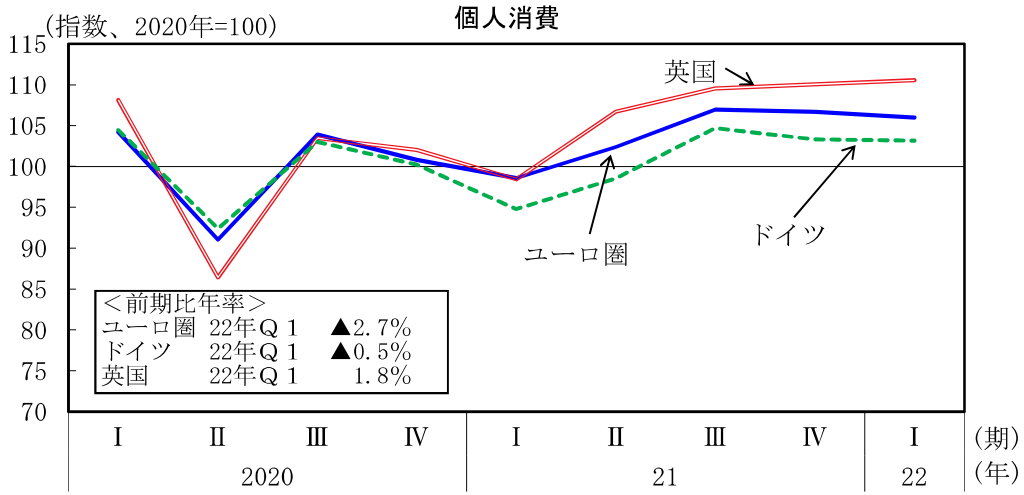

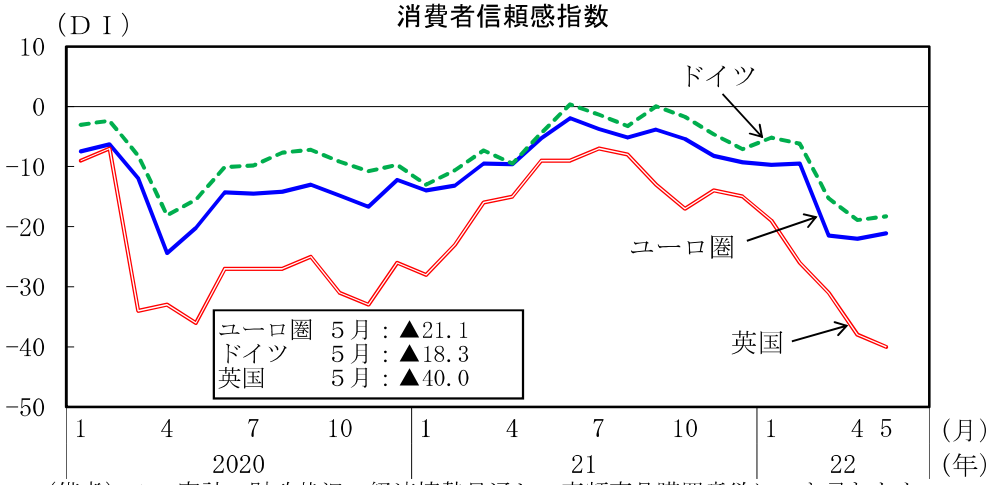

（備考）１．家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
２．英国は原数値。

③設備投資　ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
英　　国：設備投資は持ち直している

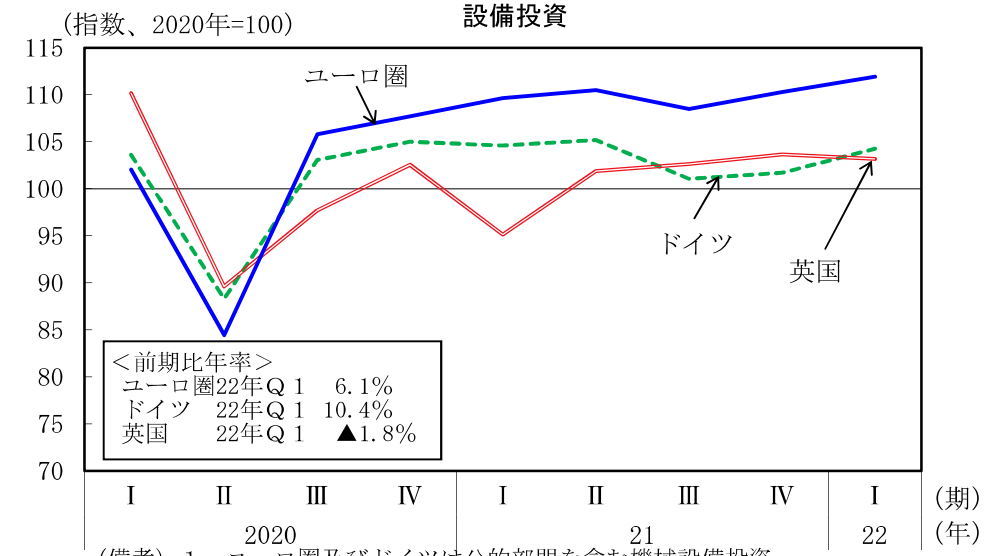

（備考）１．ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。
２．英国は民間の設備投資（住宅は含まない）。

⑤生産　ユーロ圏：生産は横ばいとなっている
英　　国：生産はこのところ横ばい

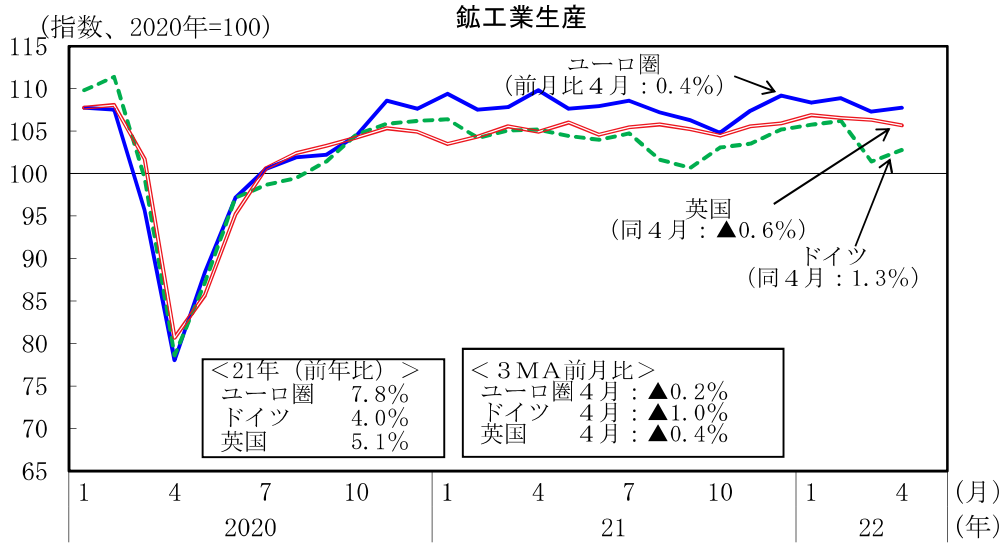

④輸出　ユーロ圏：輸出は持ち直している
英　　国：輸出はこのところ増加

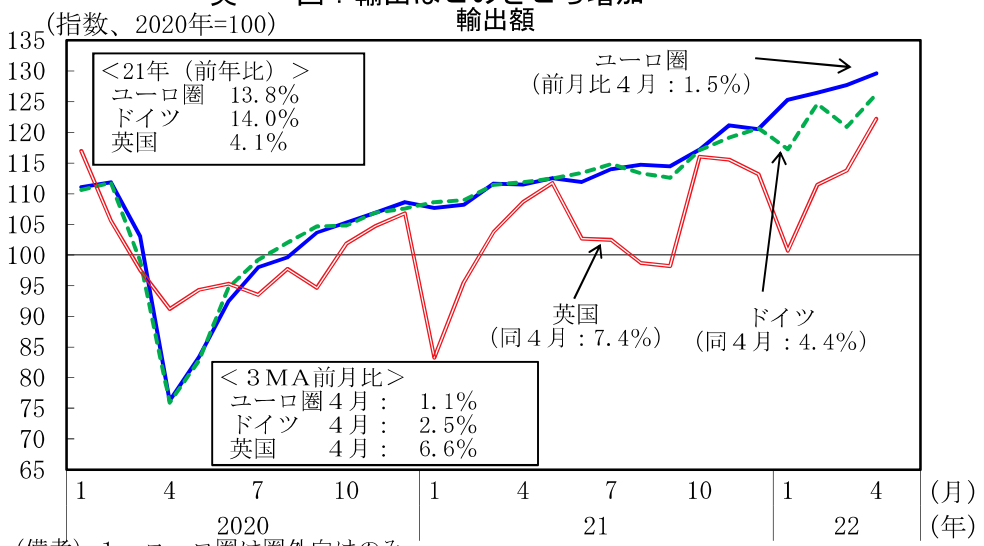

（備考）１．ユーロ圏は圏外向けのみ。
２．英国の21年10月及び11月の輸出増、22年１月の輸出減は非貨幣用金等の寄与によるものが大きい。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）

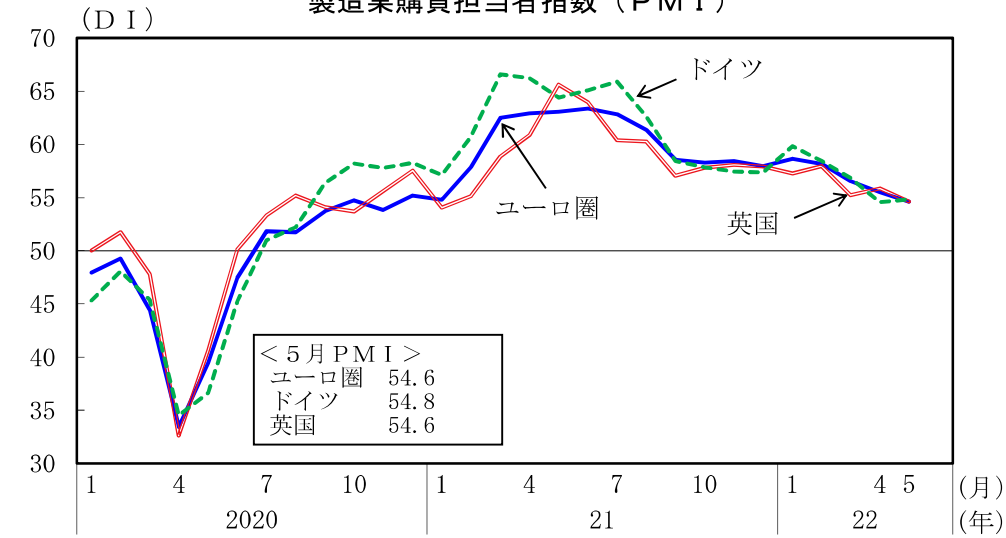

（備考）１．新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫につき前月と比べた当月の変化を調査し、「改善（１p）、変化なし（0.5p）、悪化（０p）」として指数化。
２．ユーロ圏は、圏内3,000社の製造業購買担当者を対象にしている。

⑥雇用　ユーロ圏：失業率は低下している
英　　国：失業率は低下している

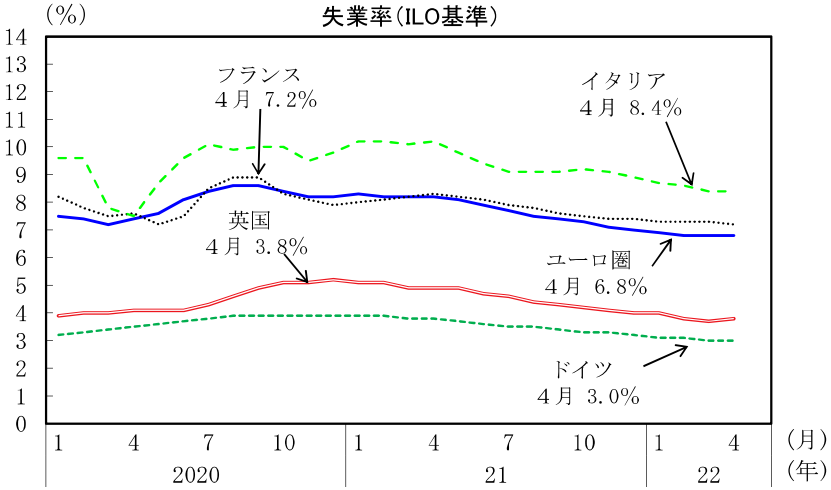

⑧中央銀行のバランスシート

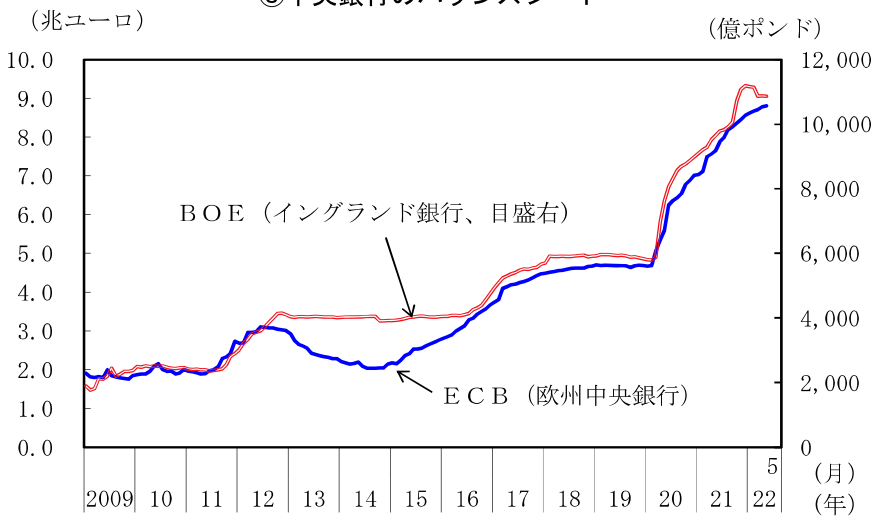

⑦物価　ユーロ圏：コア物価上昇率は上昇している
英　　国：コア物価上昇率は上昇している

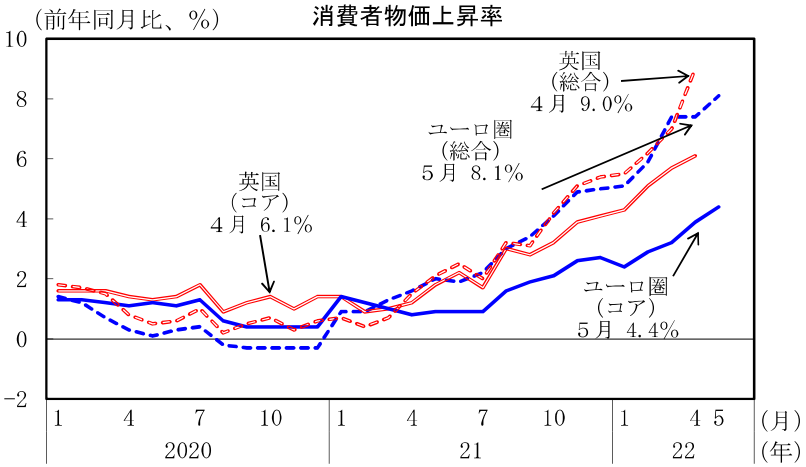

（備考）１．ＥＣＢのインフレ目標は中期的に２％。ＢＯＥのインフレ目標は２％。
２．コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑨政策金利　ユーロ圏：欧州中央銀行（ＥＣＢ）は据置き
英　　国：イングランド銀行（ＢＯＥ）は引き上げ

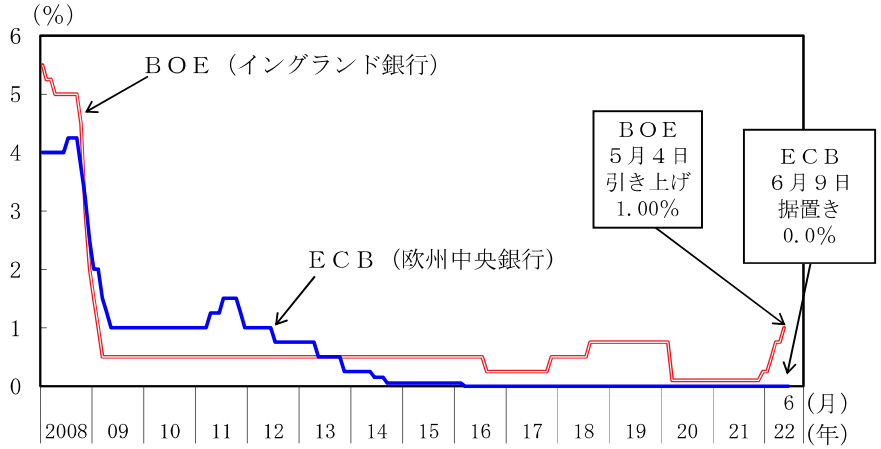

（備考）ＥＣＢでは、2014年６月より中銀預金金利にマイナス金利を適用（現在▲0.50%）。その他に、スイス、デンマーク等で中銀預金金利にマイナス金利が適用されている。

４．　国際金融

株価：アメリカ、英国、ドイツではやや下落、
中国では上昇

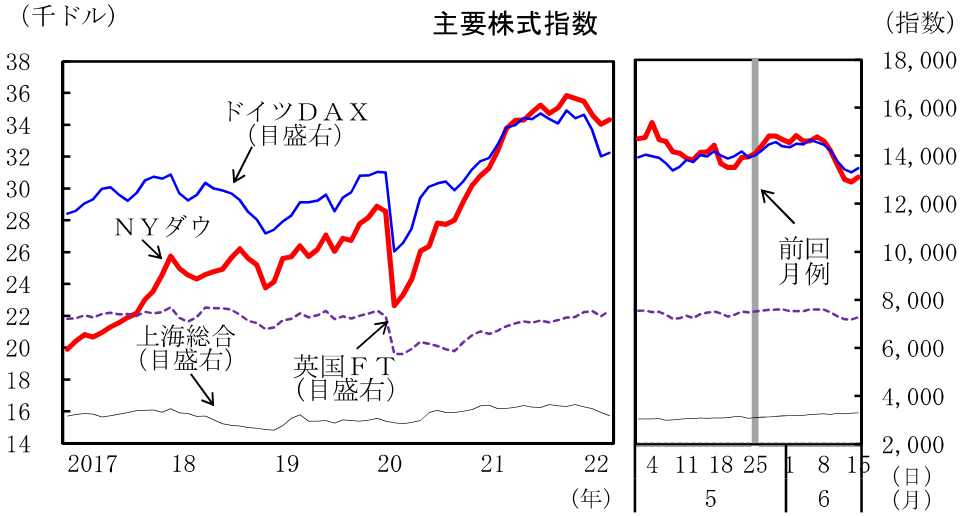

為替：ドルは、ユーロ、ポンドに対して増価、
円に対して大幅に増価

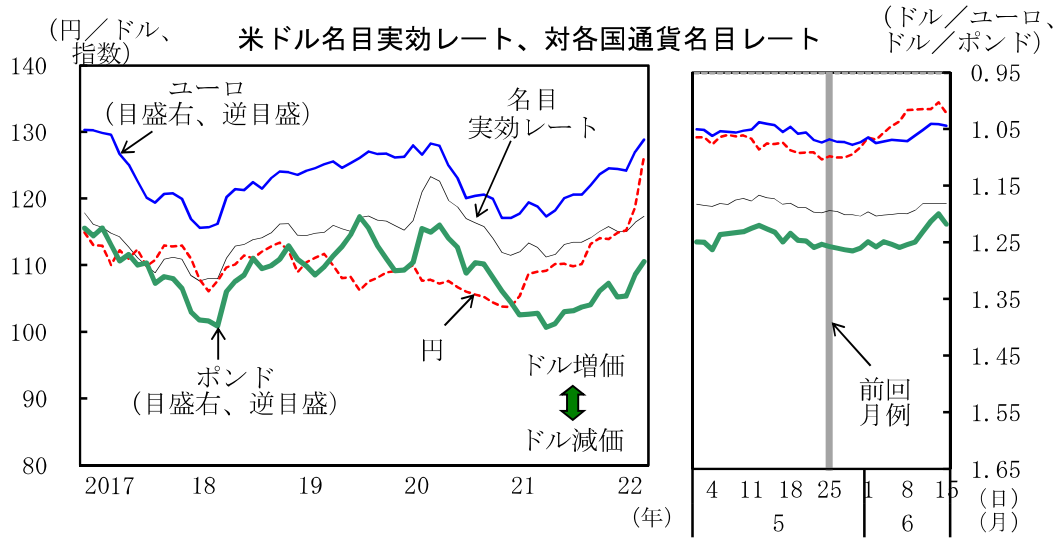

短期金利：上昇
長期金利：アメリカ、英国、ドイツでは大幅に上昇

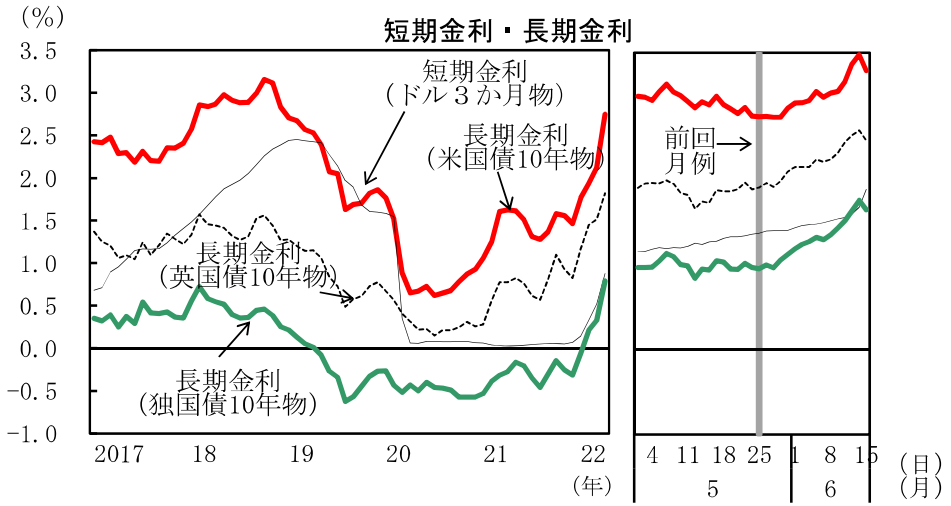

原油価格（ＷＴＩ）：上昇
金価格　　：やや下落

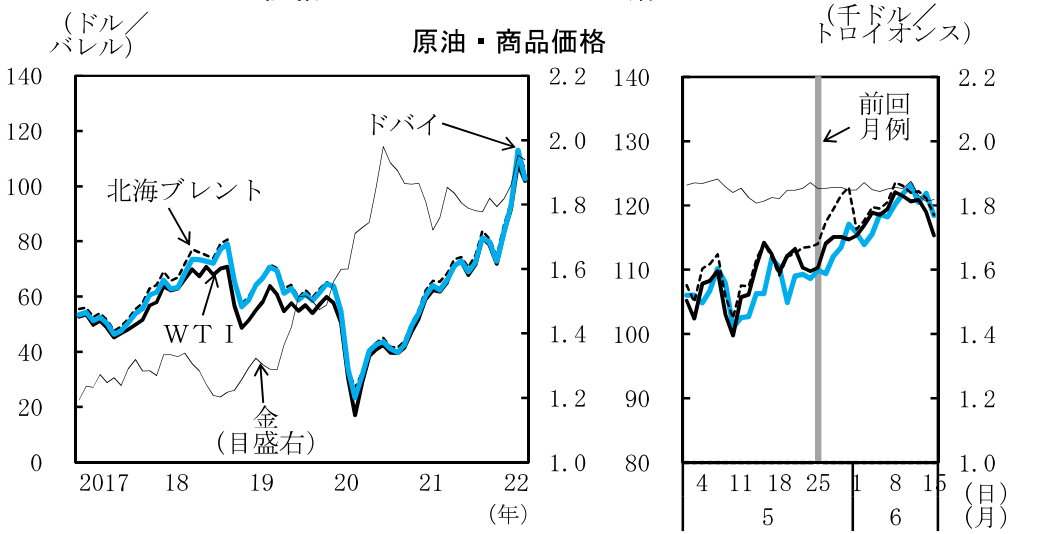

（備考）いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（１）

国・地域名	人口（万人）	名目GDP（10億ドル）	1人当たりGDP（1,000ドル）	実質ＧＤＰ成長率（%）					鉱工業生産（%）						失業率（%）					
	2021年	2021年	2021年	2020年	2021年	21年 10-12月	22年 1-3月	備考	2020年	2021年	22年 3月	22年 4月	22年 5月	備考	2020年	2021年	22年 3月	22年 4月	22年 5月	備考
日本	12,551	4,937	39.3	▲ 4.5	1.7	4.0	▲ 0.5	前期比年率	▲ 10.4	5.6	0.3	▲ 1.5		前期比	2.8	2.8	2.6	2.5		
アメリカ	33,218	22,998	69.2	▲ 3.4	5.7	6.9	▲ 1.5	前期比年率	▲ 7.2	5.5	0.9	1.1		前期比	8.1	5.4	3.6	3.6	3.6	
カナダ	3,823	1,991	52.1	▲ 5.2	4.5	6.6	3.1	前期比年率	▲ 8.1	4.2	0.8			前期比	9.6	7.4	5.3	5.2	5.1	
ユーロ圏	34,257	14,505	42.3	▲ 6.3	5.4	1.0	2.5	前期比年率	▲ 8.0	7.8	▲ 1.4	0.4		前期比	8.0	7.7	6.8	6.8		
ドイツ	8,320	4,226	50.8	▲ 4.6	2.9	▲ 1.4	0.9	前期比年率	▲ 10.1	4.0	▲ 4.5	1.3		前期比	3.7	3.6	3.0	3.0		ILO基準
フランス	6,545	2,935	44.9	▲ 7.8	6.8	1.8	▲ 0.8	前期比年率	▲ 10.7	5.7	▲ 0.4	▲ 0.1		前期比	8.0	7.9	7.3	7.2		
イタリア	5,924	2,101	35.5	▲ 9.1	6.6	2.8	0.5	前期比年率	▲ 11.0	11.7	0.2	1.6		前期比	9.2	9.5	8.4	8.4		
スペイン	4,740	1,426	30.1	▲ 10.8	5.1	9.2	1.3	前期比年率	▲ 9.5	7.3	▲ 2.0	2.1		前期比	15.5	14.8	13.5	13.3		
英国	6,753	3,188	47.2	▲ 9.3	7.4	5.2	3.0	前期比年率	▲ 8.4	5.1	▲ 0.2	▲ 0.6		前期比	4.5	4.5	3.7	3.8		後方3か月平均
スイス	867	813	93.7	▲ 2.4	3.8	0.6	1.9	前期比年率	▲ 3.9	9.0	4.2			前年比	3.1	3.0	2.2	2.2	2.2	
ロシア	14,556	1,776	12.2	▲ 2.7	4.7	5.0	3.5	前年比	▲ 2.1	5.3	3.0	▲ 1.6		前年比	5.8	4.8	4.1	4.0		
オーストラリア	2,571	1,633	63.5	▲ 2.2	4.8	15.3	3.1	前期比年率	▲ 0.7	0.8	－	－	－	四半期のみ前期比	6.5	5.1	3.9	3.9	3.9	
中国	141,260	17,458	12.4	2.2	8.1	4.0	4.8	前年比	2.8	9.6	5.0	▲ 2.9	0.7	前年比	5.6	5.1	5.8	6.1	5.9	
韓国	5,168	1,799	34.8	▲ 0.7	4.1	5.5	2.6	前期比年率	▲ 0.2	7.4	1.1	▲ 3.3		前期比	3.9	3.7	2.7	2.7	2.8	
台湾	2,338	790	33.8	3.4	6.6	5.3	3.1	前年比	7.1	13.4	▲ 6.3	4.1		前期比	3.9	4.0	3.7	3.7		
香港	740	368	49.7	▲ 6.5	6.3	0.0	▲ 11.4	前期比年率	▲ 5.9	5.5	－	－	－	四半期のみ	5.8	5.2	5.0	5.4		
シンガポール	545	397	72.8	▲ 4.1	7.6	9.5	2.8	前期比年率	7.5	13.3	▲ 11.2	2.2		前期比	3.0	2.7	2.2	2.2		
インドネシア	27,225	1,186	4.4	▲ 2.1	3.7	5.0	5.0	前年比	▲10.1	7.6				前年比	7.1	6.5	－	－	－	原数値 2,8月のみ
マレーシア	3,270	373	11.4	▲ 5.5	3.1	3.6	5.0	前年比	▲ 4.1	7.2	▲ 0.7	0.0		前期比	4.5	4.6	4.1	3.9		
フィリピン	11,020	394	3.6	▲ 9.5	5.7	14.7	7.6	前期比年率	▲ 43.0	49.5	375.1	9.7		前年比	10.4	8.0	－	－	－	四半期のみ
タイ	6,995	513	7.3	▲ 6.2	1.5	7.4	4.7	前期比年率	▲ 9.5	5.8	0.4	0.6		前年比	1.6					原数値
ベトナム	9,832	366	3.7	2.9	2.6	5.2	5.0	前年比	3.4	4.8	9.1	11.1	10.4	前年比	2.5	3.2	－	－	－	四半期のみ
インド	139,201	3,042	2.2	▲ 6.6	8.7	5.4	4.1	前年比	▲ 8.4	11.4	2.2	7.1		前年比	－	－	－	－	－	
ブラジル	21,261	1,608	7.6	▲ 3.9	4.6	1.7	1.7	前年比	▲ 4.4	3.9	▲ 1.9	▲ 0.5		前年比	13.5	13.5	11.1	10.5		
メキシコ	12,897	1,295	10.0	▲ 8.1	4.8	1.1	1.8	前年比	▲ 9.5	6.4	2.7	2.7		前年比	4.4	4.1	3.0	3.0		原数値
アルゼンチン	4,584	489	10.7	▲ 9.9	10.3	8.6		前年比	－	－	3.7	4.7		前年比	11.6	8.8	－	－	－	四半期のみ
トルコ	8,468	807	9.5	1.8	11.0	9.1	7.3	前年比	1.7	17.8	9.7	10.5		前年比	13.1	12.0	11.4	10.6		原数値
サウジアラビア	3,546	834	23.5	▲ 4.1		6.7	9.9	前年比	－	－	－	－	－		7.7	6.6	－	－	－	四半期のみ
南アフリカ	6,014	418	7.0	▲ 6.3	4.9	1.5	1.9	前期比年率	▲ 12.6	6.8	▲ 1.4	▲ 6.7		前年比	29.2	34.3	－	－	－	暦年のみ

（備考）１．各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。
２．インドは年度（４月～３月）の数値。
３．ＧＤＰ、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。
４．2021年の暦年の失業率は、イタリアは内閣府計算値。

主要経済指標の国際比較（２）

国・地域名	消費者物価（前年比%）								一般政府財政収支（名目ＧＤＰ比%）		一般政府債務残高（名目ＧＤＰ比%）		経常収支（名目ＧＤＰ比%）	
	2020年	2021年	21年 7-9月	21年 10-12月	22年 1-3月	22年 3月	22年 4月	22年 5月	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
日本	0.0	▲ 0.2	▲ 0.2	0.5	0.9	1.2	2.5		▲ 9.0 (▲2.6)	▲ 7.6 (▲9.1)	259.0 (191.0)	263.1 (209.9)	3.0	2.9
アメリカ	1.2	4.7	5.3	6.7	8.0	8.5	8.3	8.6	▲ 14.5	▲ 10.2	134.2	132.6	▲ 2.9	▲ 3.5
カナダ	0.7	3.4	4.1	4.7	5.8	6.7	6.8		▲ 11.4	▲ 4.7	117.8	112.1	▲ 1.8	0.1
ユーロ圏	0.3	2.6	2.8	4.6	6.1	7.4	7.4	8.1	▲ 7.2	▲ 5.5	97.3	96.0	1.9	2.4
ドイツ	0.5	3.1	3.9	5.0	5.8	7.3	7.4	7.9	▲ 4.3	▲ 3.7	68.7	70.2	7.1	7.4
フランス	0.5	1.6	1.7	2.7	3.7	4.5	4.8	5.2	▲ 9.1	▲ 7.0	115.2	112.3	▲ 1.9	▲ 0.9
イタリア	▲ 0.2	1.9	2.1	3.5	5.6	6.5	6.0	6.8	▲ 9.6	▲ 7.2	155.3	150.9	3.7	3.3
スペイン	▲ 0.3	3.1	3.4	5.8	7.9	9.8	8.3	8.7	▲ 11.0	▲ 7.0	120.0	118.7	0.8	0.9
英国	0.9	2.6	2.8	4.9	6.2	7.0	9.0		▲ 12.8	▲ 8.0	102.6	95.3	▲ 2.5	▲ 2.6
スイス	▲ 0.7	0.6	0.8	1.4	2.1	2.4	2.6	2.9	▲ 2.8	▲ 1.9	42.4	42.2	2.8	9.3
ロシア	3.4	6.7	6.9	8.3	11.6	16.7	17.8	17.1	▲ 4.0	0.7	19.2	17.0	2.4	6.9
オーストラリア	0.8	2.9	3.0	3.5	5.1	－	－	－	▲ 8.6	▲ 7.7	57.8	59.8	2.6	3.5
中国	2.5	0.9	0.8	1.8	1.1	1.5	2.1	2.1	▲ 10.7	▲ 6.0	68.1	73.3	1.7	1.8
韓国	0.5	2.5	2.5	3.5	3.8	4.1	4.8	5.4	▲ 2.2	▲ 0.6	48.9	49.8	4.6	4.9
台湾	▲ 0.2	2.0	2.3	2.7		3.3	3.4	3.4	▲ 2.9	▲ 1.2	32.6	28.5	14.2	14.7
香港	0.3	1.6	2.3	2.0	1.5	1.7	1.3		▲ 9.2	▲ 0.2	1.0	2.1	7.0	11.2
シンガポール	▲ 0.2	2.3	2.5	3.7	4.6	5.4	5.4		▲ 5.9	▲ 0.2	152.0	132.8	16.8	18.1
インドネシア	2.0	1.6	1.6	1.8	2.3	2.6	3.5	3.6	▲ 6.1	▲ 4.6	39.8	42.8	▲ 0.4	0.3
マレーシア	▲ 1.1	2.5	2.1	3.2	2.2	2.2	2.3		▲ 4.6	▲ 5.5	67.8	69.0	4.2	3.5
フィリピン	2.4	3.9	4.1	3.6	3.4	4.0	4.9	5.4	▲ 5.7	▲ 6.5	51.7	57.5	3.2	▲ 1.8
タイ	▲ 0.8	1.2	0.7	2.4	4.7	5.7	4.6	7.1	▲ 4.7	▲ 7.8	49.8	58.0	4.2	▲ 2.1
ベトナム	3.2	1.8	2.5	1.9	1.9	2.4	2.6	2.9	▲ 3.9	▲ 4.2	41.7	40.2	4.4	▲ 0.5
インド	6.2	5.5	5.1	5.0	6.3	7.0	7.8	7.0	▲ 12.8	▲ 10.4	90.1	86.8	0.9	▲ 1.6
ブラジル	3.2	8.3	9.6	10.5	10.7	11.3	12.1	11.7	▲ 13.3	▲ 4.4	98.7	93.0	▲ 1.7	▲ 1.7
メキシコ	3.4	5.7	5.8	7.0	7.3	7.5	7.7	7.7	▲ 4.4	▲ 3.8	60.3	57.6	2.4	▲ 0.4
アルゼンチン	42.7	48.1	52.0	51.4	52.7	55.1	58.0	60.7	▲ 8.6	▲ 4.6	102.8	80.6	0.9	1.3
トルコ	12.3	19.6	19.3	25.8	54.8	61.1	70.0	73.5	▲ 5.1	▲ 3.5	39.5	41.6	▲ 4.9	▲ 1.8
サウジアラビア	3.4	3.1	0.4	1.1	1.6	2.0	2.3	2.2	▲ 11.3	▲ 2.4	32.4	30.0	▲ 3.1	6.6
南アフリカ	3.3	4.6	4.8	5.5	5.8	5.9	5.9		▲ 9.7	▲ 6.4	69.4	69.1	2.0	3.7

（備考）１．各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。
２．日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（４月～３月）の値。内閣府より作成。
３．インドは年度（４月～３月）の数値。

（参考）国際機関の実質ＧＤＰ見通し（%）

	ＩＭＦ，2022年4月		ＯＥＣＤ，2022年6月	
	2022年	2023年	2022年	2023年
日本	2.4	2.3	1.7	1.8
アメリカ	3.7	2.3	2.5	1.2
カナダ	3.9	2.8	3.8	2.6
ユーロ圏	2.8	2.3	2.6	1.6
ドイツ	2.1	2.7	1.9	1.7
フランス	2.9	1.4	2.4	1.4
イタリア	2.3	1.7	2.5	1.2
スペイン	4.8	3.3	4.1	2.2
英国	3.7	1.2	3.6	0.0
スイス	2.2	1.4	2.5	1.3
ロシア	▲ 8.5	▲ 2.3	▲ 10.0	▲ 4.1
オーストラリア	4.2	2.5	4.2	2.5
中国	4.4	5.1	4.4	4.9
韓国	2.5	2.9	2.7	2.5
台湾	3.2	2.9	―	―
香港	0.5	4.9	―	―
シンガポール	4.0	2.9	―	―
インドネシア	5.4	6.0	4.7	4.7
マレーシア	5.6	5.5	―	―
フィリピン	6.5	6.3	―	―
タイ	3.3	4.3	―	―
ベトナム	6.0	7.2	―	―
インド	8.2	6.9	6.9	6.2
ブラジル	0.8	1.4	0.6	1.2
メキシコ	2.0	2.5	1.9	2.1
アルゼンチン	4.0	3.0	3.6	1.9
トルコ	2.7	3.0	3.7	3.0
サウジアラビア	7.6	3.6	―	―
南アフリカ	1.9	1.4	1.8	1.3
世界	3.6	3.6	3.0	2.8

（出所）IMF"World Economic Outlook"（22年４月）
OECD"Economic Outlook"（22年６月）

愛 媛 の 工 業 統 計

	2018年	2019年	2020年	前年比(%)
事業所数　(所)	2,152	2,078	2,053	−1.2
従業者数　(人)	77,264	76,606	78,169	2.0
現金給与総額　(百万円)	316,347	317,826	325,791	2.5
原材料使用額等(百万円)	2,817,038	2,948,312	2,982,918	1.2
製造品出荷額等(百万円)	4,178,495	4,264,038	4,308,932	1.1
付加価値額　(百万円)	1,094,226	1,020,817	1,033,953	1.3

愛媛県ホームページ掲載の統計「愛媛の工業」より
「工業統計調査」(経済産業省所管)及び「経済センサス−活動調査」(総務省及び経済産業省所管)をもとに、愛媛県内の製造業について集計結果を取りまとめたもの。
最新データは令和2年の調査結果
※「工業統計調査」は、2020年調査をもって中止され、2022年以降は「経済構造実態調査」に包摂(2021年は経済センサス活動調査実施のため未実施)。

(注)　従業者4人以上の事業所

(参考)

	2018年	2019年	2020年	前年比(%)
従業者1人当たりの				
現金給与総額　(万円)	409	415	417	0.5
原材料使用額等(万円)	3,646	3,849	3,816	−0.8
製造品出荷額等(万円)	5,408	5,566	5,512	−1.0
付加価値額　(万円)	1,416	1,333	1,323	−0.7

愛 媛 の 商 業 統 計

	平成26年	平成28年	前回比(%)
卸売業			
事業所数　（所）	3,063	3,456	12.8
従業者数　（人）	23,502	27,825	18.4
年間商品販売額（億円）	19,287	23,328	21.0
小売業			
事業所数　（所）	9,988	10,709	7.2
従業者数　（人）	65,266	71,082	8.9
年間商品販売額（億円）	12,087	14,716	21.8

（資料出所）
愛媛県ホームページ掲載の統計「愛媛の商業」より
平成28年６月１日現在で実施した「平成28年経済センサス-活動調査」をもとに、愛媛県内の卸売業・小売業について集計結果を取りまとめたもの。
最新データは平成28年の調査結果
平成28年：「平成28年経済センサス-活動調査」（総務省・経済産業省所管）　平成28年6月1日を調査期日として実施
平成26年：「平成26年商業統計調査」（経済産業省所管）　平成26年7月1日を調査期日として実施
（注1）　すべての事業所を対象としています。
（注2）　ここでいう従業者と労働基準法上の労働者の概念は一致しません。

（参考）

	平成26年	平成28年	前回比(%)
（卸売業）従業者1人当たりの			
年間商品販売額（万円）	8,207	8,384	2.2
（小売業）従業者1人当たりの			
年間商品販売額（万円）	1,852	2,070	11.8

愛 媛 の 経 済 指 標

1　生産・公共工事・住宅着工

		令和2年	令和3年	前年比(%)
1	鉱工業生産指数 (2015年＝100)	94.2	92.5	−1.8
2	公共工事請負金額※ (百万円)	175,957	164,868	−6.3
3	新設住宅着工戸数 (戸)	8,049	8,069	0.2
4	建築着工床面積(非居住用) (㎡)	432,160	453,313	4.9

※ [2] は年度

2　消費・観光・物価

		令和2年	令和3年	前年比(%)
5	百貨店・スーパー販売額 (億円)	2,066	2,045	−1.0
6	コンビニエンスストア商品販売額等(全国) (億円)	116,423	117,601	1.0
7	乗用車新規登録台数※ (台)	24,522	20,875	−14.9
8	同 (軽自動車) (台)	18,009	16,499	−8.4
9	道後温泉旅館宿泊客数 (人)	501,956	375,156	−25.3
10	大口電力使用量※※ (百万kWh)			
11	消費者物価指数※※※ (2020年＝100)	100.0	99.5	−0.5

※　普通車・小型車の値　　※※ [10] は28年度以降データなし　　※※※＝松山市

3　雇用・企業倒産

		令和2年	令和3年	前年比(%)
12	有効求人倍率 (倍)	1.33	1.28	−3.8
13	新規求人数 (人)	119,177	121,255	1.7
14	新規求職者数 (人)	52,769	53,800	2.0
15	企業倒産件数 (件)	40	46	15.0
16	同　負債額 (百万円)	8,712	14,002	60.7

4　金融・貿易

		令和2年	令和3年	前年比(%)
17	銀行預金残高※　(億円)	76,630	80,607	5.2
18	銀行貸出金残高※　(億円)	63,291	66,430	5.0
19	貿易輸出額　(百万円)	611,976	654,804	7.0
20	貿易輸入額　(百万円)	841,166	1,090,652	29.7

※[17][18]は各年末残高

(調査機関)

1 愛媛県企画統計課
2 西日本建設業保証
3 国土交通省
4 同上
5 四国経済産業局
6 経済産業省
7 四国運輸局
8 全国軽自動車協会連合会
9 道後温泉旅館協同組合
10 四国電力
11 総務省
12 愛媛労働局
13 同上
14 同上
15 東京商工リサーチ
16 同上
17 日本銀行
18 同上
19 神戸税関
20 同上

本資料は次回の専門部会にもご持参ください。

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県最低賃金専門部会資料別冊

資　料　集

平成４年８月１日

愛媛労働局労働基準部賃金室

資　料　集　目　次

1　愛媛県最低賃金の推移について

資料No.１　愛媛県最低賃金年次別推移 …… 1
資料No.２　愛媛県最低賃金年次別推移（影響率未満率つき） …… 3
参考未満率及び影響率のイメージ図 …… 4
資料No.３　愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する２軸グラフ …… 5

２　全国の最低賃金額について

資料No.４　全国の地域別最低賃金一覧表（金額順） …… 7
資料No.５　全国の地域別最低賃金時間額グラフ（令和３年度審議後） …… 9

３　愛媛の賃金実勢について

資料No.６　賃金月額の年次推移（愛媛県・全産業・男女別） …… 11
資料No.７　賃金月額グラフ（３年：愛媛県：全産業：男性） …… 13
資料No.８　賃金月額グラフ（３年：愛媛県：全産業：女性） …… 15

４　労働者の生計費について

資料No.９　消費生活関係の各種指数
（１）標準生計費（松山市） …… 17
（２）消費者物価指数（松山市） …… 18

５　類似の労働者の賃金について

資料No.10　１時間単価グラフ（３年：愛媛県：短時間労働者） …… 19
資料No.11　愛媛県の初任給の状況 …… 21

６　生活保護と最低賃金について

資料No.12　生活保護制度について …… 23
資料No.13　愛媛県最低賃金と生活保護との比較（令和２年） …… 25

７　求人倍率について

資料No.14　愛媛県における有効求人倍率の推移（地域別） …… 27

資料No.1

表1　愛媛県最低賃金年次別推移

年　次	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
	日額（円）	引上額（円）	引上率（%）	時間額（円）	引上額（円）	引上率（%）
昭和48年	1,015			127		
49年	1,533	518	51.03	192	65	51.18
50年	1,780	247	16.11	223	31	16.15
51年	1,950	170	9.55	244	21	9.42
52年	2,145	195	10.00	268	24	9.84
53年	2,285	140	6.53	286	18	6.72
54年	2,431	146	6.39	304	18	6.29
55年	2,601	170	6.99	325	21	6.91
56年	2,769	168	6.46	346	21	6.46
57年	2,917	148	5.34	365	19	5.49
58年	3,010	93	3.19	377	12	3.29
59年	3,103	93	3.09	388	11	2.92
60年	3,214	111	3.58	402	14	3.61
61年	3,310	96	2.99	414	12	2.99
62年	3,382	72	2.18	423	9	2.17
63年	3,483	101	2.99	436	13	3.07
平成元年	3,623	140	4.02	453	17	3.90
2年	3,796	173	4.78	475	22	4.86
3年	3,982	186	4.90	498	23	4.84
4年	4,152	170	4.27	520	22	4.42
5年	4,283	131	3.16	536	16	3.08
6年	4,386	103	2.40	550	14	2.61
7年	4,486	100	2.28	563	13	2.36
8年	4,582	96	2.14	574	11	1.95
9年	4,685	103	2.25	588	14	2.44
10年	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	（廃止）			611	0	0.00
15年				611	0	0.00
16年				612	1	0.16
17年				614	2	0.33
18年				616	2	0.33
19年				623	7	1.14
20年				631	8	1.28
21年				632	1	0.16
22年				644	12	1.90
23年				647	3	0.47
24年				654	7	1.08
25年				666	12	1.83
26年				680	14	2.10
27年				696	16	2.35
28年				717	21	3.02
29年				739	22	3.07
30年				764	25	3.38
令和元年				790	26	3.40
2年				793	3	0.38
3年				821	28	3.53

資料No.2

表２　愛媛県最低賃金年次別推移（影響率未満率つき）

年　次	日額（円）	目安への加算額	引上額（円）	引上率（%）	時間額（円）	1/8への加算額	引上額（円）	引上率（%）	未満率（%）	影響率（%）	採決状況
平成6年	4,386	1	103	2.40	550	1	14	2.61	2.0	2.7	○
7年	4,486		100	2.28	563	2	13	2.36	1.6	3.4	○
8年	4,582	3	96	2.14	574	1	11	1.95	1.1	1.7	●
9年	4,685	3	103	2.25	588	2	14	2.44	1.2	2.0	○
10年	4,770	1	85	1.81	597		9	1.53	1.7	2.1	○
11年	4,813		43	0.90	602		5	0.84	1.8	2.1	○
12年	4,852	1	39	0.81	607		5	0.83	1.4	2.0	○
13年	4,885		33	0.68	611		4	0.66	1.3	1.6	▲
14年	（廃止）				611		0	0.00	2.2	2.2	○
15年					611		0	0.00	0.9	0.9	▲
16年					612		1	0.16	0.7	0.7	○
17年					614		2	0.33	0.9	1.0	▲
18年					616		2	0.33	1.2	1.3	▲
19年					623		7	1.14	1.1	1.7	○
20年					631		8	1.28	2.0	2.7	○
21年					632		1	0.16	2.3	2.4	○
22年					644		12	1.90	1.8	3.4	●
23年					647		3	0.47	1.6	2.3	○
24年					654		7	1.08	1.1	1.8	●
25年					666		12	1.83	1.4	4.0	●
26年					680		14	2.10	1.8	3.3	○
27年					696		16	2.35	0.9	5.0	○
28年					717		21	3.02	1.4	6.5	○
29年					739		22	3.07	1.1	5.8	○
30年					764		25	3.38	1.4	8.8	●
令和元年					790		26	3.40	2.2	11.3	○
2年					793		3	0.38	1.7	6.5	○
3年					821		28	3.53	1.3	12.8	●

参考 未満率及び影響率のイメージ図

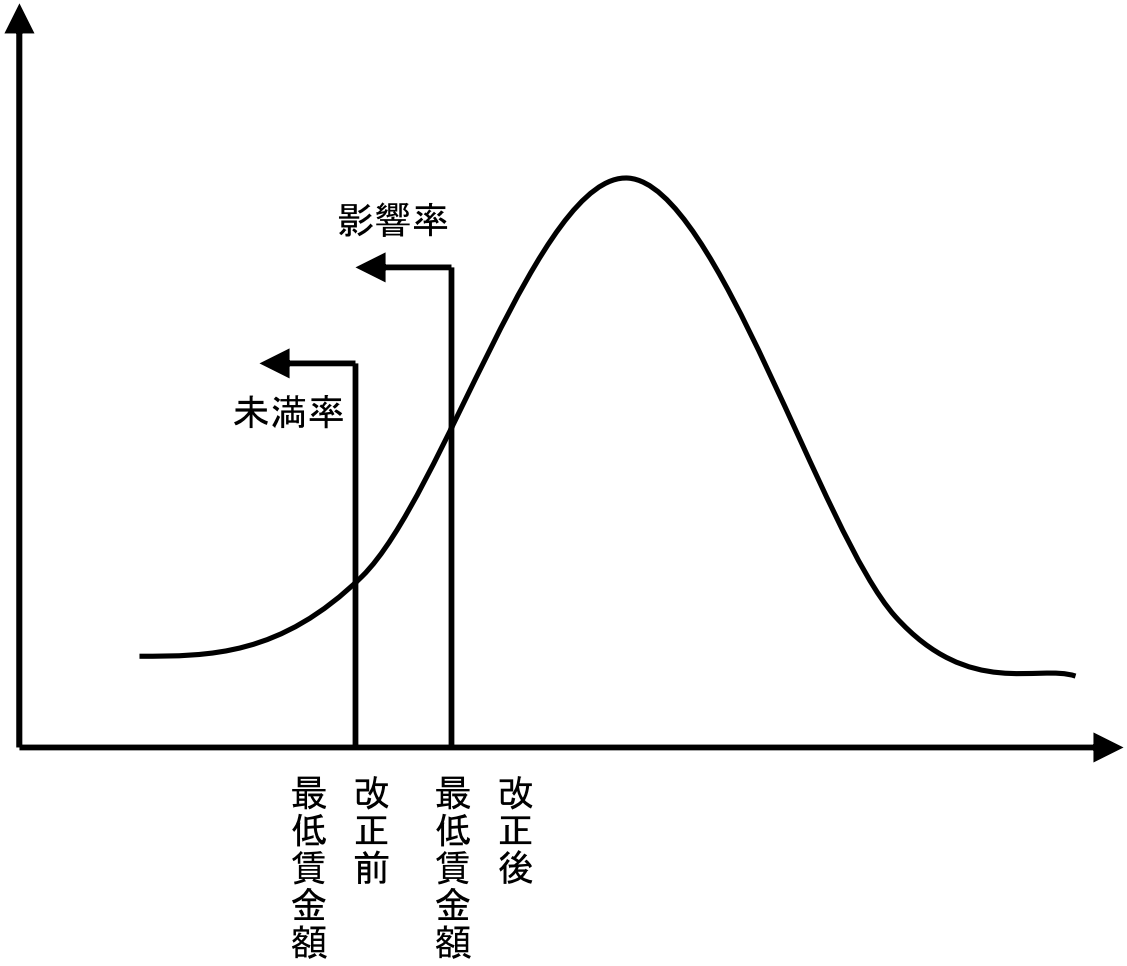

※ 曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する2軸グラフ

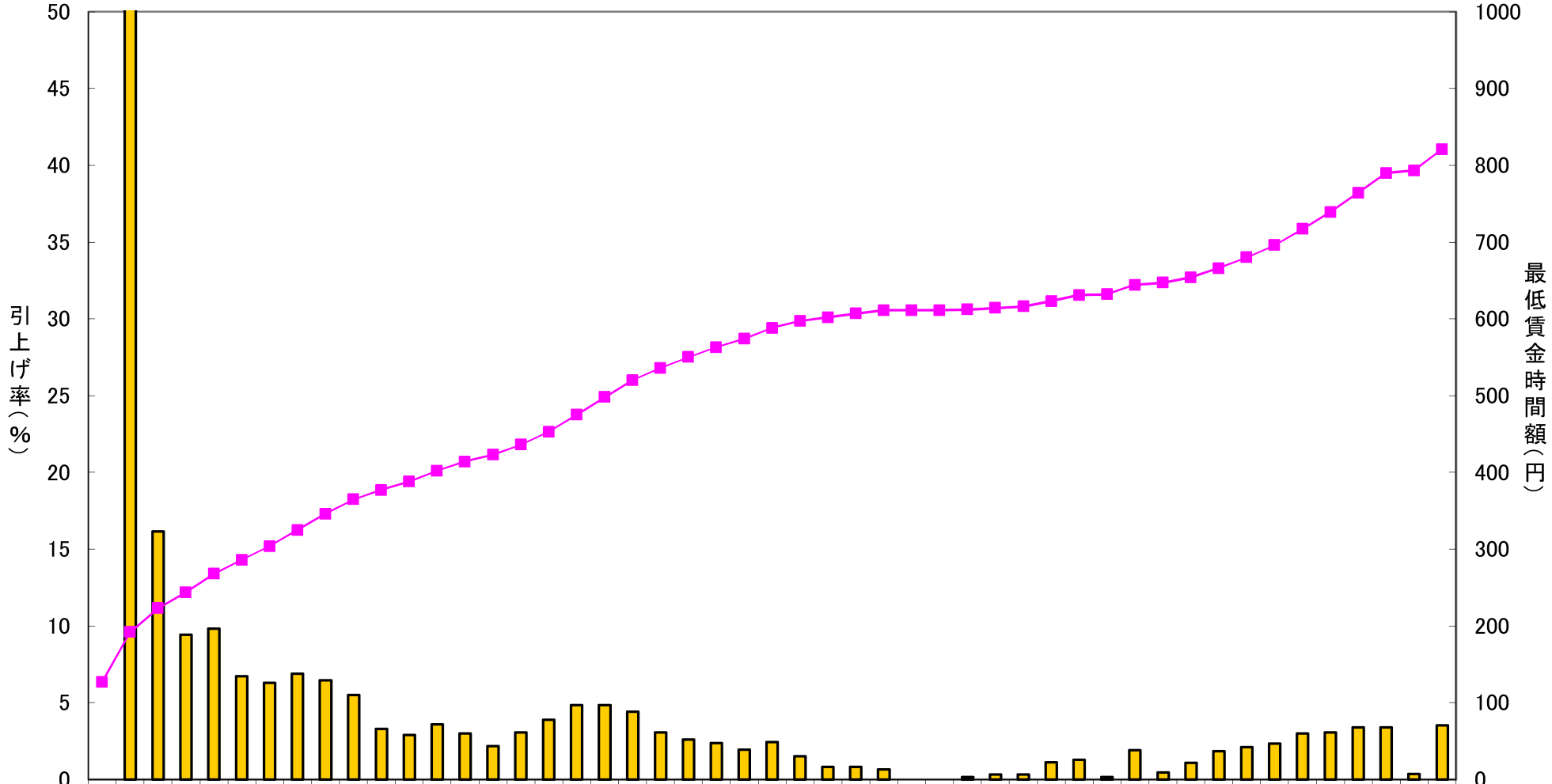

	昭和48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
引上げ率		51.	16.	9.4	9.8	6.7	6.2	6.9	6.4	5.4	3.2	2.9	3.6	2.9	2.1	3.0	3.9	4.8	4.8	4.4	3.0	2.6	2.3	1.9	2.4	1.5	0.8	0.8	0.6	0.0	0.0	0.1	0.3	0.3	1.1	1.2	0.1	1.9	0.4	1.0	1.8	2.1	2.3	3.0	3.0	3.3	3.4	0.3	3.5
時間額	127	192	223	244	268	286	304	325	346	365	377	388	402	414	423	436	453	475	498	520	536	550	563	574	588	597	602	607	611	611	611	612	614	616	623	631	632	644	647	654	666	680	696	717	739	764	790	793	821

資料No.3

資料No.4

全国の地域別最低賃金一覧表（金額順）

（単位：円）

都道府県名	時間額（円）	令和3年審議における引上げ額（円）	発効予定年月日
東　京	1,041	28	2021年 10月1日
神奈川	1,040	28	2021年 10月1日
大　阪	992	28	2021年 10月1日
埼　玉	956	28	2021年 10月1日
愛　知	955	28	2021年 10月1日
千　葉	953	28	2021年 10月1日
京　都	937	28	2021年 10月1日
兵　庫	928	28	2021年 10月1日
静　岡	913	28	2021年 10月2日
三　重	902	28	2021年 10月1日
広　島	899	28	2021年 10月1日
滋　賀	896	28	2021年 10月1日
北海道	889	28	2021年 10月1日
栃　木	882	28	2021年 10月1日
岐　阜	880	28	2021年 10月1日
茨　城	879	28	2021年 10月1日
富　山	877	28	2021年 10月1日
長　野	877	28	2021年 10月1日
福　岡	870	28	2021年 10月1日
奈　良	866	28	2021年 10月1日
山　梨	866	28	2021年 10月1日
群　馬	865	28	2021年 10月2日
岡　山	862	28	2021年 10月2日
石　川	861	28	2021年 10月7日
新　潟	859	28	2021年 10月1日
和歌山	859	28	2021年 10月1日
福　井	858	28	2021年 10月1日
山　口	857	28	2021年 10月1日
宮　城	853	28	2021年 10月1日
香　川	848	28	2021年 10月1日
福　島	828	28	2021年 10月1日
徳　島	824	28	2021年 10月1日
島　根	824	32	2021年 10月2日
青　森	822	29	2021年 10月6日
秋　田	822	30	2021年 10月1日
山　形	822	29	2021年 10月2日
大　分	822	30	2021年 10月6日
岩　手	821	28	2021年 10月2日
鳥　取	821	29	2021年 10月6日
愛　媛	821	28	2021年 10月1日
佐　賀	821	29	2021年 10月6日
長　崎	821	28	2021年 10月2日
熊　本	821	28	2021年 10月1日
宮　崎	821	28	2021年 10月6日
鹿児島	821	28	2021年 10月2日
高　知	820	28	2021年 10月2日
沖　縄	820	28	2021年 10月8日
全国加重平均	930	28	－

全国の地域別最低賃金時間額グラフ（令和3年審議後）

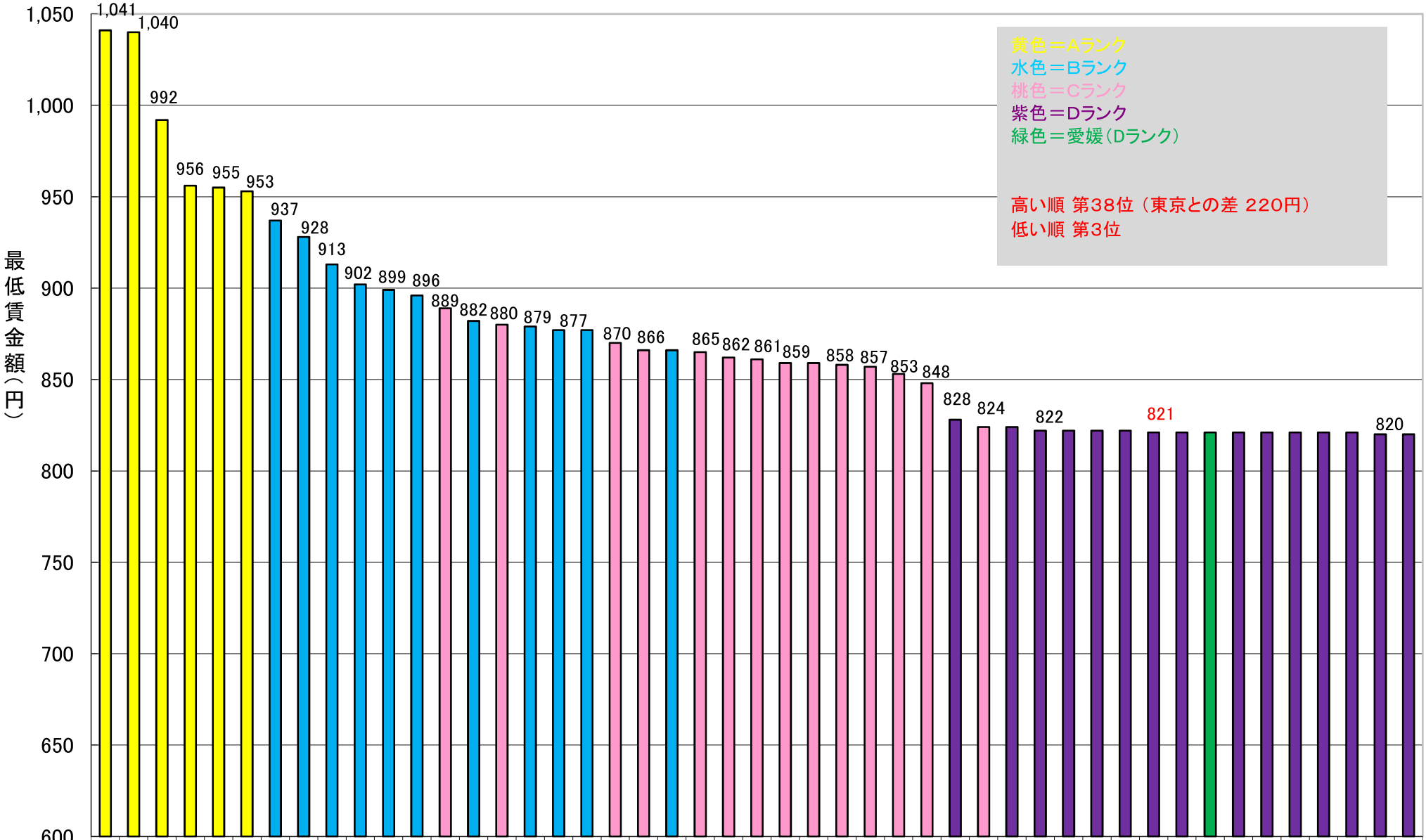

	東京	神奈川	大阪	埼玉	愛知	千葉	京都	兵庫	静岡	三重	広島	滋賀	北海道	栃木	岐阜	茨城	富山	長野	福岡	奈良	山梨	群馬	岡山	石川	新潟	和歌山	福井	山口	宮城	香川	福島	徳島	島根	青森	秋田	山形	大分	岩手	鳥取	愛媛	佐賀	長崎	熊本	宮崎	鹿児島	高知	沖縄
時間額（円）	1,041	1,040	992	956	955	953	937	928	913	902	899	896	889	882	880	879	877	877	870	866	866	865	862	861	859	859	858	857	853	848	828	824	824	822	822	822	822	821	821	821	821	821	821	821	821	820	820

資料No.5

賃金月額の年次推移（愛媛県・全産業・男女別）

（千円）

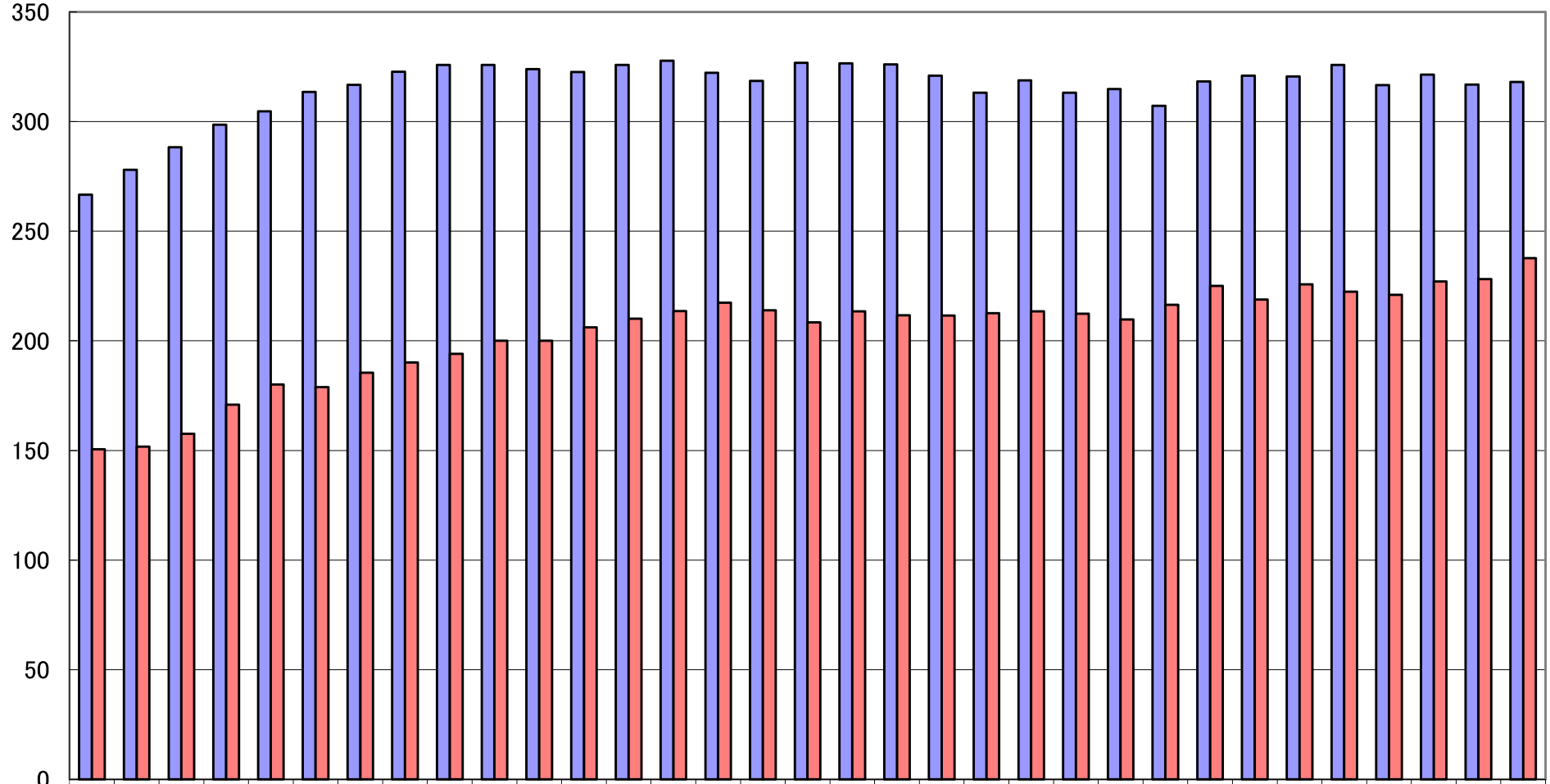

	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2年	令和3年
男性月額	266.6	278.0	288.3	298.6	304.7	313.5	316.7	322.7	325.9	325.8	323.9	322.6	325.9	327.7	322.2	318.5	326.8	326.6	326.1	320.9	313.2	318.8	313.2	314.8	307.2	318.3	320.9	320.6	325.9	316.6	321.4	316.9	318.1
女性月額	150.6	151.7	157.6	170.9	180.1	178.9	185.5	190.1	194.1	200	200.1	206.1	210.1	213.6	217.4	213.9	208.4	213.5	211.6	211.5	212.6	213.5	212.4	209.8	216.4	225.1	218.8	225.8	222.4	221	227.1	228.1	237.7

（資料：賃金構造基本統計調査）きまって支給する現金給与額

資料No.6

賃金月額グラフ（令和3年調査：愛媛県：全産業：男性）

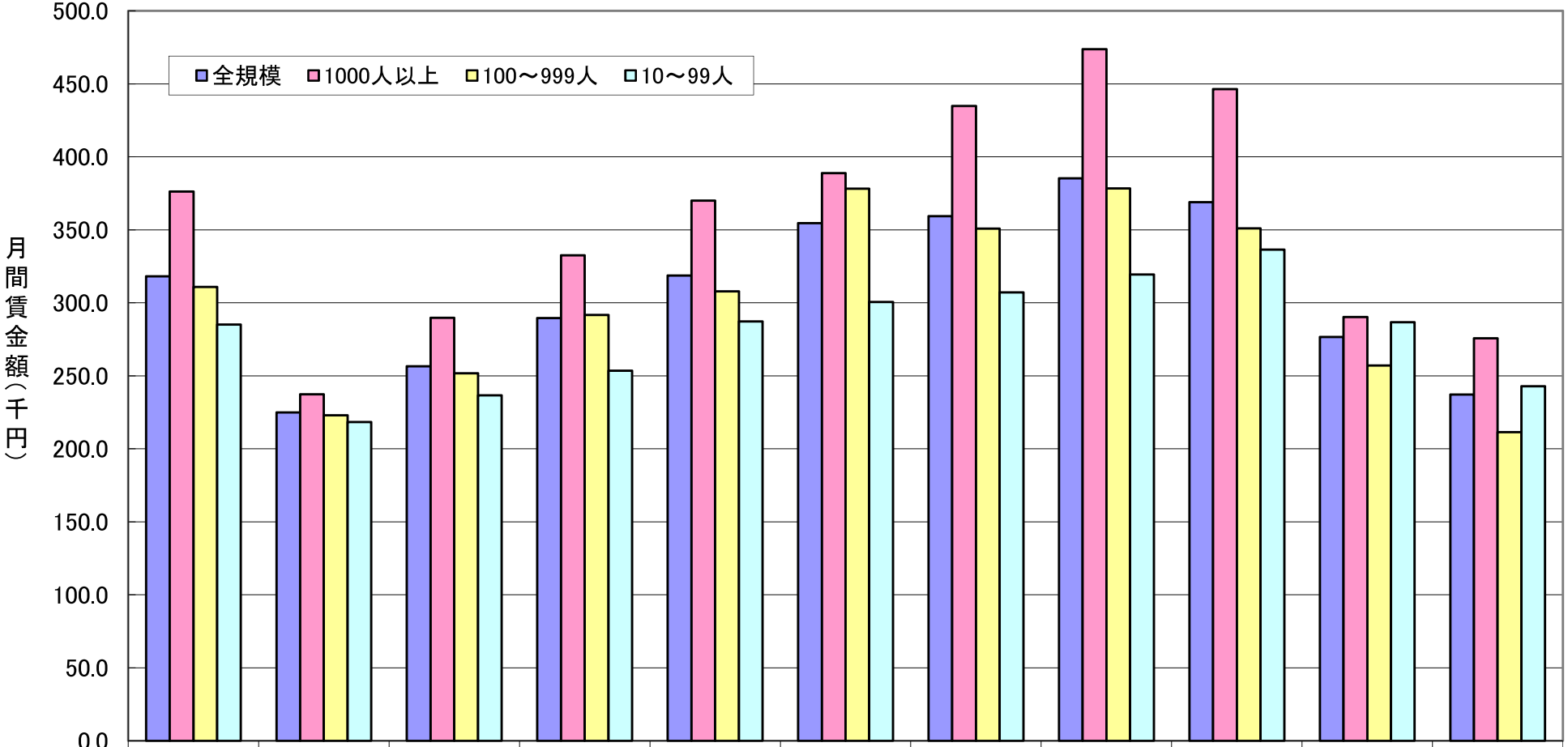

	計	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69
全規模	318.1	224.9	256.5	289.6	318.7	354.5	359.3	385.3	369.0	276.6	237.1
1000人以上	376.3	237.3	289.8	332.5	370.0	388.9	434.9	473.7	446.4	290.2	275.8
100～999人	310.9	223.0	251.7	291.7	307.9	378.1	350.9	378.4	351.0	257.0	211.4
10～99人	285.1	218.3	236.7	253.6	287.3	300.6	307.1	319.4	336.5	286.7	242.9

年齢区分

（資料：賃金構造基本統計調査）きまって支給する現金給与額

資料No.7

賃金月額グラフ（令和3年調査：愛媛県：全産業：女性）

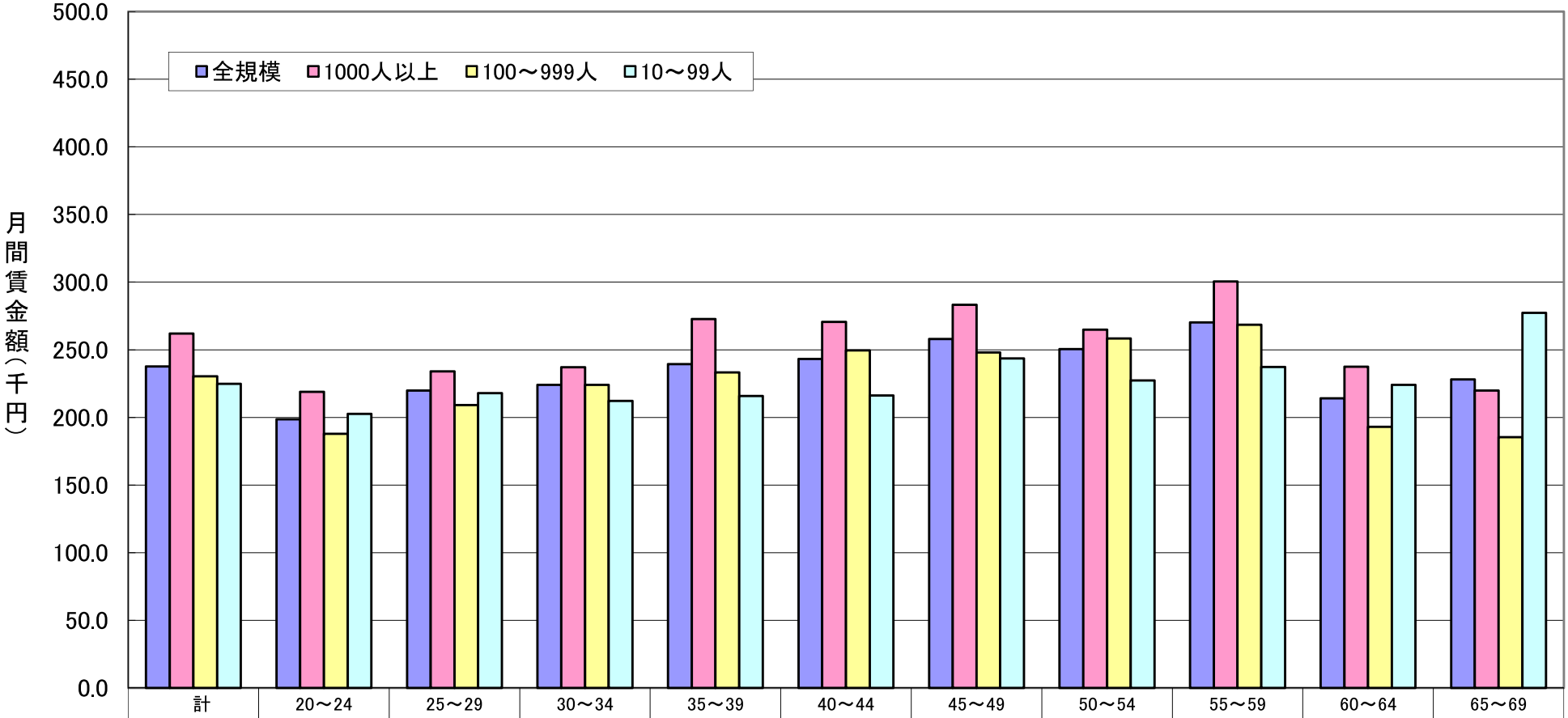

	計	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69
全規模	237.7	198.5	219.9	224.1	239.3	243.2	257.9	250.4	270.2	214.0	228.0
1000人以上	261.9	218.8	234.0	237.1	272.7	270.5	283.2	264.8	300.5	237.4	219.8
100～999人	230.4	187.9	209.1	224.1	233.2	249.6	247.9	258.4	268.4	193.1	185.3
10～99人	224.8	202.6	217.9	212.1	215.8	216.2	243.5	227.3	237.3	224.1	277.3

年齢区分

（資料：賃金構造基本統計調査）きまって支給する現金給与額

資料No.8

4 労働者の生計費について

標準生計関係の各種指標

(1)標準生計費(松山市)

① 世帯人員数別標準生計費 (2021年4月) (円)

区　　分	1人	2人	3人	4人	5人
食 料 費	24,660	39,520	46,160	52,790	59,440
住居関係費	32,830	39,980	34,430	28,870	23,320
被服・履物費	3,270	3,680	4,610	5,540	6,470
雑 費 Ⅰ	22,750	49,120	60,880	72,650	84,430
雑 費 Ⅱ	7,770	22,880	22,370	21,870	21,370
合　　計	91,280	155,180	168,450	181,720	195,030

雑費Ⅰ＝保健医療，交通・通信，教育，教育娯楽
雑費Ⅱ＝その他の消費支出(諸雑費，交際費等)

② 世帯人員数別標準生計費の年次別推移 (各年4月) (円)

区　分		1人	2人	3人	4人	5人
食料費	2017年	23,870	42,080	49,270	56,460	63,650
	2018年	22,820	36,510	45,340	54,180	63,020
	2019年	22,270	35,090	43,440	51,800	60,160
	2020年	19,700	31,540	40,970	50,410	59,840
	2021年	24,660	39,520	46,160	52,790	59,440
住居関係費	2017年	42,400	52,320	44,680	37,030	29,390
	2018年	51,480	56,420	50,740	45,040	39,350
	2019年	41,790	33,530	36,110	38,700	41,270
	2020年	29,880	32,220	28,980	25,740	22,500
	2021年	32,830	39,980	34,430	28,870	23,320
被服・履物費	2017年	3,840	9,620	12,530	15,440	18,350
	2018年	2,720	9,490	10,900	12,320	13,720
	2019年	2,450	6,920	7,700	8,470	9,230
	2020年	970	3,120	3,540	3,960	4,390
	2021年	3,270	3,680	4,610	5,540	6,470
雑費Ⅰ	2017年	25,450	34,400	47,400	60,420	73,420
	2018年	34,880	31,500	58,430	85,370	112,300
	2019年	24,990	22,170	37,670	53,150	68,650
	2020年	17,870	23,010	31,120	39,220	47,330
	2021年	22,750	49,120	60,880	72,650	84,430
雑費Ⅱ	2017年	6,520	19,000	20,600	22,200	23,800
	2018年	12,400	28,340	35,110	41,880	48,630
	2019年	3,920	9,190	11,160	13,130	15,100
	2020年	6,230	18,050	21,030	24,000	26,990
	2021年	7,770	22,880	22,370	21,870	21,370
合計	2017年	102,080	157,420	174,480	191,550	208,610
	2018年	124,300	162,260	200,520	238,790	277,020
	2019年	95,420	106,900	136,080	165,250	194,410
	2020年	74,650	107,940	125,640	143,330	161,050
	2021年	91,280	155,180	168,450	181,720	195,030

(2)消費者物価指数（松山市）

品目別指数　　（令和2年平均＝100）

年　月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	生鮮食品を除く総合
ウェイト	10,000	2,586	2,057	716	454	344	460	1,608	289	839	647	9,602
2017年平均	99.2	96.9	100.2	96.4	100.0	101.1	95.8	100.3	110.7	98.1	103.2	99.2
2018年平均	100.0	97.9	99.7	99.6	99.0	102.1	98.0	101.4	110.6	99.0	104.2	99.8
2019年平均	100.2	97.9	100.5	101.3	99.4	101.1	99.1	100.4	108.8	100.6	103.4	100.3
2020年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2021年平均	99.5	100.2	100.1	101.2	101.5	100.7	99.4	94.5	99.5	101.6	100.3	99.4
2021.　10	99.6	101.5	100.0	103.7	101.7	103.7	98.9	91.3	99.8	102.2	100.8	99.4
11	99.6	100.5	100.4	104.8	102.2	103.3	99.6	91.8	99.8	101.8	100.6	99.6
12	99.7	100.5	100.4	105.5	101.7	104.3	99.9	91.7	99.8	101.7	100.6	99.7
2022　.1	99.8	101.4	100.4	106.3	101.5	101.3	99.9	91.4	99.8	101.7	100.6	99.5
2	100.4	102.4	100.3	108.0	102.0	104.0	100.2	91.7	99.8	102.3	100.9	100.1
3	100.5	102.2	100.3	109.3	102.0	104.4	100.0	92.1	99.9	102.7	100.6	100.2
前月比	0.1	△ 0.2	0.0	1.3	0.0	0.4	△ 0.2	0.4	0.1	0.4	△ 0.3	0.1
前年同月比	0.8	2.9	0.3	11.4	2.0	5.5	△ 0.4	△ 8.0	1.3	2.0	0.3	0.4

【参　考】 ―全　国―

年　月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	生鮮食品を除く総合
ウェイト	10,000	2,626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607	9,604
2017年平均	98.6	96.8	99.3	96.4	96.7	98.3	97.5	99.5	109.6	98.3	101.7	98.7
2018年平均	99.5	98.2	99.2	100.2	95.7	98.5	99.0	100.9	110.1	99.0	102.1	99.5
2019年平均	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1	100.2
2020年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2021年平均	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1	99.8
2021.　10	99.9	100.8	100.7	104.4	101.7	101.8	99.4	92.3	100.4	102.1	101.8	99.9
11	100.1	100.8	100.7	106.0	102.1	102.3	99.4	92.8	100.4	101.7	101.8	100.1
12	100.1	100.9	100.7	107.1	101.0	101.3	99.3	92.5	100.4	101.9	101.6	100.0
2022　.1	100.3	102.0	100.7	108.3	100.8	99.4	99.2	92.4	100.4	101.4	101.7	100.1
2	100.7	102.3	100.8	111.1	100.5	99.7	99.4	92.7	100.3	101.8	101.8	100.5
3	101.1	102.5	100.8	113.3	101.8	100.9	99.4	93.2	100.5	102.2	101.9	100.9
前月比	0.4	0.2	0.0	2.2	1.3	1.2	0.0	0.5	0.2	0.4	0.1	0.4
前年同月比	1.2	3.4	0.3	16.4	0.4	0.7	△ 0.4	△ 7.0	1.4	1.3	1.0	0.8

1時間単価グラフ（令和3年調査：愛媛県：短時間労働者）

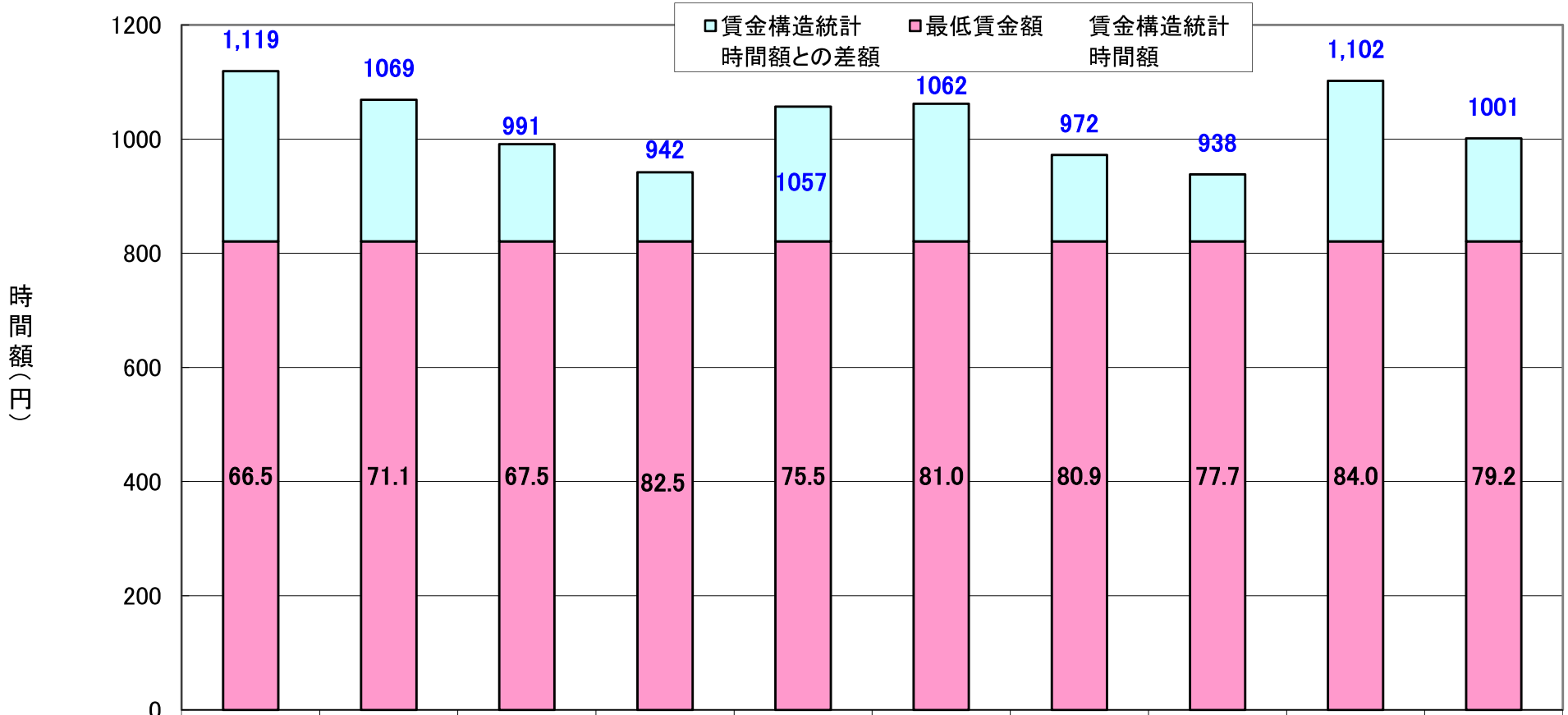

	産業計（男）	産業計（女）	製造業（男）	製造業（女）	卸・小売（男）	卸・小売（女）	宿泊，飲食（男）	宿泊，飲食（女）	サービス業（男）	サービス業（女）
賃金構造統計時間額との差額	298	248	170	121	236	241	151	117	281	180
最低賃金額	821	821	821	821	821	821	821	821	821	821
賃金構造統計時間額	1,119	1069	991	942	1057	1062	972	938	1,102	1001

各棒頂の数値は1時間単価（円）、棒内の数値は全体に占める最低賃金額の割合（%）
（資料：賃金構造基本統計調査令和3年）短時間労働者の1時間当たり所定内給与額）

資料No.10

愛媛県の初任給の状況

1 愛媛県と全国の初任給の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
男性大卒	愛媛県の初任給	193,900	192,400	201,800	196,000	217,300	211,400
	全国の初任給	205,900	207,800	210,100	212,800	227,200	226,700
	指数	94.2	92.6	96.0	92.1	95.6	93.3
男性高卒	愛媛県の初任給	162,200	163,200	165,700	167,000	170,600	178,800
	全国の初任給	163,500	164,200	166,600	168,900	179,500	181,600
	指数	99.2	99.4	99.5	98.9	95.0	98
女性大卒	愛媛県の初任給	185,200	185,900	183,100	188,800	210,700	209,000
	全国の初任給	200,000	204,100	202,600	206,900	224,600	223,900
	指数	92.6	91.1	90.4	91.3	93.8	93
女性高卒	愛媛県の初任給	150,500	147,100	154,900	149,600	166,000	176,600
	全国の初任給	157,200	158,400	162,300	164,600	174,600	176,300
	指数	95.7	92.9	95.4	90.9	95.1	100.2

（資料出所）賃金構造基本統計調査報告 第4巻 参考表2［都道府県、性、学歴別初任給額及び格差］
（注1）調査対象は10人以上の常用労働者を使用する事業所。
（注2）指数は全国の初任給を100とした場合の愛媛県の初任給の比率を示す。
（注3）令和元年まではの初任給額は、通勤手当等を除いた額であったが、令和2年以降は、これらを含む額となっている。

2 愛媛県の初任給の推移

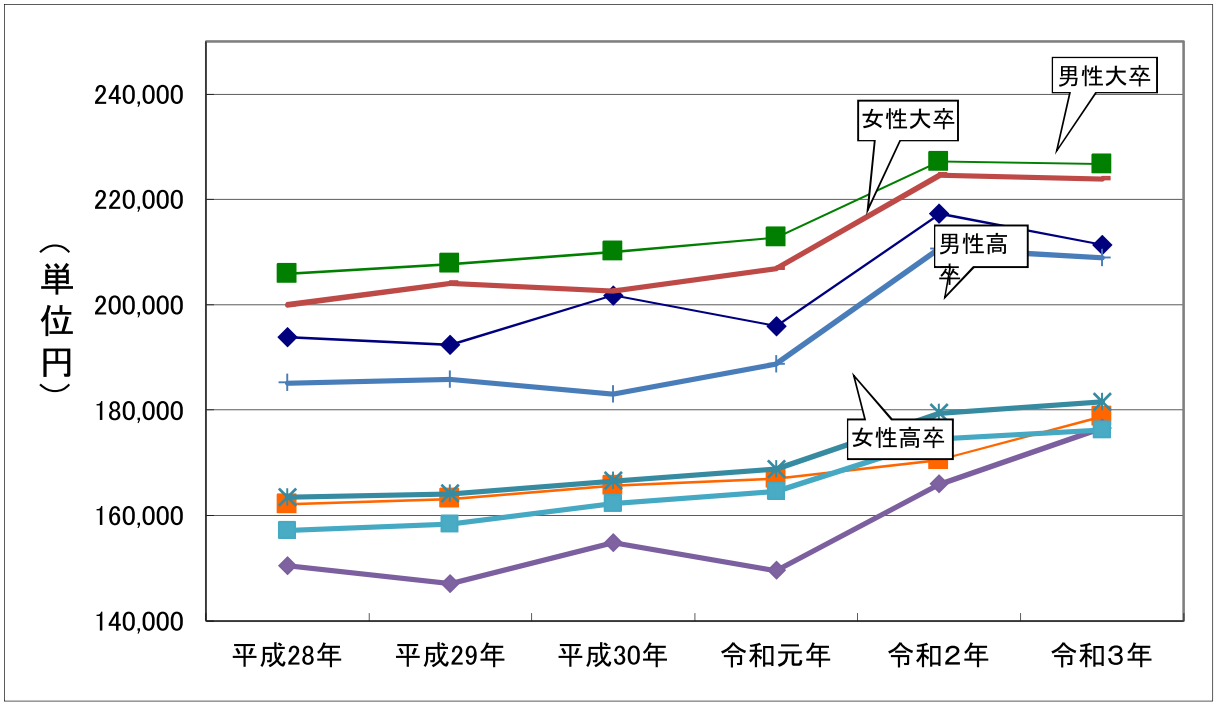

資料№12

生活保護制度について

（愛媛労働局賃金室作成，資料：厚生労働白書、生活保護手帳など）

１　目　的

生活保護法（昭和２５年５月４日法律第１４４号）に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うことにより最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

２　対　象

①生計中心者が病気になった　②母子世帯になった　③障害者のために働けない　④高齢のため働けない　⑤その他

３　生活保護費の決め方

（１）扶助の種類

①生活扶助　**②住宅扶助**　③期末一時扶助　④教育扶助　⑤医療扶助
⑥出産扶助　⑦生業扶助　⑧葬祭扶助　⑨その他

（２）収入充当費の計算

平均月額収入－（基礎控除等＋必要経費の実費）＝収入充当費

（３）生活保護費の計算

各種扶助額等の合計－収入充当費＝生活保護費

４　最低生活費の体系

（１）生活扶助

ア　**第一類　個人単位の経費（食費・被服費）**

イ　**第二類　世帯単位の経費（光熱費・家具什器）＋冬季加算額**（１１～３月）

ウ　入院患者日用品費　病院又は診療所に入院している被保護者の一般生活費

エ　各種加算　母子加算・障害者加算等

（２）住宅扶助

ア　**家賃・間代**

イ　補修費

（３）期末一時扶助

（４）教育扶助

一般基準額＋学級費

（４）医療扶助

現物給付

（以下略）

５　保護の基準

（１）根拠と級地

厚生労働省告示によって定められている。

日本全国各市町村が、「１級地－１」、「１級地－２」、「２級地－１」、「２級地－２」、「３級地－１」及び「３級地－２」の６つの級に分類され、級ごとにこと細かく保護基準額が定められている。

（２）級地区分

１級地－１　東京都区部、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市など

１級地－２　札幌市、仙台市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市など

２級地－１　徳島市、高松市、**松山市**、高知市など各県庁所在都市

２級地－２　（四国該当なし）夕張市、三原市、尾道市など

３級地－１　（愛媛）**今治市、新居浜市、西条市、四国中央市**

（香川）丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市など

（徳島）鳴門市、小松島市、阿南市

（高知）該当なし

３級地－２　上記以外の市町村、愛媛県では**上記５市以外の市町**

級地区分は、市町村合併による場合にも適用される。例えば、旧中島町域は合併前「３級地－２」だったが、合併により「２級地－１」になった。

資料No.13

愛媛県最低賃金と生活保護との比較（令和2年）

生活保護

(1) 生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費

	基準額	級地別人口	基準額×級地別人口	級地別人口加重平均
2級地－1	71,460	511,192	36,529,780,320	
3級地－1	68,430	455,155	31,146,256,650	
3級地－2	66,940	368,494	24,666,988,360	
合　　計		1,334,841	92,343,025,330	**69,179**

② 冬季加算

	加算額	加算期間（月数）	加算額×加算期間	1か月平均額
Ⅵ区	2,630	5	13,150	**1,096**

③ 期末一時扶助費

	基準額	1か月平均額	級地別人口	1か月平均額×人口	級地別人口加重平均
2級地－1	12,880	1,073	511,192	548,679,413.33333	
3級地－1	11,610	968	455,155	440,362,462.50000	
3級地－2	10,970	914	368,494	336,864,931.66667	
合　　計			1,334,841	1,325,906,807.50000	**993**

生活扶助基準〔①＋②＋③〕	**71,268**

(2) 住宅扶助費

	実績値	単身被保護世帯数	実績値×単身被保護世帯数	単身被保護世帯加重平均
松山市	29,149.7	8,264	240,893,120.800	
松山市以外	16,818.4	6,283	105,670,007.200	
合　　計		14,547	346,563,128.000	**23,823.68378**

生活保護〔(1)＋(2)〕	**95,091.51712**

愛媛県最低賃金との比較

最低賃金で法定労働時間働いた場合の収入（1か月当たり手取額）

① 愛媛県最低賃金（令和2年度）	793
② 月間労働時間（法定：週40時間）	173.8
③ 可処分所得割合（令和2年度）	0.817
最低賃金（1か月当たり手取額）〔①×②×③〕	**112,602**

生活保護と愛媛県最低賃金の差額

差額〔生活保護－最低賃金（1か月当たり手取額）〕	**−17,510.48288**
最低賃金の必要引上げ額〔差額÷月間労働時間÷可処分所得割合〕	**−124**

生活保護に関するデータは、令和2年度のものを用いている。なお、住宅扶助費については、令和元年被保護者調査 年次調査（個別調査）の実績値を用いている。

級地別人口は、別表（令和2年国勢調査）により集計したもの。

令和2年度の可処分所得割合は0.817（前年度も同値）である。（令和2年度の佐賀県地域別最低賃金額の最低額792円を基に算定されたもの。）

別　表

級地別人口の集計

	人　口　総　数			
		2級地－1	3級地－1	3級地－2
松　山　市	511,192	511,192		
今　治　市	151,672		151,672	
宇　和　島　市	70,809			70809
八　幡　浜　市	31,987			31987
新　居　浜　市	115,938		115,938	
西　条　市	104,791		104,791	
大　洲　市	40,575			40575
伊　予　市	35,133			35133
四　国　中　央　市	82,754		82,754	
西　予　市	35,388			35388
東　温　市	33,903			33903
上　島　町	6,509			6509
久　万　高　原　町	7,404			7404
松　前　町	29,630			29630
砥　部　町	20,480			20480
内　子　町	15,322			15322
伊　方　町	8,397			8397
松　野　町	3,674			3674
鬼　北　町	9,682			9682
愛　南　町	19,601			19601
合　計	1,334,841	511,192	455,155	368494

令和2年国勢調査（総務省統計局）「都道府県・市区町村別統計表（令和2年）」より

有効求人倍率の推移（地域別）

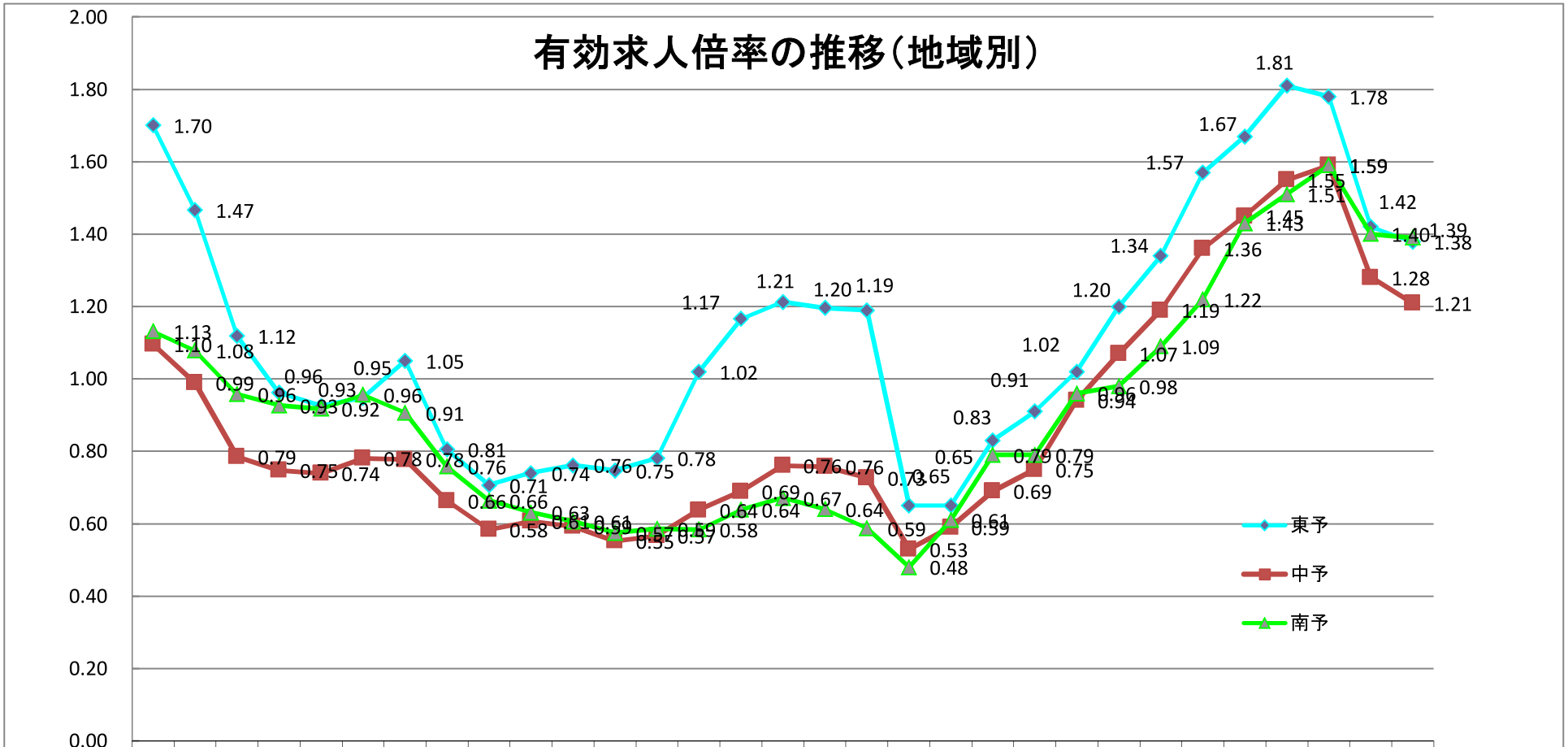

	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
東予	1.70	1.47	1.12	0.96	0.93	0.95	1.05	0.81	0.71	0.74	0.76	0.75	0.78	1.02	1.17	1.21	1.20	1.19	0.65	0.65	0.83	0.91	1.02	1.20	1.34	1.57	1.67	1.81	1.78	1.42	1.38
中予	1.10	0.99	0.79	0.75	0.74	0.78	0.78	0.66	0.58	0.61	0.59	0.55	0.57	0.64	0.69	0.76	0.76	0.73	0.53	0.59	0.69	0.75	0.94	1.07	1.19	1.36	1.45	1.55	1.59	1.28	1.21
南予	1.13	1.08	0.96	0.93	0.92	0.96	0.91	0.76	0.66	0.63	0.61	0.57	0.59	0.58	0.64	0.67	0.64	0.59	0.48	0.61	0.79	0.79	0.96	0.98	1.09	1.22	1.43	1.51	1.59	1.40	1.39

別冊資料

令和４年最低賃金に関する基礎調査の概要

（愛媛県最低賃金改正審議用資料）

１　趣旨

標記の調査は、愛媛県内の民間企業の賃金の実態について調査したものであり、本資料は、愛媛県最低賃金の改正決定に資するため、その調査結果をとりまとめたものである。

２　調査の対象事業所

平成 28 年経済センサス（活動調査）のデータを母集団として使用し、下表の産業及び規模区分に該当する事業所のうちから無作為抽出したものである。

産　　業	規模区分
製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業	１～９人、10～29 人、30～99 人
卸売業,小売業、宿泊業,飲食サービス業、医療,福祉、学術研究,専門･技術サービス業、生活関連サービス業,娯楽業及びサービス業(他に分類されないもの)	１～９人、10～29 人

３　調査対象労働者

事業所規模１～29 人は労働者の全数、30 人～99 人は労働者の半数、100 人以上は労働者の５分の１を抽出している。

４　調査の内容

令和４年６月１日現在の状況について、同年６月分の基本給、諸手当、所定労働日数、１日の所定労働時間数等（賃金締切日の定めがある場合には６月の賃金締切日以前の１か月間）の回答を求め、これらにより労働者ごとの１時間当たりの賃金額を算出したものである。

５　調査の集計

(1)　令和元年度から賃金改定状況調査で得られたデータを集計に含めないこととなった。本年は、2, 088 事業所（うち、地域別最低賃金対象 1,542 事業所）に対し最低賃金基礎調査を実施し、データとりまとめ期日までに回収・点検が完了した下表のデータで集計した。なお、本資料においては、愛媛県最低賃金の改正決定に資するため、特定最低賃金が適用される事業所を除いている。

	最低賃金基礎調査
集 計 事 業 所 数	659
集 計 労 働 者 数	5,226

(2)　集計結果は総括表（３頁以降）のとおりであり、賃金分布として、賃金額階級区分ごとの労働者数（最低の賃金額階級区分から累積した人数）を、規模別、性別及び年齢階層別に集計したものである。なお、労働者数は、上記２のとおり抽出した事業所に対する調査結果を母集団に復元した数値であり、産業・規模区分ごとに復元倍率（母集団労働者数を集計した労働者数で除したもの）を乗じて復元している。

最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・男女計）

（１） 特性値の推移

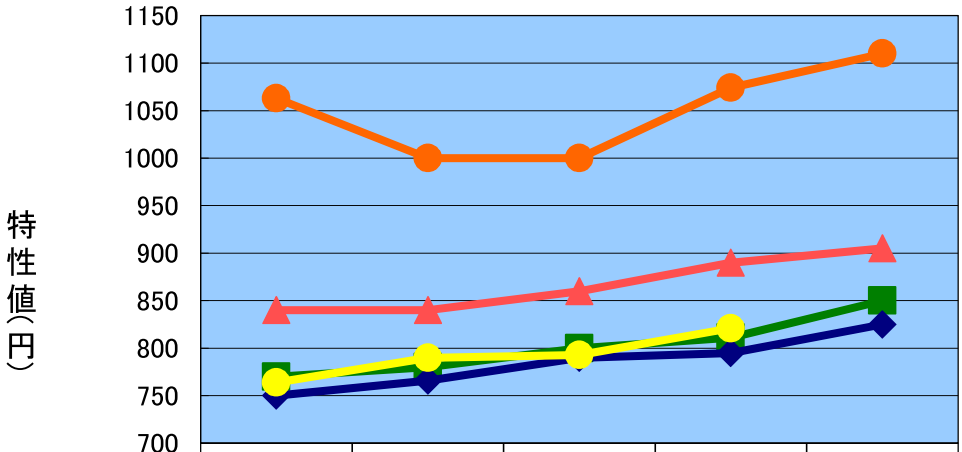

	30年	元年	２年	３年	４年
中位数	1063	1000	1000	1074	1110
第１・４分位数	840	840	860	890	905
第１・１０分位数	770	780	800	811	850
第１・２０分位数	750	766	790	795	825
最賃時間額	764	790	793	821	

（２）第１・２０分位数と最低賃金額との差

	30 年	元年	２年	３年	４年
第１・20 分位数	750	766	790	795	825
最 低 賃 金 額	764	790	793	821	
差	▲14	▲24	▲3	▲26	

（３）未満率と影響率の推移（地賃・男女計）

	30 年	元年	２年	３年	４年
未 満 率	1.4	2.2	1.7	1.3	1.3
影 響 率	8.8	11.3	6.5	12.8	
算出方法	１円刻み				

04年　　総括表（１）の１　　【上段】 累積労働者数　　【下段】 累積構成比　　産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			性別	
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	男性	女性
計	180,581	77,877	85,899	16,805	81,292	99,289
円 - 810	1,869 (1.0)	982 (1.3)	841 (1.0)	46 (0.3)	621 (0.8)	1,248 (1.3)
811 - 811	1,906 (1.1)	1,018 (1.3)	841 (1.0)	46 (0.3)	621 (0.8)	1,285 (1.3)
812 - 812	1,999 (1.1)	1,018 (1.3)	934 (1.1)	46 (0.3)	676 (0.8)	1,323 (1.3)
813 - 813	1,999 (1.1)	1,018 (1.3)	934 (1.1)	46 (0.3)	676 (0.8)	1,323 (1.3)
814 - 814	1,999 (1.1)	1,018 (1.3)	934 (1.1)	46 (0.3)	676 (0.8)	1,323 (1.3)
815 - 815	2,075 (1.1)	1,018 (1.3)	1,011 (1.2)	46 (0.3)	714 (0.9)	1,361 (1.4)
816 - 816	2,075 (1.1)	1,018 (1.3)	1,011 (1.2)	46 (0.3)	714 (0.9)	1,361 (1.4)
817 - 817	2,075 (1.1)	1,018 (1.3)	1,011 (1.2)	46 (0.3)	714 (0.9)	1,361 (1.4)
818 - 818	2,141 (1.2)	1,055 (1.4)	1,040 (1.2)	46 (0.3)	714 (0.9)	1,427 (1.4)
819 - 819	2,178 (1.2)	1,092 (1.4)	1,040 (1.2)	46 (0.3)	714 (0.9)	1,464 (1.5)
820 - 820	2,343 (1.3)	1,257 (1.6)	1,040 (1.2)	46 (0.3)	714 (0.9)	1,629 (1.6)
821 - 821	6,511 (3.6)	3,342 (4.3)	2,985 (3.5)	184 (1.1)	1,427 (1.8)	5,085 (5.1)
822 - 822	6,874 (3.8)	3,379 (4.3)	3,311 (3.9)	184 (1.1)	1,427 (1.8)	5,448 (5.5)
823 - 823	6,874 (3.8)	3,379 (4.3)	3,311 (3.9)	184 (1.1)	1,427 (1.8)	5,448 (5.5)
824 - 824	6,912 (3.8)	3,379 (4.3)	3,349 (3.9)	184 (1.1)	1,427 (1.8)	5,486 (5.5)
825 - 825	9,552 (5.3)	4,250 (5.5)	4,473 (5.2)	829 (4.9)	1,820 (2.2)	7,732 (7.8)
826 - 826	9,590 (5.3)	4,250 (5.5)	4,511 (5.3)	829 (4.9)	1,820 (2.2)	7,770 (7.8)
827 - 827	9,617 (5.3)	4,250 (5.5)	4,539 (5.3)	829 (4.9)	1,820 (2.2)	7,797 (7.9)
828 - 828	9,694 (5.4)	4,250 (5.5)	4,615 (5.4)	829 (4.9)	1,896 (2.3)	7,797 (7.9)
829 - 829	9,721 (5.4)	4,250 (5.5)	4,643 (5.4)	829 (4.9)	1,896 (2.3)	7,825 (7.9)
830 - 830	12,784 (7.1)	5,538 (7.1)	5,682 (6.6)	1,565 (9.3)	2,537 (3.1)	10,247 (10.3)
831 - 831	12,870 (7.1)	5,538 (7.1)	5,768 (6.7)	1,565 (9.3)	2,537 (3.1)	10,333 (10.4)
832 - 832	12,966 (7.2)	5,574 (7.2)	5,827 (6.8)	1,565 (9.3)	2,537 (3.1)	10,429 (10.5)
833 - 833	13,230 (7.3)	5,703 (7.3)	5,962 (6.9)	1,565 (9.3)	2,650 (3.3)	10,580 (10.7)
834 - 834	13,407 (7.4)	5,703 (7.3)	6,139 (7.1)	1,565 (9.3)	2,650 (3.3)	10,757 (10.8)
835 - 835	13,978 (7.7)	6,014 (7.7)	6,352 (7.4)	1,611 (9.6)	2,696 (3.3)	11,281 (11.4)
836 - 836	14,057 (7.8)	6,094 (7.8)	6,352 (7.4)	1,611 (9.6)	2,696 (3.3)	11,361 (11.4)
837 - 837	14,128 (7.8)	6,165 (7.9)	6,352 (7.4)	1,611 (9.6)	2,725 (3.4)	11,403 (11.5)
838 - 838	14,548 (8.1)	6,250 (8.0)	6,687 (7.8)	1,611 (9.6)	2,775 (3.4)	11,773 (11.9)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			性別	
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	男性	女性
839 - 839	14,577 (8.1)	6,250 (8.0)	6,716 (7.8)	1,611 (9.6)	2,775 (3.4)	11,803 (11.9)
840 840	15,486 (8.6)	6,959 (8.9)	6,870 (8.0)	1,657 (9.9)	2,917 (3.6)	12,569 (12.7)
841 841	15,582 (8.6)	6,984 (9.0)	6,941 (8.1)	1,657 (9.9)	2,917 (3.6)	12,665 (12.8)
842 842	15,695 (8.7)	7,020 (9.0)	7,017 (8.2)	1,657 (9.9)	2,953 (3.6)	12,741 (12.8)
843 843	15,806 (8.8)	7,049 (9.1)	7,100 (8.3)	1,657 (9.9)	2,981 (3.7)	12,825 (12.9)
844 844	15,833 (8.8)	7,049 (9.1)	7,127 (8.3)	1,657 (9.9)	2,981 (3.7)	12,852 (12.9)
845 845	16,168 (9.0)	7,153 (9.2)	7,312 (8.5)	1,703 (10.1)	3,076 (3.8)	13,092 (13.2)
846 846	16,314 (9.0)	7,190 (9.2)	7,421 (8.6)	1,703 (10.1)	3,131 (3.9)	13,183 (13.3)
847 847	16,314 (9.0)	7,190 (9.2)	7,421 (8.6)	1,703 (10.1)	3,131 (3.9)	13,183 (13.3)
848 848	16,500 (9.1)	7,311 (9.4)	7,485 (8.7)	1,703 (10.1)	3,131 (3.9)	13,369 (13.5)
849 849	16,652 (9.2)	7,354 (9.4)	7,595 (8.8)	1,703 (10.1)	3,186 (3.9)	13,466 (13.6)
850 850	23,959 (13.3)	10,116 (13.0)	11,358 (13.2)	2,486 (14.8)	5,063 (6.2)	18,897 (19.0)
851 851	24,073 (13.3)	10,187 (13.1)	11,400 (13.3)	2,486 (14.8)	5,112 (6.3)	18,960 (19.1)
852 852	24,228 (13.4)	10,297 (13.2)	11,400 (13.3)	2,532 (15.1)	5,158 (6.3)	19,070 (19.2)
853 853	24,283 (13.4)	10,297 (13.2)	11,455 (13.3)	2,532 (15.1)	5,186 (6.4)	19,098 (19.2)
854 854	24,774 (13.7)	10,346 (13.3)	11,483 (13.4)	2,946 (17.5)	5,186 (6.4)	19,589 (19.7)
855 855	25,307 (14.0)	10,487 (13.5)	11,874 (13.8)	2,946 (17.5)	5,211 (6.4)	20,096 (20.2)
856 856	25,445 (14.1)	10,596 (13.6)	11,903 (13.9)	2,946 (17.5)	5,240 (6.4)	20,206 (20.4)
857 857	25,583 (14.2)	10,596 (13.6)	12,040 (14.0)	2,946 (17.5)	5,240 (6.4)	20,343 (20.5)
858 858	25,911 (14.3)	10,621 (13.6)	12,068 (14.0)	3,222 (19.2)	5,240 (6.4)	20,671 (20.8)
859 859	26,013 (14.4)	10,658 (13.7)	12,133 (14.1)	3,222 (19.2)	5,304 (6.5)	20,709 (20.9)
860 860	27,365 (15.2)	11,109 (14.3)	12,574 (14.6)	3,682 (21.9)	5,496 (6.8)	21,869 (22.0)
861 861	27,390 (15.2)	11,133 (14.3)	12,574 (14.6)	3,682 (21.9)	5,496 (6.8)	21,893 (22.1)
862 862	27,493 (15.2)	11,162 (14.3)	12,603 (14.7)	3,728 (22.2)	5,496 (6.8)	21,997 (22.2)
863 863	27,542 (15.3)	11,162 (14.3)	12,651 (14.7)	3,728 (22.2)	5,524 (6.8)	22,018 (22.2)
864 864	27,570 (15.3)	11,191 (14.4)	12,651 (14.7)	3,728 (22.2)	5,552 (6.8)	22,018 (22.2)
865 865	27,764 (15.4)	11,248 (14.4)	12,742 (14.8)	3,774 (22.5)	5,581 (6.9)	22,184 (22.3)
866 866	27,793 (15.4)	11,276 (14.5)	12,742 (14.8)	3,774 (22.5)	5,581 (6.9)	22,212 (22.4)
867 867	27,793 (15.4)	11,276 (14.5)	12,742 (14.8)	3,774 (22.5)	5,581 (6.9)	22,212 (22.4)
868 868	27,876 (15.4)	11,301 (14.5)	12,801 (14.9)	3,774 (22.5)	5,581 (6.9)	22,295 (22.5)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）		合計	規模別			性別	
			１～９人	１０～２９人	３０～９９人	男性	女性
		28,060	11,354	12,932	3,774	5,644	22,417
869	869	(15.5)	(14.6)	(15.1)	(22.5)	(6.9)	(22.6)
		30,407	12,489	13,959	3,958	6,108	24,298
870	870	(16.8)	(16.0)	(16.3)	(23.6)	(7.5)	(24.5)
		30,462	12,489	14,014	3,958	6,108	24,353
871	871	(16.9)	(16.0)	(16.3)	(23.6)	(7.5)	(24.5)
		31,661	12,928	14,682	4,050	6,271	25,390
872	879	(17.5)	(16.6)	(17.1)	(24.1)	(7.7)	(25.6)
		35,615	13,992	17,297	4,327	7,274	28,341
880	889	(19.7)	(18.0)	(20.1)	(25.7)	(8.9)	(28.5)
		37,129	14,396	18,268	4,465	7,497	29,632
890	899	(20.6)	(18.5)	(21.3)	(26.6)	(9.2)	(29.8)
		45,720	18,204	22,867	4,649	9,778	35,942
900	909	(25.3)	(23.4)	(26.6)	(27.7)	(12.0)	(36.2)
		48,139	19,447	23,951	4,741	10,324	37,815
910	919	(26.7)	(25.0)	(27.9)	(28.2)	(12.7)	(38.1)
		50,843	20,147	25,679	5,017	10,856	39,987
920	929	(28.2)	(25.9)	(29.9)	(29.9)	(13.4)	(40.3)
		52,573	21,076	26,249	5,247	11,358	41,214
930	939	(29.1)	(27.1)	(30.6)	(31.2)	(14.0)	(41.5)
		54,677	22,128	27,163	5,385	11,689	42,988
940	949	(30.3)	(28.4)	(31.6)	(32.0)	(14.4)	(43.3)
		59,099	24,421	28,924	5,753	13,139	45,960
950	959	(32.7)	(31.4)	(33.7)	(34.2)	(16.2)	(46.3)
		61,413	25,726	29,841	5,846	13,868	47,545
960	969	(34.0)	(33.0)	(34.7)	(34.8)	(17.1)	(47.9)
		63,436	26,558	30,802	6,076	14,415	49,021
970	979	(35.1)	(34.1)	(35.9)	(36.2)	(17.7)	(49.4)
		64,776	26,998	31,427	6,352	14,832	49,944
980	989	(35.9)	(34.7)	(36.6)	(37.8)	(18.2)	(50.3)
		66,019	27,768	31,669	6,582	15,140	50,879
990	999	(36.6)	(35.7)	(36.9)	(39.2)	(18.6)	(51.2)
		87,890	38,426	40,626	8,837	23,953	63,936
1000	1099	(48.7)	(49.3)	(47.3)	(52.6)	(29.5)	(64.4)
		103,968	45,135	48,154	10,678	30,738	73,230
1100	1199	(57.6)	(58.0)	(56.1)	(63.5)	(37.8)	(73.8)
		115,773	50,316	53,812	11,645	37,260	78,513
1200	1299	(64.1)	(64.6)	(62.6)	(69.3)	(45.8)	(79.1)
		129,513	56,212	60,735	12,566	44,644	84,868
1300	1399	(71.7)	(72.2)	(70.7)	(74.8)	(54.9)	(85.5)
		138,408	59,862	65,290	13,256	50,441	87,967
1400	1499	(76.6)	(76.9)	(76.0)	(78.9)	(62.0)	(88.6)
		180,581	77,877	85,899	16,805	81,292	99,289
1500		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		186,310	187,625	182,795	198,187	236,090	145,554
時間当平均賃金額		1,285	1,297	1,285	1,233	1,491	1,117
月一人当たり労働時間数		141	139	138	158	156	128
中位数		1,110	1,101	1,133	1,085	1,349	984
第１・４分位数		905	920	900	880	1,050	875
第１・１０分位数		850	850	850	845	900	830
第１・２０分位数		825	825	825	830	850	821
四分位偏差係数		0.2511	0.2442	0.2546	0.2478	0.2355	0.1731

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

04年　　総括表（1）の２

【上段】 累積労働者数　　【下段】 累積構成比　　産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	年齢別					
		１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	180,581	2,450	3,057	121,960	16,908	17,893	18,313
円 - 810	1,869 (1.0)			1,150 (0.9)	52 (0.3)	189 (1.1)	478 (2.6)
811 - 811	1,906 (1.1)			1,186 (1.0)	52 (0.3)	189 (1.1)	478 (2.6)
812 - 812	1,999 (1.1)			1,279 (1.0)	52 (0.3)	189 (1.1)	478 (2.6)
813 - 813	1,999 (1.1)			1,279 (1.0)	52 (0.3)	189 (1.1)	478 (2.6)
814 - 814	1,999 (1.1)			1,279 (1.0)	52 (0.3)	189 (1.1)	478 (2.6)
815 - 815	2,075 (1.1)			1,318 (1.1)	52 (0.3)	227 (1.3)	478 (2.6)
816 - 816	2,075 (1.1)			1,318 (1.1)	52 (0.3)	227 (1.3)	478 (2.6)
817 - 817	2,075 (1.1)			1,318 (1.1)	52 (0.3)	227 (1.3)	478 (2.6)
818 - 818	2,141 (1.2)			1,383 (1.1)	52 (0.3)	227 (1.3)	478 (2.6)
819 - 819	2,178 (1.2)			1,420 (1.2)	52 (0.3)	227 (1.3)	478 (2.6)
820 - 820	2,343 (1.3)			1,586 (1.3)	52 (0.3)	227 (1.3)	478 (2.6)
821 - 821	6,511 (3.6)		84 (2.8)	3,278 (2.7)	593 (3.5)	696 (3.9)	1,860 (10.2)
822 - 822	6,874 (3.8)		84 (2.8)	3,430 (2.8)	691 (4.1)	771 (4.3)	1,898 (10.4)
823 - 823	6,874 (3.8)		84 (2.8)	3,430 (2.8)	691 (4.1)	771 (4.3)	1,898 (10.4)
824 - 824	6,912 (3.8)		84 (2.8)	3,469 (2.8)	691 (4.1)	771 (4.3)	1,898 (10.4)
825 - 825	9,552 (5.3)	37 (1.5)	121 (4.0)	5,264 (4.3)	850 (5.0)	963 (5.4)	2,318 (12.7)
826 - 826	9,590 (5.3)	37 (1.5)	121 (4.0)	5,302 (4.3)	850 (5.0)	963 (5.4)	2,318 (12.7)
827 - 827	9,617 (5.3)	37 (1.5)	121 (4.0)	5,302 (4.3)	850 (5.0)	963 (5.4)	2,345 (12.8)
828 - 828	9,694 (5.4)	37 (1.5)	121 (4.0)	5,378 (4.4)	850 (5.0)	963 (5.4)	2,345 (12.8)
829 - 829	9,721 (5.4)	37 (1.5)	121 (4.0)	5,406 (4.4)	850 (5.0)	963 (5.4)	2,345 (12.8)
830 - 830	12,784 (7.1)	227 (9.3)	185 (6.0)	7,423 (6.1)	1,020 (6.0)	1,206 (6.7)	2,724 (14.9)
831 - 831	12,870 (7.1)	227 (9.3)	185 (6.0)	7,509 (6.2)	1,020 (6.0)	1,206 (6.7)	2,724 (14.9)
832 - 832	12,966 (7.2)	227 (9.3)	185 (6.0)	7,545 (6.2)	1,041 (6.2)	1,244 (7.0)	2,724 (14.9)
833 - 833	13,230 (7.3)	227 (9.3)	185 (6.0)	7,691 (6.3)	1,041 (6.2)	1,282 (7.2)	2,805 (15.3)
834 - 834	13,407 (7.4)	227 (9.3)	185 (6.0)	7,826 (6.4)	1,041 (6.2)	1,324 (7.4)	2,805 (15.3)
835 - 835	13,978 (7.7)	227 (9.3)	185 (6.0)	8,296 (6.8)	1,105 (6.5)	1,361 (7.6)	2,805 (15.3)
836 - 836	14,057 (7.8)	227 (9.3)	185 (6.0)	8,375 (6.9)	1,105 (6.5)	1,361 (7.6)	2,805 (15.3)
837 - 837	14,128 (7.8)	227 (9.3)	185 (6.0)	8,417 (6.9)	1,105 (6.5)	1,361 (7.6)	2,833 (15.5)
838 - 838	14,548 (8.1)	227 (9.3)	185 (6.0)	8,788 (7.2)	1,105 (6.5)	1,382 (7.7)	2,862 (15.6)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	年齢別					
		１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
839 - 839	14,577 (8.1)	227 (9.3)	185 (6.0)	8,817 (7.2)	1,105 (6.5)	1,382 (7.7)	2,862 (15.6)
840 840	15,486 (8.6)	227 (9.3)	185 (6.0)	9,387 (7.7)	1,239 (7.3)	1,499 (8.4)	2,948 (16.1)
841 841	15,582 (8.6)	227 (9.3)	185 (6.0)	9,462 (7.8)	1,260 (7.5)	1,499 (8.4)	2,948 (16.1)
842 842	15,695 (8.7)	227 (9.3)	185 (6.0)	9,499 (7.8)	1,260 (7.5)	1,538 (8.6)	2,987 (16.3)
843 843	15,806 (8.8)	227 (9.3)	185 (6.0)	9,555 (7.8)	1,288 (7.6)	1,538 (8.6)	3,014 (16.5)
844 844	15,833 (8.8)	227 (9.3)	185 (6.0)	9,582 (7.9)	1,288 (7.6)	1,538 (8.6)	3,014 (16.5)
845 845	16,168 (9.0)	227 (9.3)	185 (6.0)	9,753 (8.0)	1,326 (7.8)	1,609 (9.0)	3,068 (16.8)
846 846	16,314 (9.0)	227 (9.3)	185 (6.0)	9,900 (8.1)	1,326 (7.8)	1,609 (9.0)	3,068 (16.8)
847 847	16,314 (9.0)	227 (9.3)	185 (6.0)	9,900 (8.1)	1,326 (7.8)	1,609 (9.0)	3,068 (16.8)
848 848	16,500 (9.1)	227 (9.3)	185 (6.0)	9,979 (8.2)	1,326 (7.8)	1,673 (9.3)	3,110 (17.0)
849 849	16,652 (9.2)	227 (9.3)	185 (6.0)	10,077 (8.3)	1,326 (7.8)	1,728 (9.7)	3,110 (17.0)
850 850	23,959 (13.3)	774 (31.6)	807 (26.4)	13,895 (11.4)	1,758 (10.4)	2,447 (13.7)	4,279 (23.4)
851 851	24,073 (13.3)	774 (31.6)	807 (26.4)	13,988 (11.5)	1,758 (10.4)	2,447 (13.7)	4,300 (23.5)
852 852	24,228 (13.4)	774 (31.6)	807 (26.4)	14,076 (11.5)	1,758 (10.4)	2,514 (14.0)	4,300 (23.5)
853 853	24,283 (13.4)	774 (31.6)	807 (26.4)	14,131 (11.6)	1,758 (10.4)	2,514 (14.0)	4,300 (23.5)
854 854	24,774 (13.7)	774 (31.6)	832 (27.2)	14,551 (11.9)	1,758 (10.4)	2,560 (14.3)	4,300 (23.5)
855 855	25,307 (14.0)	774 (31.6)	832 (27.2)	14,995 (12.3)	1,803 (10.7)	2,602 (14.5)	4,300 (23.5)
856 856	25,445 (14.1)	774 (31.6)	832 (27.2)	15,080 (12.4)	1,803 (10.7)	2,656 (14.8)	4,300 (23.5)
857 857	25,583 (14.2)	774 (31.6)	832 (27.2)	15,163 (12.4)	1,803 (10.7)	2,711 (15.2)	4,300 (23.5)
858 858	25,911 (14.3)	774 (31.6)	832 (27.2)	15,445 (12.7)	1,803 (10.7)	2,757 (15.4)	4,300 (23.5)
859 859	26,013 (14.4)	774 (31.6)	832 (27.2)	15,483 (12.7)	1,803 (10.7)	2,757 (15.4)	4,364 (23.8)
860 860	27,365 (15.2)	774 (31.6)	861 (28.2)	16,333 (13.4)	2,069 (12.2)	2,757 (15.4)	4,570 (25.0)
861 861	27,390 (15.2)	774 (31.6)	861 (28.2)	16,358 (13.4)	2,069 (12.2)	2,757 (15.4)	4,570 (25.0)
862 862	27,493 (15.2)	774 (31.6)	890 (29.1)	16,433 (13.5)	2,069 (12.2)	2,757 (15.4)	4,570 (25.0)
863 863	27,542 (15.3)	774 (31.6)	890 (29.1)	16,481 (13.5)	2,069 (12.2)	2,757 (15.4)	4,570 (25.0)
864 864	27,570 (15.3)	774 (31.6)	890 (29.1)	16,510 (13.5)	2,069 (12.2)	2,757 (15.4)	4,570 (25.0)
865 865	27,764 (15.4)	774 (31.6)	890 (29.1)	16,598 (13.6)	2,091 (12.4)	2,784 (15.6)	4,627 (25.3)
866 866	27,793 (15.4)	774 (31.6)	890 (29.1)	16,627 (13.6)	2,091 (12.4)	2,784 (15.6)	4,627 (25.3)
867 867	27,793 (15.4)	774 (31.6)	890 (29.1)	16,627 (13.6)	2,091 (12.4)	2,784 (15.6)	4,627 (25.3)
868 868	27,876 (15.4)	774 (31.6)	890 (29.1)	16,710 (13.7)	2,091 (12.4)	2,784 (15.6)	4,627 (25.3)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）		合計	年齢別					
			１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
		28,060	774	890	16,800	2,119	2,822	4,655
869	869	(15.5)	(31.6)	(29.1)	(13.8)	(12.5)	(15.8)	(25.4)
		30,407	774	1,236	18,106	2,380	3,138	4,772
870	870	(16.8)	(31.6)	(40.4)	(14.8)	(14.1)	(17.5)	(26.1)
		30,462	774	1,236	18,106	2,380	3,138	4,827
871	871	(16.9)	(31.6)	(40.4)	(14.8)	(14.1)	(17.5)	(26.4)
		31,661	774	1,261	19,042	2,499	3,184	4,900
872	879	(17.5)	(31.6)	(41.2)	(15.6)	(14.8)	(17.8)	(26.8)
		35,615	965	1,579	21,515	2,787	3,503	5,266
880	889	(19.7)	(39.4)	(51.7)	(17.6)	(16.5)	(19.6)	(28.8)
		37,129	965	1,579	22,459	3,031	3,592	5,502
890	899	(20.6)	(39.4)	(51.7)	(18.4)	(17.9)	(20.1)	(30.0)
		45,720	1,703	1,930	26,568	3,528	4,918	7,073
900	909	(25.3)	(69.5)	(63.1)	(21.8)	(20.9)	(27.5)	(38.6)
		48,139	1,758	1,930	28,391	3,608	5,214	7,237
910	919	(26.7)	(71.8)	(63.1)	(23.3)	(21.3)	(29.1)	(39.5)
		50,843	1,758	2,058	30,255	3,838	5,515	7,418
920	929	(28.2)	(71.8)	(67.3)	(24.8)	(22.7)	(30.8)	(40.5)
		52,573	1,758	2,104	31,279	3,894	5,704	7,832
930	939	(29.1)	(71.8)	(68.8)	(25.6)	(23.0)	(31.9)	(42.8)
		54,677	1,758	2,177	32,610	4,126	6,025	7,980
940	949	(30.3)	(71.8)	(71.2)	(26.7)	(24.4)	(33.7)	(43.6)
		59,099	2,280	2,351	35,071	4,502	6,441	8,453
950	959	(32.7)	(93.1)	(76.9)	(28.8)	(26.6)	(36.0)	(46.2)
		61,413	2,280	2,351	36,647	4,568	6,650	8,917
960	969	(34.0)	(93.1)	(76.9)	(30.0)	(27.0)	(37.2)	(48.7)
		63,436	2,280	2,397	38,158	4,756	6,777	9,067
970	979	(35.1)	(93.1)	(78.4)	(31.3)	(28.1)	(37.9)	(49.5)
		64,776	2,280	2,397	39,121	4,826	6,976	9,177
980	989	(35.9)	(93.1)	(78.4)	(32.1)	(28.5)	(39.0)	(50.1)
		66,019	2,280	2,397	39,935	4,943	7,143	9,322
990	999	(36.6)	(93.1)	(78.4)	(32.7)	(29.2)	(39.9)	(50.9)
		87,890	2,335	2,811	55,637	6,014	9,545	11,548
1000	1099	(48.7)	(95.3)	(91.9)	(45.6)	(35.6)	(53.3)	(63.1)
		103,968	2,335	2,936	67,954	7,036	10,993	12,712
1100	1199	(57.6)	(95.3)	(96.0)	(55.7)	(41.6)	(61.4)	(69.4)
		115,773	2,373	3,021	76,450	8,163	12,102	13,664
1200	1299	(64.1)	(96.9)	(98.8)	(62.7)	(48.3)	(67.6)	(74.6)
		129,513	2,373	3,057	86,337	9,680	13,010	15,055
1300	1399	(71.7)	(96.9)	(100.0)	(70.8)	(57.2)	(72.7)	(82.2)
		138,408	2,373		92,701	10,740	13,888	15,647
1400	1499	(76.6)	(96.9)		(76.0)	(63.5)	(77.6)	(85.4)
		180,581	2,450		121,960	16,908	17,893	18,313
1500		(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		186,310	45,912	70,554	194,949	223,278	183,786	135,215
時間当平均賃金額		1,285	929	926	1,292	1,474	1,246	1,215
月一人当たり労働時間数		141	51	74	147	145	142	111
中位数		1,110	900	880	1,140	1,308	1,059	984
第１・４分位数		905	850	850	930	950	900	865
第１・１０分位数		850	850	850	850	850	850	821
第１・２０分位数		825	830	830	830	825	825	821
四分位偏差係数		0.2511	0.0556	0.0572	0.2406	0.2941	0.2506	0.2214

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件　　名			
業　　種			
現行の最低賃金額	時　間　額	821円	
未　満　率		1.3％	

項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.12	822	3.61	6,511
2	2	0.24	823	3.81	6,874
3	3	0.37	824	3.81	6,874
4	4	0.49	825	3.83	6,912
5	5	0.61	826	5.29	9,552
6	6	0.73	827	5.31	9,590
7	7	0.85	828	5.33	9,617
8	8	0.97	829	5.37	9,694
9	9	1.10	830	5.38	9,721
10	10	1.22	831	7.08	12,784
11	11	1.34	832	7.13	12,870
12	12	1.46	833	7.18	12,966
13	13	1.58	834	7.33	13,230
14	14	1.71	835	7.42	13,407
15	15	1.83	836	7.74	13,978
16	16	1.95	837	7.78	14,057
17	17	2.07	838	7.82	14,128
18	18	2.19	839	8.06	14,548
19	19	2.31	840	8.07	14,577
20	20	2.44	841	8.58	15,486
21	21	2.56	842	8.63	15,582
22	22	2.68	843	8.69	15,695
23	23	2.80	844	8.75	15,806
24	24	2.92	845	8.77	15,833
25	25	3.05	846	8.95	16,168
26	26	3.17	847	9.03	16,314
27	27	3.29	848	9.03	16,314
28	28	3.41	849	9.14	16,500
29	29	3.53	850	9.22	16,652
30	30	3.65	851	13.27	23,959
31	31	3.78	852	13.33	24,073
32	32	3.90	853	13.42	24,228
33	33	4.02	854	13.45	24,283
34	34	4.14	855	13.72	24,774
35	35	4.26	856	14.01	25,307

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件　　名		
業　　種		
現行の最低賃金額	時　間　額	821円
未　満　率		1.3％

項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	36	4.38	857	14.09	25,445
37	37	4.51	858	14.17	25,583
38	38	4.63	859	14.35	25,911
39	39	4.75	860	14.41	26,013
40	40	4.87	861	15.15	27,365
41	41	4.99	862	15.17	27,390
42	42	5.12	863	15.22	27,493
43	43	5.24	864	15.25	27,542
44	44	5.36	865	15.27	27,570
45	45	5.48	866	15.37	27,764
46	46	5.60	867	15.39	27,793
47	47	5.72	868	15.39	27,793
48	48	5.85	869	15.44	27,876
49	49	5.97	870	15.54	28,060
50	50	6.09	871	16.84	30,407

B0-012-00 R 4. 7.22＊ 2ページ